

事業の名称		社会資本整備総合交付金（国道・県道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	下記参照
事業の概要等	◎ 事業の目的や枠組み及び「新潟県の社会資本総合整備計画」は道路建設課の「社会資本整備総合交付金（国道・地方道）」に記載（道建－9～）					
	● 防災・安全交付金					
	〔除雪事業〕					
	「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」により指定された路線のうち、重要な路線を対象とし、機械力を主体として行う除雪工、運搬排雪工、消雪工（施設整備を除く）、薬剤散布工及び歩道除雪工により道路交通を確保するもの。					
	〔災害防除〕					
	落石などのおそれのある箇所や波浪の影響を受けるような箇所で、既存の施設などをそのまま放置すれば交通に著しい支障を及ぼすおそれのある箇所について、災害の発生を未然に防ぐために行うもの。					
	〔橋梁補修〕					
	損傷、老朽、交通荷重増大等のため危険な状態にある永久橋の補修・補強、もしくは耐震性の向上のために橋脚補強や落橋防止等を行う必要がある永久橋の補強。					
	〔隧道補修〕					
	隧道本体の補修・補強及びトンネル附属施設の整備を行い、通行の安全を確保するもの。					
〔交通安全〕						
「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律」により指定された区間で、交通事故の防止、もしくは歩行者の安全で円滑な移動の確保のために交通安全施設等の整備を行うもの。						
1 歩道等						
歩道等の整備は、新設・拡幅の他、段差・傾斜・勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリーの推進に係る整備を含むものとする。						
(1) 歩道						
構造は、道路構造令等の規定を満たすものとする。ただし、道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について対策を行う場合においては、道路構造令等の規定によらないことができる。						

(2) 歩行者専用道路

当該区間に歩道を併設して整備することが著しく困難な場合、または当該区間に歩道を整備するよりも歩行者専用道路を整備する方が経済的に有利な場合に、歩行者専用道路を整備することができる。

構造は(1)歩道の記述に準ずる。

(3) 自転車道

構造は(1)歩道の記述に準ずる。

(4) 自転車歩行者道

歩行者及び自転車交通が自動車交通により危険にさらされており、かつ、自転車と歩行者とを分離しないで通行させても安全かつ円滑な交通が確保できる場合に自転車歩行者道を整備することができる。

構造は(1)歩道の記述に準ずる。

(5) 自転車歩行者専用道路

自転車歩行者あるいは自転車道の整備が必要な区間において、当該区間に自転車歩行者道(自転車道)を併設して整備することが著しく困難な場合または当該区間に自転車歩行者道(自転車道)を整備するよりも自転車歩行者専用道路(自転車専用道路を含む。)を整備する方が経済的に有利な場合に、自転車歩行者専用道路を整備することができる。

構造は(1)歩道の記述に準ずる。

(6) コミュニティ道路

歩行者等の通行等が優先されるべき区間において、次の各号のすべてに該当する場合に、自転車の速度を抑制する凸部や狭さく部等や、歩行者と自転車、自動車等の通行空間を物理的に分離するために、低い縁石等を歩車道境界に設置するコミュニティ道路を整備することができる。

構造は(1)歩道の記述に準ずる。

(イ) 周辺に自動車交通を処理する幹線道路があり、当該道路をコミュニティ道路として整備しても、自動車交通に支障を及ぼさない地域であること。

(ロ) 沿道に駅・公園・教育施設、その他日常生活活動に必要な施設等が立地しており、これらの施設に連結する道路であること。

2 立体横断施設

原則として立体横断施設技術基準（昭和 53 年 3 月 22 日建設省道企発第 14 号）の規定を満たすものとする。

また、立体横断施設に付随し設置する立体昇降装置についてはバリアフリーの観点から必要と認められる箇所について実施することができる。

3 歩車共存道路

歩行者等の通行等が優先されるべき区間において、次の各号のすべてに該当する場合に、自動車の速度を抑制する凸部や狭さく部、屈曲部等の歩車共存道路を整備することができる。

構造は（1）歩道の記述に準ずる。

（イ）周辺に自動車交通を処理する幹線道路があり、当該道路を歩車共存道路として整備しても、自動車交通に支障を及ぼさない地域であること。

（ロ）沿道に駅・公園・教育施設、その他日常生活活動に必要な施設等が立地しており、これらの施設に連結する道路であること。

4 あんしん歩行エリア

あんしん歩行エリア（「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則」第 1 条第 2 号に規定する地区）において、歩行者等の安全を確保するため、歩行者専用道路、自動車歩行者専用道路、コミュニティ道路、歩車共存道路等を面的に整備することができる。

5 中央帯（チャッターバーの設置等簡易なものを含む。）

車線を往復の方向別に分離する必要がある場合に、中央帯の整備を実施することができる。

6 交差点の改良（信号機設置を除く。）

交差点における交通流改善のため交通事故減少の効果が十分期待できるものについて、交差点の改良を実施することができる。

7 視距の改良

見通しの悪い屈折部や、視距の不足のため交通が著しく停滞する箇所等において、視距の改良を実施することができる。

8 車両停車帯

交通が渋滞する箇所、もしくは交通に渋滞を及ぼす箇所において、バス停車帯や荷さばき停車帯等の車両停車帯を設置することができる。

9 路肩の改良

転落事故等の発生するおそれのある区間について、路肩の改良を実施することができる。

1.0 登坂車線

原則として2車線の登坂区間で無理な追越しを防止する必要がある区間に登坂車線を整備することができる。

1.1 付加車線

原則として2車線の追越し禁止区間で無理な追越しを防止する必要がある区間に付加車線を整備することができる。

1.2 道路標識

交差点あるいは交差点付近に方面方向、距離等を示す大型案内標識及び交差道路の路線番号を示す標識等、また歩道等において歩行者案内用の誘導標識を設置することができる。原則として標識令の規定を満たすものとする。

1.3 自転車駐車場

道路上に自転車型数放置されており通行の安全を阻害されている、または阻害されるおそれのある箇所に自転車駐車場（都市計画自転車駐車場を除く。）を設置することができる。

1.4 道路情報提供装置

異常気象その他の理由により交通傷害の発生が予想される区間において安全で円滑な道路交通の確保のために道路情報提供装置を設置することができる。

1.5 道路照明

夜間事故多発箇所または事故が発生すると予想される箇所、及び歩道等において歩行者の夜間の安全かつ円滑な通行に供する箇所に道路照明を設置することができる。

1.6 自動車駐車場

(1) 市街地型自動車駐車場

次の各号のすべてに該当する場合に市街地型自動車駐車場を整備することができる。

(イ) 有料融資事業では整備が困難であること。

(ロ) 路上駐車車両による交通機能の阻害を防止するため、緊急に整備が必要な箇所であること。

(ハ) 駐車料金を徴収するもの。

(2) 簡易パーキングエリア

夜間運転、過労運転による交通事故が多発もしくは多発するおそれのある路線において、簡易パーキングエリアを整備することができる。

事業の概要等

17 防護柵

事故が多発しているもしくは事故の発生を予防する必要がある区間において、防護柵を設置することができる。

18 視線誘導標

事故が多発しているもしくは事故の発生を予防する必要がある区間において、視線誘導標、視線誘導板を設置することができる。

19 区画線

事故が多発しているもしくは事故の発生を予防する必要がある箇所において、区画線を設置することができる。

20 道路反射鏡

事故が多発しているもしくは事故の発生を予防する必要がある箇所において、道路反射鏡を設置することができる。

21 地点標（キロポスト）

道路案内標識を補完する必要がある区間において、地点標を整備することができる。

22 カラー舗装

道路空間の制約上、該当区間に歩道・自転車道等を整備することが著しく困難な箇所、事故が多発しているもしくは事故の発生を予防する必要がある区間において、カラー舗装を実施することができる。

〔雪寒事業〕

1 防雪事業

安全な冬期交通を確保するため、スノーシェッド・雪崩予防柵及び吹き払い柵等の雪崩や地吹雪対策として実施するもの。

2 一般防雪事業

円滑な冬期交通を確保するため、消雪施設の整備や更新及びチェーン着脱場等の路面对策として実施するもの。

3 凍雪害防止事業

(1) 凍上・融雪による路盤の破壊を防止するために行う路盤改良・排水施設の整備

(2) 路側の堆雪のために積雪期の車線の確保が著しく困難な区間において、堆雪幅を設けるための局所的な拡幅（堆雪幅の確保）。

(3) 現道内の路側に堆雪した雪を処理して、堆雪スペースを確保するための流雪溝整備。

事業 の 概 要 等	<p>[舗装補修]</p> <p>計画的に舗装道路の路盤からの打換えまたは全面的な補修工事を行い、道路の安全確保を図るもの</p>
	<p>[除雪機械]</p> <p>積雪寒冷地域として「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」施行令第1条で指定された地域の路線における除雪事業を遂行するのに必要な除雪ドーザ等建設機械の整備を行うもの。</p>
	<p>[施設点検]</p> <p>道路ストック（橋梁、トンネル、洞門、舗装、道路付属物、法面・盛土・擁壁等）の点検や、個別施設計画の策定を行うもの。</p>
	<p>※ただし、公共施設等適正管理推進事業債（長寿命化事業）の対象事業を除く</p>
	<p>県予算計上科目</p>
	<p>[除雪事業] 道路克雪対策費</p>
	<p>[災害防除] 道路橋りょう新設改良費、交付金関係道路費</p>
	<p>[橋梁補修] 道路橋りょう補修費、交付金関係道路費</p>
	<p>[隧道補修] 交付金関係道路費</p>
	<p>[交通安全] 道路橋りょう新設改良費、交付金関係道路費</p>
<p>[雪寒事業] 交付金関係道路費</p>	
<p>[舗装補修] 交付金関係道路費</p>	
<p>[除雪機械] 道路克雪対策費</p>	
<p>[施設点検] 道路橋りょう維持費</p>	

経費の負担区分	<p>交付金事業について、国の負担又は補助が義務づけられている場合を除き、要素事業ごとの国費と地方費の割合は自由に設定できるが、各地方公共団体の事業費総額は下記の割合となる。</p> <p>(1) 基幹事業</p> <p>①新設に関する事業</p> <p>1) 関係法令に定める負担の割合又は補助の割合</p> <p>②改築、修繕又は維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業</p> <p>1) 重点配分対象事業 国費 $5.5/10 \times \delta$ 地方費 $1-5.5/10 \times \delta$ ただし離島は 国費 $6.0/10 \times \delta$ 地方費 $1-6.0/10 \times \delta$</p> <p>2) 雪寒事業 国費 $6.0/10 \times \delta$ 地方費 $1-6.0/10 \times \delta$</p> <p>3) 除雪・除雪機械 国費 $2/3$ 地方費 $1/3$</p> <p>4) その他 国費 $5.0/10 \times \delta$ 地方費 $1-5.0/10 \times \delta$ ただし離島は 国費 $6.0/10 \times \delta$ 地方費 $1-6.0/10 \times \delta$ δ は地方公共団体の引上率（後進地特例）</p> <p>(2) 関連事業</p> <p>①関連社会資本整備事業</p> <p>1) 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業については、基幹事業と同じ。</p> <p>2) 国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は当該法令等に規定する割合とし、それ以外の場合は2分の1とする。</p> <p>②効果促進事業</p> <p>1) 重点配分対象事業 国費 $5.5/10$ 地方費 $4.5/10$</p> <p>2) その他 国費 $5.0/10$ 地方費 $5.0/10$</p> <p>3) 国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は当該法令等に規定する負担率又は補助率</p>
根拠法令	<p>道路法第56条 道路の修繕に関する法律第1条 積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第1条～第7条 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和41年法律第45号） 交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）</p>

事業の名称		道路更新防災等対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう新設改良費
事業の概要等	<p>道路の安心・安全な通行を確保するために必要となる以下に定義する事業。なお、一般国道、都道府県道、市町村道及び雪寒の採択基準を満たすものに限る。</p>					
	<p>1 土砂災害対策道路事業（個別補助制度）</p> <p>土砂災害による道路の寸断を防止するため、砂防事業と連携して実施する土砂災害対策のうち、次の各号のいずれにも該当する事業について採択する。</p> <p>（1）砂防事業と連携し事業間連携計画書を作成した事業であること。</p> <p>（2）国土交通大臣が指定する重要物流道路若しくは代替・補完路又は地域防災計画に位置づけられている緊急輸送道路若しくは避難路における事業であること。</p> <p>（3）道路法施行令に規定される「防砂のための施設」、砂防法に規定される「砂防設備」、地すべり等防止法に規定される「地滑り防止施設」又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に規定される「急傾斜地崩壊防止施設」を整備する事業であること。</p> <p>2 道路盛土のり面防災対策事業（個別補助制度）</p> <p>盛土の大規模崩落に伴う道路機能の著しい喪失を防ぐため、令和6年能登半島地震を踏まえた盛土のり面の点検要領に基づく点検の結果により行われる道路盛土のり面防災対策のうち、次の各号のいずれにも該当する箇所において実施される事業について採択する。</p> <p>（1）緊急輸送道路</p> <p>（2）盛土のり尻から測った盛土高が、おおむね10m以上の盛土</p> <p>（3）地山傾斜地等の水の集まりやすい地形条件に造成された盛土</p> <p>3 道路メンテナンス事業（個別補助制度）</p> <p>道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新にかかる事業であること。</p> <p>（1）構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕</p> <p>（2）構造物の架替や付替等により、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新</p> <p>（3）複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）</p> <p>（4）横断する道路施設等の安全のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る）</p> <p>（5）治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災履歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る）</p> <p>（6）上記事業の実施に必要な点検・診断等</p>					

経費の負担区分	<p>国 $5.5/10 \times \delta$ 県 $1-5.5/10 \times \delta$ 地元 — ただし離島は 国 $6.0/10 \times \delta$ 県 $1-6.0/10 \times \delta$ 地元 — δ は地方公共団体の引上率（後進地特例）</p>
根拠法令	<p>道路法第56条 修繕法第1条</p>

事業の名称		道路安全施設費				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>交通の安全を確保する必要がある道路について、安全施設の整備を行い、交通事故の防止を図ると共に合わせて交通の円滑化を図る。また、既存の施設の機能を適切に維持するよう、施設の計画的な更新を行う。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 歩道等</p> <p>歩行者が著しく危険にさらされている区間や学童の通学路となっている区間について、歩道を整備する。</p> <p>(その他「交通安全施設等整備事業」の採択基準に準じる。)</p> <p>2 道路標識</p> <p>県管理道路の交差点付近や単路部の必要性の高い箇所に、案内標識・警戒標識などの道路標識を設置する。</p> <p>3 道路照明</p> <p>横断歩道部・交差点部など、夜間事故の多発する箇所または事故が発生すると予想される箇所に道路照明を設置する。</p> <p>4 区画線</p> <p>交通の安全と円滑化を図るため、車道中央線・車道外側線等の区画線を設置する。</p> <p>5 安全施設整備</p> <p>車両および歩行者の安全を確保するための防護柵や道路反射鏡、視線誘導標などの安全施設を設置する。</p> <p>6 道路情報提供装置</p> <p>主要な幹線道路において、異常気象その他の理由により交通障害の発生が予想される区間について、必要な情報を提供する道路情報提供装置を設置する。</p>					
経費の負担区分	国 — 県 10/10 地元 —					
根拠法令	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号） 交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）					

事業の名称		道路防災対策事業			
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目 道路橋りょう新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>落石など災害発生のおそれのある箇所、そのまま放置すれば交通に著しい支障を及ぼすおそれのある箇所について、災害発生を未然に防ぐために行う。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 原則、道路防災総点検箇所のうち要対策箇所で緊急性の高いもの。</p> <p>2 道路防災総点検要対策箇所以外で緊急を要するもの。</p>				
経費の負担区分	国 - 県 10/10 地元 -				
根拠法令					

事業の名称		隧道補修事業				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう補修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>1 トンネル非常用施設の設置・補修により、非常時における通行車両及び歩行者の事故防止を図る。</p> <p>2 隧道本体の補修及びトンネル附属施設の整備・補修を行い、通行の安全を確保する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 非常用施設・換気施設等の老朽化や損傷に伴う補修・更新。</p> <p>2 概ね5年以上経過したトンネル換気施設の分解整備・補修。</p> <p>3 コンクリート剥落又は漏水等が原因で、通行者被害を防止するために補修を行うもの。</p> <p>4 トンネル本体の崩落を防止するために補修を行うもの。</p>					
経費の負担区分	国 - 県 10/10 地元 -					
根拠法令						

事業の名称		舗装道補修費				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう補修費
事業の概要等	<p>◎事業目的</p> <p>計画的に舗装道路の被覆、路盤補強打換えまたは全面的な補修工事を行い、道路の安全確保を図る。</p>					
	<p>◎ 事業の概要・採択基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 路面が破損している場合の路盤補強打換え及び被覆。 ・ 路面状態が不良である箇所の全面的な舗装打換え。 ・ 舗装厚の不足、平坦性の悪化、ひび割れを被覆による補修。 					
経費の負担区分	国 - 県 10/10 地元 -					
根拠法令						

事業の名称		橋梁補修事業				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう補修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 震災対策・物流対策 車両の大型化（25 t）に対応した橋梁の補強・補修や、耐震性向上のための補強を行う。 ・ 一般補修 損傷により一般交通に著しく支障をきたすような橋梁において、劣化度の著しい箇所の補修を行う。 <p>◎ 採択の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県橋梁長寿命化修繕計画に基づき修繕を行うもの。 ・ 震災対策 耐震補強が必要とされる橋梁の橋脚補強や落橋防止システム設置するものを基本とする。 ・ 物流対策 物流の効率化を目指す対策であり、物流指定路線上の車両の大型化（25 t）に対応していない重要橋梁の主桁、床版補強を行うもの。 ・ 一般補修 伸縮継手、支障、高欄、橋面舗装、床版部、桁部、橋台、橋脚等の損傷が激しい箇所の補修を行うもの。 					
	経費の負担区分	国 - 県 10/10 地元 -				
根拠法令						

事業の名称		防災・防雪施設補修費						
予算計上科目	款	土	木	費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう補修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>老朽化や損傷などにより機能の低下した防災・防雪施設の補修・更新を実施することにより、落石や雪崩などの災害発生を未然に防止し、安全な通行を確保する。</p>							
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 ロックシェッド、落石防護擁壁、モルタル吹付けなど防災施設の補修・更新</p> <p>2 スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩予防柵など防雪施設の補修・更新</p>							
経費の負担区分	国 — 県 10/10 地元 —							
根拠法令								

事業の名称		雪寒施設整備費						
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路克雪対策費		
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 安全で円滑な冬期道路交通を確保するための事業であり、7つの項目に区分される。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>(1) 道路融雪施設（設置） 人家連たん部、踏切道、急坂路、交差点等で水源が確保でき、かつ道路側溝が整備されている箇所で整備を行なうもの。</p> <p>(2) 流雪溝整備 人家連たん部で水源や流末が確保できる箇所で整備を行なうもの。</p> <p>(3) 道路防雪対策 雪崩、地吹雪等に起因した雪害対策が必要な箇所で整備を行なうもの。</p> <p>(4) チェーン着脱場整備 チェーン着脱場設置計画基準（案）に従い整備を行なうもの。</p> <p>(5) 歩道除雪歩道構造改善 除雪機械の作業に支障となっている箇所で、局部的な改善で解消を図れるもの。</p> <p>(6) 公共関連道路（維持） スノーシェット整備に際し、公共事業を補完する現道拡幅を並行して行なうもの。</p> <p>(7) 冬期道路情報システム 既存観測局において移設等を行なうもの。</p>							
	経費の負担区分	道路融雪施設（設置）費	国	—	県	10/10	地元	—
		流雪溝整備費	国	—	県	10/10	地元	—
		道路防雪対策費	国	—	県	10/10	地元	—
		チェーン着脱場整備費	国	—	県	10/10	地元	—
		歩道除雪歩道構造改善費	国	—	県	10/10	地元	—
		公共関連道路費	国	—	県	10/10	地元	—
		冬期道路気象情報システム整備費	国	—	県	10/10	地元	—
根拠法令								

事業の名称		道路融雪施設補修費						
予算計上科目	款	土	木	費	項	道路橋りょう費	目	道路克雪対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>老朽化や損傷などにより機能の低下した融雪施設の補修・更新を実施することにより、冬期の安全な通行を確保する。</p>							
	<p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漏水などにより支障をきたしている消雪パイプの補修・更新 2 揚砂や揚水量不足などにより支障をきたしている消雪井戸の補修・更新 3 制御盤や水中ポンプ、降雪検知器など電気設備の更新 4 その他融雪施設に関する補修・更新 							
経費の負担区分	国 - 県 10/10 地元 -							
根拠法令								

補助事業（国道・地方道）選定について

① 事業の区分け

見込まれる成果に対応した事業に区分される。

事業名	見込まれる成果 (詳細は各事業の「事業の概要」を参照)
地域連携推進事業	地域間の交流・連携を促進 地域の生活の利便性の向上、地域経済の活性化を図る 等
交通円滑化事業	道路交通の円滑化による渋滞の解消
道路更新防災等 対策事業	災害の防止又は軽減を図る 老朽化等により損傷した道路の機能回復等を図る 等
道路交通安全施設等整 備事業	通学路合同点検により抽出された対策必要箇所を解消
無電柱化推進計画事業	道路の防災性能の向上 通行空間の安全性・快適性の確保 良好な景観形成

事業の名称		地域連携推進事業（国道・地方道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 目的 高規格道路および空港・港湾等へのアクセス道路等地域の交流・連携を促進することを目的とする。</p>					
	<p>◎ 事業の概要 地域の交流・連携を促進するために必要となる以下に定義する事業。なお、一般国道、都道府県道、市町村道の採択基準を満たすものに限る(ただし、交通円滑化事業、道路更新防災等対策事業で実施するものを除く。)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域間の交流・連携を促進するために行われる高規格道路の整備。 2 地域の生活（通勤、通学、医療福祉、防災、交通安全等）の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流を支援する道路整備。 3 国際競争力の強化等に資する国際・国内物流ネットワークの効率化を図るために行われる空港・港湾等へのアクセス道路の整備（港湾関連整備含む）及び車両の大型化への対応。 					
	<p>◎ 採択基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高規格道路 2 ICアクセス道路事業 高規格道路、スマートICの整備と併せて行われる、地方公共団体におけるICへのアクセス道路（1次以内）事業。なお、高規格道路のICへのアクセス道路については、高規格道路のICから直近の幹線道路までの区間における事業であって、高規格道路の開通時期が公表されている場合又は開通時期が公表されていない場合であって高規格道路と一体的に施工する若しくはアクセス道路において大規模構造物（橋又はトンネル）を施工するなど、高規格道路と同時供用するために計画的な施工が必要と認められる場合に限る。 3 空港、港湾等のアクセス道路整備等の補助事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通拠点（空港・港湾・駅）と人口集積地、物流機能の拠点や基幹道路IC（高規格道路）を連絡するアクセス道路の整備に関するもの。 なお、交通拠点の対象は、利用量・取扱量（物流等）の増加が図られるなどの機能強化を行っている以下のいずれかの施設とする。 【空港】ジェット化空港（滑走路延長2,000m以上又はジェット機が就航している空港（ヘリポート除く）） 【港湾】国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾。 【駅】貨物コンテナ取扱駅。 (2) 国土交通大臣が指定する重要物流道路の整備に関するもの 					

事業の概要等	<p>◎ 事業採択規模の運用</p> <p>事業採択にあたり、採択基準を満たすもので、下記の4つの要件^{注1}に該当するものうち整備効果が高いものについて採択するよう運用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の直轄事業に関連する事業 2 国家的な事業に関連する事業 3 先導的な施策に係わる事業 4 短期間に集中的に施工する必要がある事業 <p>注1 中央省庁等改革基本法第46条第2号の個別補助金の4つの要件</p>
経費の負担区分	<p>【国道】</p> <p>国 1/2 県 1/2</p> <p>但し、基幹道 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>離島 国 2/3 県 1/3</p> <p>【都道府県道】</p> <p>国 1/2 県 1/2</p> <p>但し、基幹道 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>離島 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【市町村道】</p> <p>国 1/2 県 — 市町村 1/2</p> <p>但し、基幹道 国 5.5/10×δ 県 — 市町村 4.5/10</p> <p>離島 国 5.5/10 県 — 市町村 4.5/10</p> <p>δは地方公共団体の引上率で、市町村においては財政力指数が0.46未満の市町村が対象</p>
根拠法令	<p>道路法第50条、第56条</p> <p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第2条</p> <p>基幹道：同施行令第1条、第2条</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法第14条</p> <p>山村振興法第11条</p> <p>離島振興法第7条</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条</p>

事業の名称		交通円滑化事業（国道・地方道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 目的 環状道路・バイパスの整備、現道の拡幅、交差点の改良等道路交通の円滑化を目的とする。</p> <p>◎ 事業の概要 道路交通の円滑化を図るために必要となる環状道路・バイパスの整備、現道の拡幅、交差点改良等の事業。 なお、<u>一般国道、都道府県道、市町村道の採択基準を満たすものに限る。</u>（ただし、道路更新防災等対策事業で実施するものを除く。）</p> <p>◎ 採択基準 地域連携推進事業と同じ。</p> <p>◎ 事業採択規模の運用 地域連携推進事業と同じ。</p>					
経費の負担区分	<p>【国道】 国 1/2 県 1/2 但し、基幹道 国 5.5/10 県 4.5/10 離 島 国 2/3 県 1/3</p> <p>【都道府県道】 国 1/2 県 1/2 但し、基幹道 国 5.5/10 県 4.5/10 離 島 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【市町村道】 国 1/2 県 — 市町村 1/2 但し、基幹道 国 5.5/10×δ 県 — 市町村 4.5/10 離 島 国 5.5/10 県 — 市町村 4.5/10</p> <p>δ は地方公共団体の引上率で、市町村においては財政力指数が 0.46 未満の市町村が対象</p>					
根拠法令	<p>道路法第 50 条、第 56 条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第 2 条 基幹道：同施行令第 1 条、第 2 条 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条 山村振興法第 11 条 離島振興法第 7 条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 16 条</p>					

事業の名称		道路更新防災等対策事業（国道・地方道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 目的</p> <p>道路の安全・安心な通行を確保することを目的とする。なお、一般国道、都道府県道、市町村道及び雪寒の採択基準を満たすものに限る。</p>					
	<p>◎ 事業の概要</p> <p>道路の安全・安心な交通を確保するために必要となる以下に定義する事業。</p> <p>1 災害が発生した場合において、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがある場合に、災害の防止又は軽減を図るための対策。</p> <p>2 老朽化等により損傷した道路の機能の回復等を図るための対策。</p>					
<p>◎ 採択基準</p> <p>1 道路メンテナンス事業</p> <p>道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている構造物であって、地方公共団体が策定する長寿命化修繕計画（個別施設計画）に基づいて実施される、次のいずれかに該当する事業及び長寿命化修繕計画（個別施設計画）の策定・更新にかかる事業であること。</p> <p>(1) 構造物の性能・機能の維持・回復・強化を図る修繕</p> <p>(2) 構造物の架替えや付替えなどにより、性能・機能の維持・回復・強化を図る更新</p> <p>(3) 複数の構造物において、その性能・機能を一部の構造物に集約することに伴い実施する他の構造物の撤去（集約先の構造物に係る対策等を実施する場合に限る）。</p> <p>(4) 横断する道路施設等の安全の確保のために実施する構造物の撤去（改築または修繕と同時に実施する場合に限る。）</p> <p>(5) 治水効果の高い橋梁の撤去（河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）への適合状況や過去の被災歴等により橋梁を撤去した場合の治水効果を確認している場合に限る。）</p> <p>(6) 上記事業の実施に必要な点検・診断等</p> <p>なお、上記(1)から(6)に該当する事業の実施に当たっては、新技術等の活用の検討を行い、費用の縮減や事業の効率化などに取り組むこと。</p> <p>ただし、事業の実施における新技術等の活用の検討の規定については、令和2年度末において既に工事に着手しているなど工法・手法が決定している事業は除く。</p>						
<p>◎ 事業採択規模の運用</p> <p>地域連携推進事業と同じ。</p>						

<p>事業の概要等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>【国道】 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【都道府県道】 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【市町村道】 国 5.5/10×δ 県 — 市町村 4.5/10</p> <p>δ は地方公共団体の引上率で、市町村においては財政力指数が 0.46 未満の市町村が対象</p>
<p>根拠法令</p>	<p>道路法第 50 条、第 56 条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第 2 条 基幹道：同施行令第 1 条、第 2 条 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条 山村振興法第 11 条 離島振興法第 7 条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 16 条</p>

事業の名称		道路交通安全施設等整備事業（国道・地方道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 目的 通学路合同点検により抽出された対策必要箇所の解消を図る。</p> <p>◎ 事業の概要 令和3年6月28日、千葉県八街市の通学路において発生した交通事故を受けて、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）」に基づく通学路合同点検（以下、「合同点検」という。）を実施し、対策必要箇所を抽出した。 対策必要箇所については、関係機関が実施する速度規制や通学路の変更等によるソフト面での対策に加え、歩道の設置やガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討し、可能なものから速やかに実施する。</p> <p>◎ 採択基準 合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策であること。</p> <p>◎ 事業採択規模の運用 地域連携推進事業と同じ。</p> <p>※令和8年度で事業完了とする。</p>					
	経費の負担区分	<p>【国道】 国 1/2 県 1/2 但し、財特 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【都道府県道】 国 1/2 県 1/2 但し、財特 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【市町村道】 国 1/2 市町村 1/2 但し、財特 国 5.5/10×δ 県 — 市町村 4.5/10</p> <p>δは地方公共団体の引上率で、市町村においては財政力指数が0.46未満の市町村が対象</p>				
根拠法令	<p>道路法第50条、第56条 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第2条 基幹道：同施行令第1条、第2条 豪雪地帯対策特別措置法第14条 山村振興法第11条 離島振興法第7条 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条</p>					

事業の名称		無電柱化推進計画事業（国道・地方道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 目的 道路の防災性能の向上、通行空間の安全性・快適性の確保及び良好な景観形成を目的とする。</p> <p>◎ 事業の概要 電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における設置を抑制し、及び道路上の電柱又は電線を撤去することを目的とした道路管理者が実施する事業で次のいずれかの手法を伴うもの。 (1) 電線共同溝方式または要請者負担方式により、電線を地中化する事業 (2) 移設補償として実施される軒下配線や裏配線</p> <p>◎ 採択基準 (1) 無電柱化推進計画^{※1}に定めた目標の確実な達成に資する事業であって、都道府県無電柱化推進計画等^{※2}（地方版無電柱化推進計画）に位置づけられている事業 ただし、道路の新設、バイパス整備及び道路拡幅のうち車線数の増加を伴う事業と同時に行う無電柱化推進計画事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者に対しその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を行う事業は除く。）は除く。 (2) 低コスト手法の活用や新技術・新工法の導入等の検討により、低コスト化に取り組む事業 ※1 「無電柱化の推進に関する法律」（平成28年法律第112号）第7条の規定に基づき、国が定める無電柱化の推進に関する計画 ※2 「無電柱化の推進に関する法律」第8条の規定に基づき、都道府県又は市町村が定める無電柱化の推進に関する施策についての計画</p> <p>◎ 事業採択規模の運用 地域連携推進事業と同じ。</p>					
	経費の負担区分	<p>【国道】 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【都道府県道】 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>【市町村道】 国 5.5/10×δ 県 — 市町村 4.5/10 δ は地方公共団体の引上率で、市町村においては財政力指数が0.46未満の市町村が対象</p>				
根拠法	<p>無電柱化の推進に関する法律</p> <p>無電柱化推進計画事業補助制度要綱</p>					

事業の名称		社会資本整備総合交付金（国道・地方道）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	交付金 関係道路費
事業の概要等	<p>◎ 目的</p> <p>社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取り組みを支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。</p>					
	<p>◎ 枠組</p> <p>1 社会資本整備総合交付金（通常）</p> <p>(1) 交付対象事業</p> <p>ア 基幹事業（道路事業）</p> <p>地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。</p> <p>(ア) 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。</p> <p>(イ) 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。</p> <p>イ 関連事業</p> <p>社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業（道路事業）と一体的に実施する次に掲げる事業等</p> <p>(ア) 関連社会資本整備事業</p> <p>社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業（道路事業）と一体的に実施することが必要な社会資本整備重点計画法第2条第2項各号に掲げる事業及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第2条第1項に規定する公的賃貸住宅の整備に関する事業</p>					

(イ) 効果促進事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業（道路事業）と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業等（次に掲げるものを除く。効果促進事業に係る事業費の合計額（都市再生法第47条の交付金、地域住宅法第7条の交付金又は広域活性化法第19条の交付金として社会資本整備総合交付金の交付を受け、提案事業（都市再生法第46条第2項第3号、地域住宅法第6条第2項第2号又は広域活性化法第5条第2項第3号の事業等をいう。）を実施する場合には、当該提案事業の事業費も合計した額）は、社会資本総合整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費の20/100を目処とする。）

- a 交付金事業者の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業
- b 交付対象となる地方公共団体の区域を著しく超えて運行される公共交通機関に係る事業等
- c レクリエーションに関する施設の整備事業
- d 社会資本整備総合交付金要綱付属第Ⅱ編第2章第2の表に定める事業等

(ウ) 社会資本整備円滑化地籍整備事業

社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業に先行し、又は併せて実施する国土調査報（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項に規定する地籍調査であって、社会資本整備の円滑化に資するもの

2 防災・安全交付金

(2) 交付対象事業

ア 基幹事業（道路事業）

地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第22条に規定する降灰の除去作業であって、次に掲げる基準に適合するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。（原則として、バイパス整備事業等（下表に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。）。

- (ア) 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。

- (イ) 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。
- (ウ) 改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - a 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。
 - b 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあつては、道路法施行規則第4条の5の5の規定に基づく、近接目視による定期点検、診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であつて、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。
ただし、橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあつては令和3年度以降の措置とする。
- (エ) 老朽化対策としての橋梁の更新事業については、
 - a 判定区分Ⅰ又はⅡの橋梁に係る事業は、交付対象外とする。
 - b 判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁に係る事業は、修繕を行う場合と更新を行う場合のライフサイクルコストを比較し、更新を行う場合の方が経済的と認められた事業に限る。

表 バイパス整備事業等における交付対象要件

交付対象となるバイパス整備事業等	要件の内容
交通安全対策に係るもの	以下の事業として、公表されているものであつて、かつ、最も効率的であると認められるものであること。 ① 平成25年12月6日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく対策に位置づけられたもの ② 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）」に基づき行われた緊急安全点検結果等を踏まえた対策必要箇所位置づけられたもの
防災震災対策に係るもの	現道における自然災害等に備えて早急を実施する事前防災及び減災に係る改良事業と比較して、最も効率的・経済的であると認められるものであること。
国土強靱化対策に係るもの	国土強靱化地域計画に基づく事業であること。

※ 原則として、車線数の増加を伴う事業は対象外とする。ただし、1.5車線の道路整備や道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で定める基準を満たすためにやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

事業の概要等	<p>イ 関連事業</p> <p>社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業(道路事業)と一体的に実施する次に掲げる事業等</p> <p>(ア) 関連社会資本整備事業 社会資本整備総合交付金(通常)と同じ</p> <p>(イ) 効果促進事業 社会資本整備総合交付金(通常)と同じ</p>
経費の負担区分	<p>交付対象事業について、国の負担又は補助が義務づけられている場合を除き、要素事業ごとの国費と地方費の割合は自由に設定できるが、各地方公共団体の事業費総額は下記の割合となる。</p> <p>1 基幹事業</p> <p>(1) 新設に関する事業</p> <p>ア 関係法令に定める負担の割合又は補助の割合</p> <p>(2) 改築、修繕又は維持(除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。)に関する事業</p> <p>ア 重点配分対象事業 国費 5.5/10×δ 地方費 4.5/10</p> <p>イ その他 国費 5.0/10×δ 地方費 5.0/10</p> <p>ウ 原発特措法に係る事業 国費 5.5/10 地方費 4.5/10</p> <p>δは地方公共団体の引上率</p> <p>2 関連事業</p> <p>(1) 関連社会資本整備事業</p> <p>ア 道路の新設、改築、維持及び修繕に関する事業については、基幹事業と同じ。</p> <p>イ 国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は当該法令等に規定する割合とし、それ以外の場合は2分の1とする。</p> <p>(2) 効果促進事業</p> <p>ア 重点配分対象事業 国費 5.5/10 地方費 4.5/10</p> <p>イ その他 国費 5.0/10 地方費 5.0/10</p> <p>ウ 国の負担又は補助について個別の法令等に規定がある場合は当該法令等に規定する負担率又は補助率</p>
根拠法令	<p>道路法第50条、第56条</p> <p>道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第2条</p> <p>基幹道：同施行令第1条、第2条</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法第14条、山村振興法第11条、離島振興法第7条</p> <p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第16条</p> <p>原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法7条</p> <p>後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第3条</p>

事業の名称		防衛施設周辺民生安定施設整備事業（道路改修等事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要及び採択基準</p> <p>① 概要 防衛施設の設置又は運用により、その周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められ、その障害の緩和に資するため道路の整備を行うもの。</p> <p>② 対象となる道路 都道府県道及び市町村道のうち、道路法第 56 条の規定により国土交通大臣が指定する主要な都道府県道及び市道以外の道路。</p> <p>③ 採択基準</p> <p>1) 第3条関係道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等の機甲車両等の通行により路面が損傷し、一般車両の走行に支障を来している場合。 ・自衛隊等の大型車両が防衛施設への進入路として利用している道路で、そのひん繁な通行により離合が困難となるなど一般車両の通行に支障を来している場合。 (一般車両が頻繁に通行していない場合に限りです。) ・防衛施設内の土地又は土地の定着物の形質の著しい変更に伴う雨量、土砂等の流出により防衛施設外の道路が損傷を受け、又は損壊した場合。 <p>2) 第8条関係道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛隊等が使用する飛行場等の周辺地域で航空機事故等が発生した場合に住民の避難又は消防活動を円滑に行う必要があると認められる場合。 ・自衛隊等の車両が頻繁に通行している地域で、一般車両との離合困難、交通渋滞、砂塵の飛散、騒音又は振動により歩行者の安全性が損なわれ、又は道路の損傷など周辺住民の生活環境や事業活動に支障が生じていると認められる場合。 ・市街地又は市街化しつつある地域において、防衛施設の設置又は運用に伴う地域分断、交通渋滞等のため、住民の生活環境の改善及び車両の円滑な通行を確保するために迂回道路の整備が必要と認められる場合。 ・防衛施設の運用の態様の変更によりその周辺地域の住民の生活が著しく阻害されていると認められる場合。 ・道路区域内の街灯については、道路交通の円滑化と安全確保及び地域住民の利便性の増進に寄与すると認められる場合 					

事業の概要等	
経費の負担区	<p>第3条関係道路 原則として 補助 100/100</p> <p>第8条関係道路 改良 補助 70/100 県 30/100 舗装 補助 70/100 県 30/100</p>
根拠法令	<p>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律 第3条、第8条</p> <p>防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則</p> <p>防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則</p> <p>防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金交付要綱</p>

事業の名称		石油貯蔵施設立地対策交付金事業				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	交付金関係道路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要及び採択基準</p> <p>①目的 石油貯蔵施設の設置の円滑化に資するため、石油貯蔵施設周辺地域の道路などの公共施設の整備を図るもの。</p> <p>②対象となる道路 都道府県道及び市町村道</p> <p>③対象地域 石油貯蔵施設周辺地域</p> <p>④交付金の限度額 交付規則に定められた額</p>					
	経費の負担区分	全額交付金				
根拠法令	石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則					

事業の名称		電源立地地域対策交付金事業				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	交付金関係道路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要及び採択基準</p> <p>①目的 発電施設等の立地市町村等において、発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化を目的として、道路などの公共施設の整備等を図るもの。</p> <p>②対象となる道路 都道府県道及び市町村道</p> <p>③対象地域 発電用施設等周辺地域</p> <p>④交付金の限度額 交付規則に定められた額</p>					
経費の負担区分	全額交付金					
根拠法令	<p>電源立地地域対策交付金交付規則</p> <p>発電用施設周辺地域整備法、同施行令</p> <p>電源立地地域対策交付金の運用について（通達）</p>					

事業の名称		地域づくり基盤道路整備				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>県民生活の向上及び地域振興を図る上で地域づくりの基盤となる道路について、補助事業（交付金事業を含む）と効果的に組み合わせ、現道拡幅・線形改良・縦断整正や小規模バイパス整備等により道路整備を実施する事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 着手から5年以下を厳守し完了するもの。 2 全体事業費が概ね1～2.5億円以下となるもの。 3 現道拡幅やバイパス整備等を実施する事業を主とし以下のものも含む <ol style="list-style-type: none"> (1) 待避所を整備するもの。（路線全体計画を作成し整備するものに限る） (2) 歩道を新設するもの。（車道の改良を伴うもの） 					
経費の負担区分	県 10/10					
根拠法令						

事業の名称		県単道路改築				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	道路橋りょう 新設改良費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>生活関連道路として改築の緊急性の高い箇所及び他事業との関連ある箇所について、現道拡幅・線形改良・縦断整正等により整備を実施する事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 着手から概ね4年以下で完了するもの。 2 全体事業費が概ね1億円以下となるもの 3 現道拡幅や小規模バイパスにより整備等を実施する事業を主とし以下のものも含む <ol style="list-style-type: none"> (1) 待避所を整備するもの。(路線全体計画を作成し整備するものに限る) (2) 交差点の改良。(変則交差点の解消や右折車線の増設をするもの等) (3) 未舗装区間の舗装をするもの。 (4) 歩道を新設するもの。 					
経費の負担区分	<p>県 10/10</p>					
根拠法令						

事業の名称		地方創生推進交付金〔地方創生道整備推進交付金〕（市町村道）				
予算計上科目	款	—	項	—	目	—
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>地域再生法は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取り組みによる地域再生を総合的かつ効果的に推進し、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として平成17年4月1日から施行された。</p> <p>法においては、政府による地域再生基本方針の策定、<u>地方公共団体による地域再生計画の作成・申請</u>、内閣総理大臣による地域再生計画の認定のほか、認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別な措置等が定められており、この特別な措置の一つとして、地域における就業の機会の創出、経済基盤の強化又は生活環境の整備を図るために実施される事業に要する経費に充てるための地方創生整備推進交付金の交付が定められている。</p> <p>地方創生整備推進交付金には、道・污水处理施設・港の3種類の交付金があり、このうち地方創生道整備推進交付金は、<u>道路、農道又は林道であって政令で定めるものの2以上を総合的に整備する事業に要する経費に充てるために交付される。</u></p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>市町村道、広域農道、林道のうち2以上の施設を入れた『地域再生計画』を作成・申請し、内閣総理大臣より認定を受けること。</p> <p>対象事業は、市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕。</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 市町村 1 / 2</p>					
根拠法令	<p>地域再生法 道路法 第56条</p>					

事業の名称		河川災害復旧助成事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川の災害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合に、一定計画のもとに施行する改良事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できないもの。</p> <p>2 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として5割以下のものであって、助成工事費が600,000千円を超えるもの。</p> <p>3 原則として他の改良計画がないもの。</p> <p>4 助成事業費によって得られる効果が大であるもの。</p> <p>5 上下流に悪影響を与えないもの。</p>					
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2					
根拠法令	激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第3条					

事業の名称		河川災害関連事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川の災害箇所又はこれを含めた一連施設の再度災害防止を図り、一連の効用を発揮するために、局部的に又は一定計画のもとに改良費（関連費）を加え復旧する事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として 5 割以下のものであり、かつ、1 箇所の災害関連工事費が県にあっては 24,000 千円以上、市町村にあっては 18,000 千円以上のもの。</p> <p>ただし、一定計画で改良工事費が 600,000 千円を超えるものは、災害復旧助成事業として取扱われる。</p> <p>2 原則として他の改良計画がないもの。</p> <p>3 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの。</p>					
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2					
根拠法令	地方財政法第 16 条 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第 3 条					

事業の名称		河川等災害関連特別対策事業（災特）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川の災害復旧助成事業及び河川又は砂防の災害関連事業の候補箇所の直上下流において、狭窄部、屈曲部等の自然の障害物、橋梁、堰等がこれらの改良復旧事業による効果の確保に支障となる場合において、その支障となる原因を除去する事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 この事業の直上下流において災害復旧助成事業又は災害関連事業が採択されること。</p> <p>2 この事業の実施箇所は、災害復旧助成事業又は災害関連事業による改良復旧効果の確保に支障となる箇所で、当該改良復旧事業箇所との距離が概ね 200m以内のもの。</p> <p>3 この事業は、原則として他の改良計画の無いものであって、かつ、事業によって得られる効果が大であるもの。</p> <p>4 この事業の工事費は原則として災害復旧助成事業又は災害関連事業に係る総工事費のうち、災害復旧事業の工事費を超えないものとし、県にあっては概ね 16,000 千円以上、100,000 千円未満、市町村にあっては概ね 12,000 千円以上、100,000 千円未満のもの。</p> <p>5 この事業は、関連する災害復旧助成事業又は災害関連事業と同年度に採択するものとする。</p>					
経費の負担区分	<p>国 4 / 10 県 6 / 10</p>					
根拠法令	<p>激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第 3 条</p>					

事業の名称		特定小川災害関連環境再生事業（小川関連）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川の災害復旧事業にあわせて、再度災害を防止し小規模な河川の機能を保全するため、被災箇所及びこれに接続する未災箇所を含めて緩勾配護岸等、その他の環境に配慮した護岸等で改良復旧する事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>(イ) 災害復旧事業が採択される河川のうち、以下の地域における小規模な河川（現況流下能力が概ね 100 m³/s 以下、又は、川幅 30m未満の河川）において、実施されるもの。</p> <p>(1) 市街地もしくは市街地周辺部（市街地から概ね 5km 以内）または付近（概ね 1km 以内の範囲）に学校・公園・病院等の公共施設もしくは史跡・歴史的記念物が存在する地域。</p> <p>(2) 自然環境、歴史的風土、文化財等に関する法令により、災害復旧事業の行為に制限を受ける地域。</p> <p>(3) 被災施設付近の河川区間において、絶滅のおそれのある野生動植物の種等の貴重な動植物の生息・生育が確認される地域。</p> <p>(ロ) 原則として、他の改良計画がないものとし、関連する災害復旧事業箇所の全部または一部を含むもの。</p> <p>(ハ) 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が 5 割以下のもの。</p> <p>(ニ) この事業は、関連する災害復旧事業と同年度に採択するものとする。</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>					
根拠法令	<p>激甚災害に対処するための特別財政援助に関する法律第 3 条</p>					

事業の名称		海岸災害復旧助成事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>海岸の災害が激甚であって、一定区域内の被害が著しいため、災害復旧工事のみでは十分な効果が期待できない場合に、一定計画のもとに施行する改良事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被害激甚であって災害復旧工事のみでは、十分な効果を期待できないもの。 2 総工事費のうち助成工事費の占める割合が原則として、5割以下のものであって助成工事費が600,000千円を超えるもの。 3 原則として他の改良計画がないもの。 4 助成事業費によって得られる効果が大であるもの。 5 前後に悪影響を与えないもの。 					
経費の負担区分	<p>内地 国 1 / 2 県 1 / 2</p> <p>離島 国 11 / 20 県 9 / 20</p>					
根拠法令	<p>海岸法第27条第1項、海岸法施行令第8条第1項及び第4項 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第3条</p>					

事業の名称		海岸災害関連事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>海岸の災害箇所又はこれを含めた一連施設の再度災害防止を図り、一連の効用を発揮するために、局部的に又は一定計画のもとに改良費（関連費）を加え復旧する事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、1箇所の災害関連工事費が県にあっては24,000千円以上、市町村にあっては18,000千円以上のもの。</p> <p>ただし、一定計画で改良工事費が600,000千円を超えるものは、災害復旧助成事業として取扱われる。</p> <p>2 原則として他の改良計画がないもの。</p> <p>3 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの。</p>					
経費の負担区分	内地	国	1 / 2	県	1 / 2	
	離島	国	11 / 20	県	9 / 20	
根拠法令	<p>海岸法第27条第1項、海岸法施行令第8条第1項及び第4項 激甚災害に対処するための特別の財政援助に関する法律第3条</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（情報基盤総合整備事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	水防対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、指定区内の一級河川及び二級河川、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。</p>					
	<p>ア 雨量計、水位計（河川全体の洪水等の状況を把握できる代表的な箇所や洪水氾濫による影響が大きい箇所に設置するものに限る。）、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設 イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム オ 河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成23年度までに限る。）</p>					
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2					
根拠法令	河川法 第60条第2項（一級） 第62条（二級）					

事業の名称		水災害減災ソフト対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	水防対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づきハード対策と一体となって実施することが確認できるソフト対策等を実施する事業。</p> <p>◎ 採択の基準 次のすべての要件に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業が減災対策協議会等における「地域の取組方針」等に定められていること。 2 流域内に総合流域防災事業等の基幹事業を実施している河川があること。 3 事業対象河川は、これまでに河川改修等のハード対策が行われている、または、水位計設置等の観測体制が整備済みであること。 					
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2					
根拠法令	水防法 第 11 条 第 13 条の 1 第 14 条					

事業の名称		水害リスク情報整備推進事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	水防対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 水害リスク情報空白域を解消するため、洪水浸水想定区域図を作成する事業。</p> <p>◎ 採択の基準 洪水による災害の発生を警戒すべきものとして水防法施行規則で定める基準に該当する河川のうち、社会資本整備総合交付要綱第6-イ社会資本整備総合交付金事業③河川事業及びロ防災・安全交付金③河川事業を実施していない河川で、次のすべての要件に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業が減災対策協議会等における「地域の取組方針」等に定められていること。 2 事業対象河川は、県が管理する一級・二級河川のうち、洪水予報または水位周知河川以外で周辺に住宅等の防護対象のある河川であること。 (洪水予報または水位周知の対象外区間を含む) 3 事業対象河川は、これまでに河川改修等のハード対策が行われていない、または、水位計設置等の観測体制が整備済みでないこと。 					
	経費の負担区分	国 1 / 3 県 2 / 3				
根拠法令	水防法 第14条					

事業の名称		河川メンテナンス事業（特定構造物更新事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川海岸 行政管理費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>樋門、樋管、水門、排水機場等の老朽化対策を計画的に実施するため、施設の長寿命化計画の策定を行い、更新や改築が必要な施設については、計画的に実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設であって、長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であり、次の事項に該当する事業であること。</p> <p>1 河川管理施設の改築並びに長寿命化計画に基づき実施する延命化に必要な措置であり、かつ、次のイ及びロに必要な総事業費が1施設当たり4億円以上であること。ただし、令和3年度までに採択された社会資本総合整備計画に基づく特定構造物改築事業については、総事業費が4億円以上であることを条件としない。</p> <p>また、原則、施工を行う同一都道府県内の全ての河川管理施設(ダムを除く)の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、施設の集約・撤去や新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>イ 「河川用ゲート・ポンプ設備点検・設備・更新検討マニュアル（案）の改定について」（以下、「マニュアル」という。）により、点検結果による診断を踏まえた機器の健全度、施設区分のレベル、社会への影響度、設置条件、機能の適合性及び経済性等を総合的に評価した結果に基づく装置・機器及び部品の更新のうち、その機能に致命的な影響が及ぶものへの延命化に必要な措置に係るもの。</p> <p>マニュアルにより、河川管理施設設備の信頼性の確保と機能保全を図ることを目的として実施する年点検で、点検にかかる事業費が1施設当たり年間2百万円以上であること。</p> <p>ロ マニュアルに基づく点検結果による診断を踏まえた機器の健全度、施設区分のレベル、社会への影響度、設置条件、機能の適合性及び経済性等を総合的に評価した結果、延命化に必要な措置が不可能であり、全面改築が必要とされた施設の改築。</p>					
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2					
根拠法令	河川法第 60 条及び第 62 条					

事業の名称		河川メンテナンス事業（長寿命化計画の策定）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川海岸 行政管理費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>水門、ポンプ設備等の老朽化対策を計画的に実施するため、施設の長寿命化計画の策定を行い、更新や改築、応急的な改良が必要な施設については、計画的に実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設の長寿命化計画の策定であって、事業費が2百万円以上のもので、次の要件に該当するもの。ただし、長寿命化計画の計画期間内に当該河川管理施設の更新・改築、応急対策事業の実施が見込まれるものであり、長寿命化計画の内容は、ライフサイクルコスト及びその縮減に関する具体的な方針、施設の集約・撤去や点検・修繕・更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を含むことが確認できること。</p> <p>1 新たに管理する施設における長寿命化計画の策定であること。流域水害対策計画の目標達成のための流域対策の具体化に係る調査及び検討等。</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>					
根拠法令	<p>河川法第 60 条及び第 62 条</p>					

事業の名称		河川メンテナンス事業（応急対策事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川海岸 行政管理費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>樋門、樋管、水門、排水機場等の老朽化対策を計画的に実施するため、施設の長寿命化計画の策定を行い、応急的な改良が必要な施設については、計画的に実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される河川管理施設であって、長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている施設であり、次の事項に該当する事業であること。</p> <p>1 河川工作物の附属施設及び関連施設の構造が不十分若しくは適当でないため、または、老朽化が著しく前後の一連区間の治水機能に比較して、その周辺の治水機能が劣っているものについて行う1施設当たり4億円未満の改良及び改善措置に係るもの。</p> <p>当該事業に用いる交付対象、補助率は、以下のとおりとする。なお、当該水系で実施する応急対策事業の総事業費を事業費とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総事業費1億5千万円以下の場合は、総事業費を交付対象とし、補助率は三分の一 ・ 総事業費1億5千万円を超える場合は、総事業費から5千万円を控除した額を交付対象とし、補助率は二分の一 <p>また、原則、施工を行う同一都道府県内の全ての河川管理施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、施設の集約・撤去や新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>					
根拠法令	<p>河川法第60条及び第62条</p>					

事業の名称		施設機能向上事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川海岸 行政管理費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>同一の洪水氾濫域を有する区間において、計画的に既存の河川管理施設の機能向上を図るとともに、重点的に整備を進めることで施設機能の确实性を早期に向上させる事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>広域河川改修事業に該当する事業であって、施設機能向上計画に基づき同一の洪水氾濫域を有する区間において施行される浸透・侵食・耐震対策としての堤防等の改良であって、事業費 5 千万円以上のものを対象とする。</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>					
根拠法令	<p>河川法第 60 条及び第 62 条</p>					

事業の名称		海岸メンテナンス事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要	<p>既に策定されている長寿命化計画についての変更及び老朽化により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があるものについて、海岸保全施設の老朽化調査、調査結果を踏まえた海岸メンテナンス事業計画の策定、海岸メンテナンス事業計画に基づいた老朽化対策工事を実施する事業。</p> <p>なお、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>本事業は、次の要件を満たすものである。</p> <p>1. 長寿命化計画の変更</p> <p>既に策定されている長寿命化計画について、以下のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>① 気候変動の進行に応じた修繕計画が記載されるものであること</p> <p>② 新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されるものであること</p> <p>2. 老朽化対策</p> <p>(1) 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること</p> <p>(2) 維持管理費用の見通し、コスト縮減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること</p> <p>(3) 老朽化等により機能が確保されていないまたは機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化または回復を行う必要があると認められるものであること</p> <p>(4) 本事業の実施内容を記載した海岸メンテナンス事業計画が策定されていること</p> <p>(5) 事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が行うもの 5千万円以上 ・市町村が行うもの 2千5百万円以上 					
	経費の負担区分	<p>内地 : 国 1 / 2 県 1 / 2</p> <p>離島 : 国 11 / 20 県 9 / 20</p>				
根拠法令	<p>海岸法 第27条</p> <p>海岸法施行令 第8条</p>					

事業の名称		ダムメンテナンス事業（堰堤改良事業）																							
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	ダム開発費																			
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>1 改良事業 ダム本体、放流設備並びにこれに附属する設備、観測、通報、警報設備の改良、ダム貯水池周辺の地山の安定のための工事を行う事業。</p> <p>2 下流河道整備事業 ダム直下の河道改良を行う事業。</p> <p>3 ダム管理用水力発電設備設置事業 管理用発電設備の設置を行う事業。</p> <p>4 貯水池保全事業 貯砂ダム等の設置を行う事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>原則、施工を行う同一都道府県内の全てのダムの長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、点検・修繕・更新・観測に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>1 改良事業については、総事業費が概ね4億円以上のもの。年点検は、都道府県が管理するダムにおける、予防保全の考え方に基づく、ダム用ゲート設備等及びダム管理用制御処理設備の延命化に必要な措置に係るもので、「ダム用ゲート設備等点検・整備・更新マニュアル（案）」又は「電気通信施設点検基準（案）」に基づき、ダム管理施設の信頼性の確保と機能保全を図ることを目的として実施する年点検で、点検にかかる事業費が1ダム当たり年間2百万円以上であるもの。</p> <p>2 下流河道整備事業については、総事業費が1.5億円以上のもの。</p> <p>3 管理用発電設備の設置工事で、他省庁の補助金交付対象でない場合に限る。</p> <p>4 貯水池保全事業については、総事業費が1.5億円以上のもの。</p>																								
	経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>改良事業</td> <td>国</td> <td>4 / 10</td> <td>県</td> <td>6 / 10</td> </tr> <tr> <td>下流河道整備事業</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>県</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>ダム管理用水力発電設備設置事業</td> <td>国</td> <td>4 / 10</td> <td>県</td> <td>6 / 10</td> </tr> <tr> <td>貯水池保全事業</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>県</td> <td>2 / 3</td> </tr> </table>					改良事業	国	4 / 10	県	6 / 10	下流河道整備事業	国	1 / 3	県	2 / 3	ダム管理用水力発電設備設置事業	国	4 / 10	県	6 / 10	貯水池保全事業	国	1 / 3	県
改良事業	国	4 / 10	県	6 / 10																					
下流河道整備事業	国	1 / 3	県	2 / 3																					
ダム管理用水力発電設備設置事業	国	4 / 10	県	6 / 10																					
貯水池保全事業	国	1 / 3	県	2 / 3																					
根拠法令	地方財政法第16条																								

事業の名称		ダムメンテナンス事業（ダム施設改良事業）																			
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	ダム開発費															
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>洪水吐、ゲート等洪水放流施設及び低水放流設備の改良又は新設、排砂バイパスの設置等による堆砂対策、ダム本体付近の大規模な地山安定工事等、大規模かつ緊急性の高い施設改良等を実施する事業。</p>																				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>都道府県が管理するダムで、ダム本体・放流設備、貯水池等が老朽化し、若しくは能力不足等のため、その機能が不十分であるもの、若しくはその機能の維持に支障があるもの、又はそのおそれがあるものについて、その機能の回復又は向上のために行う改良で、次のすべての要件に該当するもの。</p> <p>また、原則、施工を行う同一都道府県内の全てのダムの長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、点検・修繕・更新・観測に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されていること。</p> <p>1 総事業費が概ね 10 億円以上のもの。</p> <p>2 原則として、長寿命化計画が策定され適正に維持管理されているもの。ただし、堆砂対策、地山安定工事等については、長寿命化計画への記載条件としない。</p>																				
経費の負担区分	<p>大規模</p> <table border="0"> <tr> <td>一級</td> <td>国</td> <td>5.5 / 10</td> <td>県</td> <td>4.5 / 10</td> </tr> <tr> <td>二級</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table> <p>一般</p> <table border="0"> <tr> <td></td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table>						一級	国	5.5 / 10	県	4.5 / 10	二級	国	1 / 2	県	1 / 2		国	1 / 2	県	1 / 2
一級	国	5.5 / 10	県	4.5 / 10																	
二級	国	1 / 2	県	1 / 2																	
	国	1 / 2	県	1 / 2																	
根拠法令	地方財政法第 16 条																				

事業の名称		ダムメンテナンス事業（長寿命化計画の策定）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	ダム開発費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 都道府県が管理するダムにおける長寿命化計画の策定を行う事業。</p> <p>◎ 採択の基準 都道府県が管理するダムにおける長寿命化計画の策定であり、事業費が1ダム当たり年間2百万円以上のもので、次の要件に該当するもの。ただし、長寿命化計画の計画期間内に、ダムの機能の回復又は向上を図るための事業の実施が見込まれるものであり、長寿命化計画の内容は、ライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針、点検・修繕・更新・観測に係る新技術等の活用による短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を含むことが確認できること。</p> <p>1 新規管理移行ダムにおける長寿命化計画の策定であること。</p>					
	経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2				
根拠法令	地方財政法第16条					

事業の名称		河川施設補修費				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川管理施設の小規模な補修及び緊急に実施する必要がある施設の補修、並びに河川管理施設及び河道の長寿命化に資する補修を行う。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 補助事業及び災害採択基準に適合しないもの。</p> <p>2 1箇所あたりの事業費が概ね5,000千円以上であること。</p>					
経費の負担区分	県 10 / 10					
根拠法令	河川法第9条第2項、第10条第1項					

事業の名称		豪雨時の主体的な避難行動支援事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	水防対策費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>1 洪水浸水想定区域図の作成・更新 水害の切迫性の伝達、分かりやすい情報伝達の基本的な手段・材料である洪水ハザードマップの市町村の作成・公表の促進を図るため、洪水浸水想定区域図の作成・更新・公表を重点的・緊急的に推進する。</p> <p>2 防災教育の支援 小中学校において、「講座」、「洪水ハザードマップに基づいた地域版避難マップづくりの演習」、「避難訓練」などのプログラムを、地域住民と連携して実施するため、河川管理者の視点で、「水位上昇から破堤に至るメカニズム」、「地域の成り立ちや土地の特徴」、「過去の浸水実績」、「ダムなど河川施設の役割」、「防災情報の入手先」などの教材を作成・提供し、防災教育の「自校化」を支援する。</p> <p>3 洪水ハザードマップの作成補助 水害リスク情報の空白地帯を解消するため、市町村が実施する洪水ハザードマップの作成に要する経費に対し、補助金を交付し、洪水ハザードマップの作成・公表を推進する</p>					
	要件等	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 県管理河川であること。</p> <p>2 「3 洪水ハザードマップの作成補助」については、上記1に加え、次の各号のすべてに該当するもので、市町村が主体となって実施する洪水ハザードマップの作成に関する事業とする。</p> <p>(1) 社会資本整備総合交付要綱第6・一・ロ防災・安全交付金⑧その他総合的な治水事業のうち、同要綱附属第Ⅱ編第1章ロ・8・(6)に定められている水害リスク情報整備推進事業として交付決定を受けた事業であること。</p> <p>(2) 水防法第15条第1項の規定により市町村地域防災計画に記載されている、又は記載されることが確実である洪水浸水想定区域に係る洪水ハザードマップであること。</p>				
経費の負担区分	<p>1 洪水浸水想定区域図の作成・更新、 2 防災教育の支援 県 10 / 10</p> <p>3 洪水ハザードマップの作成補助 (国 1 / 3)、県 1 / 3、市町村 1 / 3</p>					
法令根拠	水防法 第14条					

事業の名称		ダム施設緊急整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	ダム管理費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 ダムにおける老朽化した管理設備の抜本的な改良・修繕を緊急的に実施することで、万全のダム管理環境を確保する。</p> <p>◎ 採択の基準 ダムに係る管理設備のうち、老朽化による機能低下が著しく、そのまま放置するとダム管理上重大な支障を及ぼす恐れのあるものや、突発的な故障により、その機能が停止しているものについて実施する抜本的な改良及び修繕工事で、要する費用がおおむね1千万円以上のもの。</p>					
経費の負担区分	県 10 / 10					
根拠法令	河川法 第9条 " 第10条					

事業の名称		広域河川改修事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川改修事業の実施において、水系、大支川等を単位として、水系一貫した計画的な整備を図るとともに、規模の大きい事業において限定し、また重点整備箇所を設けて整備を進めることにより、効果的かつ効率的な整備を図ることを目的とする事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、次の1、2のいずれかに該当し、かつ3の要件に該当するものをいう。</p> <p>1 総事業費が、都市河川にあつては、概ね24億円以上、その他の河川にあつては概ね12億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>(1) 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が200ha以上であるもの、宅地（公共用地又は5ヶ年以内に宅地となることが予測される土地を含む、以下同じ）が20ha以上であるもの、家屋が200戸以上あるもの又は農耕地が100ha以上であつて、かつ、宅地が10ha以上もしくは家屋が100戸以上であるもの</p> <p>(2) 改良工事による費用便益比が1以上であるもの</p> <p>2 総事業費が、都市河川にあつては概ね10億円以上24億円以内、その他の河川にあつては概ね10億円以上12億円以内のもので、指定区間内の一級河川においては次のいずれか、二級河川においては次の(1)に該当するもの</p> <p>(1) 改良工事によって洪水又は高潮による被害が防止される区域内の農耕地が60ha以上であるもの、宅地が5ha以上であるもの、家屋が50戸以上であるもの又は農耕地が30ha以上であつて、かつ宅地が2.5ha以上もしくは家屋が25戸以上であるもの。</p> <p>(2) 改良工事を施行する地点におけるその河川の流域面積が10km²以上又は計画高水流量が毎秒100m³以上の区間において施行する改良工事であつて、費用便益比が1以上であるもの。</p> <p>(3) 国土交通大臣の施行する改良工事に接続して施行するもので国土交通大臣の施行する改良工事と一体となって効用を果たすこととなるもの。</p> <p>3 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p>					

事業の概要等	<p>◎ 留意事項</p> <p>1 都市河川の定義 都市河川とは、河川法の適用される一級河川及び二級河川のうち、次のいずれかの要件に該当するものをいう（以下同じ）。</p> <p>(1) 人口集中地区人口が3万人以上の都市において、その人口集中地区、これに直接隣接する人口集中地区及びこれらに概ね1km以内で隣接する人口集中地区に係る河川</p> <p>(2) 当該人口集中地区が氾濫により直接的に被害を受けることが想定される河川</p> <p>(3) 一定規模（100ha）以上の宅地開発に関連する河川</p> <p>2 広域河川改修事業の事業単位は、一級河川の指定区間外に流入する河川については一次支川単位、二級河川については水系単位を原則とする。</p>															
経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>一級河川（大規模）</td> <td>国</td> <td>5.5/10</td> <td>県</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td> " （一般）</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	一級河川（大規模）	国	5.5/10	県	4.5/10	" （一般）	国	1/2	県	1/2	二級河川	国	1/2	県	1/2
一級河川（大規模）	国	5.5/10	県	4.5/10												
" （一般）	国	1/2	県	1/2												
二級河川	国	1/2	県	1/2												
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般・大規模工事）</p> <p> " 第62条（二級）</p> <p>河川法施行令 第36条の2（大規模工事）</p>															

事業の名称		地震・高潮対策河川事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>地震・高潮対策河川事業は、東京湾等三大湾のゼロメートル地帯や国の法定計画等に係る地震・高潮等の対策に資する事業を実施することで、地球温暖化に伴う災害リスクの増大への対応、大規模地震への対応等を図ることを目的とする事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>総事業費が概ね50 億円以上のもので、次のいずれかの要件に該当するものをいう。</p>					
事業の概要	<p>① 津波・高潮・耐震対策事業</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、津波・高潮により被害を生ずるおそれのある地域についての津波・高潮・耐震対策事業（津波・高潮による浸水想定区域に係る調査を含む。）であり、次のいずれかの要件に該当するもの。</p>					
	<p>①－1 東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係るもの。</p> <p>①－2 大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの</p> <p>①－3 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）に基づき指定される南海トラフ地震防災策推進地域において実施するもの</p> <p>①－4 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域において実施するもの</p> <p>①－5 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）第二条第二項に規定される特定被災地方公共団体である県のうち、東北地方太平洋沖地震によって発生した津波による被害を受けた県における、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」第八条に規定される津波浸水想定が設定された市町村において実施するもの</p>					
概要	<p>② 都市河川総合整備事業</p> <p>東京湾、大阪湾及び伊勢湾におけるゼロメートル地帯に係る河川改修事業のうち、市街地再開発事業等の他事業と一体として緊急に実施することが必要な都市河川についての整備事業</p>					

事業の概要等	<p>③ 地盤沈下対策事業</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、地盤沈下防止等対策要綱（地盤沈下とこれに伴う被害の著しい濃尾平野（昭和60年4月26日決定）、筑後・佐賀平野（昭和60年4月26日決定）及び関東平野北部（平成3年11月29日決定）の3地域について、地盤沈下防止等対策関係閣僚会議において決定された要綱をいう。）が定められた地域における内水対策等の必要な河川についての地盤沈下対策河川事業</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>(1) 地震・高潮対策河川事業の事業単位は、津波・高潮・耐震対策事業については地区単位、都市河川総合整備事業については河川単位、地盤沈下対策事業については地区単位を原則とする。</p> <p>(2) 津波対策については、平成23年9月2日付国水河第20号・国水治第35号「河川津波対策について」によるものとする。</p>
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級）</p> <p>” 第62条（二級）</p>

事業の名称		都市基盤河川改修事業		
予算計上科目	款	—	項	—
				目
				—
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川においては、その施行の場所より上流の流域面積が概ね30km²を超えない改良工事又は周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある改良工事</p> <p>指定区間外の一級河川においては、周辺の地域における市街地の整備と関連して施行する必要がある堤防の側帯の整備又は樹林帯の設置を行う改良工事</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>河川法第16条の3第1項の規定により施行する特別区又は人口5万人以上の市の長とする。ただし、東京都区部においては、東京都知事が交付対象となることができるものとする。</p> <p>また、原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整計画に基づく事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>本事業を交付対象事業とするには、河川法第16条の3の規定による協議が行われていることが必要である。</p>			
	経費の負担区分	国 1 / 3 市 2 / 3		
根拠法令	(予算補助)			

事業の名称		調節池整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>調節池整備事業は、人口が集中する区域や、大規模な開発が実施される区域等において、地方公共団体等による流域対策(流域内貯留施設の整備、開発時の貯留浸透施設設置義務付け等)と連携した整備を行うことで、流域の治水安全度向上を図ることを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川における、計画高水流量を低減する調節池の整備事業で、河川管理者、下水道管理者及び地方公共団体等からなる協議会等により洪水の流域分担計画(一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分と流域が受け持つ流量に対する対策の計画をいう。)が策定・公表され、当該計画に基づき流域の地方公共団体等による貯留・浸透機能を持つ施設の整備、又は宅地開発に伴い設置される流出抑制施設についての条例による義務付け等の流域対策が実施される流域で行うものであり、通常の河道改修方式と比較して経済的かつ総事業費が概ね10億円以上のもので、次の①、②のいずれかに該当し、かつ③の要件に該当するものをいう。</p> <p>① 調節池整備</p> <p>次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>①-1 市街化区域、若しくは市街化区域に近接した市街化調整区域であって、調節池と併せて、都市機能上、一定の住宅・公園等の都市施設を設置する計画があるもの</p> <p>①-2 治水上の効果が著しく、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件に該当するもの</p> <p>(ア) 次のいずれかの地域に係る河川の流域で実施されるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏整備法(昭和31年法律第83号)に規定する既成市街地、近郊整備地帯又は都市開発区域 ・ 中部圏開発整備法(昭和41年法律第102号)に規定する都市整備区域又は都市開発区域 ・ 近畿圏整備法(昭和38年法律第129号)に規定する既成都市区域、近郊整備区域又は都市開発区域 ・ 都道府県庁所在の都市若しくは人口10万人以上の都市(市街化区域が連続する市町村を含む。) <p>(イ) 当該河川の流域内における市街化区域及び市街化調整区域内の開発区域の占める割合が50%以上、又は20%以上であり更に増加が予想されること</p>					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要</p>	<p>(ウ) 当該河川の流域内人口が昭和30年の流域内人口に比し2倍以上、又は流域内人口密度が1km²当たり1,000人以上であること</p> <p>② 防災調節池整備 次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>②-1 一級河川の指定区間及び二級河川において、著しい市街化により早急な治水対策を必要とし、かつ、開発面積50ha以上（次のいずれかの要件を満たすものにあつては20ha以上）の区域で実施されるもの。</p> <p>(ア) 「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」（昭和63年法律第47号）第3条により国土交通大臣の認定を受けた宅地開発（以下、関係部分において「優良宅地開発」という。）</p> <p>(イ) 優良宅地開発の認定要件のうち、対象地域、事業主体のいずれか一を次のように改めた場合に、要件の全てに適合することとなる宅地開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象地域 三大都市圏の都市開発区域を追加する。 ・事業主体 土地区画整理組合を追加する。 <p>なお、既成市街地に隣接した開発においては、公共・公益的施設用地については制限しない。</p> <p>②-2 総合治水対策特定河川の流域及び地方中核都市に係る河川であつて残土処分による遊水機能の阻害が著しい河川の流域において行う遊水地の整備事業であつて当該遊水地の周辺の地域で開発面積50ha以上（優良宅地開発にあつては20ha以上）の宅地開発又は公共公益施設等の整備が行われ、かつ、当該開発において、建設残土を利用し、流域整備計画に基づき通常計画される地盤高に追加して平均1m以上の高盛土が行われるもの</p> <p>③上記①または②の事業は、下記の要件に該当するもの。 令和3年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業であること。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>地方財政法 第16条</p>

事業の名称		流域貯留浸透事業		
予算計上科目	款	—	項	—
				目
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>近年、局地的豪雨の頻発により浸水被害が多発していることを踏まえ、地方公共団体が主体となり流域対策を実施し総合的な治水対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>一級河川又は二級河川の流域内において、貯留若しくは浸透又はその両方の機能（以下、「貯留・浸透機能」という。）をもつ施設の整備等を地方公共団体又は地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業で、通常の河道改修方式と比較して経済的であるもので次のいずれかの要件に該当するものをいう。</p> <p>また、地方公共団体の助成を受けて民間企業等が行う事業については、地方公共団体が助成する予定としている雨水貯留浸透施設を合わせた規模、能力が次のいずれかの要件に該当するものを対象とする。</p> <p>1 公共施設等もしくは民間の施設又はその敷地（以下、関係部分において「対象施設」という。）を 500m³ 以上の貯留機能もしくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能をもつ構造とする事業。ただし、次のいずれかの要件に該当するものにあつては、複数の施設で 500m³ 以上の貯留機能もしくはそれと同等の浸透機能又は貯留・浸透機能をもつ構造とする事業</p> <p>(ア) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）における人口密度が 4,000 人/km² 以上の指定都市</p> <p>(イ) 100mm/h 安心プランに登録された地域（令和 5 年度までに登録された地域に限る。）</p> <p>(ウ) 内水被害等軽減対策計画（暫定版）に記載された地域又は内水被害等軽減対策計画に登録された地域</p> <p>2 都道府県又は市区町村が既成市街地内の個人の住宅の敷地内等に、貯留・浸透機能をもつ簡易な施設を設置する事業で、当該河川の流域（当該河川の流域面積が 20km² 以下となる流域内の区域）において、これらの施設を合わせた規模、能力が 1 と同等の貯留・浸透機能をもつ構造とするもの</p> <p>3 新規の住宅開発における対象施設を、一団地内においてこれらの施設を合わせた規模、能力が 1 と同等の貯留・浸透機能をもつ構造とする事業</p> <p>4 既設の暫定調整池、池沼又は溜め池で、河川管理者若しくは地方公共団体が公共施設として管理する施設又は民間の施設（地方公共団体と当該民間の施設の管理者での管理協定の締結により、貯留・浸透機能を適切に維持・保全できる場合に限る。）を改良する事業で、3,000m³ 以上（総合治水対策特定河川の流域又は 100 mm/h 安心プランに登録された地域に係るものにあつては 1,000m³ 以上）の治水容量及び必要</p>			

<p>事業の概要等</p>	<p>に応じて環境容量（治水容量と同量の範囲でかつ下流河川の水質改善効果が認められるものに限る。）を確保するため、掘削、浸透機能の付加、堰堤の嵩上げ等の洪水調節能力の向上又は管理用通路の整備、堤体補強等の管理の適正化を図るために行うもの</p> <p>また、当該河川の流域（当該河川の流域面積が7km²以下である流域内の区域）において、複数の溜め池を合わせた規模が3,000m³以上（総合治水対策特定河川の流域又は100mm/h安心プランに登録された地域に係るものにあつては1,000m³以上）の治水容量を確保（ただし、事業着手から3ヶ年以内に完了するものに限る）するもの</p> <p>5 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p> <p>◎ 各種計画との整合</p> <p>流域貯留浸透事業については、特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第4条第1項に基づく流域水害対策計画及び総合治水対策特定河川事業にて規定する流域整備計画、100mm/h安心プラン、内水被害等軽減対策計画又は流量分担計画（一定の確率の洪水に対する河川と流域との洪水流量の配分の計画をいう。）と整合が図られたものとする。</p> <p>なお、流量分担計画については、当該河川管理者が流域の地方公共団体と協議して定めることとする。</p> <p>◎ 留意事項（関係箇所のみ抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯留浸透施設は、対象施設又は調節池等の所有者に帰属するものとする。 2 貯留浸透施設について、その機能を維持し、保全するための管理は、当該貯留浸透施設を整備した地方公共団体が行う。 3 貯留浸透施設管理者は、貯留浸透施設の機能を十分に発揮させるため貯留浸透施設の管理に関し、対象施設又は調節池等の管理者と管理協定を締結すること等により、適正な管理を行わなければならない。 4 流域貯留浸透事業の実施については、これを対象施設又は調節池等の管理者に委託することができる。
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 1/3（民間企業等が施行する場合、事業費の1/3を上限とし、地方公共団体が助成する額の1/2）</p> <p>市区町村 2/3</p>
<p>法根拠</p>	<p>（予算補助）</p>

事業の名称		土地利用一体型水防災事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>土地利用一体型水防災事業（以下、関係部分において「水防災事業」という。）は、土地利用状況等を考慮し、連続堤で整備する場合に比して効率的かつ効果的である場合において、一部区域の氾濫を許容することを前提とし、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設、貯留施設の整備等を実施することで住家を洪水による氾濫から防御すること等により、より効率的かつ効果的な治水対策を推進し、もって安全で豊かな地域づくりに資することを目的とする。</p> <p>なお、氾濫を許容する区域については、新たな住家が立地しないように条例等で一定の規制をかけることにより、洪水に対する安全性を確保する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>水防災事業は、指定区間内の一級河川又は二級河川において、床上浸水被害等を解消するために行う輪中堤の築造や宅地の嵩上げ、河川沿いの小堤の設置、浸水防止施設や貯留施設の整備等であって、次のすべての要件に該当するものとする。</p> <p>① 住家等の近年の浸水被害が著しいため、緊急に治水対策を講ずる必要がある地域に係る事業であること。</p> <p>② 地域の意向を踏まえ、この治水方式が河川整備計画等に位置づけられていること。</p> <p>③ 本事業の総事業費が通常の方法等により改修を行う場合の事業費を上回らないこと。</p> <p>④ 氾濫を許容することとなる区域において、新たな住家が立地しないよう、災害危険区域の指定等必要な措置がなされること。</p> <p>⑤ 原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに作成された社会資本総合整備計画に基づく事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>◎ 土地利用一体型水防災事業計画の社会資本整備計画への記載</p> <p>水防災事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、次に掲げる事項を定めた土地利用一体型水防災計画（以下、関係部分において「事業計画」という。）を記載するものとする。</p> <p>①事業主体 ②事業概要 ③事業期間 ④全体事業費 ⑤施行場所 ⑥主要工種 ⑦事業効果</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>① 地域の意見の反映</p> <p>採択基準②の規定について、水防災事業は、地域の意向を踏まえて行うことが前提であることから、河川整備計画に位置づけて実施すること。</p> <p>なお、当該地域における事業の緊急性等から、河川整備計画の策定前に事業を実施する場合には、河川整備計画の手続の趣旨を踏まえ、地域住民、関係地方公共団体の意見を十分に反映するものとし、地域の意向に沿って事業化することがわかる内容を事業計画に記載することとする。</p> <p>② 防御の対象とする住家</p> <p>河川整備計画等の策定時に、現に存する住家又は現に建築の工事中の住家（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項又は第6条の2第1項の規定に基づき建築主が確認済証の交付を受けた住家を含む。）を防御の対象とする。</p> <p>③ 宅地の嵩上げ</p> <p>宅地の嵩上げは、輪中堤の築造等河川工事の施行を原因として、氾濫に起因する浸水被害の増大や内水被害を受けることに対する補償として実施する。</p> <p>④ 地方公共団体等との連絡調整による事業の効率化、重点化</p> <p>水防災事業の実施に当たっては、地方公共団体等と十分に連絡調整を行い、地区画整理事業を活用すること等による事業対象住家等の集約化、道路等の嵩上げ等を図り、効率的かつ合理的に実施するように努めるものとする。</p> <p>⑤ 輪中堤高及び宅地の嵩上げ高</p> <p>輪中堤高及び宅地の嵩上げ高は、計画高水位に当該河川からの距離等を勘案し適切に設定した高さとする。</p> <p>⑥ 氾濫を許容する区域</p> <p>「氾濫を許容する区域」とは、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等の実施後に計画高水位以下の洪水により浸水する区域をいう。</p>
----------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	<p>⑦ 氾濫を許容する区域における措置</p> <p>採択基準④における「必要な措置」とは、当該地方公共団体が建築基準法第39条に基づいて条例により災害危険区域を指定することで、常時住居の用に供する建築物の建築を禁止する等住家の建築を制限することをいう。</p> <p>また、河川管理者は、当該地方公共団体が氾濫を許容する区域におけるハザードマップ等を作成し周知すること及びこれを災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する地域防災計画に位置づける等により被害の軽減に努めるよう支援することとする。</p> <p>なお、氾濫を許容する区域であっても、浸水頻度が著しく高く当該区域の土地利用に著しく支障をきたす場合には、小堤の設置等の対策を講ずることができるものとする。</p> <p>⑧ 事業箇所の設定</p> <p>水防災事業の実施に当たっては、輪中堤の築造、宅地の嵩上げ等を実施する一連区間のうち、水系全体の整備状況等を勘案しながら、概ね5箇年を目途に事業の完了が可能な箇所を設定して行うものとする。ただし、事業対象住家等が多く存し調整に時間を要する等やむを得ない場合はこの限りではない。</p> <p>⑨ 事業後の管理</p> <p>各事業箇所において治水上必要とされる道路盛土等については、施設管理者と調整すること等により、河川管理施設（必要に応じて兼用工作物）として適切に管理するものとする。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>
<p>根拠法令</p>	<p>河川法 第60条第2項（一級） " 第62条（二級）</p>

事業の名称		総合内水対策緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>総合内水対策緊急事業は、内水河川（本川水位の上昇に伴い自然排水ができずにその流域内に湛水が生じる河川をいう。関係部分において以下同じ。）が合流する本川の流域における内水被害の状況を勘案し、内水により住民の生命、身体又は財産への被害又はその流域の住民の生活再建が困難となる被害が生じるおそれが特に高い河川において、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を、河川管理者及び地方公共団体等が連携して実施することにより、内水被害の効果的かつ効率的な軽減を図ることを目的とする事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち、内水による浸水被害を予防する事業であって、概ね5年間で事業完了させるものであり、次のすべての要件に該当するものをいう</p>					
	<p>① 改良工事によって内水による床上浸水被害が防止される区域内の家屋（以下「床上浸水家屋」という。）が50戸以上であること</p>					
	<p>なお、想定される床上浸水深が概ね1メートル以上の家屋で高齢世帯であるものについては、床上浸水家屋4戸に換算できるものとする。</p>					
	<p>② 都道府県又は市町村と協力して、排水機場、調節池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制、被害軽減等を図るソフト対策を一体とした総合内水対策計画（以下、関係部分において「対策計画」という。）を策定し、実施するものであること</p>					
<p>③ 広域河川改修事業の交付対象事業の要件に該当するものであること</p>						
<p>◎ 対策計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>総合内水対策緊急事業を実施しようとするものは、社会資本総合整備計画において、以下に従い、対策計画を記載するものとする。</p>						
<p>(1) 対策計画の策定方針</p> <p>総合内水対策協議会は、ハード対策とソフト対策を一体的に実施し、内水被害を効果的かつ効率的に軽減することを目的として、流域の特性に応じて総合内水対策の具体的施策を検討し、対策計画を策定する。各担当部局は、この対策計画に則り具体的施策を推進するものとする。</p>						

事 業 の 概 要 等	<p>(2) 対策計画の期間 概ね5年間とする。</p> <p>(3) 対策計画に定める事項 対策計画において定める事項は次のとおりとする。</p> <p>i) 総合内水対策全体に関する事項 基本方針、事業期間、計画規模等</p> <p>ii) 河川管理者による河川整備に関する事項 総合内水対策緊急事業を実施しようとする河川管理者（以下「内水対策河川管理者」という。）及び他の河川管理者による河川改修等の内容</p> <p>iii) 河川管理者以外の者による施設整備に関する事項 河川管理者以外の者による二線堤（輪中堤）と同等の機能を有する施設の整備、貯留施設の整備、宅地嵩上げ、関連する雨水排水対策施設の整備等の内容</p> <p>iv) 総合内水対策緊急事業の実施後に内水による浸水が想定される区域（以下「内水浸水想定区域」という。）とその水深に関する事項 事業の実施後も浸水が想定される区域の土地利用状況と水深</p> <p>v) 内水浸水想定区域の周知に関する事項 河川管理者等による内水浸水想定区域とその水深の住民への周知方法</p> <p>vi) 土地利用の規制等に関する事項 地方公共団体が地域の状況に応じて実施する災害危険区域の指定、盛土規制、開発行為に対する指導・情報提供、市街化調整区域の保持等の内水浸水想定区域における市街化の進展の抑制方策や、建築物の耐水化等の被害軽減方策</p> <p>vii) 地方公共団体によるハザードマップの作成等の被害軽減方法に関する事項 地方公共団体による住民の避難計画やハザードマップの作成、防災教育等の被害軽減方法</p> <p>viii) その他浸水被害の軽減を図るために必要な措置に関する事項 地方公共団体等によるポンプ運転調整ルールの設定や開発に伴う調整池設置の指導等の浸水被害軽減を図るための措置</p> <p>(4) 対策計画の周知 総合内水対策協議会は対策計画を策定後速やかに公表し、住民に周知するものとする。</p>
----------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	<p>◎ 留意事項</p> <p>① 総合内水対策協議会の設置</p> <p>総合内水対策緊急事業を実施するに当たっては、河川管理者と地方公共団体等が連携してハード対策とソフト対策を実施することが重要であり、河川管理者は地方公共団体等と十分に連絡調整を図る必要がある。</p> <p>このため、当該河川流域において河川管理者、都道府県及び市町村等の浸水被害対策に関わる担当部局等からなる総合内水対策協議会を設置し、当該河川流域に係る総合内水対策について協議し、効果的かつ効率的な対策の確立に資するものとする。</p> <p>② 総合内水対策緊急事業の報告</p> <p>内水対策河川管理者は、対策計画の達成状況を総合内水対策協議会に報告するものとする。</p> <p>③ その他</p> <p>(1) 内水被害想定図の作成について</p> <p>「内水河川が合流する本川の流域における内水被害の状況」については、内水河川が合流する本川の流域のうち隣接する数箇所の内水地区を対象に、内水被害状況を想定した内水被害想定図を内水対策河川管理者が作成するものとする。</p> <p>なお、内水被害想定図には、内水地区ごとに降雨確率規模ごとの最大浸水深又は家屋浸水等の内水被害が生じる発生頻度等を明示するものとする。</p> <p>(2) 高齢世帯について</p> <p>採択基準①に規定する「高齢世帯」は、高齢単身世帯（65歳以上の者1人のみの一般世帯）及び高齢夫婦世帯（いずれかが65歳以上の夫婦のみの一般世帯）とする。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>
<p>根拠法令</p>	<p>河川法 第 60 条第 2 項（一級） " 第 62 条（二級）</p>

事業の名称		河川・下水道一体型豪雨対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川・下水道一体型豪雨対策事業は、必要な整備を行って、外水氾濫対策を受け持つ洪水調節施設と内水氾濫対策を受け持つ下水道を出水特性や規模に応じて融通利用し、一体的な運用を推進することにより、効率的な浸水対策を図ることを目的とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>本事業の交付対象事業は、都市基盤河川改修事業、流域貯留浸透事業、総合内水対策緊急事業又は総合流域防災事業に該当する事業であって、①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行うものをいう。</p> <p>① 採択の要件</p> <p>次のすべてに該当するものとする。</p> <p>(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与すること。</p> <p>(イ) 本事業の実施について、河川事業者と下水道事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、河川事業者と下水道事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>② 対象となる施設</p> <p>(ア) 既存の洪水調節施設と下水道施設を融通利用するための連結管等の施設の整備</p> <p>(イ) 連結管等と一体的に整備する洪水調節施設及び洪水調節施設と下水道施設の双方の効果を兼ねる貯留施設等の整備</p> <p>(ウ) 洪水調節施設と下水道施設を一体的に運用するために必要な観測施設等の整備</p>					
	経費の負担区分	該当する基幹事業に係る割合に同じ				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級）</p> <p>〃 第62条（二級）</p>					

事業の名称		床上浸水対策特別緊急事業																		
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費														
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>被災後の通常生活への復旧に多大な労力を要し、大きな経済的・身体的負担となる床上浸水が頻発している地域について、早急に対策を講ずることにより、早期に慢性的な床上浸水被害を早期に解消することを目的とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事のうち床上浸水被害を解消する事業であって、「概ね 5 年間で事業完了させるもの」であり、次の各号に該当するもの。</p> <p>1 過去概ね 10 年間の河川の氾濫による被害が次の各号に該当するもの。</p> <p>(1) 延べ床上浸水家屋数が 50 戸以上であるもの、または、地下鉄、地下街、発電所、変電所の浸水によりその機能が停止したもの。</p> <p>なお、高齢者世帯で床上浸水深が概ね 1 m 以上の被害である家屋を、1 戸につき床上浸水家屋 4 戸として換算できるものとする。</p> <p>(2) 浸水家屋数が延べ 200 戸以上であるもの。</p> <p>なお、高齢者世帯の床上浸水家屋を、1 戸につき浸水家屋 4 戸に換算できるものとする。</p> <p>(3) 床上浸水回数が 2 回以上であるもの。</p> <p>2 交付金の交付対象事業のうち基幹事業の広域河川改修事業、地震・高潮対策河川事業、都市基盤河川改修事業又は調節池整備事業又は流域貯留浸透事業又は総合治水対策特定河川事業のいずれかの採択基準に該当すること。</p> <p>◎ 事業計画の策定</p> <p>本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を策定するものとする。</p>																			
	経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>一級、二級河川</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一級、二級河川(市が事業主体)</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>市</td> <td>2 / 3</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>						一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2			一級、二級河川(市が事業主体)	国	1 / 3	市	2 / 3	
一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2																
一級、二級河川(市が事業主体)	国	1 / 3	市	2 / 3																
根拠法令	<p>河川法 第 60 条第 2 項 (一級)</p> <p>” 第 62 条 (二級)</p> <p>地方財政法 第 16 条</p>																			

事業の名称		河川災害復旧等関連緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川等災害復旧事業並びに直轄河川等災害関連緊急事業、河川等災害復旧助成事業及び河川等災害関連事業による下流部での流量増加量への対応が必要な区域において、概ね4箇年で緊急的かつ集中的に治水対策を実施する事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、次の各号に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この事業の上流において災害復旧事業又は改良復旧事業のいずれかが採択されること。 2 施行区域は、影響度（現況流下能力に対する災害復旧事業又は改良復旧事業による流量増加量の割合）が5%以上の区域とすること。 3 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること。 4 前号の計画は、災害復旧事業及び改良復旧事業区間を含めた当該工事施行箇所の上流部及び下流部と均衡のとれたものであること。 5 第3号の計画の全体事業費が10億円以上であること。 <p>なお、大規模な工事にあっては、次に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が120億円を超えるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貯留量800万立方メートル以上のダム 2 湖沼水位調節施設 3 長さ750メートル以上の導水路、放水路又は捷水路 4 面積150ヘクタール以上の遊水池 5 長さ150メートル以上の堰又は床止め 6 前各号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの 					
	経費の負担区分	一級河川（大規模）	国	5.5/10	県	4.5/10
	〃（一般）	国	1/2	県	1/2	
	二級河川	国	1/2	県	1/2	
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般・大規模工事）</p> <p>〃 第62条（二級）</p> <p>河川法施行令 第36条の2（大規模工事）</p>					

事業の名称		河川激甚災害対策特別緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において、激甚な一般災害が発生した河川について再度災害を防止するため短期間（概ね5箇年程度）に、一定計画で概成するものとし計画的な施行を図る事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 指定基準</p> <p>指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良工事であって、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当する場合。</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの。</p> <p>ロ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの。</p> <p>ハ 次のa～dのものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸に相当するものとして、また、e～hのものがそれぞれ流失又は全壊家屋5戸に相当するものとして換算して、加算した数値がイに相当することとなるもの。</p> <p>a 半壊家屋 2戸</p> <p>b 著しい浸水家屋（軒下浸水程度） 3戸</p> <p>c 浸水家屋 40戸</p> <p>d 浸水被害を受けた社会福祉施設等の収容人員 40人</p> <p>e 床上浸水被害を受けた官庁等 （地域防災計画に位置づけられた防災機関）</p> <p>f 床上浸水被害を受けた一時避難場所 （地域防災計画に位置づけられた避難場所）</p> <p>g 鉄道及び迂回路のない主要幹線道路で、24時間以上交通が遮断された施設</p> <p>h 水道、電気、ガスの供給施設で、24時間以上供給が停止した施設</p> <p>(2) 浸水被害が発生した市町村の高齢世帯の率（浸水被害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率）が全国平均高齢世帯の率の概ね2倍以上で、河川の氾濫による一区域の被害が次のいずれかに該当するもの。</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの。</p> <p>ロ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの。</p>					

<p>事業の概要等</p>	<p>ハ 次のものがそれぞれ流出又は全壊家屋1戸に相当するものと換算して加算した数値がイに相当することとなるもの。</p> <p>a 半壊家屋 2戸</p> <p>b 著しい浸水家屋（軒下浸水程度） 3戸</p> <p>c 浸水家屋 40戸</p> <p>d 浸水被害を受けた社会福祉施設等の収容人員 40人</p> <p>(3) 河川の氾濫による一市町村の区域内の一水系に係る被害が前二号のいずれかに該当する場合</p> <p>2 採択基準</p> <p>河川激甚災害対策特別緊急事業の対象となる河川の指定基準に合致するものであって、次の各号に定める基準に該当する河川。</p> <p>(1) 再度災害を防止するために必要な一定の計画に基づく工事であること。</p> <p>(2) 前号に掲げる計画は、当該工事施行箇所の上流部及び下流部と均衡のとれたものであること。</p> <p>(3) 施行区域は、災害の発生状況を十分検討し、必要最小限度の区域とすること。</p> <p>(4) 全体事業費は10億円以上で、かつ、原則として当該災害による一般被害総額に相当する額を限度とすること。</p> <p>なお、一般被害総額の算定基準は、別に定めるところによること。</p>										
<p>経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>一級河川</td> <td>国</td> <td>5.5/10</td> <td>県</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	一級河川	国	5.5/10	県	4.5/10	二級河川	国	1/2	県	1/2
一級河川	国	5.5/10	県	4.5/10							
二級河川	国	1/2	県	1/2							
<p>根拠法令</p>	<p>河川法 第60条第2項（一級）</p> <p>” 第62条（二級）</p>										

事業の名称		大規模特定河川事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	◎ 事業の概要	大規模特定河川事業は、事前防災対策が十分に行えておらず、計画規模の洪水が生じた場合に氾濫する危険性が著しく高い区間について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に治水安全度を向上させることを目的とする。				
	◎ 採択の基準	指定区間内の一級河川又は二級河川において施行される改良に関する工事であつて次の（１）、（２）のいずれかに該当し、かつ（３）の要件に該当するもの。				
	（１）大規模特定河川改修	計画高水流量に対して流下能力が低く、氾濫のおそれがある区間で遊水地や放水路の整備等の集中的な投資が必要な区間において、概ね 10 年以内で完了し、事業費が 10 億円以上の事業であるもの。				
	（２）氾濫危険区域河道掘削	川幅が狭い区間や堤防が未整備の区間などの流下能力が不足している区間や、バックウォーターの恐れがある区間等での、河川の水位を低くする河道掘削等の集中的かつ重点的な投資が必要な区間において、概ね 5 年以内で完了し、事業費が 5 億円以上であるもの（区間内で河道掘削とあわせて橋梁等構造物の整備が必要な場合は、概ね 10 年以内で完了するもの）。				
	（３）上記（１）または（２）の事業は、下記の要件に該当するもの。	原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和 7 年度までに採択された河川事業は除く。 ※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川				
◎ 事業計画の策定	本事業の実施に当たっては、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。					

<p>事業の概要等</p>																					
<p>経費の負担区分</p>	<table> <tr> <td>一級、二級河川</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>一級、二級河川(市が事業主体)</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>市</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>二級河川【離島】</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>二級河川【離島】(市が事業主体)</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>市</td> <td>2 / 3</td> </tr> </table>	一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2	一級、二級河川(市が事業主体)	国	1 / 3	市	2 / 3	二級河川【離島】	国	1 / 2	県	1 / 2	二級河川【離島】(市が事業主体)	国	1 / 3	市	2 / 3
一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2																	
一級、二級河川(市が事業主体)	国	1 / 3	市	2 / 3																	
二級河川【離島】	国	1 / 2	県	1 / 2																	
二級河川【離島】(市が事業主体)	国	1 / 3	市	2 / 3																	
<p>根拠法令</p>	<p>河川法 第 60 条第 2 項 (一級) " 第 62 条 (二級) 大規模特定河川事業実施要領</p>																				

事業の名称		事業間連携河川事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	◎ 事業の概要					
	事業間連携河川事業は、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる区間において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とする。					
	◎ 採択の基準					
	指定区間内の一級河川、二級河川又は準用河川において施行される改良に関する工事であって次の（１）から（５）までのいずれかに該当するもの。					
	なお、浸水のおそれがある地域の設定については、治水計画上の外力規模を対象とする。					
	（１）湛水危険区域氾濫対策					
	想定湛水深が深い区域において人命を守るために、本支川又は上下流で連携して事業間連携計画を作成し概ね５年以内で完了するもので、次の①及び②に該当するもの					
	① 次のいずれかが浸水する区域に係るもの					
	イ 家屋 25 戸以上					
	ロ 要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設					
② 次のいずれかの区域に係るもの						
イ 決壊時の想定湛水深が 5m 以上となるおそれがある						
ロ 決壊時の想定湛水深が 3m 以上となり 72 時間以上継続するおそれがある						
（２）洪水調節機能強化対策						
洪水調節機能の強化を図るために、管理ダム又は建設ダムと連携して、事業間連携計画を作成し概ね５年以内に完了するもので、次のいずれかに該当するもの						
イ 現在、暫定操作となっている管理ダムの操作規則を改善する上で必要なもの						
ロ 建設中のダム事業のうち、最適な操作規則で供用を開始する上で必要なもの						
（３）内水被害対策						
内水被害の防止等を図るために、下水道事業、流域治水整備事業、流域貯留浸透事業等と連携して事業間連携計画を策定し概ね５年以内で完了するもので、次のいずれかの区域に係るもの						
イ 過去概ね 10 年間で内水氾濫による延べ浸水被害戸数が 25 戸以上の区域						
ロ 内水氾濫によって要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設が浸水する恐れがある区域						
（４）津波・高潮区域						
津波・高潮被害の防止等を図るために、近接する海岸事業等と連携して事業間連携計画を作成し概ね５年以内で完了するもので、次の①及び②に該当するもの						

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>① 次のいずれかが津波・高潮により浸水するおそれがある区域に係るもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 家屋25戸以上 ロ 要配慮利用施設、官公庁舎等の重要施設 <p>② 次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 朔望平均満潮位以下の地域に係るもの ロ 大規模地震対策特別措置法に基づき指定される地震防災対策強化地域において実施するもの ハ 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成14年法律第92号)に基づき指定される南海トラフ地震防災策推進地域において実施するもの ニ 「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」(平成16年法律第27号)に基づき指定される日本海溝・千島海溝周辺海溝地震防災対策推進地域において実施するもの <p>(5) 土砂・洪水氾濫対策</p> <p>土砂・洪水氾濫の防止等を図るために、砂防事業と連携して事業間連携計画を作成し概ね5年以内で完了するもので、次のいずれかが土砂・洪水氾濫により浸水する恐れがある区域</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 家屋25戸以上 ロ 要配慮者利用施設、官公庁舎等の重要施設 <p>なお、(1) から (3) および (5) の事業は、下記の要件に該当するもの。</p> <p>原則、施工を行う同一都道府県内における全ての河川※において、想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図が公表されていること。ただし、令和7年度までに採択された河川事業は除く。</p> <p>※水防法により想定最大規模の降雨による浸水想定区域の指定の対象となっている一級河川、二級河川</p> <p>◎ 事業計画及び事業間連携計画の作成</p> <p>本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画及び事業間連携計画を作成するものとする。</p>																				
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>一級、二級河川</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>一級、二級(市が事業主体)、準用河川</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>市</td> <td>2 / 3</td> </tr> <tr> <td>二級河川【離島】</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>二級(市が事業主体)、準用河川</td> <td>国</td> <td>1 / 3</td> <td>市</td> <td>2 / 3</td> </tr> </table>	一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2	一級、二級(市が事業主体)、準用河川	国	1 / 3	市	2 / 3	二級河川【離島】	国	1 / 2	県	1 / 2	二級(市が事業主体)、準用河川	国	1 / 3	市	2 / 3
一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2																	
一級、二級(市が事業主体)、準用河川	国	1 / 3	市	2 / 3																	
二級河川【離島】	国	1 / 2	県	1 / 2																	
二級(市が事業主体)、準用河川	国	1 / 3	市	2 / 3																	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>河川法 第60条第2項(一級)</p> <p>〃 第62条(二級)</p> <p>事業間連携河川事業実施要領</p>																				

事業の名称		特定都市河川浸水被害対策推進事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>特定都市河川浸水被害対策推進事業費は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において、流域水害対策計画の策定又は変更を行い、法に基づき指定された特定都市河川流域で河川の整備、雨水貯留浸透施設の整備、土地利用規制と併せた二線堤の築造や排水施設整備等を計画的・集中的な対策を実施することで、早期に治水安全度を向上させ浸水被害を軽減させることを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 流域水害対策計画の策定又は変更</p> <p>特定都市河川に指定済み又は指定予定であることを公表している河川において実施する、流域水害対策計画の策定又は変更であって、以下のいずれかの要件に該当するものとする。</p> <p>1) 令和9年度までに新たに流域水害対策計画を策定するものであること。</p> <p>2) 特定都市河川に指定済みの河川であって、令和9年度までに流域水害対策計画を変更するものであること。</p> <p>2 流域水害対策計画の目標達成のための流域対策の具体化に係る調査及び検討等</p> <p>特定都市河川流域において、関係者合意形成を図り、具体的な流域対策を実施するための次の 1) 又は 1) 及び 2) に該当する調査及び検討等であって、流域水害対策計画策定後5年以内に関係者との協議が完了すると見込まれるもの。</p> <p>なお、既に流域水害対策計画を策定済みの流域においては、令和7年度からおおむね5年以内に関係者との協議が完了すると見込まれるものに限る。</p> <p>1) 雨水貯留浸透施設の整備、浸水被害防止区域の指定、貯留機能保全区域の指定等の流域対策の具体化に向けて、河川管理者又は地方公共団体が実施する調査及び検討</p> <p>2) 1) で検討される流域対策と一体となって、その効果を一層高めるために必要な、避難計画の策定、浸水センサ・水位計の設置等の被害の軽減、早期復旧・復興のための対策なお、1) の調査及び検討を実施する場合に限る。</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>3 河川改修事業及び流域対策に係る事業</p> <p>特定都市河川浸水対策法に基づく特定都市河川流域において、流域水害対策計画で定められた次の（１）から（６）のいずれかに該当し、概ね 10 年以内に完了するもの。</p> <p>（１）特定都市河川において実施する河川改修事業</p> <p>（２）雨水貯留浸透施設整備のうち、300m³ 以上の雨水貯留浸透の機能を確保し、次のいずれかに該当するもの</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 貯留・浸透機能を持つ施設を整備する事業</p> <p style="margin-left: 2em;">ロ 既設の調整池、池沼又は溜め池を改良する事業</p> <p>（３）浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定と併せて実施する二線堤を整備する事業</p> <p>（４）地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて、区域内の早期排水及び貯留機能の継続発揮を目的として実施する、排水施設、除塵除去施設及び土砂貯め等の流入防止施設を整備する事業並びに区域内の法面及び路面等施設の耐水化事業</p> <p>なお、排水施設については、原則、固定式排水施設とし、移動式排水施設の方が経済的であることが見込まれる場合は、移動式排水施設の整備ができるものとする。また、法面及び路面等施設の耐水化事業においては、他の予算制度にて支援できないものに限る。</p> <p>（５）貯留機能保全区域の理解増進を目的として、地方公共団体又は民間事業者等が実施する防災教育及び地方公共団体が貯留機能保全区域の指定と併せて実施する標識設置等の啓発活動事業</p> <p>（６）宅地嵩上げ等もしくは家屋移転</p> <p>なお、詳細な運用については、別に定めるものとする。</p> <p>各事業は、下記のすべての要件に該当するものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3（１）河川改修事業を実施する河川において、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の公表がされていること。 ・ 流域水害対策計画に基づく浸水被害防止区域又は貯留機能保全区域の指定が 5 年以内になされる見込みであること。 ・ 当該特定都市河川流域内で、立地適正化計画が作成済又は作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村において、概ね 5 年以内に当該計画に防災指針が記載される見込みであること。 ・ 指定区間内の一級河川または二級河川において、3（２）、（３）及び（５）を市町村、民間事業者等が実施する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。ならびに、3（４）を市町村が整備する場合、都道府県又は政令指定都市が四分の一を目安に負担するものに限る。
----------------------------	---

事業の概要等	<p>◎ 事業計画の策定</p> <p>本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。</p>																																													
経費の負担区分	<p><内地 1、2、3 (1) ~ (6) 共通></p> <table border="0"> <tr> <td>一級、二級河川</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>一級、二級河川(市町村等が事業主体)</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等</td> <td>1 / 4</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p><離島></p> <table border="0"> <tr> <td>1、2、3 (1)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>3 (2) ~ (6)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二級河川</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>二級河川(市町村等が事業主体)</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>市</td> <td>1 / 4</td> </tr> <tr> <td></td> <td>市町村等</td> <td>1 / 4</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2	一級、二級河川(市町村等が事業主体)	国	1 / 2	県	1 / 4		市町村等	1 / 4			1、2、3 (1)					二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2	3 (2) ~ (6)					二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2	二級河川(市町村等が事業主体)	国	1 / 2	市	1 / 4		市町村等	1 / 4		
一級、二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2																																										
一級、二級河川(市町村等が事業主体)	国	1 / 2	県	1 / 4																																										
	市町村等	1 / 4																																												
1、2、3 (1)																																														
二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2																																										
3 (2) ~ (6)																																														
二級河川	国	1 / 2	県	1 / 2																																										
二級河川(市町村等が事業主体)	国	1 / 2	市	1 / 4																																										
	市町村等	1 / 4																																												
根拠法令	<p>河川法 第 60 条第 2 項 (一級)</p> <p>〃 第 62 条 (二級)</p> <p>特定都市河川浸水被害対策推進事業実施要領</p>																																													

事業の名称		総合流域防災事業（広域系事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※広域系事業に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）広域河川改修事業、又は調節池整備事業のいずれかの要件に該当する河川改修等のうち、1事業の総事業費が100億円未満で、流域面積が100km²未満かつ想定氾濫区域内人口が1万人未満である指定区間（直轄管理区間の計画高水流量の5割以上の計画高水流量を持ち、当該直轄管理区間と合流する河川の区間を除く。）内の一級河川及び二級河川に係る河川改修、宅地等の嵩上げ、流域における調整池、移動式排水施設、輪中堤等の整備。</p>					
	経費の負担区分	<p>国 1/2 県 1/2</p>				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般）</p> <p>” 第62条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（ア. 河川環境整備事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※環境整備事業に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）指定区間内の一級河川及び二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。</p> <p>ア 統合河川環境整備事業の採択基準に該当する河川環境整備事業のうち、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る</p>					
	経費の負担区分	<p>国 1/2 県 1/2</p>				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般）</p> <p>〃 第62条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（イ. 消流雪用水）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※消流雪用水に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和 48 年法律第 118 号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）指定区間内の一級河川及び二級河川において実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業で、1 事業の総事業費が 50 億円未満のもの。</p> <p>イ 水量の豊富な河川から市街地を流れる中小河川等に消流雪用水を供給する導水路等の整備を行うことにより、河道疎通能力の阻害となる河道内の堆雪の排除、消流雪用水としての地下水利用の河川水への転換による地盤沈下対策及び導水路等を活用した内水対策等を図る事業で、人口密度が概ね 40 人/ha 以上かつ次のいずれかに該当する市街地で実施するもの。</p> <p>（ア）豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）に基づき指定された豪雪地帯に属し、人口が概ね 5 千人以上の市街地</p> <p>（イ）同法に基づき指定された特別豪雪地帯に属し積雪指数（消流雪の対象となる市街地における除雪対象戸数に過去 5 年間で降雪量が 10cm 以上観測された年間の日数の最大値を乗じた数）が 6 千以上である市街地</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>					
根拠法令	<p>河川法 第 60 条第 2 項（一級一般）</p> <p>” 第 62 条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（ウ. 堤防質的整備）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※堤防質的整備に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）指定区間内の一級河川及び二級河川において実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。</p> <p>ウ 計画高水位以下の水位の流水の通常的作用に対し所要の安全度が確保されていない堤防に対して実施する強化対策等。</p>					
	経費の負担区分	<p>国 1/2 県 1/2</p>				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般）</p> <p>〃 第62条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（エ. 洪水調節施設機能高度化）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※洪水調節施設機能高度化に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）指定区間内の一級河川及び二級河川において実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。</p> <p>エ 洪水調節機能の向上を図るために行う既設の遊水地又は調節池等の改良。</p>					
	経費の負担区分	<p>国 1/2 県 1/2</p>				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般）</p> <p>” 第62条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（オ．局部改良）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※局部改良に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）指定区間内の一級河川及び二級河川において実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。</p> <p>オ 洪水による被害が防止される区域内の家屋が5戸以上の地域において、必要最小限の区間で施行される改良工事であって、「概ね5年間で事業完了させるもの」であり、改良工事による費用便益比が1以上である事業で、総事業費が1億円以上のもの。</p>					
	経費の負担区分	<p>国 1/2 県 1/2</p>				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般）</p> <p>〃 第62条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（カ. 移動式排水施設整備）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準（※移動式排水施設整備に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p> <p>（1）指定区間内の一級河川及び二級河川又は準用河川において実施する事業のうち、次のいずれかに該当する事業で、1事業の総事業費が50億円未満のもの。</p> <p>カ 次に掲げる全ての要件に該当する河川において実施する移動式排水施設の整備。</p> <p>（ア）固定式排水施設に比較して、移動式排水施設の整備が経済的であること。</p> <p>（イ）過去概ね10年間において、河川の流下能力不足に起因した複数箇所の家屋浸水被害（指定区間内の一級河川又は二級河川においては市町村単位）があること。</p> <p>（ウ）今後概ね10年間において、（イ）の浸水被害の解消に資する河川整備の予定がないこと。</p> <p>（エ）固定式排水施設の機能の代替として整備するものであること</p> <p>（オ）同一市町村において、下水道事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討すること</p> <p>（カ）当該河川で稼働させる必要が無いと判断した場合、必要に応じてその他の河川や浸水が発生した箇所での運用に努めるものであること</p>					
	経費の負担区分	<p>一級、二級河川</p> <p>国 1/2 県 1/2</p> <p>準用河川</p> <p>国 1/3 市町村 2/3</p>				
根拠法令	<p>河川法 第60条第2項（一級一般）</p> <p>〃 第62条（二級）</p>					

事業の名称		総合流域防災事業（準用河川改修事業）		
予算計上科目	款	—	項	—
				目
				—
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>個々の事業規模が小さい等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする事業。</p>			
	<p>◎ 採択の基準（※準用河川改修事業に係る部分のみ記載）</p> <p>河川事業で、次に該当するもの。ただし、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）及び公害財特法失効後の財政措置対象事業に位置付けられた事業を除く。</p>			
	<p>(1) 1事業の総事業費が概ね4億円以上24億円以内の準用河川に係る河川改修等で、次のいずれかの要件に該当するもの。</p>			
	<p>【準用河川改修事業】</p>			
	<p>ア 当該河川工事によって氾濫被害が防止されることとなる区域内に60ha以上の農地、50戸以上の家屋又は5ha以上の宅地が存するもの</p>			
	<p>イ 過去3ヶ年に氾濫被害が3回以上発生した区域に関するもの</p>			
	<p>ウ 宅地開発、区画整理、土地改良等の事業に関連して、当該河川改修が必要となるもの</p>			
	<p>エ 下水道又は農業用の水路からの排水を処理するため必要となるもの</p>			
	<p>【雨水貯留事業】</p>			
	<p>オ 都市河川に係る雨水貯留施設の設置を行う事業で、次の全ての要件に該当するもの。</p> <p>(ア) 総貯水容量（複数箇所でもよい）がおおむね50,000m³以上又は下流準用河川区間における洪水調節効果が概ね10m³/sec以上である施設で、当該施設の貯水容量が概ね5,000m³以上であること。</p> <p>(イ) 上記の総事業費が、通常の河道改修方式と比較して経済的であること。</p>			
<p>【浄化事業】</p> <p>カ 水質環境基準が未達成の単独準用水系の河川（水質環境基準が未指定のものについては、河川にあつてはBOD10mg/l、湖沼にあつてはCOD8mg/lを超えるもの）の浄化事業で、市街化区域等で実施するもの。</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>◎ 留意事項</p> <p>準用河川改修事業の実施に当たっては、以下に従い、事業計画に準用河川改修事業計画を記載するものとする。</p> <p>ア 準用河川改修事業計画の記載</p> <p>(i) 準用河川改修事業計画の記載事項</p> <p>準用河川改修事業計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>a. 事業計画区間</p> <p>b. 改修工事を必要とする理由及び計画方針並びに改修工事の効果</p> <p>c. 計画高水流量、計画高潮位に関する事項</p> <p>d. 計画平面形、計画縦断形及び計画横断形その他河道計画に関する事項</p> <p>e. 改修工事に必要な費用の概要</p> <p>f. その他必要な事項</p> <p>(ii) 事業計画区間</p> <p>事業計画区間は、治水計画上改修が必要な区間とする。</p> <p>(iii) 技術的基準との整合</p> <p>事業計画の作成に当たっては、次に掲げる技術的基準に準拠するものとする。</p> <p>a. 河川管理施設等構造令（平成 12 年政令第 321 号）で定める基準を参酌して定められた条例（平成 25 年 3 月 31 日までの期間内において、同条例が制定施行されるまでの間は、河川管理施設等構造令で定める基準）</p> <p>b. 河川砂防技術基準（平成 16 年 3 月 30 日国河情第 13 号）</p> <p>イ 準用河川改修事業計画の変更</p> <p>準用河川改修事業計画の変更を行おうとするときは、アに準ずるものとする。</p> <p>ウ 関係機関との協議</p> <p>市町村長は、準用河川改修事業計画の記載及び変更に当たっては、当該河川が接続する他の河川の管理者と計画の整合について十分協議すること</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>国 1 / 3 市町村 2 / 3</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>河川法 第 62 条</p> <p>〃 第 100 条</p>

事業の名称		住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業（河川）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>河川、砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設（以下「治水施設等」という。）を整備することにより、中心市街地等における快適な居住環境を創出し、良好な住宅・宅地の整備・保全を図り、又は大規模地震等の発生により既存住宅・宅地に著しい被害が生じるおそれのある地域における住宅・建築物の保全を図ることを目的とする。</p> <p>次に掲げる治水施設等の整備事業（住宅市街地基盤整備事業及び住宅市街地総合整備事業の対象並びに都市再生整備計画においてまちづくり交付金の交付対象以外のもの。）であって、当該治水施設等の管理者が計画的に実施する事業。</p> <p>※ 以下、河川の整備事業に係る部分のみ記載</p>					
	<p>1 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業</p> <p>（目的）</p> <p>河川の整備を行うことにより、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画、都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画等のうち、快適な居住環境の創出、美しい市街地景観の形成等を図ることとされている計画の実現を支援する。</p> <p>（事業の内容）</p> <p>中心市街地活性化基本計画等の対象地域における治水安全度の向上を図る上で必要で、かつ、快適な居住環境の創出、良好な住宅・宅地の整備・保全に資する河川における改良工事であって、次に掲げるいずれかの計画又は当該計画の実現に寄与する治水施設等整備事業計画に位置づけられているもの。</p> <p>（1） 中心市街地の活性化に関する法律第9条に基づき市町村が作成する基本計画。</p> <p>（2） 都市再生特別措置法第15条に基づき都市再生本部が定める地域整備方針及び同法第46条に基づき市町村が定める都市再生整備計画。</p> <p>（3） 大都市法第3条の3に基づく供給計画。</p> <p>（4） 地方拠点都市法第6条に基づく基本計画。</p> <p>（5） 都市再生プロジェクトに関する基本的考え方（平成13年6月14日都市再生本部決定）に基づき都市再生本部が決定した都市再生プロジェクト。</p>					

<p>事業の概要等</p>	<p>◎ 採択の基準</p> <p>同種の治水施設等の整備事業に係る採択基準に合致し、かつ、次の基準に適合するもの。</p> <p>※ 以下、河川の整備事業に係る部分のみ記載</p> <p>1 中心市街地等における良好な居住環境の創出支援型事業</p> <p>上記（事業の内容）に定める基準に適合する事業のうち、次に掲げる基準に適合するもの。</p> <p>イ 上記（事業の内容）に定める治水施設等整備事業計画（以下「事業計画」という。）は、住宅・市街地整備に係る計画の策定主体と十分に調整を行い作成したものであること。</p> <p>ロ 事業計画は、中心市街地活性化基本計画等の対象地域の治水安全度の向上を主たる目的としているものであること。</p> <p>ハ 既存の河川の整備計画との整合性がとれていること。</p> <p>◎ 留意事項</p> <p>事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>特定事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本整備計画において、次に掲げる事項を定めた事業計画を記載するものとする。</p> <p>イ 関連する計画名</p> <p>ロ 基本方針（関連する計画の概要、治水施設等による支援の必要性・効果）</p> <p>ハ 事業主体</p> <p>ニ 全体計画事業費</p> <p>ホ 事業期間</p> <p>へ 施行区間、延長</p> <p>ト 主要工事</p> <p>チ 事業効果</p> <p>リ 計画概要図</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>同種の治水施設等の整備事業に係る割合に同じ</p>
<p>根拠法令</p>	

事業の名称		下水道関連特定治水施設整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>下水道事業の事業効果を高めるために必要な治水施設の整備等により、浸水被害の防御及び水環境の改善に資することを目的とする事業。</p> <p>次に掲げる治水事業で、事業の効果が早期に発現することが見込まれるもの。</p> <p>1 河川の流下能力が不足しているため、下水道事業による雨水対策が十分に効果を上げられない地域に係る治水事業。</p> <p>2 公共用水域の水環境の改善のため、下水道事業と協調して行われる治水事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>同種の治水事業の採択基準に適合し、かつ、下水道事業の事業効果を高めるために必要なもの。</p>					
	経費の負担区分	同種の治水事業に係る割合に同じ				
根拠法令						

事業の名称		統合河川環境整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川環境費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>統合河川環境整備事業とは、良好な河川環境を保全・復元及び創出することを目的に、(1)汚濁の著しい河川の水質改善、(2)魚類の遡上・降下環境の改善、(3)自然環境が著しく阻害されている河川の自然環境の再生、(4)河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業をいう。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>都道府県知事又は指定都市の長又は市区町村長が実施する河川工事で、次の各号のいずれかに該当するもの。</p> <p>1 河川とそれに繋がるまちを活性化するために実施される、民間事業者と連携する水辺の整備を行う事業のうち、指定区間内の一級河川及び二級河川において、地域と一体となった「かわまちづくり計画」に都市・地域再生等利用区域の指定に関する取組が位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業</p> <p>2 一級河川又は二級河川の水質改善のために実施される水質浄化を行う事業で、次の各号いずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち汚濁の著しい河川についての水質浄化を行う事業、並びに一級河川又は二級河川の汚濁の原因となっている指定区間内の一級河川、二級河川若しくは準用河川についての浄化事業。</p> <p>(2) 三大都市圏の既成市街地（中部圏にあつては都市整備区域、近畿圏にあつては既成都市区域）及び近郊整備地帯（近畿圏にあつては近郊整備区域）に係る一級河川又は二級河川で、若しくは、三大都市圏に係る重要な水源となっている湖沼を含む一級河川又は二級河川で、主要地点での水質が環境基準を著しく超え、かつ、その汚濁原因が広範にわたり、当該河川の浄化のみでは効率的な水質の改善が困難と認められるものの中から採択される特定河川の流域において実施する次の各号に掲げる水質浄化を行う事業。</p> <p>イ 当該特定河川の水質浄化を行う事業</p> <p>ロ 当該特定河川の汚濁の一因となっている一級河川の指定区間、二級河川及び準用河川の水質浄化を行う事業</p> <p>ハ その他当該特定河川の流域において行う水質浄化を行う事業で著しい効果が認められるもの</p> <p>3 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、河川横断工作物により河川等が分断され、魚類の遡上・降下が困難な区域*において魚道の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。</p>					

<p>事業の概要等</p>	<p>4 指定区間内の一級河川又は二級河川のうち、従来の自然環境が著しく阻害されている河川等の特に必要とする区域*において自然環境の保全・復元を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの</p> <p>5 指定区間内の一級河川及び二級河川において、河川環境教育の場として利用される「水辺の楽校構想」、地域の取組みと一体となった「かわまちづくり計画」に位置づけられた治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う事業で、総事業費が三億円以上のもの。</p> <p>※区域には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域を含む。</p> <p>◎ 留意事項 統合河川環境整備事業計画の社会資本総合整備計画への記載 統合河川環境整備事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画に、次に掲げる事項を定めた河川環境整備事業計画を記載するものとする。</p> <p>①基本方針 ②事業期間 ③実施内容 ④全体事業費</p> <p>防災・安全交付金は、防災・安全対策のために特に必要と認められるものに限る</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p><県が事業主体である場合> 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第3条の適用を受けるもの (一級河川、二級河川) 国 1/2 県 1/2 (準用河川についての浄化事業) 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4 ※県と市町村が費用負担協定を締結している場合に限る。</p> <p>その他 (一級河川、二級河川) 国 1/3 県 2/3 (準用河川についての浄化事業) 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 ※県と市町村が費用負担協定を締結している場合に限る。</p> <p><市町村が事業主体である場合> 国 1/3 県 1/3 市町村 1/3 ※県が市町村に対し補助する場合に限る。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>(予算補助) 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第3条</p>

事業の名称		住宅市街地盤整備事業（河川）				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川整備促進費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行うもの。</p>					
	<p>◎ 団地タイプについて</p> <p>本事業は、土地有効活用タイプ、居住環境整備タイプ、団地再生タイプからなり、各タイプにおける①目的、②対象地域、③団地規模は以下の通り。</p> <p>(1) 土地有効活用タイプ（新潟県内の対象地域なし）</p> <p>①住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏の大都市地域において、市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用した住宅宅地事業の推進を図るため</p> <p>②住生活基本法に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（重点供給地域）、都市再生緊急整備地域、優良田園住宅法で市町村が定めた基本方針において、優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められる土地の区域として定められる区域</p> <p>③公的住宅を含めおおむね 100 戸又は 5ha 以上</p> <p>(2) 居住環境整備タイプ</p> <p>①既存の住宅市街地の住環境水準の向上を図り、既存住宅の建替等を含めた良好な住宅又は宅地の供給を促進するため</p> <p>②重点供給地域、都市再生緊急整備地域、県庁所在都市、通勤圏内人口 25 万以上の都市の通勤圏で地域住宅計画等に位置付けられた地域、DID 地区で地域住宅計画等に位置付けられた地域</p> <p>③既存住宅の建替等を含め、概ね 5 年間に 100 戸又は 5ha 以上が見込まれ、当面 50 戸又は 2.5ha 以上</p> <p>(3) 団地再生タイプ</p> <p>①計画的に開発された良質な住宅団地における良好な居住環境の形成を推進するため</p> <p>②公的賃貸住宅等の整備事業、開発許可を受けた開発行為、土地区画整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、一団地の住宅施設、住宅街区整備事業又は防災街区整備事業により開発された住宅団地のうち、良好な居住環境の創出・維持を図るものの存する地域として、住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域で、以下の a～c の住宅宅地供給が行われたもの</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>a. 重点供給地域及び都市再生緊急整備地域においては、100 戸又は 5ha 以上</p> <p>b. 中止市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に定める中心市街地の区域においては、100 戸以上</p> <p>c. 上記 a、b 以外の地域においては、300 戸又は 16ha 以上</p> <p>③100 戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>住宅市街地基盤整備事業で国庫補助の対象は、通常の河川事業の採択基準に適合するほか、下記の基準に適合することが必要である。</p> <p>(1) 一般的基準</p> <p>①土地有効活用、居住環境整備タイプ</p> <p>住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるもの。</p> <p>②団地再生タイプ</p> <p>住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業で、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるもの</p> <p>(2) 施設別基準</p> <p>①土地有効活用、居住環境整備タイプ</p> <p>一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域の開発の影響により改修が必要となる河川の部分又は事業区域を通過し、若しくは接する河川の部分で、当該住宅宅地事業と一体的に整備することが必要なもの。 ・当該住宅宅地事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、流域調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。 <p>②団地再生タイプ</p> <p>一級河川、二級河川又は準用河川に係る事業であって、当該河川の下流の治水計画上也効果的と認められるもので、かつ、次のいずれかに該当する施設の整備に関する事業であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善事業区域の治水安全度向上のため、当該住宅ストック改善事業と一体的に整備することが必要なもの。 ・当該住宅ストック改善事業と関連して整備することが必要とされる防災調節池、雨水貯留施設又は貯留浸透施設。
----------------------------	---

<p>事業の概要等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>同種の河川等事業に係る国の割合に同じ</p>
<p>根拠法令</p>	<p>住宅市街地基礎整備事業制度要綱</p>

事業の名称		河川総合開発事業					
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	ダム開発費	
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 洪水調節により下流域を洪水から守るとともに、河川環境や既得用水に必要な流量の安定確保に加え、発電、水道等の諸用水の利用を目的としたダム建設等の事業。</p> <p>◎ 採択の基準 一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。 なお、大規模な工事にあつては、一級河川において、次に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が 120 億円を超えるもの。</p> <p>1 貯留量 800 万立方メートル以上のダム 2 前号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの</p>						
	経費の負担区分	一級河川（大規模）	国	5.5/10	県	4.5/10	
		〃（一般）	国	1/2	県	1/2	
二級河川		国	1/2	県	1/2		
根拠法令	<p>河川法 第 60 条第 2 項（一級一般） 〃 第 62 条（二級） 河川法施行法 第 5 条（大規模工事）</p>						

事業の名称		治水ダム建設事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	ダム開発費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 洪水調節により下流域を洪水から守るとともに、河川環境や既得用水に必要な流量の安定確保などを目的としたダム建設等の事業。</p> <p>◎ 採択の基準 一級河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節等を必要とするもので特定の利水目的を含まないもの。 なお、大規模な工事にあつては、一級河川において、次に掲げる施設に関する工事でこれに要する費用の額が 120 億円を超えるもの。</p> <p>1 貯留量 800 万立方メートル以上のダム 2 前号に掲げる施設に類する施設で国土交通大臣が指定するもの</p>					
	経費の負担区分	一級河川（大規模）	国	5.5/10	県	4.5/10
		〃（一般）	国	1/2	県	1/2
二級河川		国	1/2	県	1/2	
根拠法令	<p>河川法 第 60 条第 2 項（一級一般） 〃 第 62 条（二級） 河川法施行法 第 5 条（大規模工事）</p>					

事業の名称		高潮対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良を実施する事業をいう。</p> <p>なお、上記事業は、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 高潮対策事業（2から3に規定する事業を除く。）は、以下の（1）から（6）までの要件を満たすものとする。</p> <p>（1）海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p> <p>（2）高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>（3）社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</p> <p>① 水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3に規定する高潮浸水想定区域（以下「高潮浸水想定区域」という。）に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</p> <p>② 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域（以下「津波災害警戒区域」という。）に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</p> <p>（4）防護面積、防護人口が5ha/km以上又は50人/km以上であること。</p> <p>ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p>（5）海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、海岸法（昭和31年法律第101号）第14条の2に規定する操作規則（以下「操作規則」という。）が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</p> <p>（6）総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>離島 5千万円以上</p> <p>内地 1億円以上</p>					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>2 高潮対策事業のうち、指定市、中核市及び中核市に相当する都市（人口概ね30 万人以上の都市）又はそれらに市街地が連たんする都市を対象として行われる「都市海岸高度化事業」については、上記1 の要件に加えて、次の要件を満たすものを交付対象とする。</p> <p>(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する工事で大規模なものうち主として市街地を防護する特に重要な海岸であること（原則として総事業費が概ね1 億円以上であるもの）。</p> <p>(2) 背後地に商業施設、業務施設又は住宅が集積した海岸で、背後の土地利用と海岸整備が有機的に連携できる場所であること。</p> <p>(3) 耐震性など海岸保全施設の保全機能の強化と利便性の向上を図り、海岸での市民利用を促進するため必要なその他の施設を整備するもの。特にバリアフリーに配慮されていること。</p> <p>3 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤緊急整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあつては、都道府県が定める河川等情報基盤緊急整備計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3 億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。</p>															
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>内地</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>国</td> <td>11 / 20</td> <td>県</td> <td>9 / 20</td> </tr> <tr> <td>都市高潮</td> <td>国</td> <td>2 / 5</td> <td>県</td> <td>3 / 5</td> </tr> </table>	内地	国	1 / 2	県	1 / 2	離島	国	11 / 20	県	9 / 20	都市高潮	国	2 / 5	県	3 / 5
内地	国	1 / 2	県	1 / 2												
離島	国	11 / 20	県	9 / 20												
都市高潮	国	2 / 5	県	3 / 5												
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>海岸法 第27 条第1 項 海岸法施行令 第8 条第1 項第4 号（その他） " " " 第5 号（都市高潮） " " 第4 項（離島）</p>															

事業の名称		侵食対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>波浪による海岸の侵食又は災害を防除するために一定計画に基づき海岸管理者が管理する海岸保全施設（堤防・護岸・離岸堤・突堤等）の新設又は改良を行う。なお、防護ラインの見直しによる海岸保全施設の新設又は改良に伴う既存施設の撤去を含むものとする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 侵食対策事業は、以下の（１）から（５）までの要件を満たすものとする。</p> <p>（１）海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。</p> <p>（２）侵食による被害が発生するおそれの大なる海岸であること。</p> <p>（３）防護面積、防護人口が1km当たり5ha以上又は50人以上であること。</p> <p>ただし、防護人口については、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更正援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園、生活保護法に基づく救護施設・更正施設・医療保護施設、学校教育法に基づく盲学校・聾学校・養護学校及びその他実質的に災害時要援護者に関連する施設の利用者のうち、日常生活の大半を過ごす利用者を加えて算定できるものとする。</p> <p>（４）海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</p> <p>（５）総事業費が、以下のとおりであること。</p> <p>離島 5千万円以上</p> <p>内地 1億円以上</p> <p>2 海岸保全施設の整備と一体的に行う情報基盤総合整備事業（水管理・国土保全局所管海岸に限る。）にあっては、都道府県が定める河川等情報基盤総合整備全体計画に基づき整備される河川等の情報収集、提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）のうち、過去に海岸災害を受けた沿岸、又は受けるおそれの高い沿岸に係る、波高計、波向計等の観測施設及びこれらの情報を収集・処理する施設の整備を交付対象とする。</p>					

<p style="text-align: center;">事 業 の 概 要 等</p>											
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経費の負担区分</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">内地</td> <td style="width: 10%;">国</td> <td style="width: 20%;">1 / 2</td> <td style="width: 10%;">県</td> <td style="width: 20%;">1 / 2</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>国</td> <td>11 / 20</td> <td>県</td> <td>9 / 20</td> </tr> </table>	内地	国	1 / 2	県	1 / 2	離島	国	11 / 20	県	9 / 20
内地	国	1 / 2	県	1 / 2							
離島	国	11 / 20	県	9 / 20							
<p style="writing-mode: vertical-rl;">根拠法令</p>	<p>海岸法 第 27 条第 1 項 海岸法施行令 第 8 条第 1 項第 2 号 (その他) " " 第 4 項 (離島)</p>										

事業の名称		海岸耐震対策緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>堤防・護岸等の耐震対策を海岸管理者が地域の実状に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的とする事業をいう。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>海岸法第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において主として実施するものであって、以下の①から⑤までの要件（耐震性能調査にあつては①の要件）を満たすものとする。</p> <p>① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。</p> <p>（ア）朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>（イ）東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに事業実施内容を記載した海岸耐震対策緊急事業計画（以下、関係部分において「事業計画」という。）が策定されている地区であること。</p> <p>③ 社会資本総合整備計画に、事業実施箇所が以下のいずれかに該当することが記載されていること。</p> <p>（ア）高潮浸水想定区域に指定されていること又は令和7年度末までに高潮浸水想定区域に指定される見込みであること。</p> <p>（イ）津波災害警戒区域に指定されていること又は令和7年度末までに津波災害警戒区域に指定される見込みであること。</p> <p>④ 海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあつては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設であること。</p> <p>⑤ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>（ア） 都道府県が行うもの 5 千万円以上</p>					

事業の概要等	<p>(イ) 市町村が行うもの 2 千5 百万円以上</p> <p>◎ 本事業の内容は、原則として、以下に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 堤防・護岸等の耐震性能調査</p> <p>(2) 堤防・護岸等の耐震対策</p> <p>◎ 事業計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>本事業を実施しようとする海岸管理者は、関係機関の意見を聴取し、社会資本総合整備計画に事業計画を記載するものとする（耐震性能調査を除く。）。</p> <p>また、事業計画は、事業着手から原則として5 年以内に成果目標の達成が見込まれるよう次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(ア) 海岸の概要</p> <p>(イ) 事業の概要</p> <p>(ウ) 計画の内訳 (エ) 浸水防止に関連した総合的な計画</p> <p>(オ) 成果目標</p> <p>(カ) 関係機関との連携</p> <p>(キ) 関連するソフト対策</p> <p>(ク) 高潮浸水想定区域、津波災害警戒区域の指定状況</p> <p>(ケ) その他参考となる事項</p> <p>◎留意事項</p> <p>海岸管理者は、事業計画に基づき、計画的・効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。</p>										
経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>内地</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>国</td> <td>11 / 20</td> <td>県</td> <td>9 / 20</td> </tr> </table>	内地	国	1 / 2	県	1 / 2	離島	国	11 / 20	県	9 / 20
内地	国	1 / 2	県	1 / 2							
離島	国	11 / 20	県	9 / 20							
根拠法令	<p>海岸法 第 27 条第 1 項</p> <p>海岸法施行令 第 8 条第 1 項第 2 号 (その他)</p> <p>” ” 第 4 項 (離島)</p>										

事業の名称		海岸環境整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>国土保全との調和を図りつつ海岸環境を整備し、もって快適な海浜利用の増進に資するための離岸堤、突堤、護岸、堤防、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明、便所、水飲場、進入路、駐車場、遊歩道、緑地・広場、休憩施設、更衣室・シャワー、その他所期の目的を達成するための必要最小限度の施設の新設又は改良を行う事業。</p> <p>(社会資本整備総合交付金)</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>次の各号の一に該当するものであること。</p> <p>1 次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設であること。</p> <p>(1) 周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー等のある区域又は計画中の区域で、完成後には海浜利用が増進されるものであること。また、民間と競合しないものであり、本事業で造成された施設等は、地方公共団体が一元的に運営できるものであること。</p> <p>ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p> <p>(2) 海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復、環境維持が困難であるため、あるいは海浜特性からみて海岸保全施設の設置に制約があるため、緊急に養浜を実施しなければならないこと。</p> <p>ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p> <p>(3) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する次の海岸において行う事業。</p> <p>ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p> <p>① 国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため海岸保全施設の新設・改良を行う海岸であること。</p> <p>② 国立公園内等の利用・景観への配慮もしくは貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・回復を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。</p> <p>(4) 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。</p> <p>ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p>					

<p>事業の概要等</p>	<p>① 水叩き兼用の通路又は植栽を階段工と一体として短年度に整備することにより効果を発揮し得るものであること。</p> <p>② 海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備する事業であること。</p> <p>(5) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するために行う事業。</p> <p>ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p> <p>なお、本事業の実施に当たっては、社会資本総合整備計画において、多様なニーズを踏まえるとともに、関係市町村や多様な関係者と協働して定めた海岸利用活性化計画を記載するものとする。海岸利用活性化計画には以下に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>① 対象とする海岸の概要</p> <p>② 海岸利用の活性化に関する基本方針</p> <p>③ 施設等配置に関する計画</p> <p>④ 施設等の維持管理に関する計画</p> <p>⑤ その他</p> <p>2 事業の実施方針</p> <p>(1) 国土保全との調和を図ること。</p> <p>(2) 利用者に対する快適性、安全性の確保を図ること。</p> <p>(3) 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。</p> <p>(4) 緊急養浜の実施に当たっては、効果及び養浜砂の挙動の把握に努めること。</p> <p>(5) 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。</p> <p>3 堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、通路（水叩き兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、進入路（必要最小限の管理用駐車スペースを含む。）、照明（安全確保上必要最小限のものに限る。）、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良とする。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 1 / 3 県 2 / 3</p>
<p>根拠法令</p>	<p>地方財政法 第16条 地方財政法 第27条</p>

事業の名称		海岸環境整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、改良を行う事業のうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業。(防災・安全交付金)</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 次のいずれかの要件に該当するものであること。また、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設であること。</p> <p>(1) 自然環境との調和・個性ある地域づくり等に資する海岸において、背後地の人命・財産を防護するための施設等を整備するものであること。 ただし、総事業費が1億円以上のものに限る。</p> <p>(2) 海水浴等の海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において、海岸利用者等への安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するものであること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。</p> <p>2 事業の実施方針</p> <p>(1) 国土保全及び人命・財産の防護とあわせて海岸環境の整備を図ること。</p> <p>(2) 利用者に対する安全性の確保を図ること。</p> <p>(3) 自然環境に配慮するとともに、周辺の各種施設との調整を図ること。</p> <p>(4) 既存海岸保全施設の改良に当たっては、従前の防護機能が確保されるとともに、既存施設の再利用等が図られること。</p> <p>3 堤防、突堤、護岸、離岸堤、人工リーフ、砂浜、安全情報伝達施設、その他所期の目的を達成するための必要最小限の施設の新設、又は改良のうち防災・安全対策のために特に必要と認められるものであること。</p>					
	負担区分	<p>国 1 / 3 県 2 / 3</p>				
根拠法令	<p>地方財政法 第16条</p> <p>地方財政法 第27条</p>					

事業の名称		津波対策緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>津波対策緊急事業(以下「本事業」という。)は、津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り組む箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。</p>					
	<p>◎ 事業主体</p> <p>本事業の事業主体は、海岸管理者とする。</p>					
事業の概要	<p>◎ 事業の対象</p> <p>本事業の対象は、海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第1項第4号(国土交通大臣が実施するものに限る。)及び第6号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)において実施するものであって、次の(1)から(5)までの要件を満たすものとする。</p> <p>ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘を改良する場合にあっては、海岸法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数(少なくとも年1回)、実施されている施設のみを対象とするものとする。</p> <p>(1)東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域(海水の侵入により浸水するおそれがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。</p> <p>(2)1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。</p> <p>(3)第5に規定する事業計画が策定されていること。</p> <p>(4)事業計画に位置付け総事業費が4億円以上であること。</p> <p>(5)以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること。</p> <p>(ア)津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。)に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。</p> <p>(イ)津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域若しくは津波災特別警戒区域が指定されていること。</p>					
	<p>◎ 事業の概要</p> <p>津波対策緊急事業(以下「本事業」という。)は、津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り組む箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>◎ 事業の内容</p> <p>本事業の内容は、堤防・護岸等の海岸保全施設の新設又は改良(防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含む。)を対象とする。</p> <p>◎ 事業計画</p> <p>1 津波対策緊急事業計画の作成</p> <p>本事業を実施しようとする海岸管理者は、国土交通省水管理・国土保全局長が別に定めるところにより津波対策緊急事業計画(以下「事業計画」という。)を作成するものとする。</p> <p>2 津波対策緊急事業計画の内容</p> <p>事業計画は、以下に掲げる事項を記載するものとする。なお、概ね10年以内に成果目標の達成を見込んでいることを踏まえ、適切に工期を設定するものとする。</p> <p>(1)海岸の概要</p> <p>(2)事業の概要</p> <p>(3)津波避難に資するソフト対策の取組状況</p> <p>(4)計画の内訳</p> <p>(5)成果目標</p> <p>(6)費用対効果</p> <p>(7)その他参考となる事項</p> <p>3 事業計画の同意</p> <p>海岸管理者は、1及び2の規定に基づき作成された事業計画について、国土交通省水管理・国土保全局長に協議し、その同意を得るものとする。</p> <p>4 事業計画の変更</p> <p>海岸管理者は、同意を得た事業計画を変更しようとする場合には、3.の準に準じて行うものとする。</p> <p>◎ 事業の実施</p> <p>海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。</p> <p>◎ 国の補助金の交付</p> <p>国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。</p> <p>◎ その他</p> <p>この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>
----------------------------	--

<p>事 業 の 概 要 等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>内地 国 1 / 2 県 1 / 2 離島 国 11 / 20 県 9 / 20</p>
<p>根拠法令</p>	<p>海岸法 第 27 条第 1 項 海岸法施行令 第 8 条第 1 項第 4 号（内地） " 第 8 条第 4 号（離島） 海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のものに係る津波対策緊急事業 実施要綱</p>

事業の名称		海岸保全施設整備連携事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>海岸保全施設整備連携事業(以下「本事業」という)は、大規模地震や高潮の発生の危険性が高く重要な背後地を抱え、河川改修や港湾整備等の異なる事業との計画的な連携が必要な箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波・高潮対策等を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。</p>					
	<p>◎ 事業主体</p> <p>本事業の事業主体は、海岸管理者とする。</p>					
事業の概要等	<p>◎ 事業の対象</p> <p>本事業の対象は、海岸法(昭和31年法律第101号)第40条第1項第1号又は第6号に規定する海岸保全区域内(同条第2項の規定に基づく協議により国土交通大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。)において実施するものであって、以下の(1)～(4)までの要件を満たすものとする。</p>					
	<p>(1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域(海水の侵入により浸水する恐れがある区域)に地域中枢機能集積地区(背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察署、消防署、病院等)がある地区等)を有すること。</p> <p>ア 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがある地域</p> <p>イ 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがある地域</p> <p>(2) 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 高潮浸水想定区域に指定されていること。</p> <p>イ 津波災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>(3) 第5に規定する、連携する事業全体の内容を記載した「事業間連携計画」および本事業の実施内容を記載した「海岸保全施設整備連携事業計画」が策定されていること。(以下、2つの事業計画を総称する場合は、「事業計画等」という。)</p> <p>(4) 海岸保全施設等整備連携事業計画に位置付ける総事業費が以下のとおりであること。</p> <p>離島・奄美・北海道・沖縄 5千万円以上</p> <p>その他 1億円以上</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>◎ 事業の内容 本事業の内容は原則として、堤防・護岸等の海岸保全施設の新設又は改良を対象とする。なお、上記事業は、防護ラインの見直しと併せ行う既存施設撤去を含むものとする。</p> <p>◎ 事業計画等 本事業における事業計画等は、連携する事業全体の内容を記載する「事業間連携計画」と本事業単独の内容を記載する「海岸保全施設整備連携事業計画」を作成する。</p> <p>1 事業間連携計画の作成 本事業を実施しようとする海岸管理者は、連携する事業主体と協議の上、当該事業にかかる連携事業計画を作成するものとする。</p> <p>2 事業間連携計画の内容 事業間連携計画は、事業着手から概ね5年以内に成果目標の達成が見込まれるように次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 対象地域の概要 (2) 事業の概要 (3) 連携事業を含む計画の内訳 (4) 成果目標</p> <p>3 海岸保全施設整備連携事業計画の作成 本事業を実施しようとする海岸管理者は、当該事業にかかる事業計画を作成するものとする。</p> <p>4 海岸保全施設整備連携事業計画の内容 海岸保全施設整備連携事業計画は、以下に掲げる事項を記載するものとする。 なお、事業間連携計画において概ね5年以内に成果目標の達成を見込んでいることを踏まえ、適切に工期を設定するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">(1) 海岸の概要 (2) 事業の概要 (3) 高潮浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3に規定する高潮浸水想定区域をいう。以下同じ。）又は津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条に規定する津波災害警戒区域をいう。以下同じ。）の指定状況 (4) 計画の内訳 (5) 成果目標 (6) 費用対効果 (7) その他参考となる事項</p> <p>5 事業計画等の同意 海岸管理者は1.及び3.の規定に基づき作成された事業計画等について、水管理・国土保全局長に協議し、その同意を得るものとする。</p>
----------------------------	--

事業の概要等	<p>6 事業計画等の変更</p> <p>海岸管理者は、同意を得た事業計画等を変更しようとする場合には、5. の手順に準じて行うものとする。</p> <p>◎ 事業の実施</p> <p>海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に海岸事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。</p> <p>◎ 国の補助金の交付</p> <p>国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。</p> <p>◎ その他</p> <p>この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。</p>										
経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>内地</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>国</td> <td>11 / 20</td> <td>県</td> <td>9 / 20</td> </tr> </table>	内地	国	1 / 2	県	1 / 2	離島	国	11 / 20	県	9 / 20
内地	国	1 / 2	県	1 / 2							
離島	国	11 / 20	県	9 / 20							
根拠法令	<p>海岸法 第27条第1項</p> <p>海岸法施行令 第8条第1項第4号（その他）</p> <p> " " 第4項（離島）</p> <p>海岸のうち、港湾、漁港区域、農地保全以外のものに係る海岸保全施設整備連携事業実施要綱</p>										

事業の名称		河川整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	河川改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 補助事業で採択されない小規模な築堤・護岸・河床掘削などの河川改修を一定計画に基づき実施する県単事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 一定の効果が発現する計画を有するもの。</p> <p>2 上下流に悪影響を与えないもの。</p>					
	経費の負担区分	県 10/10				
根拠法令	<p>河川法 第9条第2項（一級）</p> <p>〃 第10条第1項（二級）</p>					

事業の名称		海岸整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	河川海岸費	目	海岸保全費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域に密接に関連する小規模な護岸、消波工等の新設及び施設の改善を図ることにより、津波、高潮、波浪による災害を未然に防止する県単事業。 2 侵食の著しい海岸に、河口閉鎖土砂及び港湾等大規模構造物に遮断された堆積土砂を養浜することにより、防災機能の向上及び海浜の有効利用を図る県単事業（サンドバイパス工事）。 <p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一定の効果が発現する計画を有するもの。 2 周辺に悪影響を与えないもの。 3 事業箇所は海岸保全区域内とする。ただし、周辺施設との一体的活用を図る必要がある施設についてはその区域も含むことができるものとする。 					
	経費の負担区分	県 10/10				
根拠法令	海岸法 第25条					

事業の名称		通常砂防事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>流域における荒廃地域の保全及び土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。</p> <p>砂防堰堤、床固工群等の砂防設備の整備及び必要に応じた除石工事を実施する事業である。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、都道府県知事が施行する砂防工事のうち、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p>					
	<p>1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの</p>					
	<p>(1) 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの</p>					
	<p>(2) 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの</p>					
	<p>(3) 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの</p>					
	<p>2 今後の豪雨等により多量の土砂を流下するおそれのある溪流で、次のいずれかに該当する効果のあるもの</p>					
	<p>(1) 公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋りょう等のうち相当規模以上のもの）及び市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所及び重要鉱工業施設の保護</p>					
	<p>(2) 市街地、集落（人家50戸以上）の保護</p>					
	<p>(3) 耕地（耕地面積30ha以上）の保護</p>					
<p>(4) 港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000 m³以上）の防止</p>						

事業の概要等	<p>◎ 通常砂防事業を本体事業として実施する関係事業</p> <p>1 ふるさと砂防事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>地域社会の安全で快適な生活基盤づくりを推進するとともに、市町村の砂防事業に対する理解を深めるため、個々の自然・社会特性を考慮しつつ地域に密着した砂防事業を展開し、地域の発展に資することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>都道府県知事が作成した砂防計画に基づく工事であって地域開発に密接に関連した砂防事業を、ふるさと砂防事業として都道府県知事の委任を受けた市町村長が実施する。</p> <p>2 都市山麓グリーンベルト整備事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。</p> <p>また、このグリーンベルトの整備により、市街地周辺への無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間(多様な動植物の生息生育空間)の創出に寄与する。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①「都市山麓グリーンベルト構想」の策定</p> <p>土砂災害の危険性の高い都市周辺の山麓斜面を対象に、その斜面の保全・育成をはかるためグリーンベルトの範囲、整備の目標年次、関係する各種事業や規制方策の実施方針等を定めた「都市山麓グリーンベルト構想」を策定する。</p> <p>②グリーンベルトの整備</p> <p>地区一括採択による砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や公園事業等による植樹、樹林化。</p> <p>砂防指定地管理の強化、緑地保全地区の決定等により樹林・緑地の保全のための規制策の実施。</p>
--------	---

事業の概要等	<p>3 かわまちづくり支援制度</p> <p>(1) 目的 観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 事業内容 河川環境教育の場として又は地域のまちづくりに係る取組みと一体となって、治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備を行う。</p> <p>4 砂防堰堤機能増進事業</p> <p>(1) 目的 満砂になっている砂防堰堤の除石を実施することにより、流域の土砂災害に対する安全度の向上を図り、もって国土の保全、民生の安定に資することを目的とする。</p> <p>(2) 対象地区 地形条件から通常の砂防工事では有効な対策が困難な箇所（溪流）のうち、経年的な土砂流出により流域の安全度が低下し、次期出水による土砂災害の恐れの大い箇所（溪流）</p> <p>(3) 事業内容 既設砂防堰堤の除石</p> <p>5 セイフティ・コミュニティモデル事業</p> <p>(1) 目的 土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業を集中的に実施するとともに、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画(セイフティ・コミュニティプラン)を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 対象地区 過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。</p> <p>(3) 事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「セイフティ・コミュニティプラン」の作成 ②砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設による整備
--------	---

事業の概要等	<p>6 砂防ランドスペース創出事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>砂防事業の実施にあわせて、公共事業にともなう建設副産物の処理を行うことにより地域の活性化を図るために必要な、安全な空間(砂防ランドスペース)を創出することを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①事業の実施に当たっては、関係者と協議のうえ、砂防事業計画、市町村等の地域計画及び建設副産物処理計画を含めた「砂防ランドスペース創出事業実施計画」を策定する。</p> <p>②砂防堰堤、溪流保全工等を整備する際、事業実施計画に基づいて建設副産物の処理を行うとともに、地域計画と整合のとれた設備を整備する。</p> <p>7 雪対策砂防モデル事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>豪雪地帯においては、融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策は、地域住民にとって重要な克雪対策の一環である。これら豪雪地帯において、防災上、住民利便上の観点から雪崩等による土砂流出防止の砂防堰堤及び流雪機能を発揮できる低水路等の整備を総合的・包括的に実施することを主たる目的とする。</p> <p>(2) 対象地区</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年4月5日法律第73号)第2条の規定により指定された豪雪地帯において、除・排雪対策又は融雪時の出水や雪崩に伴う土砂流出対策を必要とする箇所(溪流)。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>①豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法による)で、除排雪機能を必要とする地域の除排雪低水路、流雪用水確保に寄与する砂防堰堤の設置</p> <p>②土石流の発生のおそれのある箇所及び雪崩の発生危険箇所を流域にもつ砂防堰堤の設置</p> <p>8 水と緑豊かな溪流砂防事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>砂防事業を実施している地域は自然条件が厳しく、これまで幾度となく土砂災害により人々の生活に脅威を与えてきた。一方溪流は景観、生態系等の自然環境の優れている地域が多く、これらの自然環境は人々の憩いの空間となっている。</p>
--------	--

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>近年の環境問題への認識の向上により、砂防事業においても景観・生態系といった自然環境との調和がいつそう求められる一方、余暇、ゆとりの時代に対応して、人々が山、川、森と親しみ、集い憩える水と緑豊かな空間の整備が社会の要請となっている。</p> <p>そこで、自然的、社会的条件を勘案し、個々の溪流の特色を活かした、砂防事業を展開し、水と緑豊かな溪流づくりを推進するものである。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①「溪流環境整備計画」の策定</p> <p>個々の溪流の自然的、社会的条件を踏まえて、自然環境の保全を考慮した施設整備計画等を定める。</p> <p>②溪流環境に配慮した砂防事業の実施</p> <p>ア 崩壊地に植生を回復させる山腹工</p> <p>イ 樹林帯がもつ土砂の流出抑制・拡散・堆積効果を利用して土砂災害防止を図るとともに良好な自然環境を創出する砂防樹林</p> <p>ウ 周辺環境に配慮した砂防ダム、床固工群等</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>国 1/2 県 1/2</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>砂防法第5条、第13条</p>

事業の名称		総合流域防災事業（砂防事業等）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p>				
	<p>1 砂防事業</p> <p>通常砂防事業の要件に該当し、土砂等の除石等の機能回復を含む事業で、次のいずれにも該当しないもの</p>				
	<p>① 近年発生した災害に関連するもの</p>				
	<p>② 水系砂防に関連するもの（土石流対策以外の事業）</p>				
	<p>③ 活断層の存在する地域で実施するもの</p>				
	<p>2 地すべり対策事業</p> <p>地すべり対策事業の要件に該当し、多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川（一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川に限る。）に被害を及ぼすおそれのない事業。</p>				
	<p>3 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>急傾斜地崩壊対策事業の要件に該当し、次のいずれの要件にも該当しないもの</p>				
	<p>① 近年発生した災害に関連するもの</p>				
	<p>② 急傾斜地の高さが30m以上のもの</p>				
<p>4 雪崩対策事業</p> <p>豪雪地帯において、都道府県が施行する雪崩対策事業のうち、次に該当するもので、一事業の総事業費が7,000万円以上のもの</p>					
<p>① 移転適地がないこと</p>					
<p>② 人家概ね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p>					
<p>5 土砂・洪水氾濫対策等のための計画の策定又は変更</p> <p>既存ストックを有効活用し、流域全体で効率的な土砂災害対策を進めるため、土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策のための計画の策定又は変更で、次の全ての要件に該当するもの</p> <p>ただし、計画策定の過程で実施する対象流域の抽出については、令和8年度までに実施されるものに限る</p>					
<p>①土砂・洪水氾濫対策又は土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策を目的とした計画であること</p>					
<p>②土砂・洪水氾濫対策については、国土技術総合政策研究所資料「河床変動計算を用いた土砂・洪水氾濫対策に関する砂防施設配置計画検討の手引き（案）」に基づく手法もしくはこれに準ずる手法により作成される計画であること</p>					
<p>③土砂・洪水氾濫対策のための計画の計画期間内に、遊砂地等の基幹施設の整備が見込まれるものであること</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>6 情報基盤総合整備事業</p> <p>①情報基盤整備事業 河川等の情報収集・提供等を行うシステム（総事業費3億円以上）で、指定区間内の一級河川及び二級河川、これら河川において都道府県が管理するダム、及び過去に土石流災害、地すべり災害、がけ崩れ若しくは雪崩災害を受けた地区又は受けるおそれの高い地区に係る次のものを整備する事業をいう。</p> <p>ア 雨量計、水位計、水質計、積雪計、地震計、漏水量計、ワイヤセンサー、伸縮計及び監視カメラ等の観測施設</p> <p>イ 観測されたデータを収集・処理・伝達するシステム</p> <p>ウ 水位や流量等を予測・提供するシステム</p> <p>エ 土石流、地すべり、がけ崩れ及び雪崩に関する予警報システム</p> <p>オ 河川利用者向けの情報提供システム（二級河川においては平成23年度までに限る。）</p> <p>②土砂災害情報共有システム整備事業 土砂災害関連情報について、住民・市町村・都道府県の情報交換を推進するための土砂災害情報共有システムを整備する事業で次の全てに該当するもの</p> <p>ア 住民の警戒避難体制の確立に資するための通報装置の設置等のうち都道府県から住民等への情報提供に関するもの</p> <p>イ 住民等から都道府県への土砂災害情報の提供に必要なシステムの整備</p> <p>ウ 土砂災害情報共有システム整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「河川等に関する情報基盤総合整備全体計画の作成について」（平成17年8月1日付け国河砂第25号）に基づくものとする。</p> <p>③土砂災害リスク情報整備事業 住民等に対し、土砂災害のおそれがある区域についての周知を徹底するとともに、土砂災害に対する住民等の理解を深め、避難の実効性を高めることを目的として実施される事業で以下の全てに該当するもの</p> <p>ア 土砂災害警戒区域及びこれに関連する情報について、住民への周知を目的とした標識及び看板等を設置する事業（土砂災害警戒区域等の位置情報を用いて、住民理解の促進に資する図面の作図等を含む）</p> <p>イ 土砂災害リスク情報整備事業全体計画が策定されているもの。なお、全体計画の記載に当たって定めるべき事項等については、「土砂災害リスク情報整備事業全体計画の作成について」（令和3年4月1日付け国水砂第123号）に基づくものとする。</p> <p>④河川等情報基盤総合整備全体計画（略）</p>
----------------------------	--

<p style="text-align: center;">事 業 の 概 要 等</p>	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂防事業、地すべり対策事業、雪崩対策事業 情報基盤整備事業 国 1/2 県 1/2 ・ 急傾斜地崩壊対策事業 公共施設関連事業 国 45/100 県 45/100 地元 10/100 一般事業 40/100 40/100 20/100
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>砂防法第 13 条 地すべり等防止法第 7 条、第 29 条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条 地方財政法第 16 条（雪崩対策事業）、地方財政法第 27 条（地元負担金）</p>

事業の名称		総合流域防災事業（砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査）				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 総合流域防災事業は、個々の事業規模が小さいこと等から個別箇所ごとの予算管理を行う必要性が低い事業について、流域単位を原則として、包括的に水害・土砂災害対策の施設整備等及び災害関連情報の提供等のソフト対策を行う事業に対し、国が交付を行う制度を定めることにより、豪雨災害等に対し流域一体となった総合的な防災対策を推進することを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に規定する土砂災害の防止のための対策の推進に関する基本的な指針に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定その他同法に基づき行われる土砂災害防止対策のための調査が必要な区域において実施する急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりのおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害のおそれがある土地の利用の状況その他事項に関する調査</p>					
経費の負担区分	・ 砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査 国 1/3 県 2/3					
根拠法令	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第4条、第33条					

事業の名称		火山砂防事業		
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費
				目
				砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>火山地域における荒廃地域の保全を行うとともに、土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等の異常な土砂流出による災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設等を守ることを主たる目的とする。</p> <p>火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、土石流、溶岩流、火山泥流等に対する砂防堰堤、遊砂地、導流堤及び床固工群等の砂防設備の整備（必要に応じた除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）を実施する事業である。</p>			
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>・火山砂防事業</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内のうち、火山地、火山麓地又は火山現象により著しい被害を受けるおそれがある地域において、都道府県知事が施行する砂防工事（上流部の土砂生産源に対して通常の砂防工事では有効な対策が困難な場合の砂防設備堆砂地内の土砂等の除石工事及び土石流の衝撃力に対して必要な当該砂防設備の改良工事を含む。）で、次のいずれかの要件に該当し、1件あたり事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <p>1 一級河川又は二級河川の水系に係るもので、次のいずれかの要件に該当するもの</p> <p>① 流域内の崩壊面積又は荒廃面積が流域面積の1割を超えるもの</p> <p>② 流出土砂量が甚だしく、その量が本川流量の1割を超えるもの</p> <p>③ 河床に土砂堆積が甚だしく、流下するおそれのあるもの</p> <p>2 前記の水系以外の水系に係るもので、1の①から③までのいずれかの要件に該当し、かつ次のいずれかに該当する効果のあるもの。</p> <p>① 公共施設（官庁、学校、病院、鉄道、道路、橋梁等のうち相当規模以上のもの）又は市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所の保護</p> <p>② 市街地、集落（人家50戸以上）の保護</p> <p>③ 耕地（耕地面積30ha以上）の保護</p> <p>④ 港湾又は河口の埋没（年間埋没10,000m³以上）の防止</p>			

<p>の 概 要 等</p>	<p>◎ 火山砂防事業を本体事業として実施する関係事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ふるさと砂防事業 2 都市山麓グリーンベルト整備事業 3 かわまちづくり支援制度 4 砂防堰堤機能増進事業 5 セイフティ・コミュニティモデル事業 6 砂防ランドスペース創出事業 7 雪対策砂防モデル事業 8 水と緑豊かな溪流砂防事業 <p>・火山噴火緊急減災対策事業</p> <p>火山噴火等に起因する火山泥流、火砕流、溶岩流等の突発的かつ大規模で広範囲に及ぶ異常な土砂の流出によって発生する災害に対して、火山地域の住民の警戒避難体制の整備、火山噴火時及び噴火後の迅速な減災対策を実施するための緊急対策用資材の製作・配備を行うことにより、人命の保護と民生の安定を図ることを目的とする。</p> <p>火山地域における住民の安全確保及び火山噴火時及び噴火後の緊急的な減災対策を迅速かつ的確に実施するため、異常な土砂の動き等を監視し情報伝達するために必要なワイヤーセンサー、雨量計、監視カメラ等の設置や、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく緊急対策用資材の製作・配備を実施する事業である。</p> <p>気象庁が常時観測を行っている火山（常時観測予定の火山を含む。）で実施されるものを交付対象とする。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>火山砂防事業 国 5.5/10 県 4.5/10</p> <p>火山噴火緊急減災対策事業 国 5.0/10 県 5.0/10</p>
<p>根拠法令</p>	<p>砂防法第5条、第13条（火山砂防事業） 地方財政法第16条（火山噴火緊急減災対策事業）</p>

事業の名称		大規模特定砂防等事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>大規模特定砂防等事業は、事前防災対策が十分に行われておらず、土砂・洪水氾濫が生じた場合の危険性が著しく高い流域等について、計画的・集中的な対策を実施することにより、早期に安全度を向上させることを目的とする。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の各々の採択基準に該当するものであって、概ね10年以内で完了し、事業費が5億円以上の事業で、次の（１）及び（２）のすべてに該当するもの。</p> <p>（１）土砂・洪水氾濫対策計画等※に位置づけられた大規模な基幹施設に係る砂防事業</p> <p>（２）土砂・洪水氾濫対策計画等※に基づき、本事業の整備効果を高めるために、都道府県が都道府県単独事業や交付金事業を実施中又は実施見込みであること</p> <p>※土砂・洪水氾濫対策計画、土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画、火山砂防計画、地すべり防止工事計画、一連地区の施設配置計画</p>				
経費の負担区分	砂防 通常	国 1 / 2	県 1 / 2		
	火山	国 5.5 / 10	県 4.5 / 10		
	地すべり	国 1 / 2	県 1 / 2		
	急傾斜	交付金事業に準じる			
根拠法令	砂防法第5条、第13条 地すべり等防止法第7条、第29条、第41条、第45条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条、第21条				

事業の名称		事業間連携砂防等事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>事業間連携砂防等事業は、整備効果を発揮するために異なる事業の連携が必要となる箇所において、相互の事業連携により、効果の早期発現や最大化を図ることを目的とする。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（砂防事業）（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の（１）から（４）までのいずれかに該当するもの。</p>				
	<p>（１）土砂・洪水氾濫対策</p> <p>河川事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね５年以内で完了する砂防事業等であって、土砂・洪水氾濫のおそれのある河川のうち、国又は地方公共団体が管理する河川の流域における対策</p>				
	<p>（２）道路保全対策</p> <p>道路事業と連携して事業間連携計画を作成し、概ね５年以内で完了する砂防事業等であって、国又は都道府県等が管理する道路の防災上重要性の高い区間等のうち、土砂災害による寸断のおそれのある箇所における対策</p>				
	<p>（３）河道閉塞対策</p> <p>河川事業や砂防事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね５年以内（ただし、地すべりが大規模である場合など、やむを得ない場合は、概ね１０年以内）で完了する砂防事業等であって、河道閉塞形成・決壊により河川管理施設又は砂防関係施設に被害を及ぼすおそれのある箇所における対策</p>				

事業の概要等	<p>(4) 上下水道施設保全対策</p> <p>上下水道施設の耐震化事業等と連携して事業間連携計画を作成し、概ね5年以内で完了する砂防事業等であって、次のすべての要件に該当する上下水道施設に土砂災害による被害を及ぼすおそれのある箇所における対策</p> <p>イ 災害等により機能が失われると広範囲かつ長期的に影響が及ぶシステムの急所施設であること。</p> <p>ロ 土砂災害警戒区域内に位置すること。ただし、併せて、急傾斜地崩壊対策事業の対象とならない土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）内にも位置する場合には、水道事業者や下水道管理者等がその急傾斜地の崩壊に起因する土砂流入防止対策を実施済み、または実施の計画があること。</p> <p>ハ 上下水道耐震化計画を策定済みであること。</p>												
経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>砂防 通常</td> <td>国 1 / 2</td> <td>県 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>国 5.5 / 10</td> <td>県 4.5 / 10</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>国 1 / 2</td> <td>県 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>急傾斜</td> <td colspan="2">交付金事業に準じる</td> </tr> </table>	砂防 通常	国 1 / 2	県 1 / 2	火山	国 5.5 / 10	県 4.5 / 10	地すべり	国 1 / 2	県 1 / 2	急傾斜	交付金事業に準じる	
砂防 通常	国 1 / 2	県 1 / 2											
火山	国 5.5 / 10	県 4.5 / 10											
地すべり	国 1 / 2	県 1 / 2											
急傾斜	交付金事業に準じる												
根拠法令	<p>砂防法第5条、第13条</p> <p>地すべり防止法第7条、第29条、第41条、第45条</p> <p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条、第21条</p>												

事業の名称		砂防メンテナンス事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>砂防メンテナンス事業は、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、及び雪崩防止施設(以下、砂防関係施設という)の老朽化対策を計画的に実施するため、長寿命化計画の策定又は変更を行い、また老朽化対策が必要な施設については計画的に対策を実施することにより、施設機能を確保することを目的とする。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>①-1 長寿命化計画の策定、変更(雪崩防止施設)</p> <p>都道府県が管理する雪崩防止施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次の全ての要件に該当するもの。</p> <p>イ 雪崩防止施設に係る計画で令和12年度までに策定、変更されるものであること。</p> <p>ロ ライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、点検、修繕、改築、更新に係る新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載された長寿命化計画であること。</p> <p>ハ 総事業費が2百万円以上であること。</p> <p>①-2 長寿命化計画の変更(施設点検計画の策定)</p> <p>都道府県が管理する砂防関係施設における長寿命化計画の策定、又は策定済みの長寿命化計画の変更で、次の全ての要件に該当するもの。</p> <p>イ 令和12年度までに変更されるものであること。</p> <p>ロ UAV等のデジタル技術を用いた点検の優位性や点検全体の効率性・安全性を考慮した点検計画を策定し、長寿命化計画に位置づけること。</p> <p>ハ 総事業費が2百万円以上であること。</p>				
概要	<p>② 砂防関係施設の老朽化対策</p> <p>長寿命化計画が策定され、当該計画に基づく延命化の措置を適正に行っている既存の砂防関係施設の老朽化対策(修繕・改築・更新)であり、次のすべての要件に該当するものについて、次のロで規定する年次計画の総事業費から1億円を控除した額を交付対象とする(令和3年度までに採択された、社会資本総合整備計画に基づく総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業及び急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業、並びに特定土砂災害対策推進事業における大規模更新砂防等事業については、当該事業費の全額を交付対象とする)。</p> <p>イ 原則、砂防関係施設の長寿命化計画にライフサイクルコストの縮減に関する具体的な方針と、新技術等の活用による短期的な数値目標、及びそのコスト縮減効果が記載されていること。(雪崩防止施設は令和12年度までに記載する見込みである場合を含む)</p> <p>ロ 長寿命化計画に基づき概ね10年間の事業内容を定めた年次計画が策定され、この年次計画に位置付けられた砂防関係施設であること。(令和7年度までに位置付けられる見込みの砂防関係施設を含む)</p>				
要等					

経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td>砂防</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>急傾斜</td> <td colspan="4">交付金事業に準じる</td> </tr> <tr> <td>雪崩</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table>	砂防	国	1 / 2	県	1 / 2	地すべり	国	1 / 2	県	1 / 2	急傾斜	交付金事業に準じる				雪崩	国	1 / 2	県	1 / 2
砂防	国	1 / 2	県	1 / 2																	
地すべり	国	1 / 2	県	1 / 2																	
急傾斜	交付金事業に準じる																				
雪崩	国	1 / 2	県	1 / 2																	
根拠法令	砂防法第 5 条、第 13 条 地すべり防止法第 7 条、第 29 条、第 41 条、第 45 条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条、第 21 条等																				

事業の名称		まちづくり連携砂防等事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要	◎ 事業の概要	<p>まちづくり連携砂防等事業は、住居や基礎的な公共インフラを集約しようとする地域を優先的に保全するため、都道府県の取り組む砂防関係事業のうち、当該地域を保全する対策を計画的・集中的に実施することで早期に安全度を向上させるとともに、併せて防災に配慮したまちづくりを促すことを目的とする。</p>				
	◎ 採択の基準	<p>防災・安全社会資本整備交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業の基幹事業のうち通常砂防事業、火山砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業、総合流域防災事業（砂防事業）（以下、砂防事業等）の各々の採択基準に該当するものであって、次の（１）または（２）のいずれかに該当するもの。ただし、急傾斜地崩壊対策事業については、社会資本整備総合交付金交付要綱 交付要綱付属第２編交付対象事業の要件 イー６急傾斜地崩壊対策事業４．①について、「急傾斜地の高さが５m以上であること。」と読み替えるものとする。</p> <p>また、令和４年度以前に採択されたまちづくり連携砂防事業等に限り、当該事業で継続するものとする。</p> <p>（１） 次の【保全対象】①～③のいずれかの区域を保全する砂防事業等で、①については立地適正化計画に記載された防災指針、②については立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針、③については市町村管理構想に、次の【記載事項】イ～ハの全てが記載されていること。</p> <p>【保全対象】</p> <p>① 立地適正化計画において居住誘導区域として指定された区域もしくは指定しようとする区域</p> <p>② 立地適正化計画または広域的な立地適正化の方針に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域</p> <p>③ 市町村管理構想に地域生活拠点として位置付けられた区域または位置付けようとする区域</p> <p>【記載事項】</p> <p>イ 砂防関係施設の整備に関する方針と当該砂防関係施設で保全すべき区域</p> <p>ロ 土砂災害リスクが高い地域の居住人口を相対的に減少させる具体的目標</p> <p>ハ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第26条に基づく「移転等の勧告」の活用に関すること</p> <p>（２） 上記に示す①～③のいずれかの区域と接続する主要幹線道路、鉄道、避難路、インフラライフラインを保全する砂防事業等</p> <p>また、本事業の実施に当たっては、別に定めるところにより、あらかじめ、事業計画を作成するものとする。</p>				

<p style="text-align: center;">事 業 の 概 要 等</p>													
<p style="writing-mode: vertical-rl;">経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>砂防 通常</td> <td>国 1 / 2</td> <td>県 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>火山</td> <td>国 5.5 / 10</td> <td>県 4.5 / 10</td> </tr> <tr> <td>地すべり</td> <td>国 1 / 2</td> <td>県 1 / 2</td> </tr> <tr> <td>急傾斜</td> <td colspan="2">交付金事業に準じる</td> </tr> </table>	砂防 通常	国 1 / 2	県 1 / 2	火山	国 5.5 / 10	県 4.5 / 10	地すべり	国 1 / 2	県 1 / 2	急傾斜	交付金事業に準じる	
砂防 通常	国 1 / 2	県 1 / 2											
火山	国 5.5 / 10	県 4.5 / 10											
地すべり	国 1 / 2	県 1 / 2											
急傾斜	交付金事業に準じる												
<p style="writing-mode: vertical-rl;">根拠法令</p>	<p>砂防法第 5 条、第 13 条 地すべり等防止法第 7 条、第 29 条、第 41 条、第 45 条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条、第 21 条</p>												

事業の名称		災害関連緊急砂防事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 風水害、震災、火山活動等による土砂の崩壊等危険な状況に緊急に対処するための砂防設備の設置を目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択の基準 当該年発生 of 風水害、震災等により、水源地帯に崩壊が発生し又は拡大し、生産された土砂が溪流に堆積しているもの及び当該年発生 of 山火事等により流域が著しく荒廃したもので、放置すれば次の出水により容易に流化し、下流に著しい土砂害を及ぼすおそれがある場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ、原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の事業費が3,000万円以上のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緊急な災害復旧事業に先行して施行する必要があるもの 2 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置し難いもので次の各号の一に被害を及ぼすおそれがあると認められるもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。）並びにその他の公共施設のうち重要なもの (2) 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの (3) 人家10戸以上 (4) 農地10ha以上（農地5ha以上10ha未満で当該地域に存する人家の被害を合せ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。） 					
経費の負担区分	国 2 / 3 県 1 / 3					
根拠法令	砂防法第5条、第13条					

事業の名称		砂防激甚災害対策特別緊急事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>土石流等により激甚な災害が発生した一連地区の荒廃溪流に対し、再度災害を防止するため、一定期間内に一定計画に基づく対策工事を実施し、災害対策の万全を期すことを目的とする。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 対象地区</p> <p>土石流等により激甚な災害が発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業による整備事業費の合計額が概ね10億円以上のもの</p> <p>(1) 一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 流出又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>② 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>③ 浸水家屋数が2,000戸以上のもの</p> <p>④ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、①又は②に相当することとなるもの</p> <p>土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人</p> <p>(2) 災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率（災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率）のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>① 流出又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>② 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>③ 浸水家屋数が1,000戸以上のもの</p> <p>④ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋数1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋数1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、①又は②に相当することとなるもの</p> <p>土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人</p>				

事 業 の 概 要 等	<p>2 採択基準</p> <p>次期出水により、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等の砂防設備で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの（ただし、①又は④に該当する場合においては、家屋が5戸以上あるものに限る。）</p> <p>①鉄道、高速自動車国道、一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないものその他の公共施設のうち重要なもの</p> <p>②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの</p> <p>③家屋 20 戸以上</p> <p>④農地 20ha 以上（農地 10ha 以上 20ha 未満で、当該地域に存する家屋の被害を合わせて考慮し、農地 20ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。）</p> <p>◎ 採択の基準の運用等</p> <p>1 激甚災害対策特別緊急事業の対象地区の単位である市町村における高齢世帯の率が高い場合に採択要件の緩和を行うこととし、高齢世帯は、高齢単身世帯（65 歳以上の者一人のみの世帯）及び高齢夫婦世帯（いずれかが 65 歳以上の夫婦のみの世帯）とする。</p> <p>2 社会福祉施設等は下記の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に規定する施設・・・児童福祉施設等 ・老人福祉法に規定する施設・・・老人福祉施設等 ・介護保険法に規定する施設・・・介護保険施設等 ・障害者自立支援法に規定する施設・・・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 ・身体障害者福祉法に規定する施設・・・身体障害者社会参加支援施設等 ・医療法に規定する施設・・・医療提供施設等 ・その他要配慮者に関連する施設
----------------------------	---

<p>事 業 の 概 要 等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 5.5/10 県 4.5/100</p>
<p>根拠法令</p>	<p>砂防法第 5 条、第 13 条</p>

事業の名称		火山砂防激甚災害対策特別緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>噴火等の活発な火山活動により激甚な災害が発生した一連地区において、火山泥流や土石流等の広域的かつ大規模な土砂災害に対処するため、一定計画に基づき一定期間内（おおむね5年）に緊急的かつ機動的な火山災害防止対策を実施する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 対象地区</p> <p>噴火等の火山活動により激甚な災害が発生した一連地区が次のいずれかに該当し、一定計画に基づき、一定期間内（おおむね5年）に緊急に実施することが必要な砂防事業による整備事業費の合計額が30億円以上のもの</p> <p>(1) 一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>①流出又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>②次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>③浸水家屋数が2,000戸以上であるもの</p> <p>④次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、①又は②に相当することとなるもの</p> <p>土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人</p> <p>(2) 災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率（災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率）のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>①流出又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>②次期出水等で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>③浸水家屋数が1,000戸以上であるもの</p> <p>④次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、①又は②に相当することとなるもの</p> <p>土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水等で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>2 採択基準</p> <p>次期出水等により、下流に著しい被害を与えるおそれのある堆積土砂並びに崩壊を対象とし、必要となる砂防堰堤、床固工、流路工、山腹工等及び噴火等の火山活動により災害が発生した地域における住民の安全確保のために必要な土石流検知センサー、雨量計、監視カメラ等の設置で、次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 下流の被害地域の緊急な整備の遂行上、特に先行して施行する必要があるもの</p> <p>(2) 公共の利害に密接な関連を有し、経済上、民生安定上放置しがたいものであって、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの（ただし、①又は④に該当する場合においては、家屋が5戸以上あるものに限る。）</p> <p>①鉄道・高速自動車道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないものその他公共施設のうち重要なもの</p> <p>②官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの</p> <p>③家屋 20 戸以上</p> <p>④農地 20ha 以上（農地 10ha 以上 20ha 未満で、当該地域に存する家屋の被害を合わせて考慮し、農地 20ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む）</p> <p>◎ 採択の基準の運用等</p> <p>1 激甚災害対策特別緊急事業の対象地区の単位である市町村における高齢世帯の率が高い場合に採択要件の緩和を行うこととし、高齢世帯は、高齢単身世帯（65歳以上の者一人のみの世帯）及び高齢夫婦世帯（いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯）とする。</p> <p>2 社会福祉施設等は下記の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に規定する施設・・・児童福祉施設等 ・老人福祉法に規定する施設・・・老人福祉施設等 ・介護保険法に規定する施設・・・介護保険施設等 ・障害者自立支援法に規定する施設・・・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 ・身体障害者福祉法に規定する施設・・・身体障害者社会参加支援施設等 ・医療法に規定する施設・・・医療提供施設等 ・その他要配慮者に関連する施設
----------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 5.5/10 県 4.5/100</p>
<p>根拠法令</p>	<p>砂防法第 5 条、第 13 条</p>

事業の名称		特定緊急砂防事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>土砂災害発生箇所の特急的対策のみならず、周辺地域を含めた対策の集中的・重点的実施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図ることを目的とする。</p> <p>土石流等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区において、被害をもたらした同規模の土石流が再び発生した場合でも、安全が確保されるよう災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき、一定期間内（おおむね3年）に緊急的に施設整備を実施する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>風水害、震災等により、土砂流出による災害等が発生した溪流及び流域において、災害を防止するために必要な一定の計画に基づき、必要となる砂防堰堤、床固工、護岸工、山腹工等の砂防設備で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む）並びにその他の公共施設のうち重要なもの 2 官公署・学校又は公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの 3 人家10戸以上 4 農家10ha以上（農地5ha以上10ha未満で当該施設に存する人家の被害を合わせ考慮し、農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む） 					
経費の負担区分	<p>通常砂防に該当する溪流 国 1/2 県 1/2</p> <p>火山砂防に該当する溪流 国 5.5/10 県 4.5/10</p>					
根拠法令	砂防法第5条、第13条					

事業の名称		砂防災関連事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>災害関連事業は、災害の箇所原型復旧のみではその効果が限定される場合、また、これに接続する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所を、あるいは、一連の効用を発揮するため未災箇所等を含めて改良復旧することにより、再度災害を防止する改良事業である。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環となる箇所について次の各号に定める基準に該当するもの。</p> <p>（一般基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 総工事費のうち関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、関連工事費が24,000千円以上のもの 2 原則として他の改良計画がないもの 3 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの <p>（工事別採択基準：砂防工事）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 被災箇所をこれに接続する未災箇所を含めて当該被災箇所に接近した堤防の高さ又は断面に合わせてかさ上し又は拡大して施行する工事 2 被災原因が河状不良であることが明らかな場合において流路の屈曲を是正し、もしくは洪水の疎通を図るために施工する工事又は障害物を除去するために施行する工事 3 床固工または帯工等を新設して乱流又は河床の低下を防止するために施行する工事 4 被害激甚であって、災害復旧工事のみでは十分な効果を期待できない場合において一定計画により改良し、再度災害を防止するために施行する工事 5 砂防指定地内に存する準用河川又は普通河川の天然の河岸が欠壊し、災害復旧事業のみでは十分な効果が期待できない場合において一定計画により改良し、治水上砂防のために施行する工事 6 被災箇所に接続したぜい弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事 7 水路、溪流等の異常な出水により、いっ水氾濫、土砂流出等を生じ、これらが当該災害の発生の原因となった場合、その原因の除去又は是正する工事 				

<p>事業の概要等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 1/2 県 1/2</p>
<p>根拠法令</p>	<p>公共土木施設災害復旧事業査定方針第 19 条</p>

事業の名称		地すべり対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	地すべり防止 施設費
事業の概要等	◎ 事業の概要	<p>地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p>国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。</p>				
	◎ 採択の基準	<p>地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、次のいずれかの要件に該当し、総事業費が1億円以上のもの。</p> <p>なお、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの 2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 5. 貯水量 30,000 m³以上の溜池、関係面積 100ha 以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積 500ha 以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの 6. 人家 10 戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあつては人家 20 戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 7. 農地 10ha 以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地 5ha 以上 10ha 未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地 10ha 以上の被害に相当すると認められるものを含む。) 				

事業の概要等	<p>◎ 地すべり対策事業を本体事業として実施する関係事業</p> <p>1. 特定利用斜面保全事業</p> <p>① 目的</p> <p>斜面及びその周辺地域における土砂災害の未然防止を第一義として、地すべり対策事業とその他の公共公益事業との調整によって、より望ましい斜面空間利用の誘導を図ることを目的とする。</p> <p>② 事業内容</p> <p>地すべり防止区域のうち、他事業との調整により、斜面空間の利用が可能な箇所における地すべり対策事業としての排土工、押え盛土工及びその他の必要な対策工事。</p> <p>2. 特定地下水関連地すべり対策</p> <p>① 目的</p> <p>現在、地すべり対策事業により施工される排水トンネル工、集水井工、横ボーリング工及び水路工等により、地すべりの誘因となる水が大量に集排水されているが、これらの水は、その後、特に利用されることもなく、単に地すべり地外に排除されているのが現状である。しかし、これらの地すべり対策事業箇所のうち、上水道施設等の未整備な地域においては、地すべり対策事業による排出水は、飲料水、生活用水、消雪用水等の貴重な水資源として、地域社会からその有効利用が強く求められているところである。よって、地すべり防止工事により排出される地下水の有効利用を地すべり対策事業と総合的かつ一体的に推進し、地すべり災害の未然防止と地域の活性化に資することを目的とする。</p> <p>② 事業内容</p> <p>排出水の有効利用を考慮した排水トンネル工、集水井工、横ボーリング工、水路工、及びその他の必要な対策工事。</p> <p>3. セイフティ・コミュニティモデル事業</p> <p>① 目的</p> <p>土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、地すべり対策事業を集中的に実施するとともに、地すべり防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画(セイフティ・コミュニティプラン)を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。</p> <p>② 対象地区</p> <p>過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。</p> <p>③ 事業内容</p> <p>イ 「セイフティ・コミュニティプラン」の作成</p> <p>ロ 地すべり防止施設による整備</p>
--------	---

<p>事業の概要等</p>	<p>4. 都市山麓グリーンベルト整備事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。</p> <p>また、このグリーンベルトの整備により、市街地周辺への無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間(多様な動植物の生息生育空間)の創出に寄与する。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①「都市山麓グリーンベルト構想」の策定</p> <p>土砂災害の危険性の高い都市周辺の山麓斜面を対象に、その斜面の保全・育成をはかるためグリーンベルトの範囲、整備の目標年次、関係する各種事業や規制方策の実施方針等を定めた「都市山麓グリーンベルト構想」を策定する。</p> <p>②グリーンベルトの整備</p> <p>地区一括採択による砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や公園事業等による植樹、樹林化。</p> <p>砂防指定地管理の強化、緑地保全地区の決定等により樹林・緑地の保全のための規制策の実施。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>国 1 / 2 県 1 / 2</p>
<p>根拠法令</p>	<p>地すべり等防止法第7条、第29条、第41条、第45条</p>

事業の名称		災害関連緊急地すべり対策事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 当該年に発生し、又は活発化した地すべり等について、地すべり対策事業を緊急的に実施し、当該年度内に地すべり防止施設等の設置等を行うことによって、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除去し又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。 当該年発生風水害、震災等により新たに地すべり等が生じ又は地すべり現象が活発となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合に緊急的に地すべり防止工事を実施する。</p> <p>◎ 採択の基準 当該年発生風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又はぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とし、かつ当該工事が原則として年度内に完成の見込みのあるもので、次の各項の一に該当し、1箇所の実費が3,000万円以上のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し下流河川に直接被害を及ぼすと認められるもの 2. 鉄道、高速自動車道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む。)並びにその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められるもの 4. 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められるもの 				
	経費の負担区分	溪流にかかるもの 国 2 / 3 県 1 / 3 そ の 他 国 1 / 2 県 1 / 2			
根拠法令	地すべり等防止法第7条、第29条、第41条、第45条				

事業の名称		地すべり激甚災害対策特別緊急事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	地すべり防止 施設費
事業 の 概 要 等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>激甚な災害があった場合に、一連地区について、砂防等の他の関連事業との一定の整備計画に基づき、一定期間内に緊急に地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべりによる被害を除却し、又は軽減し、もって国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。</p> <p>土石流等による激甚な土砂災害の発生した地域のうち指定基準に該当した一連地区において一定計画に基づき、一定期間内(おおむね3年)に緊急的に集水井工、杭工等の地すべり防止工事を実施する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1. 対象地区</p> <p>土石流等により、次の各号のいずれかに該当する災害の発生した一連地区のうち、特に地すべり現象が著しく、かつ、その危険度が増大しているものであって、再度災害を防止するため一定の計画に基づき緊急に実施することが必要な砂防事業、地すべり対策事業及び治山事業に係る全体事業費の合計額がおおむね10億円以上となる地区とする。</p> <p>① 一連地区の被害が、次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が50戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が2,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの</p> <p>土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人</p> <p>② 災害が発生した市町村の高齢世帯の率が全国平均高齢世帯の率(災害が複数の市町村にわたる場合は、主たる市町村の高齢世帯の率)のおおむね2倍以上で、一連地区の被害が次のいずれかに該当する場合</p> <p>イ 流失又は全壊家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ロ 次期出水で、流失又は全壊の危険が確実である家屋数が25戸以上であるもの</p> <p>ハ 浸水家屋数が1,000戸以上であるもの</p> <p>ニ 次のものがそれぞれ流失又は全壊家屋1戸あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実である家屋1戸に相当するものとして換算して加算した数値が、イ又はロに相当することとなるもの</p> <p>土砂災害を受けた社会福祉施設等あるいは次期出水で流失又は全壊の危険が確実な社会福祉施設等 収容人員40人</p>					

<p>事業の概要等</p>	<p>2. 採択基準 特に地すべり現象が活発となり、危険度を増し、国民経済上及び民生の安定上放置しがたいものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>① 地すべり区域及び上下流域の緊急な整備の遂行上、特に先行して遂行する必要があるもの</p> <p>② 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川又は二級河川)に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>③ 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち迂回路の少ないものその他の公共施設のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>④ 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>⑤ 人家10戸以上に直接被害を及ぼすと認められる地区に係るもの</p> <p>◎ 採択基準の運用等</p> <p>1. 激甚災害対策特別緊急事業の対象地区の単位である市町村における高齢世帯の率が高い場合に採択要件の緩和を行うこととし、高齢世帯は、高齢単身世帯(65歳以上の者一人のみの世帯)及び高齢夫婦世帯(いずれかが65歳以上の夫婦のみの世帯)とする。</p> <p>2. 社会福祉施設等は下記の施設とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法に規定する施設・・・児童福祉施設等 ・老人福祉法に規定する施設・・・老人福祉施設等 ・介護保険法に規定する施設・・・介護保険施設等 ・障害者自立支援法に規定する施設 <ul style="list-style-type: none"> ・・・障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等 ・身体障害者福祉法に規定する施設・・・身体障害者社会参加支援施設等 ・医療法に規定する施設・・・医療提供施設等 ・その他要配慮者に関連する施設 										
<p>経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>溪流にかかるもの</td> <td>国</td> <td>55 / 100</td> <td>県</td> <td>45 / 100</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table>	溪流にかかるもの	国	55 / 100	県	45 / 100	その他	国	1 / 2	県	1 / 2
溪流にかかるもの	国	55 / 100	県	45 / 100							
その他	国	1 / 2	県	1 / 2							
<p>根拠法令</p>	<p>地すべり等防止法第7条、第29条</p>										

事業の名称		特定緊急地すべり対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	地すべり防止 施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>土砂災害発生箇所への応急的対策のみならず、周辺地域を含めた対策の集中的・重点的実施により、甚大な土砂災害が発生した地域の災害防止対策を図る。</p> <p>地すべり等により人的被害、家屋被害等が発生した一定の地区について、被害をもたらした同規模の地すべりが再び発生した場合でも、安全が確保されるよう、災害関連緊急事業と一体的な計画に基づき一定期間内(おおむね3年)に緊急的に施設整備を実施する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>風水害、震災等により、地すべり現象が活発となり、又は、ぼた山崩壊の規模が大となり、危険度を増し、経済上、民生安定上放置し難い場合で、緊急的に施行を必要とする地すべりに隣接する上部斜面で、一定計画に基づき、必要となる集水井工、集水ボーリング工、表面排水路工、谷止め工等の地すべり防止工事で次の各号のいずれかに該当し、当該工事によって被害が軽減される地域内において、警戒避難体制にかかわる措置がなされているもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川又は二級河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの 2. 鉄道・高速自動車国道・一般国道・都道府県道・市町村道のうち指定市道及び迂回路のないもの(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項により指定された災害に限り、迂回路のあるものを含む)並びにその他の公共施設のうち重要なもの 3. 官公署・学校又は病院等の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの 4. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの 					
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2					
根拠法令	地すべり等防止法第7条、第29条					

事業の名称		地すべり災害関連事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>災害関連事業は、災害箇所の原形復旧のみではその効果が限定される場合、また、これに接続する一連の施設を含めた場合の効用が限定される場合において、災害復旧事業費に同程度の関連費（改良費）を加えて、この災害箇所を、あるいは、一連の効用を発揮するため未災害箇所等を含めて改良復旧することにより、再度災害を防止する改良事業である。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであって、かつ、構造物の強化等を図る改良計画の一環となる箇所について次の各号に定める基準に該当するもの。</p> <p>（一般基準）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 総工事費のうち災害関連工事費の占める割合が原則として5割以下のものであり、かつ、1箇所の災害関連工事費が24,000千円以上のもの 2. 原則として他の改良計画がないもの 3. 災害関連事業費によって得られる効果が大であるもの <p>（工事別採択基準：地すべり防止）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災箇所を含んだブロックにおいて被災箇所に接続又は接近したぜい弱な残存施設を改築し又は補強して施行する工事 				
	経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2			
根拠法令	地すべり等防止法第29条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第19条				

事業の名称		急傾斜地崩壊対策事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要	◎ 事業の概要	急傾斜地崩壊危険区域内の自然がけに対し、急傾斜地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適當な場合、擁壁工、排水工及び法面工等急傾斜地崩壊防止施設の設置その他急傾斜地の崩壊を防止する工事を行う事業である。			
	◎ 採択の基準	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条に基づき、都道府県が施行する急傾斜地崩壊防止工事（ただし、急傾斜地崩壊防止施設の改造工事を除く）で、次のすべての要件に該当し、事業費7,000万円以上のもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地の高さが10m以上であること。ただし、当該事業が保全する区域において、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第8条第1項第4号における要配慮者利用施設（以下「要配慮者利用施設」という。）が存する急傾斜地の場合は、「10m」を「5m」に読み替えるものとする。 移転適地がないこと 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。 また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。 次のいずれかの要件に該当するもの <ol style="list-style-type: none"> ① 人家概ね10戸（公共的建物を含む。）以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの ただし、市町村地域防災計画に位置づけられている避難路を有する急傾斜地の場合は、「7,000万円」を「8,000万円」に、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。また、風倒木の発生の著しい地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第11条の2に基づく森林災害復事業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。）における公共施設に関連する急傾斜地及び大規模地震により著しい被害が生じた地域（「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同法第3条の1に基づく公共土木施設災害復旧事旧 			

事 業 の 概 要 等	<p>業を行う地域で、災害発生の翌年から起算して概ね5年以内の地域に限る。)における急傾斜地並びに要配慮者利用施設が存する急傾斜地の場合は、「10戸」を「5戸」に読み替えるものとする。この場合、要配慮者利用施設については、収容人員等3人を人家1戸に相当するものとして換算できるものとする</p> <p>②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画上重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>◎ 急傾斜地崩壊対策事業を本体事業として実施する関係事業</p> <p>1. 都市山麓グリーンベルト整備事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>山麓斜面に市街地が接している都市において、土砂災害に対する安全性を高め緑豊かな都市環境と景観を保全・創出することを目的に、市街地に隣接する山麓斜面にグリーンベルトとして一連の樹林帯の形成を図る。</p> <p>また、このグリーンベルトの整備により、市街地周辺への無秩序な市街化の防止や都市周辺に広がる緑のビオトープ空間(多様な動植物の生息生育空間)の創出に寄与する。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>①「都市山麓グリーンベルト構想」の策定</p> <p>土砂災害の危険性の高い都市周辺の山麓斜面を対象に、その斜面の保全・育成をはかるためグリーンベルトの範囲、整備の目標年次、関係する各種事業や規制方策の実施方針等を定めた「都市山麓グリーンベルト構想」を策定する。</p> <p>②グリーンベルトの整備</p> <p>地区一括採択による砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業や公園事業等による植樹、樹林化。</p> <p>砂防指定地管理の強化、緑地保全地区の決定等により樹林・緑地の保全のための規制策の実施。</p>
----------------------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>2. セイフティ・コミュニティモデル事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>土砂災害危険箇所を含む一連の地区において、砂防・地すべり対策・急傾斜地崩壊対策事業を集中的に実施するとともに、砂防・地すべり防止・急傾斜地崩壊防止工事の実施に伴う残土を利用して地域計画に配慮した安全な地帯の創出計画(セイフティ・コミュニティプラン)を作成し、これにもとづき事業を実施することにより土砂災害対策に万全を期するとともに、地域整備に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 対象地区</p> <p>過去に土砂災害を受けたことのある地区、あるいはおそれの高い地区で災害防止のため抜本的な対策が必要な地区。</p> <p>(3) 事業内容</p> <p>①「セイフティ・コミュニティプラン」の作成</p> <p>②砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設による整備</p> <p>3. 特定利用斜面保全事業</p> <p>(1) 目的</p> <p>斜面及びその周辺地域における土砂災害の未然防止を第一義として、急傾斜地崩壊対策事業とのその他の公共公益事業との調整によって、より望ましい斜面空間利用の誘導を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 事業内容</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域のうち、他事業との調整により、斜面空間の利用が可能な箇所における急傾斜地崩壊対策事業としての切土工、法面保護工及びその他必要な対策工事</p>																	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>公共施設</td> <td rowspan="2"> { 大規模斜面等 { 他 </td> <td>国 47.5/100</td> <td>県 47.5/100</td> <td>地元 5 /100</td> </tr> <tr> <td>関連事業</td> <td>45/100</td> <td>45/100</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般事業</td> <td rowspan="2"> { 大規模斜面等 { 他 </td> <td>45/100</td> <td>45/100</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td>40/100</td> <td>40/100</td> <td>20/100</td> </tr> </table> <p>※ 大規模斜面とは、がけ高 30m 以上の斜面をいう。</p>	公共施設	{ 大規模斜面等 { 他	国 47.5/100	県 47.5/100	地元 5 /100	関連事業	45/100	45/100	10/100	一般事業	{ 大規模斜面等 { 他	45/100	45/100	10/100	40/100	40/100	20/100
公共施設	{ 大規模斜面等 { 他	国 47.5/100		県 47.5/100	地元 5 /100													
関連事業		45/100	45/100	10/100														
一般事業	{ 大規模斜面等 { 他	45/100	45/100	10/100														
		40/100	40/100	20/100														
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条、第 21 条 地方財政法第 27 条</p>																	

事業の名称		災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業																																											
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	急傾斜地対策費																																							
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 当該年発生 of 風水害、震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により被害を与えるおそれがある場合に、緊急的に急傾斜地崩壊防止工事を実施する。</p> <p>◎ 採択の基準 当該年発生 of 風水害・震災等により急傾斜地に新たに崩壊が生じ、放置すれば次期降雨等により拡大するおそれがあり、原則として当該年度に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 急傾斜地の高さが 10m（人家等に実際の被害があったものについては 5m）以上であること 移転適地がないこと 人家おおむね 5 戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの 事業費 1,500 万円以上であること。 																																												
	経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">公共施設 関連事業</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(48.75/100)</td> <td>(48.75/100)</td> <td>(2.5/100)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>47.5/100</td> <td>47.5/100</td> <td>5/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(5/100)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>45/100</td> <td>45/100</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般事業</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(5/100)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>45/100</td> <td>45/100</td> <td>10/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(45/100)</td> <td>(45/100)</td> <td>(10/100)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>40/100</td> <td>40/100</td> <td>20/100</td> </tr> </table> <p>() は家屋半壊以上の被害のあった箇所に適用 ※ 大規模斜面ではがけ高 30m以上の斜面をいう。</p>					公共施設 関連事業	大規模斜面	国	(48.75/100)	(48.75/100)	(2.5/100)	県	47.5/100	47.5/100	5/100	その他	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)	県	45/100	45/100	10/100	一般事業	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)	県	45/100	45/100	10/100	その他	大規模斜面	国	(45/100)	(45/100)	(10/100)	県	40/100	40/100
公共施設 関連事業	大規模斜面	国	(48.75/100)	(48.75/100)	(2.5/100)																																								
		県	47.5/100	47.5/100	5/100																																								
その他	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)																																								
		県	45/100	45/100	10/100																																								
一般事業	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)																																								
		県	45/100	45/100	10/100																																								
その他	大規模斜面	国	(45/100)	(45/100)	(10/100)																																								
		県	40/100	40/100	20/100																																								
根拠法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 12 条、第 21 条 地方財政法第 27 条																																												

事業の名称		災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（がけ特）																																																				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	急傾斜地対策費																																																
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 がけ崩れ災害が集中的に発生した一連の地域において、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業と一体的に、隣接した脆弱斜面の崩壊防止工事を災害関係費により実施する。</p> <p>◎ 採択の基準 当該年発生風水害、震災等を原因として施行する災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（以下「災関緊急事業」という。）の事業費の合計額が概ね5億円以上となる一連の地域において、災害の発生した年度に災関緊急事業と一体となって施行するもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1. 急傾斜地の高さが10m（人家等に実際に被害があった箇所については5m）以上であること</p> <p>2. 当該年度の急傾斜地崩壊対策事業の実施計画に計上されている箇所以外のもの</p> <p>3. 一箇所の事業費が5千万円以上であること</p> <p>4. 災害緊急事業と災害関連急傾斜地崩壊対策特別事業（以下「がけ特事業」という。）を合わせた総事業費に占めるがけ特事業の事業費の割合が原則として5割以下であること</p>																																																					
	経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td rowspan="2">公共施設 関連事業</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(48.75/100)</td> <td>(48.75/100)</td> <td>(2.5/100)</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>47.5/100</td> <td>47.5/100</td> <td>5/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(5/100)</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>45/100</td> <td>45/100</td> <td>10/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般事業</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(47.5/100)</td> <td>(5/100)</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>45/100</td> <td>45/100</td> <td>10/100</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td rowspan="2">大規模斜面</td> <td>国</td> <td>(45/100)</td> <td>(45/100)</td> <td>(10/100)</td> <td>地元</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>40/100</td> <td>40/100</td> <td>20/100</td> <td></td> </tr> </table> <p>（ ）は家屋半壊以上の被害のあった箇所に適用 ※ 大規模斜面とは、がけ高30m以上の斜面をいう。</p>						公共施設 関連事業	大規模斜面	国	(48.75/100)	(48.75/100)	(2.5/100)	地元	県	47.5/100	47.5/100	5/100		その他	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)	地元	県	45/100	45/100	10/100		一般事業	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)	地元	県	45/100	45/100	10/100		その他	大規模斜面	国	(45/100)	(45/100)	(10/100)	地元	県	40/100	40/100	20/100
公共施設 関連事業	大規模斜面	国	(48.75/100)	(48.75/100)	(2.5/100)	地元																																																
		県	47.5/100	47.5/100	5/100																																																	
その他	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)	地元																																																
		県	45/100	45/100	10/100																																																	
一般事業	大規模斜面	国	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)	地元																																																
		県	45/100	45/100	10/100																																																	
その他	大規模斜面	国	(45/100)	(45/100)	(10/100)	地元																																																
		県	40/100	40/100	20/100																																																	
根拠法令	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条、第21条 地方財政法第27条																																																					

事業の名称		急傾斜地崩壊防止施設災害関連事業																																																																																										
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	急傾斜地対策費																																																																																						
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業として採択された箇所に接続又は接近する未被災の残存施設等が脆弱な場合、災害復旧に併せてこれら残存施設等を改築又は補強する事業である。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災箇所の災害復旧工事に併せてこれに接続又は接近する未被災のせい弱な残存施設を改築又は補強する工事 被害激甚であって災害復旧工事のみでは十分な効用を期待できない場合において一定計画により施設を改良し、再度災害を防止するために施行する工事 被災施設をこれに接続するせい弱な残存施設も含めて当該被災施設に接続又は接近した既存の施設の位置・規模・構造等にあわせて改良して施行する工事 被災箇所の災害復旧工事に併せて、地形、地質及び背後地の状況等を勘案して、再度災害を防止するために被災箇所の災害復旧工事に追加して施行する工事 																																																																																											
	経費の負担区分	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; padding-right: 10px;">公共施設 関連事業</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-right: 10px;">{</td> <td style="padding: 5px;">大規模斜面</td> <td style="padding: 5px;">国</td> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;">(48.75/100)</td> <td style="padding: 5px;">(48.75/100)</td> <td style="padding: 5px;">(2.5/100)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">地元</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">47.5/100</td> <td style="padding: 5px;">47.5/100</td> <td style="padding: 5px;">5/100</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-right: 10px;">{</td> <td style="padding: 5px;">その他</td> <td style="padding: 5px;">国</td> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;">(47.5/100)</td> <td style="padding: 5px;">(47.5/100)</td> <td style="padding: 5px;">(5/100)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">地元</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">45/100</td> <td style="padding: 5px;">45/100</td> <td style="padding: 5px;">10/100</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: middle; padding-right: 10px;">一般事業</td> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-right: 10px;">{</td> <td style="padding: 5px;">大規模斜面</td> <td style="padding: 5px;">国</td> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;">(47.5/100)</td> <td style="padding: 5px;">(47.5/100)</td> <td style="padding: 5px;">(5/100)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">地元</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">45/100</td> <td style="padding: 5px;">45/100</td> <td style="padding: 5px;">10/100</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="font-size: 3em; vertical-align: middle; padding-right: 10px;">{</td> <td style="padding: 5px;">その他</td> <td style="padding: 5px;">国</td> <td style="padding: 5px;">県</td> <td style="padding: 5px;">(45/100)</td> <td style="padding: 5px;">(45/100)</td> <td style="padding: 5px;">(10/100)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">地元</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;">40/100</td> <td style="padding: 5px;">40/100</td> <td style="padding: 5px;">20/100</td> <td colspan="2"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table> <p>() は家屋半壊以上の被害のあった箇所に適用 ※ 大規模斜面とは、がけ高 30m以上の斜面をいう。</p>						公共施設 関連事業	{	大規模斜面	国	県	(48.75/100)	(48.75/100)	(2.5/100)			地元						47.5/100	47.5/100	5/100				{	その他	国	県	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)			地元						45/100	45/100	10/100				一般事業	{	大規模斜面	国	県	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)			地元						45/100	45/100	10/100				{	その他	国	県	(45/100)	(45/100)	(10/100)			地元						40/100	40/100	20/100		
公共施設 関連事業	{	大規模斜面	国	県	(48.75/100)	(48.75/100)	(2.5/100)																																																																																					
				地元																																																																																								
			47.5/100	47.5/100	5/100																																																																																							
	{	その他	国	県	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)																																																																																					
		地元																																																																																										
		45/100	45/100	10/100																																																																																								
一般事業	{	大規模斜面	国	県	(47.5/100)	(47.5/100)	(5/100)																																																																																					
				地元																																																																																								
			45/100	45/100	10/100																																																																																							
	{	その他	国	県	(45/100)	(45/100)	(10/100)																																																																																					
		地元																																																																																										
		40/100	40/100	20/100																																																																																								
根拠法令	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 21 条 公共土木施設災害復旧事業査定方針第 19 条 (災害関連事業) 地方財政法第 27 条</p>																																																																																											

事業の名称		災害関連緊急雪崩対策事業			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>当該降雪年の降・融雪等により雪崩が発生した箇所で、放置すれば次期降雪期に雪崩の発生により被害を与えるおそれがあり、原則として当該年度に緊急に施行を必要とするもので、次の各項に該当するもの。</p> <p>1 人家おおむね5戸（公共的建物を含む。）以上、又は公共的建物のうち重要なものに倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。</p> <p>2 移転適地がないこと。</p> <p>3 事業費が1,200万円以上であること。</p>				
	経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 2			
根拠法令	地方財政法第16条				

事業の名称		市街地整備事業（都市防災推進事業）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設費
事業の概要等	◎ 採択の基準				
	● 盛土緊急対策事業				
	1. 交付対象事業				
	<p>本事業の交付の対象となる事業は、次の第1項から第3項に定める事業をいう。</p>				
	1 盛土の安全性把握調査等				
	<p>「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）」（国都安第29号）に基づき行った令和3年度実施の盛土による災害防止のための総点検（以下「総点検」という。）を踏まえ、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土について行う次に掲げる事業をいう。</p>				
	一 盛土の安全性把握調査				
	<p>盛土等の安全性を把握するために行う調査</p>				
	二 盛土の防災対策（応急対策）				
	<p>盛土に崩落のおそれがあるため、これを放置すると、盛土の崩落により、人家、公共施設等に著しい被害が発生するおそれがあると認められる場合において、その著しいおそれを一時的に回避するために行う防災対策</p>				
2 盛土の撤去事業					
<p>総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土を撤去する事業</p>					
3 盛土の崩落対策事業					
<p>総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれがあるとされた盛土が崩落・流出することを防止するために行われる事業（ただし、盛土の撤去のみの事業は除く）</p>					
2. 施行地区					
1 本事業の実施区域は、原則として農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条により指定された地域又は森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林として指定された区域以外の区域とする。ただし、その事業の性格上特定の地域に限定して実施することがかえってその十分な効果の発現を妨げることとなるものについては、この限りではない。					
2 盛土の安全性把握調査等は令和6年度までに実施するものとする。					
3 盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業は次の各号の要件に該当するものとする。					
一 総点検又は総点検を踏まえ実施した盛土の安全性把握調査により対応が必要と判断され、令和7年度までに着手するもの					
二 勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）					
三 行為者等に対して求償を行うもの（行為者等が確知できない場合を除く）					

◎ 国費算定の基礎額

● 盛土緊急対策事業

- 1 地方公共団体が行う盛土の安全性把握調査等については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 安全性把握調査費
盛土の安全性把握調査に要する費用
 - 二 防災対策費（応急対策）
盛土の防災対策（排水工、土留工等）に要する費用
- 2 地方公共団体が行う盛土の安全性把握調査等のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の3分の2とする。
 - 一 令和4年度までに安全性把握調査等を実施するもの
 - 二 盛土の一部崩落、地盤の亀裂、湧水等、外形的な変状が生じていて、被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - 三 行為者等に対して、勧告、命令等の行政指導が行われているもの（行為者等が確知できない場合を除く）
 - 四 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの
 - ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物若しくは鉱工業施設のうち重要なもの
 - ハ 人家10戸以上
 - ニ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）
- 3 地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業については、次の各号に掲げる費用の2分の1とする。
 - 一 設計費
盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事を行うための地盤等調査及び設計に要する費用
 - 二 工事費
盛土の撤去工事及び盛土の崩落防止工事（排水工、アンカー工、杭工、地盤改良工、擁壁工等）に要する費用
- 4 地方公共団体が行う盛土の撤去事業及び盛土の崩落対策事業のうち、次の各号の要件に該当するものについては、前項の各号に掲げる費用の3分の2とする。
 - 一 地下水と降雨による水を含んだ盛土の重さにより崩落のおそれがあるもの
 - 二 当該盛土の崩落により、次のいずれかに被害を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - イ 道路、河川、鉄道及びその他の公共施設のうち重要なもの
 - ロ 官公署、学校又は病院等の公共建物もしくは鉱工業施設のうち重要なもの
 - ハ 人家10戸以上
 - ニ 農地10ha以上（農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む）

事業の名称		効果促進事業（きめ細やかな土砂災害ソフト対策）				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 社会資本総合整備計画の目標を実現するために基幹事業（総流防・情報基盤整備事業）と一体となってその効果を一層高めるために必要なソフト対策事業である。</p> <p>◎ 事業メニュー</p> <p>1 土砂災害防止啓発事業 土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制の整備促進、訓練・講習会等を実施する。</p> <p>2 土砂災害ハザードマップ作成事業 土砂災害警戒区域等の指定後において、対象市町村がハザードマップを作成する。</p>					
	経費の負担区分	県事業 国 5/10 県 5/10 市町村事業 国 5/10 市町村 5/10				
根拠法令	社会資本総合交付金交付要綱 第6・二・ロ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 第8条					

事業の名称		砂防工事（県単）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 荒廃の著しい溪流、土砂災害が予知される溪流、都市周辺、人家密集地区等に係る溪流は、国庫補助事業で重点的に整備しているが、公共事業で採択されない小規模工事を施工し、人命、財産及び国土の保全を図る。</p>				
	<p>◎ 採択の基準 砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、公共事業対象外の小規模な砂防えん堤、溪流保全工、床固め工等を整備する。</p>				
経費の負担区分	県 1 / 1				
根拠法令	砂防法第12条				

事業の名称		地すべり防止工事（県単）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 公共事業で対応できない地すべりに対して、地下水排除工、土留工等の整備を行い地すべりの拡大を防止し、被害の軽減及び未然防止を図る。</p> <p>◎ 採択の基準 地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、公共事業の採択基準に達しない小規模な地すべり防止工事を施行する。</p>				
経費の負担区分	県 1 / 1				
根拠法令	地すべり等防止法第7条				

事業の名称		急傾斜地崩壊防止工事（県単）				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	急傾斜地対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域において、土砂災害を未然に防止するため、防止工事を施工し危険区域の整備を図り、民生の安定と国土の保全を図ることを目的とし、国庫補助事業の採択基準に適合しないもので、現地の状況から緊急に措置する必要がある箇所について事業を行うもの。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>次の各号に該当するものについて行うものとする。</p> <p>(1) 工事の施行地が、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内であること。</p> <p>(2) 急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある人家戸数が5戸以上であること。ただし、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるものについては、5戸未満であってもよい。</p> <p>(3) 自然がけであること。</p> <p>(4) 移転適地がないものであること。</p> <p>(5) 事業費が50万円を超えるものであること。</p>					
経費の負担区分	公共関連	県 9 / 10	地元	1 / 10		
	一般	県 8 / 10	地元	2 / 10		
根拠法令	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条</p> <p>地方財政法第27条</p>					

事業の名称		集落雪崩対策事業（県単）				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	雪崩対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>公共事業での採択基準に達しない雪崩危険箇所について、住民の生命保護等雪崩災害の被害軽減を目的に、雪崩防止施設の設置により直接的に集落等の保護を図るものであり、発生予防工、雪庇予防工、防護工、誘導工、減勢工等による施設を設置する。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>過去に雪崩の発生事実がある等集落（公共施設を含む。以下「保全対象人家等」という）に被害をおよぼすおそれのある雪崩危険箇所、かつ集落の移転適地がない場合であって、次の各号の一に該当するものとする。</p> <p>(1) 保全対象人家等が5戸以上、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院及び社会福祉施設等の災害時要配慮者利用施設、駅、旅館等がある場合で、原則として事業費が150万円以上7千万円未満であること。</p> <p>(2) 保全対象人家等が2戸以上、又は4戸以下であって、原則として事業費が150万円以上であること。</p>					
経費の負担区分	県 1 / 1					
根拠法令	新潟県集落雪崩対策事業実施要項 経過処置期間における取扱いで制度存続を希望する市町村 地方財政法第27条					

事業の名称		新潟県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	急傾斜地対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>激甚災害に伴いがけ地（傾斜度がおおむね30度以上の土地）において発生した崩壊等の復旧を図るため、市町村が行う災害関連地域防災がけ崩れ対策事業に要する経費に対し補助金を交付するもの。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>激甚災害に伴い発生した崩壊等に対する事業のうち次の各号のすべてに該当するもので、市町村が施行主体となって行う崩壊防止施設の設置に関する事業</p> <p>(1) 崩壊等が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の規定による市町村地域防災計画に危険箇所として記載され、または記載されることが確実であるがけ地で発生したものであること。</p> <p>(2) 崩壊等が発生したがけ地の高さが5m以上であること。</p> <p>(3) 人家2戸以上又は公共的建物に倒壊等著しい被害を及ぼすと認められる箇所において実施する直接人命保護を目的とするがけ崩れ防止工事に係るものであること。</p> <p>(4) 1箇所の事業費が600万円以上であること。</p>					
経費の負担区分	(国 5/10) 県 4/10 市町村 1/10					
根拠法令	新潟県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金交付要綱					

事業の名称		砂防設備修繕（県単）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
					砂防施設等 整備費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 砂防設備の長寿命化に資する維持修繕により、砂防設備の機能や性能を確保・回復またはさらに向上し、以て地域における安全の向上を図る。</p> <p>◎ 採択の基準 砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、同法第1条に規定された砂防設備について行う修繕工事で、次の各号の一に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新潟県土木部が管理する新潟県内に存在する全ての砂防施設の修繕 2 局部的に河床に堆積した土石等の排除工事等 				
経費の負担区分	県 1 / 1				
根拠法令	砂防法第12条				

事業の名称		砂防施設等維持修繕費（砂防、地すべり、急傾斜、集落雪崩）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等					砂防施設等整備費
	<p>◎ 事業の概要 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、または集落雪崩対策施設の維持修繕により、施設機能を回復し、土砂災害等から人命、財産を守り国土の保全と民生の安定を図る。</p> <p>◎ 採択の基準 砂防指定地および地すべり防止区域、または急傾斜地崩壊危険区域内等において、新潟県により施工された砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、または集落雪崩対策施設であること。</p>				
経費の負担区分	県 1 / 1				
根拠法令	砂防法第12条、地すべり等防止法第7条、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条、地方財政法第8条				

事業の名称		克雪対策砂防設備改良（県単）				
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目	砂防施設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>近年、砂防設備の有効利用が強く望まれている。</p> <p>一方本県は豪雪地帯が多く、克雪対策は重要な課題である。さらに砂防設備の機能を損なわない範囲での除石等は資源の有効利用であり、地域社会の安全で快適な生活基盤づくりに資するものである。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>砂防法第2条の規定による砂防指定地内において、同法第1条に規定された砂防設備について行う工事であって、次の各号の一に該当するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 克雪利用の施設の設置。 水抜き穴の閉塞・放水取水及び導水施設の設置 2 克雪のために流路工を複断面化及び消雪用貯留構造に改築 貯留用ゲートの設置、階段工の設置 3 除石による骨材の確保と貯留水の有効利用 堆砂敷より除石及び排土 4 魚道、魚巢及び水棲動物に配慮した流路工、護岸工等の設置 					
経費の負担区分	県 1 / 1					
根拠法令	砂防法第12条					

事業の名称		土砂災害・火山噴火緊急事業（県単）			
予算計上科目	款	土木費	項	砂防費	目
事業の概要等	1. 火山噴火				
	◎ 事業の概要	火山活動が活発化した際、火山噴火緊急減災対策砂防計画において想定している火砕流や融雪型火山泥流等の異常な土砂移動現象に対して緊急対策を実施し、人命、財産の保護及び国土の保全を図る。			
	◎ 採択の基準	火山噴火緊急減災対策砂防計画が策定されている火山において、火山活動により甚大な被害が出るおそれがあるとき、住民の安全確保のため、砂防ダムの除石や緊急対策用資材の設置等を緊急的に実施する。			
	2. 砂防事業				
の概要	◎ 事業の概要	荒廃の著しい溪流、土砂災害が予知される溪流、都市周辺、人家密集地区等に係る溪流内で当該年に発生した土石流や溪岸崩壊に対して小規模工事を緊急的に施工し、人命、財産の保護及び国土の保全を図る。			
	◎ 採択の基準	砂防法第2条の規定による砂防指定地内及び指定予定地内において、公共事業対象外の小規模なえん堤、溪流保全工、床固め工等を緊急的に整備する。			
要等	3. 地すべり対策事業				
	◎ 事業の概要	当該年に発生した公共事業で対応できない地すべりに対して、地下水排除工、土留工等の緊急工事を行い人命財産の保護と地すべりの拡大防止、被害の軽減を図る。			
	◎ 採択の基準	地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内及び指定予定区域内において公共事業の採択基準に達しない小規模な地すべり防止工事を緊急的に施工する。			

事 業 の 概 要 等	<p>4. 急傾斜地崩壊対策事業</p> <p>◎ 事業の概要</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域および指定予定区域内において当該年に発生したがけ崩れに対して、人命の保護と民生安定を図るため、国庫補助事業の採択基準に適合しないもので、現地の状況から緊急的措置を行う必要のある箇所について事業を行うもの。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>次の各号に該当するものについて行うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事の施行地（急傾斜地の崩壊が現に発生した箇所）が急傾斜地崩壊危険区域内及び指定予定区域内であること。 2. 自然がけであること。 3. 移転適地がないものであること。 4. 事業費が50万円を超えるものであること <p>5. 小規模急傾斜地補助金</p> <p>◎ 事業の概要</p> <p>急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に達しない急傾斜地で、当該年に発生したがけ崩れから、住民の生命を保護する目的で市町村が緊急的に実施する崩壊防止施設の新設工事の一部を助成するもの。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 次の各号に該当する事業とする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 人家が被害を受けているかもしくは被害を受ける恐れのあるがけ崩れが現に発生していること。 (2) 傾斜度が30度以上の傾斜地（以下「がけ」という）であること。 (3) がけは高さ5m以上であること。 (4) がけ下にあつては、がけの下端からの距離ががけの高さの2倍以内の距離の区域であること。また、がけ上にあつては、がけの上端からがけの高さに相当する距離以内の区域であること。 (5) (4)の区域内でがけの崩壊に被害を受ける恐れのある人家（以下「保全対象人家」という）が2戸以上5戸未満であり、かつ近隣に移転適地がないこと。 (6) 地質その他現地の状況から早急に防止工事を行う必要性が認められるものであること。 (7)防止工事に要する事業費が保全対象人家1戸当たり50万円を超えるものであること。 2 前項に掲げるものの他、知事が必要と認めるもの。
----------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・火山噴火、砂防事業、地すべり対策事業 県 1 / 1 ・急傾斜地崩壊対策事業 公共関連 県 9 / 10 地元 1 / 10 一般 県 8 / 10 地元 2 / 10 ・小規模急傾斜地補助金 県 1 / 2 市町村 1 / 2
<p>根拠法令</p>	<p>地方財政法第16条 砂防法第12条 地すべり等防止法第7条 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第12条、第23条 地方財政法第27条 小規模急傾斜地崩壊防止事業補助金交付要綱</p>

○街路事業と道路事業の区分について

都市計画法による市街化区域やその周辺においては、幹線道路網が都市計画決定されているのが普通であるが、その整備に当たっては都市局所管の街路事業として行う場合と、道路局所管の地方道等の事業として行う場合があり、その区分は概ね次のとおりである。

(1) 既成市街地（注1）内・・・都市局

(2) 既成市街地（注1）外

①都市計画法に基づき、用途地域が指定されている区域並びに、その他の都市（用途地域の指定がない都市）の既成市街地の外縁から路線的に概ね500mの区域・・・両局で協議

②それ以外の地域・・・道路局

なお、一般国道については基本的に道路局所管事業となるが、バイパスの計画があり現道が将来県道以下になるものは上記区分による。

注1：昭和45年度国勢調査による人口集中地区（D I D）、地区が設定されていない場合は同基準に準ずる地区

事業の名称		街路事業			
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>街路事業は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成をはかり、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与する。</p>				
	<p>◎ 街路補助事業採択基準</p> <p>1. 街路事業</p> <p>(1) 道路改築</p> <p>a 一種改築</p> <p>次の基準のいずれかに該当するもので事業費 1,000 百万円以上のもの（但し交通結節点改善事業、踏切除却・改良事業に該当するものを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5年後における推定交通量が現在車道の交通容量を超える都市計画街路であって、その倍率（混雑度）が 1.5 倍以上であるもの。 ・ 市街地の発展又は産業の立地が顕著であって、新しい交通の発生源が予想される市街地の構成、交通発生源間の連絡又は他の公共事業との関連のための幹線街路もしくは広場、又は交通安全改築事業として、当該年度に着工を必要とする都市計画街路であるもの。 <p>b 二種改築</p> <p>次の基準のいずれかに該当するもので事業費 500 百万円以上のもの（但し交通結節点改善事業、踏切除却・改良事業に該当するものを除く）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画街路であって、交通円滑化等の観点から、局部的な改良によって事業効果があるもの。 ・ 高速道路又は鉄道に関連する付属道路の設置。 ・ 歩道に幅員 1m 以上の植樹帯の設置を行うもの。 <p>(2) 橋梁整備</p> <p>都市計画街路中の橋梁で、事業費 500 百万円以上のもの。</p> <p>(3) 共同溝</p> <p>交通が著しくふくそうしている道路または著しくふくそうすることが予想される道路で、路面の掘削を伴う道路の占有に関する工事が頻繁に行われることにより、道路の構造の保全上及び道路交通上著しい支障を生じる恐れがあると認められる道路のうち、既設共同溝等と一体となって共同溝網の適正な形成を図るため、緊急</p>				

事 業 の 概 要 等	<p>に共同溝の整備が必要と認められる区間で、共同溝整備計画に基づき、かつ事業費 150 百万円以上のもの。</p> <p>(4) 地域高規格道路 I C アクセス道路事業 一般国道に準ずるネットワークを形成する事業（交通連携事業として行う事業を除く）であって、(1) 道路改築の採択基準に記載の(1) 一種改築または(2) 二種改築に当てはまる、地域高規格道路の整備と併せて行われる、地方公共団体における I C へのアクセス道路（1 次以内）事業。</p> <p>2. 交通円滑化事業 道路交通の円滑化を図るために必要となる環状道路・バイパスの整備、現道の拡幅、交差点改良等の事業。</p> <p>3. 地域連携推進事業 地域の交流・連携を促進するために必要となる以下に定義する事業。 ・地域間の交流・連携を促進するために行われる高規格幹線道路及び地域高規格道路の整備（交通円滑化事業で実施するものを除く）。 ・地域の生活（通勤、通学、医療福祉、防災、交通安全等）の利便性の向上、地域経済の活性化等のために行われる地域交流を支援する道路整備。 ・国際競争力の強化等に資する国際・国内物流ネットワークの効率化を図るために行われる空港・港湾等へのアクセス道路の整備及び車両の大型化への対応。</p> <p>4. 交通結節点改善事業 交通機関間の連携強化や移動の連続性の強化を図るために必要となる以下に定義する事業を実施するもの。 ・交通結節点において、道路における自動車の安全かつ円滑な通行を確保するために行われる交通広場等の自動車の滞留等の用に供する空間の整備（道路敷地外の空間を活用するものを含む。）。 ・交通結節点において、安全かつ快適な歩行者空間等をネットワーク空間として確保し、機能を強化するために行われる、歩行者用デッキ、歩行者通路（エレベーター等バリアフリー施設を含む）等の歩行者・自転車の用に供する空間（地下を含む。）及び歩行者広場等の歩行者・自転車の滞留等の用に供する空間（地下を含む。）の整備（道路敷地外の空間を活用するものを含む。） ・交通結節点において、交通機関間の連携を強化し、安全かつ円滑な交通を確保するために行われる道路情報やバス等の公共交通情報等の提供に供する情報板等の交通連携情報施設の整備。</p>
----------------------------	---

- ・交通結節点に直接接続し、円滑な乗り換えや積み替えを確保するために必要となる幹線道路のうち別の幹線道路との交差点までの区間、又は交通結節点直近のバス停留所(交通結節点外であっておおむね交通結節点から300mの範囲内に設置されたものに限る。)が設置された幹線道路であって、当該バス停留所から次の幹線道路との交差点までの区間の整備。
- ・交通結節点の近傍における、パークアンドライドのための公共駐車場の整備及び自転車駐車場の整備。

5. 踏切除却・改良事業

(1) 鉄道との平面交差が除去されるもののうち次のいずれかに該当するもの。

- ・踏切道等総合対策プログラムに位置付けられたもの。
- ・踏切道改良促進法に基づいて指定されたもの。
- ・日交通量と1日の遮断時間との相乗積がおおむね2,000台時/日以上で特に交通の障害となるもの。
- ・鉄道の新設または改良工事と同時施行することが極めて有利と認められるもの。
- ・改良計画区間中に含まれるもの。
- ・平面交差の除却されるもののうち緊急を要するもの。
- ・一次改築完了区間の踏切道(平面交差)について立体交差とするもの。ただし、遮断時間の極端に少ないものを除く。

なお、都道府県道については全体事業費100百万円以上、市町村道については全体事業費30百万円以上、街路については全体事業費500百万円以上のものに限る。

(2) 踏切道の存在する鉄道との立体交差を整備するもののうち次のいずれかに該当するもの。

- ・既存の踏切道からの交通の転換により、踏切道を含む地域における安全かつ円滑な通行の確保を図るために行われるもの。
- ・改良事業の進捗に伴い鉄道との交差部分に着手する必要が生じたもの。

(3) 踏切道の拡幅と当該踏切道の前後の区間の改築を一体的に実施するもの。

6. 無電柱化推進事業

次のいずれかに該当するもの。なお、住民参加型の合意形成を行うなど、効率的・効果的に計画を策定する場合は、計画策定事業を採択する。

- ・安全かつ円滑な道路交通の確保、都市災害の防止、都市景観の向上、観光振興、地域活性化等を図るため、無電柱化の必要性が高い道路の区間。
- ・交通量が多い区間、交通渋滞の著しい区間、防災上重要性の高い区間等道路管理の高度化が必要とされる区間。

(注) 上記採択基準の詳細については、「令和7年 街路交通事業事務必携」P54
～P67 及び、「令和7年度版 都市局所管 補助事業実務必携」P1730
～P1764 を参照してください。

7. 道路交通安全施設等整備事業

(1) 令和3年6月28日に千葉県八街市の通学路において発生した交通事故を受けて、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日関係閣僚会議決定）」に基づく通学路合同点検（以下、「合同点検」という。）を実施し、抽出された対策必要箇所の整備を行う。

(2) 対策必要箇所については、関係機関が実施する速度規制や通学路の変更等によるソフト面での対策に加え、歩道の設置やガードレール等の防護柵などの交通安全施設等の整備等によるハード面での対策を適切に組み合わせるなど、地域の実情に対応した、効果的な対策を検討する。

(3) 合同点検により抽出された対策必要箇所における交通安全対策であること。

（下記以外の街路事業）

国 1/2 県 1/2

但し、基幹道 国5.5/10
 県4.5/10
 離島 国5.5/10
 県4.5/10

（無電柱化推進事業）

国 5.5/10 県 4.5/10

但し、離島 6/10

道路法第56条、第88条第2項

道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 第2条

基幹道：同施行令第2条

離島振興法第7条第1項、第2項、第3項

共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項

事
業
の
概
要
等

経
費
の
負
担
区
分

根
拠
法
令

事業の名称		社会資本整備総合交付金（街路）			
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目 交付金 関係道路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。</p>				
	<p>◎ 対象事業の要件</p> <p>1. 社会資本整備総合交付金事業 地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業であって、次に掲げる基準に適合するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。 ・ 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。 <p>2. 防災・安全交付金事業 地方公共団体（地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて土地区画整理事業、市街地再開発事業等を施行する者を含む。）が実施する一般国道、道路法（昭和27年法律第180号）第56条の規定による国土交通大臣の指定を受けた主要な都道府県道若しくは市道又は資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備する必要があると認められる都道府県道若しくは市町村道の新設、改築又は修繕に関する事業、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第6条に規定する除雪に係る事業又は活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第22条に規定する降灰の除去事業であって、次に掲げる基準に適合するもののうち防災・安全対策のために特に必要と認められる事業（原則として、バイパス整備事業等（次の表に掲げる事業は除く。）及び道の駅に関する事業は交付対象外とする。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の日常生活の安全性若しくは利便性の向上を図るために必要であり、又は快適な生活環境の確保若しくは地域の活力の創造に資すると認められるものであること。 ・ 公共施設その他の公益的施設の整備、管理若しくは運営に関連して、又は地域の自然的若しくは社会的な特性に即して行われるものであること。 ・ 改築（老朽化対策を主たる目的として行う更新事業に限る。）及び修繕に関する事業については、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ① 地方公共団体において「インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定していること。 				

- ② 橋梁、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）に係る事業にあつては、道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づく、近接目視による定期点検・診断等を実施し、その診断結果が公表されている施設であつて、「長寿命化修繕計画（個別施設計画）」に基づくものであること。
- ただし、橋梁（橋長15m未満のものに限る。）、トンネル及び大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）にあつては令和3年度以降の措置とする。
- ・ 老朽化対策としての橋梁の更新事業については、
 - ① 判定区分Ⅰ又はⅡの橋梁に係る事業は、交付対象外とする。
 - 判定区分Ⅲ又はⅣの橋梁に係る事業は、修繕を行う場合と更新を行う場合のライフサイクルコストを比較し、更新を行う場合の方が経済的と認められた事業に限る。

表 バイパス整備事業等における交付対象要件

交付対象となるバイパス整備事業等	要件の内容
交通安全対策に係るもの	以下の事業として、公表されているものであつて、かつ、最も効率的であると認められるものであること。 ① 平成25年12月6日付け「通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について」に基づき、基本的方針（通学路交通安全プログラム）に基づく対策に位置づけられたもの ② 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策（令和元年6月18日関係閣僚会議決定）」に基づき行われた緊急安全点検結果等を踏まえた対策必要箇所位置づけられたもの
防災震災対策に係るもの	現道における自然災害等に備えて早急を実施する事前防災及び減災に係る改良事業と比較して、最も効率的・経済的であると認められるものであること。
国土強靱化対策に係るもの	国土強靱化地域計画に基づく事業であること。

※原則として、車線数の増加を伴う事業は対象外とする。ただし、1.5車線の道路整備や道路構造令（昭和45年10月29日政令第320号）で定める基準を満たすためにやむを得ないと認められる場合には、この限りではない。

◎ 重点配分対象事業の要件

1. 社会資本整備総合交付金事業

(1) ストック効果を高めるアクセス道路の整備

- ・ 駅の整備や工業団地の造成など民間投資と供用時期を連携し、人流・物流の効率化や成長基盤の強化に資するアクセス道路整備事業

(2) 歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業

- ・ 歩行者利便増進道路に指定された道路における歩行者の利便増進や地域の賑わい創出に資する道路事業であつて、立地適正化計画に位置付けられた区域内において実施される事業

(3) 道の駅の機能強化

- ・ 全国モデル「道の駅」、重点「道の駅」、防災「道の駅」の機能強化
- ・ 子育て応援等の道の駅の機能強化
- ・ 防災設備等の道の駅の機能強化

<p>事業の概要等</p>	<p>(4) 公共交通の走行環境整備 <ul style="list-style-type: none"> 交通やまちづくりに関する計画に位置付けられた公共交通の走行環境整備 </p> <p>2. 防災・安全交付金事業</p> <p>(1) 国土強靱化地域計画に基づく事業（防災・減災）</p> <ul style="list-style-type: none"> 重要物流道路の脆弱区間の代替路や災害時拠点（備蓄基地・総合病院等）への補完路として、国土交通大臣が指定した道路の整備事業 災害時にも地域の輸送等を支える道路の整備や防災・減災に資する対策のうち、早期の効果発現が見込める事業 <p>(2) 子供の移動経路等の生活空間における交通安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 通学路交通安全プログラムに基づく交通安全対策 未就学児が日常的に集団で移動する経路における交通安全対策 鉄道との結節点における自由通路等の歩行空間のユニバーサルデザイン化 地方版自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備 												
<p>経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td>内地</td> <td>重点配分対象事業</td> <td>国 5.5/10</td> <td>県 4.5/10</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外</td> <td>国 5.0/10</td> <td>県 5.0/10</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td></td> <td>国 6.0/10</td> <td>県 4.0/10</td> </tr> </table>	内地	重点配分対象事業	国 5.5/10	県 4.5/10		上記以外	国 5.0/10	県 5.0/10	離島		国 6.0/10	県 4.0/10
内地	重点配分対象事業	国 5.5/10	県 4.5/10										
	上記以外	国 5.0/10	県 5.0/10										
離島		国 6.0/10	県 4.0/10										
<p>根拠法令</p>	<p>道路法第 56 条、第 88 条第 2 項 離島振興法第 7 条第 1 項、第 2 項、第 3 項 共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項</p>												

事業の名称		社会資本整備総合交付金〔住宅市街地盤整備事業〕（街路）		
予算計上科目	款	土木費	款	都市計画費
			款	街路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>住宅及び宅地の供給を促進することが必要な三大都市圏等の地域における住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業の推進を図るため、これに関連する公共施設等の整備を行うもの</p>			
	<p>◎ 団地タイプについて</p> <p>本事業は、土地有効活用タイプ、居住環境整備タイプ、団地再生タイプからなり、各タイプにおける①目的、②対象地域、③団地規模は以下の通り。</p> <p>(1) 土地有効活用タイプ（新潟県内の対象地域なし）</p> <p>①住宅及び宅地の供給を特に促進する必要がある三大都市圏の大都市地域において、市街化区域内農地等又は工場跡地等の低未利用地を活用した住宅宅地事業の推進を図るため</p> <p>②住生活基本法に規定する住宅の供給等及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域（重点供給地域）、都市再生緊急整備地域、優良田園住宅法で市町村が定めた基本方針において、優良田園住宅の建設が基本的に適当と認められる土地の区域として定められる区域</p> <p>③公的住宅を含めおおむね 100 戸又は 5ha 以上</p> <p>(2) 居住環境整備タイプ</p> <p>①既存の住宅市街地の住環境水準の向上を図り、既存住宅の建替等を含めた良好な住宅又は宅地の供給を促進するため</p> <p>②重点供給地域、都市再生緊急整備地域、県庁所在都市、通勤圏内人口 25 万以上の都市の通勤圏で地域住宅計画等に位置付けられた地域、DID 地区で地域住宅計画等に位置付けられた地域</p> <p>③既存住宅の建替等を含め、概ね 5 年間に 100 戸又は 5ha 以上が見込まれ、当面 50 戸又は 2.5ha 以上</p> <p>(3) 団地再生タイプ</p> <p>①計画的に開発された良質な住宅団地における良好な居住環境の形成を推進するため</p> <p>②公的賃貸住宅等の整備事業、開発許可を受けた開発行為、土地区画整理事業、市街地再開発事業、新住宅市街地開発事業、一団地の住宅施設、住宅街区整備事業又は防災街区整備事業により開発された住宅団地のうち、良好な居住環境の創出・維持を図るものの存する地域として、住生活基本計画、地域住宅計画等に位置付けられた地域で、以下の a～c の住宅宅地供給が行われたもの</p>			

事 業 の 概 要 等	<p>a. 重点供給地域及び都市再生緊急整備地域においては、100 戸又は 5ha 以上</p> <p>b. 中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に定める中心市街地の区域においては、100 戸以上</p> <p>c. 上記 a、b 以外の地域においては、300 戸又は 16ha 以上</p> <p>③100 戸以上の住宅に効果のある住宅ストック改善事業</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>住宅市街地基盤整備事業で交付金事業の対象は、通常の街路事業の採択基準に適合するほか、下記の基準に適合することが必要である。</p> <p>(1) 一般的基準</p> <p>①土地有効活用、居住環境整備タイプ</p> <p>住宅宅地事業に関連して緊急に整備することが必要な公共施設整備に関する事業で、その実施により住宅宅地事業の隘路が打開される等住宅宅地事業の推進に効果があるもの。</p> <p>②団地再生タイプ</p> <p>住宅ストック改善事業の目的達成に資する公共施設の整備に関する事業で、その実施により良好な居住環境の形成に効果があるもの</p> <p>(2) 施設別基準</p> <p>①土地有効活用、居住環境整備タイプ</p> <p>一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当するものの整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅宅地事業の事業区域（以下「事業区域」という。）内の主要な道路。 ・事業区域と事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅宅地事業に起因して緊急に整備を行うことが必要な区間。 ・事業区域と事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路で、緊急に整備することが当該住宅宅地事業にとって不可欠な区間。 <p>②団地再生タイプ</p> <p>一般国道以外の道路で、次のいずれかに該当する歩道等の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅ストック改善事業の事業区域（以下「改善事業区域」という）内の主要な道路。 ・改善事業区域と改善事業区域外の主要な道路又は最寄り主要駅等交通上の重要拠点とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間 ・改善事業区域と改善事業区域外の義務教育施設等主要な公益施設とを連絡する道路のうち、当該住宅ストック改善事業にあわせて緊急に整備を行うことが必要な区間。
----------------------------	---

国費率は地方公共団体の財政力に応じて引き上げが実施される。

()内は重点配分対象事業以外

	内地			離島		
	交付金	県	市町村	交付金	県	市町村
県事業	5.5/10 (5/10)	4.5/10 (5/10)	—	60/100	40/100	—
市町村事業	5.5/10 (5/10)	—	4.5/10 (5/10)	60/100	—	40/100

経費の負担区分

社会資本整備総合交付金交付要綱
住宅市街地盤整備事業制度要綱
道路法第 56 条

根拠法令

事業の名称		社会資本整備総合交付金（道路事業（土地区画整理事業））				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	交付金関係道路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>面的開発による健全な市街地の造成を図り、公共施設の整備及び宅地の利用と公共の福祉の増進に資することを目的とする事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>社会資本整備総合交付金の実施にあたっては、以下に記す従来の補助事業制度の考え方を基本とする。</p> <p>1 公共団体等区画整理補助事業</p> <p>下記の(1), (2), (3)の全てに該当する土地区画整理事業で、補助基本額が3億円以上のものとする。</p> <p>(1)面積が5ha以上、(次の1), 2)に該当する地区にあつては2ha以上)の地区</p> <p>1) 直前の国勢調査結果で人口集中地区に係る又は隣接する区域に存する地区</p> <p>2) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域内の地区</p> <p>(2)街路事業（都市所管国庫補助事業）の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区</p> <p>(3)次の1)～7)の一に該当する地区</p> <p>1) 主要駅付近又は中心市街地で交通の隘路打開又は土地の高度利用を図るため整備を必要とする地区</p> <p>2) 道路、河川事業等の重要な公共施設の新設又は改築とあわせて市街地の整備を必要とする地区</p> <p>3) 市街地における火災、水害等の災害の復興とあわせて緊急に整備を必要とする地区</p> <p>4) 鉄道、高速道路等の重要施設の新設又は改築に伴って市街地の整備をもあわせて必要とする地区</p> <p>5) 市街化の速度が顕著で緊急に整備を必要とする地区</p> <p>6) 大量の宅地を整備し、秩序ある都市の発展を図るため、緊急に整備を必要とする地区。</p> <p>7) 被災市街地復興推進地域内の地区</p>					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>2 組合等区画整理補助事業 下記の(1)～(5)の全てに該当する土地区画整理事業で、補助基本額3億円以上のものとする。補助方式は、間接補助となる。</p> <p>(1)組合が土地区画整理法第3条の4の規定に基づき都市計画事業として施行する土地区画整理事業</p> <p>(2)施行地区の面積が原則として10ha以上(次の1),2)に該当する地区にあつては2ha以上)の地区</p> <p>1)直前の国勢調査結果で人口集中地区に係る又は隣接する区域に存する地区</p> <p>2)被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第5条第1項の規定による被災市街地復興推進地域内の地区</p> <p>(3)街路事業(都市局所管国庫補助事業)の採択基準に適合する都市計画道路の新設又は改築を含む地区</p> <p>(4)当該土地区画整理事業の施行後における施行地区内の道路、広場、公園、緑地、河川等公共の用に供する土地の面積の合計が施行地区の面積のおおむね25%以上</p> <p>(5)施行地区の面積が20ha未満のものにあつては、施行地区内の都市計画において定められた道路で幅員12m以上の道路を用地買収方式により整備することとして積算した事業費(用地買収方式事業費)が当該土地区画整理事業の総事業費の3分の1以上(国土交通大臣の指定する宅地開発誘導道路を含む事業については適用しない)</p> <p>◎対象事業 補助基本額＝土地区画整理総事業費－負担金等控除額(公共施設管理者負担金、鉄道負担金、保留地処分金等) ただし、施工地区内の「道路」の用地買収方式事業費の額を限度とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>◎公共団体等施行</p> <p>○市町村事業 国 5.0/10 又は 5.5/10～7.0/10 市町村 5.0/10 又は 4.5/10～3.0/10</p> <p>◎組合等施行 国 5.0/10 又は 5.5/10～7.0/10 県・市町村 5.0/10 又は 4.5/10～3.0/10 ※当県においては、補助対象路線が県道である場合のみ、補助裏分を市町村と折半</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>土地区画整理法第121条 公共団体等区画整理補助事業実施要領 組合等区画整理補助事業実施要領 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		市街地再開発事業（国土交通省 都市局所管）			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>老朽化した低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。</p> <p>社会資本整備総合交付金における都市局所管の市街地再開発事業のうち、広場、街路などの公共施設整備は、道路事業（活力創出基盤整備）として、施設建築物整備等は市街地再開発事業（市街地整備）として、交付金の対象となっている。</p> <p>1. 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 イ-1-(1)道路事業、及び市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>(1) 第一種市街地再開発事業にあつては、原則として1ha以上（ただし、「地方拠点都市法」に規定する拠点地区内などにあつては0.5ha以上）。</p> <p>第二種市街地再開発事業にあつては1ha以上（都市再開発法の規定する区域内及び連続する都市計画道路の整備が実施されている事業などにあつては0.5ha以上）。</p> <p>(2) 施行区域内に都市施設として計画決定をした広場又は街路（区画街路を含む。）で、計画幅員が8m以上のものを含むこと。</p> <p>(3) 事業費が、100,000千円以上であること。</p> <p>◎ 交付対象事業</p> <p>(1) 市街地再開発事業によって整備される都市計画道路の道路管理者等が、施行者に交付する公共施設管理者負担金は、当該都市計画道路等（施行区域内の都市施設として計画決定した広場又は街路で計画幅員が8m以上のもの等）を用地買収方式によって整備することとして算定した費用の額を限度として交付。</p>				
	経費の負担区分	<p>◎公共団体(市町村) 施行及び組合等施行</p> <p>国 5.0/10 又は 5.5/10～7.0/10</p> <p>市町村 5.0/10 又は 4.5/10～3.0/10</p>			

<p>根拠法令</p>	<p>道路法第 56 条 道路整備緊急措置法第 4 条、第 5 条 社会資本整備総合交付金交付要綱 市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準</p>
<p>事業の概要等</p>	<p>2. 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 イ-13-(2)市街地再開発事業等</p> <p>◎ 交付対象要件</p> <p>(1) 既に都市計画の決定がなされた地区又は採択年度内に都市計画の決定がなされることが確実と見込まれる地区において行われる事業。</p> <p>(2) 2号・2項地区や都市計画区域マスタープランにおいて都市の拠点として位置付けられたエリアとして定め、又は定められる予定である地区や、「地方拠点都市法」、「都市再生法」などの法律に規定される区域内において実施される事業で、国の関与が政策上位置付けられる事業。</p> <p>(3) 第一種市街地再開発事業にあつては、施行区域が原則として 1ha 以上（ただし、「地方拠点都市法」に規定する拠点地区内、地区再生計画区域内又は市街地総合再生計画区域内等において実施される事業にあつては 0.5ha 以上、密集市街地整備法に規定する防災再開発促進地区や防災街区整備地区計画の区域等において実施される事業にあつては 0.2ha 以上、都市機能誘導区域かつ中心拠点区域の地区内において誘導施設を整備する事業として立地適正化計画に位置付けられるものは 1.5ha 以上）。</p> <p>(4) 第二種市街地再開発事業にあつては、施行区域が原則として 1ha 以上（ただし、下記のア及びイを満たす場合にあつては、0.5ha 以上、アからウまでを満たす場合にあつては、0.2ha 以上）。</p> <p>ア 都市再開発法の規定する区域内 イ 密集市街地整備法に規定する防災街区整備地区計画区域内 ウ 密集市街地整備法に規定する防災再開発促進地区の区域内</p> <p>(5) 工事施工者の選定・契約、工事費等の高騰による対応、事業遂行等についての事業マネジメントを徹底した事業であること</p> <p>(6) 人口 5 万人以上の地方公共団体が施行する市街地再開発事業において概算事業費 10 億円以上と見込まれる公園の整備を実施する場合は、当該公園施設について、PPP/PFI 手法の導入及び公募設置管理制度の導入に係る検討がなされていること。</p> <p>(7) 認可を受けた事業計画がインターネットの利用により公表されるものであること。</p> <p>(8) 共有される住宅が予備認定の取得により適切な維持管理に配慮されているものであること。</p> <p>(9) 施設建築物が省エネ基準等に適合していること。</p> <p>(10) 共用部分が一定のバリアフリー基準に適合していること。</p>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>◎ 交付対象事業</p> <p>(1) 調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費）</p> <p>(2) 土地整備費（建築物除却費、整地費、仮設店舗等設置費、補償費等）</p> <p>(3) 共同施設整備費（空地等整備費、供給処理施設整備費、その他施設整備費）</p> <p>(4) 建築物の防災性能の強化（特殊基礎工事）</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>◎公共団体（市町村）施行 国 1/3 市町村 2/3</p> <p>◎組合等施行 国 1/3 市町村 1/3 組合 1/3</p> <p>※ 国の要綱等に該当する場合、上記補助率の1.2～1.5倍の嵩上げを受けることが可能。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		市街地再開発事業（国土交通省 住宅局所管）			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>老朽化した低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された敷地を広く統合し、不燃化された共同建築物に建て替え、あわせて公園、緑地、広場、街路などの公共施設とオープンスペースを確保することにより、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る事業。</p>				
	<p>1. 社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第三編 イ-16-(1)市街地再開発事業</p> <p>◎ 対象要件</p> <p>(1) 2号・2項地区や都市計画区域マスタープランにおいて都市の拠点として位置付けられたエリアとして定め、又は定められる予定である地区や、「地方拠点都市法」、「都市再生法」などの法律に規定される区域内において実施される事業で、国の関与が政策上位置付けられる事業。</p> <p>(2) 共用部分が一定のバリアフリー基準に適合していること。</p> <p>(3) 市街地再開発事業等に関する都市計画決定が定められ、又は年度内に当該都市計画が定められることが確実と見込まれる事業。</p> <p>(4) 施設建築物が省エネ基準等に適合していること。</p> <p>(5) 認可を受けた事業計画がインターネットの利用により公表されるものであること。</p> <p>(6) 工事施工者の選定・契約、工事費等の高騰による対応、事業遂行等についての事業マネジメントを徹底した事業であること</p>				

事業の概要等	<p>(7) 組合及び再開発会社施行にあつては、施行区域が原則として0.5ha以上(ただし、「市街地総合再生計画に従つて実施する組合等(以下「特定の組合等」とする。)の事業にあつては0.1ha以上)で、下記要件等を満たす事業(ただし、特定の組合等の実施する事業にあつては「有効空地率」、「施設建築物」について個人施行と同程度まで要件緩和される)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効空地率 地区面積の45%以上 ・施設建築物 建築面積 500㎡以上 延床面積 2,000㎡を超えるもの 階数 4階以上 ・駐車施設 標準駐車場条例の基準により算定した規模の駐車施設の確保 <p>個人施行にあつては、施行区域が原則として0.1ha以上で、下記要件等を満たす事業(ただし、1人で施行する場合で、宅地の所有権・借地権者数が5人未満の場合においては、採択基準で定める「建築物について所有権又は借家権を有する者の人数」を満たす施行者であること)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有効空地率 地区面積の30%以上又は敷地面積の10%以上 ・施設建築物 延床面積 1,000㎡以上 階数 3階以上 <p>◎ 交付対象事業</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 調査設計計画費(事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費) (2) 土地整備費(建築物除却費、仮設店舗等設置費、補償費等) (3) 共同施設整備費(空地等整備費、供給処理施設整備費、その他施設整備費)
経費の負担区分	<p>◎市街地整備費</p> <p>国 1/3 市町村 1/3 組合 1/3</p> <p>※ 国の要綱等に該当する場合、上記補助率の1.2～1.5倍の嵩上げを受けることが可能。</p>
根拠法令	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要等	1. 目的	都市再生整備計画事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とする。			
	2. 交付金事業者	都市再生整備計画事業を実施する市町村及び都市再生法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イー10-（1）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イー10-（1）関係部分において同じ。）をいう。			
	3. 交付対象	市町村又は協議会とする。			
	4. 交付対象事業	都市再生整備計画に基づき実施される以下に掲げる事業等（社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編第1章イー10-（1）、表10-（1）参照）をいう。 【基幹事業4～30、提案事業1～3】 1. 事業活用調査、2. まちづくり活動推進事業、3. 地域創造支援事業、4. 道路、5. 公園、6. 古都及び緑地保全等事業、7. 河川、8. 下水道、9. 駐車場有効利用システム、10. 地域生活基盤施設、11. 高質空間形成施設、12. 高次都市施設、13. 誘導施設相当施設、14. 既存建造物活用事業、15. 土地区画整理事業、16. 市街地再開発事業、17. 住宅街区整備事業、18. バリアフリー環境整備促進事業、19. 優良建築物等整備事業、20. 住宅市街地総合整備事業、21. 街なみ環境整備事業、22. 住宅地区改良事業等、23. 都心共同住宅供給事業、24. 公営住宅等整備、25. 都市再生住宅等整備、26. 防災街区整備事業、27. エリア価値向上整備事業、28. こどもまんなかまちづくり事業、29. 暑熱対策事業、30. 滞在環境整備事業、31. 計画策定支援事業 提案事業：市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業			
	5. 施行地区	都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。 1 市町村において、都市再生法第81条1項に規定する立地適正化計画（同条2項2号に定める居住誘導区域及び同条2項3号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下イー10-（1）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。 なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから5年間経過するまでに、計画を作成			

事 業 の 概 要 等	<p> することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。 また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等(①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。 </p> <p> (1) 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域(以下イー10-(1)関係部分において「市街化区域等」という。)内のうち、鉄道・地下鉄駅(ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。)から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場(ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。)から半径500mの範囲内の区域。 </p> <p> (2) 市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区(今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。)であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域(拠点となる施設(都市再生整備計画に当該施設の設定方針を記載したものに限る。)から半径500mの範囲内の区域に限る。)。 </p> <p> (3) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。 </p> <p> 2 地方公共団体において、歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。 ただし、市街化区域等を除く。 </p> <p> 3 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域(都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村(以下イー10-(1)関係部分において「基幹市町村」という。)の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。)(以下イー10-(1)関係部分において「地域生活拠点」という。)。 </p> <p> ① 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村(以下イー10-(1)関係部分において「連携市町村」という。)が共同して作成した広域的な立地適正化の方針(※1)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 </p> <p> ② 基幹市町村及び連携市町村が共同して作成した広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想(※2)において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。 (※1)広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、都道府県が作成するもの又は都道府県と市町村が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。 </p>
----------------------------	---

事 業 の 概 要 等	<p>(※2)市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」(令和3年6月国土交通省国土政策局策定)に基づくものをいう。</p> <p>4 「都市再生整備計画の区域内における都市の再生に必要な事業を定める告示(平成31年国土交通省告示第452号)」二に規定する産業促進区域(以下イー10-(1)関係部分において「産業促進区域」という。)(産業促進区域の設定が確実と見込まれる場合を含む。)であり、都市再生整備計画において①産業・物流機能の整備で得られる効果を中心市街地等に還元することにより地域全体の活性化に寄与する取組として「産業・物流機能の整備に伴う雇用創出、経済波及効果等」を定量的に記載し、かつ、②公共交通、自転車の利活用など当該区域への自動車交通抑制への取組(見込みを含む。)を記載し、かつ、(1)又は(2)のいずれかの要件に該当する区域(市街化区域等外を含む。)。ただし、イー10-(1)の5.4(2)の適用は、令和10年度末までに国に都市再生整備計画を提出した場合に限る。</p> <p>① 新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱第6.4に規定するプロジェクト(以下イー10-(1)関係部分において「国策的プロジェクト」という。)に関連する区域。</p> <p>②以下の全ての要件に該当する区域。</p> <p>1 関連する産業・物流機能を有する団地の敷地面積は概ね10ヘクタール以上であること。</p> <p>2 当該区域に立地する企業(※3)が確実に見込まれること又は当該区域の周辺地域に関連産業が既に立地していること。</p> <p>3 当該区域に立地する企業(※3)との間で10年以上の立地を合意すること。</p> <p>4 市街化区域等外においては、以下の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <p>1) 市町村マスタープラン等において産業・物流用地としての利用を想定している区(見込みを含む。)であること。</p> <p>2) 都市再生整備計画に記載する都市のコンパクト化の方針に照らし、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域であること。</p> <p>3) 当該区域と都市機能が集積する地域が幹線道路で結ばれていること。</p> <p>4) 大規模商業施設等、居住の誘導を図るおそれのある施設を当該区域に含めないこと。</p> <p>5) 市街化調整区域の場合、市街化区域編入が確実に見込まれる区域、地区計画が策定された区域又は策定見込みの区域、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下イー10-(1)関係部分において「地域未来投資促進法」という。)第4条第2項第4号に規定する重点促進区域、都市計画法第34条第12号に基づく条例において産業・物流用地として利用するための開発行為を行うことが認められる区域等の区域内であること。</p> <p>(※3) 次のいずれかに該当する企業(当該企業に関連する物流施設を含む。)をいう。</p> <p>(i) 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023年改訂版(令和5年6月16日閣議決定)に位置付けられた戦略分野」を取扱う企業</p> <p>(ii) 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令(令和4年政令第394号)第1条に規定する特定重要物資」を取扱う企業</p>
----------------------------	---

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>(iii)「地域未来投資促進法第2条に規定する地域経済牽引事業の承認要件」を満たす企業（当該企業が生産する製品の主要原材料が当該区域が存する都道府県内の地元産品（※4）であり、かつ、従業員の地元雇用率の目標を半数以上とする場合に限る。）。</p> <p>(※4) 当該都道府県内において「生産されたもの」、「原材料の主要な部分が生産されたもの」又は「製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの」をいう。</p> <p>6. 都市再生整備計画</p> <p>都市再生整備計画事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第14条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第6条の2第4項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。</p> <p>(1) 都市再生整備計画の区域</p> <p>(2) 都市再生整備計画の目標</p> <p>(3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業</p> <p>(4) 計画期間</p> <p>(5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称</p> <p>(6) 都市再生整備計画の区域の面積</p> <p>(7) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費</p> <p>(8) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。）</p> <p>(9) 交付期間</p> <p>(10) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針</p> <p>(11) 都市再生整備計画の評価に関する事項</p> <p>(12) その他必要な事項</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>都市再生特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		社会資本整備総合交付金（まちなかウォークアブル推進事業）			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要等	1. 目的	<p>まちなかウォークアブル推進事業は、人中心のウォークアブルな空間に転換すべきまちなかの区域において、市町村等が行う既存ストックを最大限活用した修復・利活用の取組を重点的・一体的に支援し、内外の人々を惹きつけ、交流・滞在を促し、民間投資を呼び込むウォークアブルなまちなか都市空間を形成することを目的とする。</p>			
	2. 交付金事業者	<p>まちなかウォークアブル推進事業を実施する市町村及び都市再生法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下イー10-（2）関係部分においてイー10-（2）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下イー10-（2）関係部分において同じ。）をいう。</p>			
	3. 交付対象	<p>市町村又は協議会とする。</p>			
	4. 交付対象事業	<p>都市再生整備計画に基づき実施される以下に掲げる事業等（社会資本整備総合交付金要綱付附属第Ⅱ編第1章イー10-（2）、表10-（1）参照）をいう。 【基幹事業4、5、9～11（10第9号を除く）、14（第4号を除く）、18、21、27～31、提案事業1～3】 1. 事業活用調査、2. まちづくり活動推進事業、3. 地域創造支援事業、4. 道路、5. 公園、9. 駐車場有効利用システム、10. 地域生活基盤施設、11. 高質空間形成施設、14. 既存建造物活用事業、18. バリアフリー環境整備促進事業、21. 街なみ環境整備事業、27. エリア価値向上整備事業、28. こどもまんなかまちづくり事業、29. 暑熱対策事業、30. 滞在環境整備事業、31. 計画策定支援事業 提案事業：市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業</p>			
	5. 交付対象事業	<p>まちなかウォークアブル推進事業は、次の(1)及び(2)の要件に該当する地区において行うものとする。</p> <p>(1) 次の①から③のいずれかの区域</p> <p>① 市町村において、都市再生法第81条1項に規定する立地適正化計画（同条2項2号に定める居住誘導区域及び同条2項3号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下イー10-（2）関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表しており、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの。</p> <p>なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから5年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。</p>			

事業の概要等

また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等①市街化区域内の人口密度が40人/ha以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が20%以下等により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。

- (i) 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下イー10－（2）関係部分において「市街化区域等」という。）内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域。
- (ii) 市街化区域等内のうち、直前の国勢調査の結果に基づく人口集中地区（今後、国勢調査の結果に基づく人口集中地区に含まれると見込まれる区域を含む。）であり、デマンド交通等の公共交通による利便性確保を図る区域（拠点となる施設（都市再生整備計画に当該施設の設定方針を記載したものに限る。）から半径500mの範囲内の区域に限る。）
- (iii) 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。

② 地方公共団体において、歴史まちづくり法第5条第8項に基づく歴史的風致維持向上計画や観光圏整備法第7条第1項に基づく観光圏整備実施計画、文化観光推進法第12条第1項に基づく文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の総合的かつ一体的な推進に関する計画等、観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。

③ 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画を有する市町村（以下イー10－（2）関係部分において「基幹市町村」という。）の都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。）（以下イー10－（2）関係部分において「地域生活拠点」という。）。

- (i) 基幹市町村が作成した立地適正化計画において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域。
- (ii) 基幹市町村及び都市計画区域を有しない市町村（以下イー10－（2）関係部分において「連携市町村」という。）を含む都市圏を対象とした広域的な立地適正化の方針（※1）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。
- (iii) 基幹市町村が作成した立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※2）において、基幹市町村における拠点として位置付けられた区域。
- (iv) 基幹市町村及び連携市町村を含む都市圏を対象とした広域的な立地適正化の方針と整合した、連携市町村による市町村管理構想又は地域管理構想（※2）において、連携市町村における拠点として位置付けられた区域。

事 業 の 概 要 等	<p>(※1) 広域的な立地適正化の方針とは、市町村間の広域連携を促進するため、都道府県が作成するもの又は都道府県と市町村が共同して策定するものであって、都市圏における拠点や施設の立地等に関する方針を記載したものをいう。</p> <p>(※2) 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。</p> <p>(2) 都市再生法第46条第2項第5号に規定する滞在快適性等向上区域（以下「まちなかウォークアブル区域」という。）が定められた地区（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む。）</p> <p>6. 都市再生整備計画</p> <p>まちなかウォークアブル推進事業を実施しようとする市町村は、都市再生法第14条の都市再生基本方針等に基づき、次に掲げる事項を記載した都市再生整備計画を作成し、当該計画を社会資本総合整備計画に記載する（地域再生法第6条の2第4項の規定により当該計画の提出があったとみなされる場合を除く。）ものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 都市再生整備計画の区域 (2) 都市再生整備計画の目標 (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業 (4) 計画期間 (5) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称 (6) 都市再生整備計画の区域の面積 (7) まちなかウォークアブル区域及び当該区域の面積 (8) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費 (9) 関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等をいう。） (10) 交付期間 (11) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針 (12) 都市再生整備計画の評価に関する事項 (13) その他必要な事項 <p>7. 交付対象事業の特例</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 街なみ環境整備事業 <p>まちなかウォークアブル推進事業における街なみ環境整備事業の実施については、まちなかウォークアブル区域が定められた地区を景観地区が定められた地区とみなして、イー16－(9)の規定を適用する。</p> <p>ただし、当該事業は、滞在の快適性等の向上に資する施設等（以下「滞在快適性等向上施設等」という。）に関する事業のうち国土交通省が定めるものに限るものとする。</p>
----------------------------	---

	<p>(2) 計画策定支援事業</p> <p>まちなかウォークアブル推進事業における計画策定支援事業の実施については、都市再生整備計画に国土交通省が定める重点的に取り組むテーマ及びテーマに即した目標・指標が設定されている場合に限り、実施が可能なものとする。なお、まちなかウォークアブル区域を定めていない市町村の区域において、まちなかウォークアブル区域を定めることを目的として実施する場合に限り、5.の規定によらず、5.(1)に規定する施行地区において実施することができる。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>○ 交付限度額（まちなかウォークアブル推進事業）</p> <p>規則第16条第1項の規定に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか少ない額</p> <p>交付限度額 = $(1/2) \times \alpha'$</p> <p>α' は、次に掲げる式により算出した額のうち、いずれか少ない額</p> <p>$\alpha' = (5/5) \times (A' + B')$</p> <p>$\alpha' = (10/8) \times A'$</p> <p>A' : 基幹事業に相当する事業 B' : 提案事業に相当する事業</p>
<p>根拠法令</p>	<p>都市再生特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		防災・安全交付金（都市再生整備計画事業）			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要等	<p>1. 目的 都市再生整備計画事業は、災害の発生が想定される地域において、事前復興まちづくり計画等に基づき市町村等が行う防災拠点の形成を総合的に支援し、地域の防災性の向上を図ることを目的とする。</p>				
	<p>2. 交付金事業者 都市再生整備計画事業を実施する市町村及び都市再生法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下ロー10-（1）関係部分において「協議会」という。）並びに市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市再生整備計画事業を実施する特定非営利活動法人等（都市再生法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。以下ロー10-（1）関係部分において同じ。）をいう。</p>				
<p>3. 交付対象 市町村又は協議会とする。</p>					
<p>4. 交付対象事業 都市再生整備計画に基づき実施される以下に掲げる事業等（社会資本整備総合交付金要綱附属第Ⅱ編第1章ロー10-（1）、表10-（1）参照）をいう。 なお、ロー10-（1）の5. 1に規定する施行地区で、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。</p>					
<p>(1) 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。</p>					
<p>(2) 立地適正化計画に都市再生法第81条第2項第5号に規定する防災指針を記載していない市町村。</p>					
<p>(3) 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和6年度末までに変更（規則第31条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね5年を経過し、かつ都市再生法第84条に規定する評価を実施していない市町村。</p>					
<p>(4) 立地適正化計画を作成し、都市再生法第84条に規定する評価を実施し、かつ、都市再生整備計画を国に提出した時点において直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過した市町村。</p>					
<p>【基幹事業4～29、提案事業1～3】</p>					
<p>1. 事業活用調査、2. まちづくり活動推進事業、3. 地域創造支援事業、4. 道路、5. 公園、6. 古都保存・緑地保全等事業、7. 河川、8. 下水道、9. 駐車場有効利用システム、10. 地域生活基盤施設、11. 高質空間形成施設、12. 高次都市施設、13. 誘導施設相当施設、14. 既存建造物活用事業、15. 土地区画整理事業、16. 市街地再開発事業、17. 住宅街区整備事業、18. バリアフリー環境整備促進事業、19. 優良建築物等整備事業、20. 住宅市街地総合整備事業、</p>					

事業の概要等	<p>21. 街なみ環境整備事業、22. 住宅地区改良事業等、23. 都心共同住宅供給事業、24. 公営住宅等整備、25. 都市再生住宅等整備、26. 防災街区整備事業、27. エリア価値向上整備事業、28. こどもまんなかまちづくり事業、29 暑熱対策事業</p> <p>提案事業：市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業</p> <p>5. 施行地区</p> <p>都市再生整備計画事業は、次のいずれかの要件に該当する地区において行うものとする。ただし、災害リスクの高い地域（※）を含まない区域に限る。</p> <p>(1) 市町村において、都市再生法第 81 条 1 項に規定する立地適正化計画（同条 2 項 2 号に定める居住誘導区域及び同条 2 項 3 号に定める都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。以下ロー 10 - (1) 関係部分において「立地適正化計画」という。）策定に向けた具体的な取組を開始・公表し、都市再生整備計画に防災拠点整備方針を記載した場合において、事前復興まちづくり計画及びその他法定計画（以下ロー 10 - (1) 関係部分において「事前復興まちづくり計画等」という。）に防災拠点として位置付けられた区域であり、かつ、都市再生整備計画の区域が以下いずれかの区域に定められているもの</p> <p>なお、立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村においては、原則として具体的な取組を開始・公表してから 5 年間経過するまでに、計画を作成することが確実と見込まれる場合にのみ、事業の実施が可能なものとする。また、立地適正化計画の策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村には、都市構造上の理由等①市街化区域内の人口密度が 40 人/ha 以上あり、当該人口密度が統計上今後も概ね維持される、②都市計画区域に対する市街化区域の割合が 20%以下等)により立地適正化計画によらない持続可能な都市づくりを進めている市町村を含むものとする。</p> <p>① 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 1 km の範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で 1 時間当たり 3 本以上あるものに限る。）から半径 500m の範囲内の区域。</p> <p>② 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域内のうち、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p>③ 市町村の都市計画に関する基本的な方針等の計画において、都市機能や居住を誘導する方針を定めている区域。</p> <p>(2) 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（市街化調整区域、又は、区域区分が定められていない都市計画区域において用途地域が定められていない地域に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、次の全ての要件に該当する場合に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少率が原則 20%未達の市町村であること。 ・市町村マスタープランにおいて地域の拠点として位置付けられた区域であること。
--------	---

事業の概要等	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村マスタープランに都市のコンパクト化の方針が明示されており、当該防災拠点の整備が都市のコンパクト化と齟齬がなく、一定の生活機能の集積が認められる区域であること。 ・市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例を制定している場合、当該条例に係る区域を図面、住所等で客観的に明示した市町村であり、当該事項と齟齬のない区域であること。 <p>(3) 地方公共団体において、事前復興まちづくり計画等に防災拠点として位置付けられた区域（都市計画区域を指定している市町村においては都市計画区域外に限る。）であり、都市再生整備計画において当該市町村における都市のコンパクト化の方針及び防災拠点整備方針が記載されており、当該区域の整備が都市のコンパクト化と齟齬がないと認められる区域。</p> <p>(※) ①又は②のいずれかに該当する区域。</p> <p>① 都市計画運用指針（国土交通省策定）Ⅳ－１－３、３．（３）②）イ、オ、カ、キ、ク及び3）ア、イの各号に規定される区域。</p> <p>② 都市計画運用指針（国土交通省策定）Ⅳ－１－３、３．（３）②）の各号に規定される区域（以下ロー１０－（１）関係部分において「災害イエローゾーン」という。）。なお、都市再生整備計画の区域から災害イエローゾーンを除外することが困難な場合、都市再生整備計画にハード・ソフトの防災・減災対策が記載されている場合はその限りではない。</p>
経費の負担区分	<p>○ 交付限度額（都市再生整備計画事業）</p> <p>交付限度額＝$(1/2) \times \alpha + a$ ただし、αは次の1) 2) のいずれか少ない額</p> <p>a：民間の負担割合が1/3を超える場合に変動</p> <p>1) $\alpha = 4/5 \times (A+B)$</p> <p>ただし、中心市街地の活性化等に関連する一定の条件を満たす場合は、</p> <p>$\alpha = 9/10 \times (A+B)$</p> <p>2) $\alpha = 10/9 \times A$</p> <p>ただし、提案事業2割適用地区は、$\alpha = 10/8 \times A$</p> <p>A：基幹事業に相当する事業 B：提案事業に相当する事業</p>
根拠法令	<p>都市再生特別措置法 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		都市構造再編集中支援事業			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要等	<p>第1編 総則</p> <p>1 目的</p> <p>人口・世帯減少の本格化、自然災害の頻発・激甚化など、経済社会情勢の大きな変化に直面するなか、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図る必要があることから、市街地の拡散や災害ハザードエリアへの立地を抑制した上で、都市の限られた資源を効果的・効率的に活用し、期間と区域を定めた一体的・集中的なまちづくりを推進するため、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う一定期間内の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し、集中的な支援を行うことを目的とする。</p> <p>2 事業主体</p> <p>都市構造再編集中支援事業を実施する市町村、法第117条の規定に基づく市町村都市再生協議会（以下「協議会」という。）及び市町村からその経費の一部に対して補助を受けて都市構造再編集中支援事業を実施する特定非営利活動法人等（法第46条第3項に定める特定非営利活動法人等をいう。）（以下「市町村等」という。）、都道府県及び一部事務組合等市町村以外の地方公共団体及び当該地方公共団体からその経費の一部に対して補助を受けて都市構造再編集中支援事業を実施する特定非営利活動法人等（以下「都道府県等」という。）、並びに民間事業者等（独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）、特定非営利活動法人等を含む。）をいう。</p>				
	<p>第2編 市町村等が実施する事業</p> <p>1 交付対象</p> <p>市町村又は協議会とする。</p> <p>2 交付対象事業</p> <p>都市再生整備計画に基づき実施される都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱、表1に掲げる事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。</p> <p>なお、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く。</p> <p>1 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めている市町村。</p> <p>2 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めている市町村。</p> <p>3 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村。</p> <p>4 立地適正化計画において、法第81条第2項第5号に規定する防災指針を記載していない市町村。</p>				

事 業 の 概 要 等	<p>5 都市再生整備計画を国に提出した時点において、立地適正化計画を作成した年度（令和6年度末までに変更（規則第31条に規定する軽微な変更を除く。）を行っている場合は当該変更を行った年度）の翌年度から起算しておおむね5年を経過し、かつ法第84条に規定する評価を実施していない市町村。</p> <p>6 立地適正化計画を作成し、法第84条に規定する評価を実施、かつ、都市再生整備計画を国に提出した時点において直近の評価を実施した年度の翌年度から起算しておおむね5年を経過した市町村。</p> <p>7 直近に実施した法第84条に規定する評価の結果において、災害や基幹産業の撤退等評価上考慮すべき特殊要因も踏まえた上で、居住誘導等の施策効果が明らかに見られないにもかかわらず、効果の発現に向けた取組事項を明示していない市町村</p> <p>【基幹事業4～32、提案事業1～3】</p> <p>1.事業活用調査、2.まちづくり活動推進事業、3.地域創造支援事業、4.道路、5.公園、6.古都保存・緑地保全等事業、7.河川、8.下水道、9.駐車場有効利用システム、10.地域生活基盤施設、11.高質空間形成施設、12.高次都市施設、13.誘導施設、14.基幹的誘導施設、15.既存建造物活用事業、16.土地区画整理事業、17.市街地再開発事業、18.住宅街区整備事業、19.バリアフリー環境整備促進事業、20.優良建築物等整備事業、21.住宅市街地総合整備事業、22.街なみ環境整備事業、23.住宅地区改良事業等、24.都心共同住宅供給事業、25.公営住宅等整備、26.都市再生住宅等整備、27.防災街区整備事業、28.復興促進事業、29.エリア価値向上整備事業、30.こどもまんなかまちづくり事業、31.暑熱対策事業、32.居住誘導促進事業</p> <p>提案事業：市町村の提案に基づく事業、各種調査や社会実験等のソフト事業</p> <p>3 施行地区</p> <p>都市再生整備計画の区域、かつ以下の区域で行うものとする。ただし、居住誘導促進事業については、この限りでない。</p> <p>(1) 立地適正化計画に定められた都市機能誘導区域</p> <p>なお、都市機能誘導区域外の次の区域を都市機能誘導区域とみなすことができる。</p> <p>① 立地適正化計画に基づいて複数の施設の機能を集約する統廃合を行うことにより、誘導施設又は基幹的誘導施設を整備する場合にあっては、統廃合されたことにより廃止された施設の敷地及びその敷地と隣接する区域（交付対象事業は、統廃合されたことにより廃止された施設の除却等、元地の管理の適正化に係る事業に限る。）</p> <p>(2) 立地適正化計画に定められた居住誘導区域</p> <p>なお、居住誘導区域外の次の区域を居住誘導区域とみなすことができる。</p> <p>① 「かわまちづくり」支援制度実施要綱（平成28年2月10日付け国水環第109号）に基づくかわまちづくり計画等の水辺とまちが融合した良好な空間形成を推進する計画（以下「水辺まちづくり計画」という。）がある場合は、都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する水辺の区域（なお、交付対象事業は、水辺まちづくり計画に位置付けられている事業等（災害リスク等の観点から居住誘導区域外での整備が不適切な建築物及び災害時に使用する施設等の整備を除く。）に限る。）</p>
----------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	<p>② 市街化区域又は区域区分が定められていない都市計画区域において設定される用途地域（以下「市街化区域等」という。）内の居住誘導区域外において、空き地等が発生して外部不経済が発生する可能性があり、あるべき将来像を提示している区域（なお、交付対象事業は緑地等の整備に限る。）</p> <p>(3) 地域生活拠点 都市計画区域外における地域の拠点となる区域であり、かつ、以下の要件のいずれかに該当する区域（都市機能誘導区域から公共交通により概ね30分で到達できる範囲に限る。）をいう。</p> <p>① 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画において、拠点として位置付けられた区域 ② 都市機能誘導区域を定めた立地適正化計画と整合した、市町村管理構想又は地域管理構想（※）において、拠点として位置付けられた区域</p> <p>(※) 市町村管理構想又は地域管理構想は「国土の管理構想」（令和3年6月国土交通省国土政策局策定）に基づくものをいう。</p> <p>4 交付期間 都市構造再編集中支援事業費補助を交付する期間は、都市再生整備計画ごとに、都市構造再編集中支援事業費補助を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3年から5年とする。</p> <p>5 都市再生整備計画の提出等</p> <p>1 都市構造再編集中支援事業を実施する市町村等は、法第14条の都市再生基本方針等に基づき次に掲げる事項を記載した立地適正化計画及び都市再生整備計画について、国土交通大臣に提出するものとする。</p> <p>一 立地適正化計画</p> <p>(1) 法第81条第2項第1号に規定する方針 (2) 法第81条第2項第2号に規定する区域及び事項 (3) 法第81条第2項第3号に規定する区域及び事項 (4) 法第81条第2項第5号に規定する事項 (5) まちづくりにおける公的不動産の活用方針</p> <p>二 都市再生整備計画</p> <p>(1) 都市再生整備計画の区域 (2) 都市再生整備計画の目標 (3) 都市再生整備計画の目標を達成するために必要な交付対象事業 (4) 交付対象事業の費用便益比（交付金交付要綱附属第Ⅱ編ハの表において費用便益比算出の対象となっている基幹事業を要素事業として実施するもの及び誘導施設の整備事業に限る。また、要素事業ごとの費用便益比の算出に変えて、費用便益比の算出対象となる要素事業を含む都市再生整備計画単位で算出した費用便益比を記載することができる。） (5) 計画期間 (6) 都市再生整備計画の対象となる地区の名称 (7) 都市再生整備計画の区域の面積</p>
---------------	--

<p>事業の概要等</p>	<p>(8) 交付期間における各交付対象事業の概算事業費</p> <p>(9) 都市構造再編集中支援関連事業（当該都市再生整備計画の区域内で都道府県等及び民間事業者等が実施している都市構造再編集中支援事業をいう。）</p> <p>(10) 一般関連事業（都市再生整備計画の目標の達成を図るため、交付対象事業に関連して実施される交付対象事業以外の事業等（(9) 都市構造再編集中支援関連事業を除く。）をいう。）</p> <p>(11) 交付期間</p> <p>(12) 都市再生整備計画の対象となる地区における整備方針</p> <p>(13) 都市再生整備計画の評価に関する事項</p> <p>(14) その他必要な事項</p> <p>2 国土交通大臣は、市町村等から前項の規定に基づく都市再生整備計画の提出を受けた場合には、当該計画の内容を確認し、受理するものとする。</p> <p>3 前2項の規定は、都市再生整備計画を変更する場合に準用する。</p> <p>4 市町村は、都市再生整備計画を作成したときは、これをインターネットの利用により公表するものとする。交付期間の終了時には、都市再生整備計画の目標の達成状況等について評価を行い、これをインターネットの利用により公表するとともに、国土交通大臣に報告しなければならない。</p> <p>5 国土交通大臣は、前項に基づく報告を受けたときは、市町村に対し、必要な助言をすることができる。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>○交付限度額</p> $\text{交付限度額} = (1/2) \times (\alpha + a) + b$ <p>α、a 及び b については都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱を参照</p>
<p>根拠法令</p>	<p>都市再生特別措置法</p> <p>都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱</p>

事業の名称		官民連携都市再生推進事業																												
予算計上科目	款	—	項	—	目																									
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>官民の様々な人材が参画するエリアプラットフォームの構築やエリアの将来像を明確にした未来ビジョンの策定、ビジョンを実現するための自立・自走型システムの構築に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。</p> <p>◎ 補助対象事業、応募要件、補助率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> <th>対象地域</th> <th>対象事業者</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①エリアプラットフォームの構築</td> <td>エリアプラットフォームの構築・運営費用、</td> <td>全国</td> <td>都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム、市区町村</td> <td>定額※</td> </tr> <tr> <td>②未来ビジョン等の策定</td> <td>未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データ収集・分析等</td> <td>全国</td> <td>都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム</td> <td>1/2(改定)</td> </tr> <tr> <td>③成果連動プログラム型社会実験</td> <td>未来ビジョン等に基づく、社会実験・実証事業等に要する費用</td> <td>全国</td> <td>都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>普及啓発事業</td> <td>まちづくりの現場における課題解決に向けた人材育成により都市再生推進法人の育成を図る事業に要する経費等</td> <td>全国</td> <td>都市再生推進法人、民間事業者等</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：「エリアプラットフォームの構築」及び「未来ビジョン等の策定」のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。</p>					項目	内容	対象地域	対象事業者	補助率	①エリアプラットフォームの構築	エリアプラットフォームの構築・運営費用、	全国	都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム、市区町村	定額※	②未来ビジョン等の策定	未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データ収集・分析等	全国	都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム	1/2(改定)	③成果連動プログラム型社会実験	未来ビジョン等に基づく、社会実験・実証事業等に要する費用	全国	都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム	1/2	普及啓発事業	まちづくりの現場における課題解決に向けた人材育成により都市再生推進法人の育成を図る事業に要する経費等	全国	都市再生推進法人、民間事業者等	定額
	項目	内容	対象地域	対象事業者	補助率																									
	①エリアプラットフォームの構築	エリアプラットフォームの構築・運営費用、	全国	都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム、市区町村	定額※																									
	②未来ビジョン等の策定	未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データ収集・分析等	全国	都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム	1/2(改定)																									
	③成果連動プログラム型社会実験	未来ビジョン等に基づく、社会実験・実証事業等に要する費用	全国	都市再生推進法人が参画するエリアプラットフォーム	1/2																									
普及啓発事業	まちづくりの現場における課題解決に向けた人材育成により都市再生推進法人の育成を図る事業に要する経費等	全国	都市再生推進法人、民間事業者等	定額																										
根拠法令	官民連携都市再生推進事業制度要綱																													

事業の名称		暮らし・にぎわい再生事業			
予算計上科目	款	—	項	—	目
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>中心市街地の再生を図るため、内閣総理大臣による認定を受けた中心市街地活性化基本計画（以下「認定基本計画」とする。）の区域において、中心市街地に不足している都市機能（公益施設、住宅、商業等）を導入する取組に対して補助を行うことにより、都市機能の集積を図り中心市街地の活性化を図るための事業。</p>				
	<p>◎ 対象施設要件</p> <p>下記要件を満たす事業（緩和措置あり）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定基本計画に位置付けられた事業 ・ 対象施設の敷地面積及び当該敷地の接する道路の面積の2分の1の合計が、概ね1,000m²以上 ・ 公益施設を含むもの(※1) ・ 地階を除く階数が原則として3階以上(※1) ・ 耐火建築物又は準耐火建築物であること(※1) ・ 新築の住宅及び建築物は、原則として省エネ基準（地方公共団体等が新築する場合は、ZEH又はZEB水準）に適合すること(※1) ・ 地方公共団体等が新築する公的賃貸住宅は、原則として太陽光発電設備が設置されていること(※1) ・ 地方公共団体が施行する場合、PPP/PFI手法の導入検討がなされていること <p style="text-align: right;">((※1)については、都市機能導入施設に関するもの)</p>				
概要	<p>◎ 交付対象事業</p> <p>(1) 都市機能まちなか立地支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費、権利変換計画作成費(※2)） ・ 土地整備費（建築物除却費、整地費、仮設店舗等設置費、補償費等） ・ まちなか立地に伴い追加的に必要な施設整備費（駐車場整備費、施設内通行部分整備費、防音・防振工事費、電波障害防除設備設置費、防災関連施設整備費） ・ 賑わい交流施設整備費 ・ 供給処理施設及び空地整備費等(※2) <p style="text-align: right;">((※2)については、市街地再開発事業等の採択要件を満たす事業に限る)</p>				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設購入費 				

事業の概要等	<p>(2) 空きビル再生支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費、建築設計費） ・改修工事費（都市機能の導入に係る既存建築物の整備費。ただし、100分の23を乗じた額を限度とする。） ・共同施設整備費（空地等整備費、供給処理施設整備費、その他施設整備費） ・賑わい交流施設整備費 ・施設購入費 <p>(3) 賑わい空間施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計計画費（事業計画作成費、地盤調査費） ・建築物除却費 ・公開空地整備費 ・施設購入費 <p>(4) 計画コーディネート支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生事業計画作成費 ・コーディネート業務費 <p>(5) 関連空間整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駐車場整備費 ・緑化施設等整備費 ・施設購入費
経費の負担区分	<p>◎公共団体(市町村)施行</p> <p>国 1/3(2/5) 市町村 2/3(3/5)</p> <p>◎民間事業者等施行</p> <p>国 1/3(2/5) 市町村 1/3(2/5) 民間事業者等 1/3(1/5)</p> <p>〔 要綱で定める一定の要件を満たす場合、交付対象事業(1)～(2)については1/15の加算を受けることができ、括弧書きの負担区分となる。 〕</p>
根拠法令	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p> <p>暮らし・にぎわい再生事業制度要綱（地方公共団体以外の主体に直接補助する場合のみ）</p>

事業の名称		社会資本整備総合交付金（都市再生区画整理事業）				
予算計上科目	款	土木費	項	道路橋りょう費	目	交付金関係道路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地等において、都市基盤の整備と併せて街区の再編を行う土地区画整理事業に対して補助を行うことにより、土地の有効利用を促進するとともに、安全・安心で快適に暮らすことができ、活力ある経済活動の基盤となる市街地への再生・再構築を支援する事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>地区要件 〈都市基盤整備タイプ〉</p> <p>1) 一般地区</p> <p>次の要件をすべて満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の国勢調査に基づく DID に係る地区：重点地区については DID 内(都市機誘導区域内にあっては、DID に含まれると見込まれる区域を含む)に存する地区に限る。 ・市町村の都市計画に関する基本方針、都市再生整備計画、立地適正化計画等法に基づく計画に位置付け。 ・施行前の公共用地率 15%未満(幹線道路等を除く。拠点市街地形成重点地区において、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、道路幅員 6m 未満(住宅地においては、4m 未満とする)の狭隘道路等についても除く。) <p>2) 重点地区</p> <p>一般地区要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区 [安全市街地形成重点地区]</p> <p>以下の①から③に該当する地区</p> <p>① 以下のいずれかの要件をみたす</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災再開発促進地区(密集法)の区域内に存する地区 ・以下の全ての要件を満たす地区 <ul style="list-style-type: none"> イ 地域防災計画(災害対策基本法)に位置付けられた地区 ロ 政令指定都市、県庁所在地 <p>② 地区内の老朽住宅棟数が 50 棟以上かつ建築物棟数密度に応じた老朽住宅棟数率の要件を満たす地区。ただし、面積要件が緩和される事業については、地区内の老朽住宅棟数を以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については 25 棟以上とする。 <p>③ 立地適正化計画に定められた防災指針に基づき浸水対策として事業を実施する地区。</p>					

事業 の 概 要 等	<p>[拠点的市街地形成重点地区]</p> <p>以下の①から③のいずれかに係る地区</p> <p>① 都市再生緊急整備地域又は都市再開発方針2号、2項地区</p> <p>② 都市鉄道等利便増進法に基づく交通結節機能高度化構想区域</p> <p>③ バリアフリー基本構想区域</p> <p>[歴史的風致維持向上重点地区]</p> <p>「歴史的風致維持向上計画」に基づく事業地区</p> <p>[都市機能誘導重点地区]</p> <p>立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域内で行われる土地地区画整理事業の地区 (立地適正化計画に定められ、又は定められることが確実な地区に限る)</p> <p>〈大街区化タイプ〉</p> <p>1) 一般地区</p> <p>次の要件を全て満たす地区</p> <p>① 直前の国勢調査に基づく DID に係る地区(都市機能誘導区域内にあっては、DID に含まれると見込まれる区域を含む)</p> <p>② 立地適正化計画、市町村マスタープラン等の計画若しくは方針に都市機能増進施設又は国際競争力強化施設を整備することが定められ、又は定められることが確実な地区</p> <p>③ 鉄道・地下鉄の駅から半径 1km の範囲内又はバス・軌道の停留場・停車場から 500m の範囲内(いずれもピーク時運行本数片道 3 本以上)の地区</p> <p>④ 地方公共団体により大街区化による土地の有効高度利用事業に係る方針が定められること</p> <p>⑤ 施行地区における事業実施後の公共施設の用に供する土地及び公開空地(災害時に一次滞在施設として活用される又は活用されることが確実な建築物の屋内部分を含む)の面積の合計が事業実施前の面積の合計を超えるものであること</p> <p>※都市基盤整備タイプの従前公共用地率 15%未満は適用されない</p> <p>2) 重点地区</p> <p>一般地区の要件に加え、次のいずれかの要件を満たす地区</p> <p>[拠点的市街地形成重点地区]</p> <p>社会基盤タイプの拠点的市街地形成重点地区と同様</p> <p>[都市機能誘導重点地区]</p> <p>社会基盤タイプの都市機能誘導重点地区と同様</p> <p>〈空間再編賑わい創出タイプ〉</p> <p>次の要件をすべて満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の国勢調査に基づく DID に係る地区(DID に含まれると見込まれる区域を含む) ・立地適正化計画(低未利用土地利用等方針等の低未利用の活用に関する方針が記載されているものに限る)で定められた都市機能誘導区域の区域内 ・施工前の公共用地率 20%未満(幹線道路等を除く) ・事業計画に誘導施設整備区が定められた土地地区画整理事業を施行する地区
------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	<p>〈地域生活拠点形成タイプ〉 次の要件をすべて満たす地区</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の国勢調査に基づく DID に係る地区(DID に含まれると見込まれる区域を含む) ・立地適正化計画(低未利用土地利用等方針等の低未利用の活用に関する方針が記載されているものに限る)で定められた都市機能誘導区域の区域内 ・施工前の公共用地率 20%未満(幹線道路等を除く) ・任意の申出換地によって土地を集約する土地区画整理事業を施行し、集約した土地に誘導施設を導入する地区 <p>面積要件</p> <p>〈都市基盤整備タイプ〉〈大街区化タイプ〉 指定容積率(予定を含む。)/100%×(施行面積) ≥ 2.0ha[※]</p> <p>※一体的土地区画整理事業プログラムにおいて、街路等の他事業と一体的に行われる複数の土地区画整理事業であって、一体的に整備すべき一団の区域の 1/2 以上が土地区画整理事業により整備される場合を含む</p> <p>※安全市街地形成重点地区のうち重点供給地域において行う事業については、指定容積率(予定を含む。)/100%×(施行面積) ≥ 1.0ha とする。</p> <p>※拠点的市街地形成重点地区に該当し、狭隘道路等を解消するとともに公益施設等を整備する事業については、指定容積率(予定を含む。)/100%×(施行面積) ≥ 1.0ha とする。</p> <p>※都市機能誘導重点地区に該当し、都市機能誘導区域内において都市構造再編集中支援事業として実施されるものにあつては、指定容積率(予定を含む。)/100%×(施行面積) ≥ 0.5ha とする。</p> <p>〈空間再編賑わい創出タイプ〉〈地域生活拠点形成タイプ〉 指定容積率(予定を含む。)/100%×(施行面積) ≥ 0.5ha</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>◎公共団体等施行</p> <p>○市町村事業</p> <p>国 1/3 又は 1/2 市町村 2/3 又は 1/2</p> <p>◎組合等施行</p> <p>国 1/3 又は 1/2 市町村 2/3 又は 1/2</p> <p>※当県においては、補助対象路線が県道である場合のみ、補助裏分を市町村と折半</p>
<p>根拠法令</p>	<p>土地区画整理法第 121 条 公共団体等区画整理補助事業実施要領 組合等区画整理補助事業実施要領 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		都市公園事業				
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目	公園事業費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>都市公園法第2条第1項第1号に規定する都市公園、農山漁村地域の生活環境の向上に資する特定地区公園（カントリーパーク）の整備等を行うことにより、安全で快適な緑豊かな都市環境の形成を推進し、豊かな国民生活の実現等を図ることを目的とする。</p> <p>なお、公園の設置目的等により、住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地、都市緑地及び緑道の整備事業に分類されるとともに、各種施設に係る公園事業等がある。</p> <p>◎ 都市公園等の種類</p>					
	種類	種別	内 容			
	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離250mの範囲内で、1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。			
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離500mの範囲内で、1箇所当たり面積2haを標準として配置する。			
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、誘致距離1kmの範囲内で、1箇所当たり面積4haを標準として配置する。			
		特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする特定地区公園（カントリーパーク）は、面積4ha以上を標準として配置する。			
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全体の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積10～50haを標準として配置する。			
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。			
	大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圈等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積50ha以上を標準として配置する。			
		レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模1,000haを標準として配置する。			

事業の概要等	国営公園	<p>主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあつては、1箇所当たり面積おおむね300ha以上を標準として設置する。</p> <p>国家的な記念事業等として設置するものにあつては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。</p>	
	緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園でその目的に則し配置する。
		緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する
		都市緑地	<p>主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。</p> <p>但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあつてはその規模を0.05ha以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む。)</p>
		緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員10～20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。
<p>注) 1. 近隣住区＝幹線街路等に囲まれたおおむね1km四方(面積100ha)の居住単位</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>I 都市公園事業</p> <p>1 定義</p> <p>① 「都市公園事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。</p> <p>② 「防災公園」とは、2のBの①、②の要件を満たす都市公園で、災害対策基本法に基づく地域防災計画等に当該都市公園の防災に資する機能が位置づけられているものをいう。</p> <p>③ この要綱において、「防災関連施設」とは、都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める公園施設のうち、防災公園において、災害時に機能・役割を担う施設のことをいう。</p> <p>④ この要綱において、「防災関連計画」とは、防災部局等が関与して作成された、防災公園における防災関連施設の災害時の機能・役割及び運営方法が施設レベルで明記され、公表されている計画のことをいう。(災害対策基本法に基づく地域防災計画のほか、学識経験者や地域住民、防災部局等関連部局が関与して作成される当該公園の整備計画等を含む。)</p> <p>⑤ 「国家的事業関連公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国として開催することを決定した国際的なイベントの会場となる都市公園等(オリンピック、国際博覧会、ワールドカップサッカー等) ・国として定期的に開催することを決定しているイベント(国民体育大会、全国都市緑化フェア等)の会場となる都市公園等 			

事 業 の 概 要 等	<p>・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等</p> <p>⑥ 「大規模公園」とは、広域公園及びレクリエーション都市をいう。</p> <p>⑦ 「自然再生緑地」とは、環境の保全・創出を積極的に図るべき地域において環境の向上を図る都市公園をいう。</p> <p>⑧ 「低炭素まちづくり公園」とは、2のDの①、②の要件を満たす都市公園をいう。</p> <p>⑨ 「地域づくり拠点公園」とは、以下のいずれかの都市公園をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光圏整備実施計画、外客来訪促進計画等地方公共団体における観光の振興に関する計画に位置付けられた都市公園等 ・緑の基本計画（地方公共団体の設置に係る都市公園の整備の方針に関する事項に、地方のシンボルや観光振興拠点となる歴史的・文化的・自然的資源を活用した都市公園の整備に関する方針及び概ねの位置や規模が定められているものに限る）に位置づけられた都市公園等 <p>⑩ 「CO2吸収源となる都市公園」とは、2のFの①から④の要件を満たす都市公園をいう。</p> <p>⑪ 「脱炭素先行地域」とは、民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域等として環境省が選定した地域等をいう。</p> <p>「ネイチャーポジティブ公園」とは、2のGの①から③の要件を満たす都市公園をいう。</p> <p>2 事業要件</p> <p>下記の複数の区分に該当する場合は、該当するいずれかの一つの区分の要件を満たすものとする。なお、人口20万人以上の地方公共団体が、概算事業費10億円以上と見込まれる施設の整備を新たに実施する場合は、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による、平成29年の都市公園法改正により設けられた公募設置管理制度を含むPPP/PFI手法の導入に係る検討を了することを要件とする。ただし、利用料金の徴収を伴う施設の整備を新たに実施する場合は、上記の人口、事業費の要件に関わらず、公募設置管理制度の導入に係る検討を了することを要件とする。（なお、平成29年度以前に着手しているものは除く。）</p> <p>A-1 都市公園（A-2～4、B～Fに定める都市公園を除く。）</p> <p>① 都市要件</p> <p>①-1 都市公園等整備水準要件</p> <p>1) 市区町村事業の都市公園の整備においては、以下に掲げるi)又はii)の要件を満たすこと。</p> <p>i) 一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満</p> <p>イ) 都市公園</p> <p>ロ) 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む。)又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地</p> <p>ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地</p> <p>ii) 同市町村のDID地域内における上記i)のイ)からハ)までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</p> <p>② 面積要件</p> <p>原則として2ha以上とする。</p>
----------------------------	---

<p>事業の概要等</p>	<p>③ 対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>③-1 施設整備 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。</p> <p>③-2 用地取得</p> <p>1) 都市公園の用地の取得を対象とする</p> <p>2) 公共施設管理者負担金を対象とする。ただし、対象となる公園、緑地は次の各号に該当するものであり、当該市街地開発事業の周辺を含めた地域において、街区公園、近隣公園、地区公園等が都市公園法に定める配置及び規模の基準等に従い、適正に計画されていること。</p> <p>i) 土地区画整理事業及び市街地再開発事業の施行者と都市公園の管理者との間で「土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第119条の2に規定する公共施設管理者負担金の取扱いについて」（昭和36年5月15日建設計発第146号通達）第1項及び第2項による覚書及び協定、都市再開発法第121条第2項の規定による承認又は協議等の手続きを完了している土地の区域であること。</p> <p>ii) 市街地開発事業として都市計画決定された区域内であり、かつ公園又は緑地として都市計画決定されている土地の区域であること。なお、整備完了後は地方公共団体により設置される都市公園となるものであること。</p> <p>iii) 土地区画整理事業にあつては次の各号に該当する区域であること。</p> <p>イ) 減価補償金を算出する地区については、施行地区面積の1%を超える公園</p> <p>ロ) イ)以外の既成市街地（DID）及び周辺市街地（DID から 1,000m 以内）については、施行面積の2%を超える公園</p> <p>ハ) 新市街地について、施行面積の3%を超える公園</p> <p>ニ) イ)からハ)までの公園と一体となって、次の a)から c)までのように、十分な効用を発揮する緑地であつて、必要性が高いと認められるもの。</p> <p>a) 散策や身近な自然とのふれあいの場等として周辺住民に利用されるもの</p> <p>b) 良好な居住環境の形成に資するもの</p> <p>c) 野生動物の生息・生育空間となるなど、良好な樹林地等を保全・活用するもの</p> <p>④ 総事業費要件 市区町村事業は2.5億円以上、都道府県事業は5億円以上。</p> <p>A-2 街区公園、近隣公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 面積要件 原則として2ha以上とする。ただし、住宅宅地関連公共施設整備及び面的整備事業における公共施設管理者負担金にかかる都市公園については、これを適用しない。</p> <p>A-3 都市緑地 A-1に定める要件を適用する。ただし、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 面積要件</p> <p>1) 都市の自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上のために設けられる面積0.05ha以上の緑地</p>
---------------	---

事 業 の 概 要 等	<p>2) 都市計画区域内の山林、農地、宅地等で遊休となっている面積 0.05ha 以上の私的空き地で土地所有者と地方公共団体との間で概ね 10 年以上の賃貸借契約を結び都市公園として整備するもの</p> <p>② 対象事業内容</p> <p>②-1 用地取得 都市公園の用地の取得を対象とする。ただし、都市緑地の用地買収については、1 箇所当たり面積 0.10ha 以上の都市緑地を対象とする。</p> <p>A-4 特殊公園 A-1 に定める要件を適用する。ただし、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 対象事業内容</p> <p>①-1 施設整備 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第 31 条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、風致公園及び墓園のうち緑地部分を対象とする。</p> <p>B 防災公園 A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。また、以下の要件は A-1 に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 都市要件</p> <p>①-1 防災公園対象都市要件 地域防災拠点の機能を有する都市公園については 1) ～8)、広域避難地の機能を有する都市公園については 1) ～7)、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については 1) 又は 3) のいずれかに掲げる都市に所在するものであること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 三大都市圏の既成市街地等及びこれに隣接する区域に含まれる都市 2) 大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災対策強化地域に含まれる都市 3) 指定市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置づけられている都市 4) 県庁所在都市、人口 10 万人以上の都市、又はこれらの都市との広域連携が地域防災計画等に位置づけられている都市 5) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる都市 6) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に含まれる都市 7) 立地適正化計画を策定している都市（人口 5 万人以上の都市に限る） 8) DID 区域を有する都市 <p>①-2 防災公園対象地域要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 広域避難地の機能を有する都市公園 以下の i) 又は ii) に掲げる要件を満たす地域。 <ol style="list-style-type: none"> i) 以下のイ) 及びロ) を満たす地域 <ol style="list-style-type: none"> イ) 人口密度 40 人/ha 以上又は地域防災計画に基づく津波被害若しくは風水害が想定される地区（ただし、地域防災計画に基づく津波被害又は風水害が想定される地区において整備される防災公園については各地区における津波又は風水害のハザードエリアの状況を踏まえ、立地適正化計画に定める防災指針等において津波又は風水害からの避難地としての機能を確保することが位置づけられた公園に限る）。
----------------------------	---

<p>事業の概要等</p>	<p>面積が1ha以上のもの。(周辺の市街地とあわせて1haとなる都市公園を含む。)</p> <p>5) 帰宅支援場所の機能を有する公園緑地 災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地(原則として都市公園として管理するもの(都市計画決定されていないものを含む。やむを得ない場合は、市町村の条例等に基づく公園緑地として管理するもの))で、面積が500㎡以上のもの ただし、合計5箇所以上の公園緑地の整備を行う事業を対象とする。</p> <p>6) 避難路となる緑道 災害発生時において、周辺住民の一次避難地等への避難路となる都市公園で、幅員10m以上のもの。(周辺の不燃化の状況等を勘案して幅員10m以上の都市公園と同等の避難上有効は幅員が確保されるものを含む。)</p> <p>③ 対象事業内容 ③-1 施設整備 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める公園施設のうち、防災関連施設として次に掲げるすべての要件を満たす施設※及びこれらの施設とあわせて日常時の利用に供される施設の整備を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災関連計画において、施設レベルで災害時の機能・役割及び運営方法が明記されていること ・ 大規模な工作物等を付帯する場合は、災害時の機能・役割に即して適当な規模・仕様となる範囲までであること ・ 災害時の円滑な公園利用に向けた平常時の取組が行われること <p>※ 園路、広場、植栽(芝生、花壇、生け垣を含む)、便益施設、管理施設及び災害応急対策施設については、防災公園に必要な基盤施設として、防災関連計画への明記は求めずに支援対象とする。</p> <p>また、修景施設にある彫像、灯籠及び石組、飛石並びに教養施設にある自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設及び遺跡等については、支援対象から除く。</p> <p>さらに、遊戯施設については、原則支援対象外とし、施設を構成する主たる部分が災害時に使用できるものに限り防災関連計画への位置付けをもって支援対象とする。</p> <p>ただし、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、以上に掲げる要件を満たした都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設のうち次に掲げる施設を対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 園路又は広場 2) 植栽その他の修景施設 3) 休憩所、ベンチその他の休養施設 4) 便所、水飲場その他の便益施設 5) 門、さく、管理事務所、照明施設、水道その他の管理施設 6) 備蓄倉庫その他都市公園法施行規則で定める災害応急対策に必要な施設 <p>C 国家的事業関連公園、大規模公園、自然再生緑地 A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。</p> <p>D 低炭素まちづくり公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 都市要件 ①-1 都市公園等整備水準要件 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた「都市機能の集約を図るための拠点となる地域(以下、「集約地域」という。)」の区域内におけるA-1に定める①-1の1)のi)のイ)からハ)</p>
---------------	--

事 業 の 概 要 等	<p>までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</p> <p>①-2 低炭素まちづくり公園対象地域要件 以下に掲げる1)及び2)の要件を満たす地域。 1) 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく「低炭素まちづくり計画」に位置付けられた集約地域 2) 直前の国勢調査に基づくDID区域内又は隣接する地区</p> <p>①-3 その他 以下に掲げる1)及び2)の要件を満たすものであること。 1) 都市計画決定された公園・緑地であること。 2) 高木を含む緑化率が80%以上であること。</p> <p>② 面積要件 0.5ha以上のもの</p> <p>E 地域づくり拠点公園 A-1に定める要件を適用する。ただし、①-1については適用しない。</p> <p>F CO2吸収源となる都市公園 A-1に定める要件を適用する。また、以下の要件はA-1に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 都市要件</p> <p>①-1 対象地域要件 脱炭素先行地域、都市緑地法に基づく緑化地域又は緑化重点地域内のいずれかで行う取組であること。</p> <p>①-2 都市公園等整備水準要件 以下に掲げるi)～iii)の要件のいずれかを満たすこと。 i) 一の市町村の区域内における以下のイ)からハ)までの公園・緑地の都市計画区域内住民一人当たりの敷地面積の合計が10㎡未満 イ) 都市公園 ロ) 特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)又は歴史的風土特別保存地区における買い入れた土地であって市民に公開している緑地 ハ) 都市緑地法に基づく市民緑地契約又は管理協定に基づき国の補助を受け施設整備を行い市民に公開している緑地 ii) 同市町村のDID地域内における上記i)のイ)からハ)までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満 iii) 同市町村の対象地域内における上記i)のイ)からハ)までの公園・緑地の住民一人当たりの敷地面積の合計が5㎡未満</p> <p>② 面積要件 1箇所当たりの面積が0.05ha以上であり、5箇所以上の整備を行うものであること。</p> <p>③ 緑化要件 整備する都市公園は緑化率8割以上で樹木がその半数を占めるものに限る。</p> <p>④ 対象事業内容</p> <p>④-1 施設整備 都市公園法施行令(昭和31年政令第290号)第31条各号に定める公園施設の整備を対象とする。ただし、既存の都市公園における整備については、③の要件を満たすためのものに限る。</p>
----------------------------	---

事業の概要等	<p>G ネイチャーポジティブ公園</p> <p>A-1 に定める要件を適用する。ただし、①-1 については適用しない。また、以下の要件はA-1 に定める要件に替えて適用する。</p> <p>① 都市要件</p> <p>①-1 対象地域要件 緑の基本計画や生物多様性地域戦略等において、生物多様性保全上重要な地域として位置づけられた都市公園かつ、生物多様性の確保に関する具体的な目標が掲げられた都市公園であること。</p> <p>② 面積要件 0.25ha 以上であること。ただし、1 箇所当たりの面積が 0.05ha 以上である複数の都市公園で本事業を実施し、当該都市公園の合計面積が 0.25ha 以上となる場合も対象とする。</p> <p>③ 対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>③-1 施設整備 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第31条各号に定める公園施設の整備のうち、生物多様性の確保に資すると認められる園路広場、修景施設（植栽等）、教養施設（自然生態園、動植物の保護増殖施設等）及びこれらと一体的に整備する施設のうち、生物多様性の確保に資する活動に必要な公園施設（休養施設、便所・手洗場等の便益施設及び管理施設）の整備を対象とする。ただし、植栽については、樹種選定、植栽方法及び管理方法について学識者の意見を踏まえたものに限り交付対象とする。</p> <p>3 交付対象 地方公共団体（歴史まちづくり法第5条第8項に基づく認定を受けた計画等に位置づけられた都市公園において都市公園法第5条に規定する設置管理許可又は管理許可を受けた施設（許可期間終了後も継続して公園管理者に財産が帰属するもの）を整備する公園管理者以外の地方公共団体及び歴史まちづくり法第25条に基づき認定歴史的風致維持向上計画に記載した同法第5条第3項第2号に規定する公園施設を整備する認定市町村を含む。）</p> <p>II 官民連携型賑わい拠点創出事業</p> <p>1 定義 「官民連携型賑わい拠点創出事業」とは、次に掲げる2の要件を満たす民間資金を活用した地域の賑わい拠点等となる公園施設の整備を推進するための事業をいう。</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 地方公共団体費用負担削減要件 認定計画提出者又は都市再生特別措置法第62条の3第1項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う特定公園施設の整備に対して地方公共団体が負担する費用が、当該特定公園施設の整備に要する費用の積算額に対して1割以上削減されること。</p> <p>② 面積要件 0.25ha 以上であること。</p> <p>③ 対象事業内容 都市公園法に規定する公募手続きにより選定された認定計画提出者又は都市再生特別措置法第62条の3第1項に基づく公園施設設置管理協定を締結した者が行う、飲食店、売店等の公募対象公園施設又は滞在快適性等向上公園施設の整備及び園路、広場等の特定公園施設の整備を一体的に実施する事業。</p>
--------	---

事業の概要等	<p>Ⅲ 官民連携型公園計画策定調査</p> <p>1 定義 この要綱において、「官民連携型公園計画策定調査」とは、以下に掲げる2の要件を満たす調査をいう。</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、官民連携による都市公園の整備・管理運営を推進することを目的とした調査（官民連携の事前調査としてのデータ収集分析、マーケットサウンディング調査、PPP/PFI 事業の実施方針策定、事業者公募資料の検討等）とする。</p>
経費の負担区分	<p>県事業（鳥屋野潟公園 総合スポーツゾーン）</p> <p>用地費 国3／9 県 4／9 市町村 2／9 施設費 国4／8 県 3／8 市町村 1／8</p> <p>県事業（鳥屋野潟公園 総合スポーツゾーン 以外）</p> <p>用地費 国1／3 県 1／3 市町村 1／3 施設費 国2／4 県 1／4 市町村 1／4</p> <p>市町村事業</p> <p>用地費 国1／3 県 — 市町村 2／3 施設費 国1／2 県 — 市町村 1／2</p>
根拠法令	<p>都市公園法第29条 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		都市公園安全・安心対策事業				
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目	公園事業費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>都市公園安全・安心対策事業とは、大規模地震に備えた市街地の防災性の向上や、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保、都市公園の適正な管理による公園利用者の安全・安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの低減等、都市公園における安全・安心対策事業を実施し、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を行うことを目的とする。</p>					
	<p>◎ 対象事業</p> <p>I 都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業</p> <p>1 定義</p> <p>「都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業」とは、以下に掲げる 2 の要件を満たす事業をいう。</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 事業計画</p> <p>1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の i) から iii) に掲げる事項を定めた都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 <p>2) 計画を定められる期間は、令和 10 年度までとする。(ただし、「都市公園における公園施設のバリアフリー化」については、令和 7 年度まで、「都市公園における感染症対策」については、令和 5 年度までに都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業計画に定められた事業に限ることとする。)</p> <p>② 対象事業内容</p> <p>②-1 施設整備</p> <p>都市公園法施行令第 3 1 条各号に定める公園施設の整備のうち、次の 1) から 5) までの施設整備を対象とする</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 都市公園の防犯性の向上 (ただし「登下校防犯プラン」に基づく「通学路における緊急合同点検」等、関係機関や地域住民等が連携して実施する点検等の結果に基づき実施される、施設管理カメラの整備並びに、施設管理カメラの整備と一体的に実施することで防犯性の向上が図られる照明灯、植栽、さく及びこれらに付随する施設の整備に限る。) 2) 都市公園の豪雨対策 3) 地域防災計画又は地震防災緊急事業五箇年計画に位置付けのある都市公園における建物又は橋梁等の耐震改修 4) 都市公園における公園施設のバリアフリー化 5) 都市公園における感染症対策 (ただし、感染防止の観点から有効性のある衛生環境改善や 3 密回避等の対策に限る。) <p>②-2 用地取得 都市公園の用地の取得を対象とする。</p> <p>③ 総事業費要件</p> <p>事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円(都道府県事業は 30 百万円)×計画年数以上であるもの。</p>					

II 公園施設長寿命化対策支援事業

1 定義

「公園施設長寿命化対策支援事業」とは、以下に掲げる 2 の要件を満たす事業をいう。

2 事業要件

① 事業計画

1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた公園施設長寿命化対策支援事業計画を記載するものとする。

- i) 計画期間中の整備方針と目標、及びその効果
- ii) 計画期間中の事業実施箇所及び整備内容
- iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費

2) 計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。

② 面積要件

原則として面積 2ha 以上の都市公園における施設の改築を対象とする。なお、都市公園事業における防災公園に該当する都市公園については、防災公園の面積要件を適用する。(2ha 未満の防災公園において、平成 28 年度以降に事業に着手するものについては、地域防災計画等に位置づけられた機能に必要な施設に限る) ただし、遊戯施設については、これを適用しない。

③ 対象事業内容

③-1 施設整備

本事業の交付の対象となる事業は、都市公園法施行令第 31 条各号に定める公園施設のうち、健全度調査等で改善が必要と判断されたもので、地方公共団体が策定する「公園施設長寿命化計画」に基づき適切に維持管理されている施設の改築とする。

④ 総事業費要件

事業計画期間中における事業の合計国費が 15 百万円（都道府県事業は 30 百万円）×計画年数以上であるもの。

III 公園施設長寿命化計画策定調査

1 定義

① 「公園施設長寿命化計画」とは、公園管理者が管理する公園施設のうち、建物又は工作物（附帯設備や舗装等を含む。）を対象として、公園施設の点検・調査結果に基づき、以下に掲げる事項を定めるものをいう。

- 1) 都市公園整備状況
- 2) 計画期間（概ね 10 年以上）
- 3) 対象都市公園（種別別公園数、選定理由）
- 4) 対象公園施設（公園施設種類別の数、これまでの維持管理状況、選定理由）
- 5) 健全度を把握するための点検調査結果の概要
- 6) 日常的な維持管理に関する基本方針
- 7) 公園施設の長寿命化のための基本方針
- 8) 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容、時期等

<p>事業の概要等</p>	<p>9) 計画全体の長寿命化対策の実施効果（ライフサイクルコストの縮減額） なお、長寿命化対策の実施効果については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条の規定に基づき国土交通大臣が定める処分制限期間以上の使用年数を期待でき、かつ長寿命化対策を実施しない場合よりもライフサイクルコストが安価となるものであること。</p> <p>② 「長寿命化対策」とは、予防保全的管理により、既存の公園施設の耐用年数の延伸及びライフサイクルコストの低減に寄与する対策をいう。</p> <p>③ 「予防保全的管理」とは、以下に掲げる修繕・改築をいう。</p> <p>1) 予防保全型管理 劣化・損傷状況を目視等で直接確認できる施設について、点検等により把握した健全度に基づき、時間経過に伴う劣化・損傷を予測した上で、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う計画的な修繕・改築。</p> <p>2) 予測保全型管理 劣化・損傷状況を目視等で直接確認できない施設について、定期的な保守点検や分解検査等により把握した健全度に基づき、施設の機能保全や安全性確保に支障となる劣化・損傷を未然に防止することを目的として行う修繕・改築。</p> <p>3) 事後保全型管理 劣化や損傷、異常、故障が確認された時点で行う修繕・改築（安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点で対策を行っても、ライフサイクルコストの低減効果が得られない施設を含む。）。</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 対象事業内容 本事業の交付の対象となる事業は、公園施設の計画的な修繕・改築を行うための点検・調査・及び同点検・調査の結果に基づく公園施設長寿命化計画の策定とする。</p> <p>3 留意事項</p> <p>① 平成26年度（500箇所以上、若しくは面積500ha以上の都市公園を管理する地方公共団体においては平成28年度）以降、公園施設の改築・更新に係る交付対象事業は「公園施設長寿命化計画」に基づく予防保全的な管理を実施しているものに限定する。</p> <p>② 本事業は、令和12年度までの措置とする。（ただし、都道府県及び人口10万人以上の市区町村においては令和9年度までに実施する公園施設長寿命化計画の変更に限った措置とし、令和10年度以降は人口5万人未満の市区町村で、かつ、GISや客観的データを計画策定・改定に活用する事業に限った措置とする。）</p> <p>③ 本事業により策定した公園施設長寿命化計画は、地方整備局長に提出するものとする。なお、計画を変更した場合も同様とする。</p>
---------------	--

経費の負担区分	・都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業								
	県事業	:	用地費	国	1/3	県	2/3	市町村	—
		:	施設費	国	1/2	県	1/2	市町村	—
	市町村事業	:	用地費	国	1/3	県	—	市町村	2/3
		:	施設費	国	1/2	県	—	市町村	1/2
	・公園施設長寿命化対策支援事業								
	県事業	:	施設費	国	1/2	県	1/2	市町村	—
	市町村事業	:	施設費	国	1/2	県	—	市町村	1/2
	・公園施設長寿命化計画策定調査								
	県事業	:	調査費	国	1/2	県	1/2	市町村	—
	市町村事業	:	調査費	国	1/2	県	—	市町村	1/2
	根拠法令	都市公園法第29条 社会資本整備総合交付金交付要綱							

事業の名称		都市公園ストック再編事業																																																												
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目	公園事業費																																																								
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 地域のニーズを踏まえた新たな利活用や都市の集約化に対応し、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。</p> <p>◎ 対象事業</p> <p>1 定義 「都市公園ストック再編事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす都市公園の整備に関する事業をいう。</p> <p>2 事業要件</p> <p>① 事業計画</p> <p>1) 本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。</p> <p>i) 計画期間中の再編方針と目標、及びその効果</p> <p>ii) 計画期間中の事業実施箇所及び再編内容</p> <p>iii) 計画期間中の事業実施箇所における概算事業費</p> <p>2) 計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。</p> <p>② 都市要件</p> <p>下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。</p> <p>1) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る。）</p> <p>2) 緑の基本計画（ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る。）</p> <p>③ 総事業費要件</p> <p>事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円（都道府県事業は30百万円）×計画年数以上であるもの。</p>																																																													
	経費の負担区分	<table border="0"> <tr> <td colspan="7">県事業</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>県</td> <td>2/3</td> <td>市町村</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>市町村</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>計画策定費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>市町村</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="7">市町村事業</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>計画策定費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1/2</td> </tr> </table>						県事業							用地費	国	1/3	県	2/3	市町村	—	施設費	国	1/2	県	1/2	市町村	—	計画策定費	国	1/2	県	1/2	市町村	—	市町村事業							用地費	国	1/3	県	—	市町村	2/3	施設費	国	1/2	県	—	市町村	1/2	計画策定費	国	1/2	県	—	市町村
県事業																																																														
用地費	国	1/3	県	2/3	市町村	—																																																								
施設費	国	1/2	県	1/2	市町村	—																																																								
計画策定費	国	1/2	県	1/2	市町村	—																																																								
市町村事業																																																														
用地費	国	1/3	県	—	市町村	2/3																																																								
施設費	国	1/2	県	—	市町村	1/2																																																								
計画策定費	国	1/2	県	—	市町村	1/2																																																								
根拠法令	<p>都市公園法第29条 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>																																																													

事業の名称		緑地保全等事業				
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目	公園事業費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域及び市街化調整区域並びに都市計画法第8条第1項1号に規定する用途地域に関する都市計画を定めた都市計画区域内における土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業（以下「緑地保全事業」という。）、並びに首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第3条及び近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和42年法律第103号）第5条に規定する近郊緑地保全区域内における土地の買入れ、損失の補償及び保全利用施設の整備を行う事業（以下「近郊緑地保全事業」という。）により、都市の緑地の保全を図ることを目的とする。</p>					
	<p>◎ 採択基準</p> <p>1 定義</p> <p>「緑地保全等事業」とは、以下に掲げる2の要件を満たす、次の①から③までの土地の買入れ等を行う事業をいう。</p> <p>① 特別緑地保全地区における土地の買入れ、損失の補償、保全利用施設の整備</p> <p>② 特別緑地保全地区指定計画地における土地の買入れ、保全利用施設の整備</p> <p>③ 近郊緑地保全区域内（特別緑地保全地区を除く。）における土地の買入れ、保全利用施設の整備</p> <p>2 事業要件</p> <p>(1) 都市緑地法第17条の規定による土地の買入れの要件</p> <p>以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>① 同法第17条に規定する「特別緑地保全地区内の土地で当該緑地の保全上必要があると認めるもの」として次の各事項の要件の一に該当する土地であること。</p> <p>1) 土地の条件</p> <p>i) 市街地に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること</p> <p>ii) 道路に接し、または容易に道路を新設して土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること</p> <p>iii) 当該地域における伝統的若しくは文化的意義を有する神社、寺院等の建造物、遺跡等が存すること又はこれらを構成していること</p> <p>2) 取得して管理する必要性</p> <p>i) 草地、水辺地、岩石地、樹林地等で原型を保つことが困難であること</p> <p>ii) 周辺地との関連において防災上又は環境の保全上何らかの手当が必要であること</p> <p>② 同法第17条に規定する「許可を受けることができないためその土地の利用に著しい支障を来す」ものとして、当該行為が同法第14条第1項各号に掲げる行為であり、次の要件の一に該当するもの。</p> <p>i) 当該行為が現況の土地の利用を継続するための行為で、当該行為がなければ土地の利用が継続し得ない場合</p> <p>ii) 当該行為が現況の土地の利用を高度化するための行為で、当該行為がなければ現況の土地の利用を継続することが困難な場合</p> <p>iii) 当該行為が現況の土地の利用と全く異なる行為で、当該行為が他の法令で許可し得るものであり、かつ、利用者のおかれている条件からみてやむを得ない</p>					

<p>事業の概要要件等</p>	<p>と認められる場合</p> <p>(2) 緑地の保全上必要な土地の買入れの要件 ((1)による買入れを除く。) 以下の①及び②の要件に該当するものを対象とする。</p> <p>① 次の各事項の要件の一に該当する土地であること。</p> <p>1) 土地の条件</p> <p>i) 市街地に接して容易に土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること</p> <p>ii) 道路に接し、又は容易に道路を新設して土地の形質の変更、建築物の新築等が可能であること</p> <p>iii) 当該地域における伝統的若しくは文化的意義を有する神社、寺院等の建造物、遺跡等が存すること又はこれらを構成していること</p> <p>2) 取得して管理する必要性</p> <p>i) 草地、水辺地、岩石地、樹林地等で原形を保つことが困難であること</p> <p>ii) 周辺地との関連において防災上又は環境の保全上何らかの手当が必要であること</p> <p>② 同法第14条第1項に掲げる行為が行われるおそれがあり、当該緑地の保全上支障が生じると認められる場合とする。ただし、緑地保全事業においては特別緑地保全地区指定計画地（近郊緑地保全事業においては近郊緑地保全区域内で特別緑地保全地区以外の区域をいう。）における土地の買入れについては、買入れ後速やかに特別緑地保全地区（近郊緑地保全事業においては近郊緑地特別保全地区）として指定するものに限る。</p> <p>(3) 損失の補償の要件</p> <p>同法第14条第1項の許可が得られないため、損失を受けた者に対する通常生ずべき損失の補償を行うものであること。</p> <p>(4) 保全利用施設の整備の要件</p> <p>緑地保全事業における特別緑地保全地区内及び特別緑地保全地区指定計画地内、並びに、近郊緑地保全事業における近郊緑地保全区域内の緑地の適正な保全を図るために必要な施設の整備であること。</p> <p>(5) 対象事業内容</p> <p>本事業の交付の対象となる事業は、土地の買入れ及び損失の補償、以下に定める保全利用施設の整備とする。</p> <p>①防火施設 ②土砂崩壊防止施設 ③景観保全のための植栽 ④防火・病虫害防除維持管理上の道路 ⑤立入防止柵、標識等の管理施設 ⑥散策路 ⑦ベンチ ⑧休憩所 ⑨公衆便所 ⑩解説板 ⑪駐輪場 ⑫水質保全のための水辺周辺施設 ⑬雨水貯留浸透機能を高める植栽及び施設</p>																																								
<p>経費の負担区分</p>	<table border="0"> <tr> <td colspan="6">県事業</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>県</td> <td>2/3</td> <td>市町村</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/2</td> <td>市町村</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">市町村事業</td> </tr> <tr> <td>用地費</td> <td>国</td> <td>1/3</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>施設費</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1/2</td> </tr> </table>	県事業						用地費	国	1/3	県	2/3	市町村	—	施設費	国	1/2	県	1/2	市町村	—	市町村事業						用地費	国	1/3	県	—	市町村	2/3	施設費	国	1/2	県	—	市町村	1/2
県事業																																									
用地費	国	1/3	県	2/3	市町村	—																																			
施設費	国	1/2	県	1/2	市町村	—																																			
市町村事業																																									
用地費	国	1/3	県	—	市町村	2/3																																			
施設費	国	1/2	県	—	市町村	1/2																																			
<p>根拠法令</p>	<p>都市緑地法第31条 社会資本整備総合交付金交付要綱</p>																																								

事業の名称		地方移住促進テレワーク拠点施設整備支援事業				
予算計上科目	款	—	項	—	目	—
事業の概要	<p>◎ 事業の目的</p> <p>地方都市の持続可能な発展に向けて、移住・二地域居住の推進、地方の定住促進を図るため、立地適正化計画策定済みの市町村が、特定居住促進区域を設定した場合等に、誘導区域等で、使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備や移住・二地域居住に資するソフト事業に対して支援を行う事業。</p> <p>○ 前提条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等で移住・二地域居住に関する取り組みをこれまで積極的に行ってきたこと。 ・市町村が立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条第1項）を策定していること。 ・市町村が、特定居住促進計画（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律第22条第1項）を策定していること。 <p>（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、計画を策定する見込みの場合も含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該計画に基づきテレワーク拠点施設整備とあわせて、総合的な移住・二地域居住促進策を行うこと。 <p>○ 支援内容</p> <p>【ハード】：①使われなくなった公共公益施設を活用したテレワーク拠点施設（コワーキングスペース等を含む）の整備</p> <p>②上記施設に併設する関連施設（移住相談・交流スペース、子育て支援施設・キッズスペース等）の設置</p> <p>【ソフト】：③同施設で実施する移住・二地域居住に向けた交流イベントや移住・二地域居住に関する情報発信等</p> <p>※①②③のすべてを行うこと</p> <p>○ 交付対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・特定居住支援法人 <p>○ 対象区域（①かつ②）</p> <p>①立地適正化計画における都市機能誘導区域、居住誘導区域、地域生活拠点のいずれかに含まれる</p> <p>②特定居住促進計画において定める特定居住促進区域に含まれる</p> <p>（法律が施行された年度およびその翌年度に限り、指定見込みの区域も含む）</p>					
	経費の負担区分	<p>○市町村</p> <p>1 / 2</p> <p>○法人</p> <p>1 / 3 （市町村が補助対象事業へ補助する場合に限る）</p>				
根拠法令	<p>都市再生推進事業制度要綱</p> <p>都市再生推進事業費補助交付要綱</p>					

事業の名称		県単街路整備事業			
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目 街路費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的</p> <p>県が執行する街路事業（原則県道）において、公共事業補助対象外でかつ緊急性の高い箇所の整備で局部的な対応や、補助事業の補完的なものを執行する。</p> <p>◎ 事業概要</p> <p>1 対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急に整備すべき箇所でかつ補助採択要件に該当しないもの（局所的改良、小規模工事、補助事業の補完的工事など） ・街路事業（補助）と一体的に整備する必要のある施設の整備（修景など） ・街路事業の執行に必要な調査費等 <p>2 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街路事業と一体的に整備する必要のある施設は、道路施設として引き継ぎされることを前提とし、事前に道路管理者と調整を行うこと。 				
	<p>(県事業)</p> <p>国 — 県 100/100</p>				
経費の負担区分					
根拠法令					

事業の名称		県単公園整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目	公園事業費
事業の概要等	◎ 事業の概要 都市公園法に規定する都市公園又は緑地の整備を目的とする事業。					
	◎ 事業の目的 県立都市公園において、国庫補助事業と一体となって、積極的かつ自主的に実施することにより都市公園等の整備の促進を図る。					
経費の負担区分	(整備) 施設費 県 75/100 市町村 25/100 用地費 県 75/100 市町村 25/100 (更新) 施設費 県 100/100					
根拠法令						

事業の名称		景観・歴史まちづくり推進事業				
予算計上科目	款	土木費	項	都市計画費	目	街路費
事業の概要	<p>◎ 事業の目的 県を代表する景観・歴史資源を活かした景観まちづくりを積極的に推進していくため、景観に配慮した県管理施設の整備を実施することで、周辺と調和した魅力的な景観の保全・創出を行い、地域の魅力向上、交流人口の増加などにより地域の活性化を図る。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 対象地域 景観計画区域のうち、下記のいずれかに該当する地域において、市町村及び地元住民が主体となって良好な景観形成に取り組んでいる地域 イ 歴史的風致維持向上計画の重点区域 ロ 重要伝統的建造物群保存地区 ハ 重要文化的景観選定区域 ニ 市町村景観計画の重点地区</p> <p>2 対象事業 県の管理施設（道路、河川等）において実施する景観・歴史まちづくりに資する基盤整備で、かつ、下記に該当するもの イ 市町村が取り組む事業と並行して実施する事業 ロ 他の事業（補助、県単共）等では採択されない事業</p> <p>3 留意事項 ・グレードアップは、通常単価の3倍までの範囲とし、当課と事前に協議すること。 ・グレードアップをする場合、基本的に通常管理以上のもの（修繕費用等）について、地元・市町村と費用負担についての協定を締結すること。 ・当事業で整備した施設は、県管理施設（道路、河川等）として引き継ぎされることを前提とし、事前に施設管理者と調整を行うこと。</p>					
経費の負担区分	(県事業) 国 — 県 10/10 市町村 —					
根拠法令						

事業の名称		通常の下水道事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要	<p>1. 目的 公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築の実施により、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業の要件 公共下水道事業（特定公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道を除く。以下同じ。）、流域下水道事業、都市下水路事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業に係る交付対象は、次に掲げる要件をそれぞれ満たす事業とする。</p> <p>(1) 地域・規模等要件</p> <p>① 公共下水道事業 公共下水道事業が交付対象事業となる地域は、次に掲げる要件を満たすものであること。</p> <p>(a) ⑤に定める特定環境保全公共下水道事業を行うことができる地区の要件に該当しないもの。</p> <p>(b) 新たに下水道法第2条第3号イの公共下水道事業を実施する都市にあつては、都市計画区域内であるもの。</p> <p>② 流域下水道事業 流域下水道事業が交付対象事業となる箇所は、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) 既に流域下水道事業を施行中の箇所</p> <p>(イ) 新たに下水道法第2条第4号イに規定する流域下水道を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当すること。</p> <p>(a) 環境基本法に基づく水質環境基準の定められた水域の水質保全に必要なものであること。</p> <p>(b) 当該流域下水道に係る水域は、次のいずれかに該当すること。ただし、水資源開発が一定規模以上の水域はこの限りではない。</p> <p>一 水域内人口が30万以上であること。</p> <p>二 水域内人口が当該都道府県の総人口の1割以上であること。</p> <p>(c) 当該流域下水道の各処理区の計画人口は、次のいずれかに該当すること。</p> <p>一 当該流域下水道に係る水域の人口の5割以上であること。</p> <p>二 原則として10万以上であること。</p> <p>ただし、公共用水域の水質保全上特に必要があり、また、計画人口が5万以上かつ関係市町村が3以上である場合には、これも対象とする。</p> <p>(d) 当該流域下水道の処理区にあつては、最大の計画人口を有する都市の計画人口の全体に占める割合が80%以下であること。</p> <p>(ウ) 新たに下水道法第2条第4号ロに規定する流域下水道(雨水流域下水道)を整備する対象となる箇所は、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 2以上の市町村の区域における雨水を対象とすること。</p>					
概要						
要件						
等						

事 業 の 概 要 等	<p>(b) 各市町村が個々に公共下水道事業として実施するより効率的であること。</p> <p>③ 都市下水路事業</p> <p>(ア) 都市下水路事業（(イ) から (エ) までに該当するものを除く。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 集水面積 50ha 以上のもの。</p> <p>(b) 浸水指数 5,000 以上の区域を排水するもの。 (浸水指数 = 浸水戸数 × 浸水回数 × 浸水時間)</p> <p>(c) 全体事業費 3 億円以上であること。</p> <p>(イ) 離島対策事業として交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 集水面積 10ha 以上のものであること。</p> <p>(b) 浸水指数 2,000 以上のものであること。</p> <p>(c) 離島振興対策の実施区域内であること。</p> <p>(ウ) 富裕団体（東京都、神奈川県、愛知県、大阪府、川崎市、名古屋市及び大阪市をいう。）で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 集水面積 100ha 以上のものであること。</p> <p>(b) 浸水指数 10,000 以上のものであること。</p> <p>(c) 全体事業費 3 億円以上であること。</p> <p>(エ) 札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、京都市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 集水面積 90ha 以上のものであること。</p> <p>(b) 浸水指数 9,000 以上のものであること。</p> <p>(c) 全体事業費 3 億円以上であること。</p> <p>④ 特定公共下水道事業</p> <p>特定公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 受け持つ工場数が 20 以上であること。</p> <p>(b) 予定処理水量の合計が 1 万 m³/日以上であるもの。</p> <p>(c) 排水の水質が次のいずれかに該当すること。</p> <p>a) 汚染指数が 1 万以上であるもの。汚染指数とは次式により算定したものをいう。</p> $S = 45S_1S_2 + 30S_2 + S_2^{1/2}S_3 + 0.4S_4$ <p>ここに S : 汚染指数 $S_1 : (7 - \text{pH 値})^2$ $S_2 : \text{BOD (mg/l)}$ $S_3 : \text{浮遊物質 (mg/l)}$ $S_4 : 1\text{cc 中の大腸菌群類 (M. P. N)}$</p> <p>b) 異常な色相又は臭気をもつもの。</p> <p>c) 著しく有害な物質を含有するもの。</p> <p>なお、平成 15 年度以降は、新規箇所採択は行わないこととしている。</p> <p>⑤ 特定環境保全公共下水道事業</p> <p>特定環境保全公共下水道事業で交付対象事業となるものは、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(ア) 事業の対象地区に係る計画排水人口が概ね 1,000 人以上 10,000 人以下であること。ただし、水質保全上特に緊急に下水道整備を必要とする地区はこの限りでない。</p>
----------------------------	--

事 業 の 概 要 等	<p>(イ) 自然保護のために施行されるものにあつては、自然公園法第2条に該当する地区で行われるものであること。(自然保護下水道)</p> <p>(ウ) 生活環境の改善を図るために施行されるものにあつては、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。(農山漁村下水道)</p> <p>(a) 事業の対象地区に係る計画排水人口の密度が原則として1ha 当たり40人以上であること。</p> <p>(b) 市街化区域における生活環境の改善を目的として施行される公共下水道又は流域下水道の整備に合わせ、これと一体的に行うことが効率的であること。</p> <p>(2) 下水処理場における施設改築にあたってのコンセッション方式導入検討要件</p> <p>人口20万人以上の地方公共団体が、下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、コンセッション方式の導入について、「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)に基づき、地方公共団体が策定している、優先的検討規程等による検討を了したものの又は今後の検討スケジュールを明確にしたもの。</p> <p>(3) 下水処理場における施設改築にあたっての施設統廃合検討要件</p> <p>下水処理場において工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる改築事業を実施する場合は、他の下水処理場との統廃合(汚泥処理施設統廃合を含む。)に係る検討を了したものの。</p> <p>(4) 汚泥有効利用施設新設に際してのPPP/PFI手法導入要件</p> <p>人口20万人以上の地方公共団体が、汚泥有効利用施設(消化ガス発電施設、固形燃料化施設、肥料化施設、リン回収施設、汚泥焼却廃熱発電施設、建築資材化施設等)の新設であつて、当該施設の整備に際し実施する工事契約1件あたりの概算事業費が10億円以上と見込まれる事業を実施する場合は、PPP/PFI手法(コンセッション、PFI、DBO、DB等を言う。)を活用するもの。</p> <p>(5) 公営企業会計の適用に係る要件</p> <p>1) 人口3万人以上の地方公共団体については、令和2年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること。</p> <p>2) 人口3万人未満の地方公共団体については、令和6年度以降の予算・決算について、公営企業会計に基づくものに移行していること(既に廃止が決定している等、将来にわたる継続を見込まない事業や、災害対応その他の理由により、期間内の移行が著しく困難な地方公共団体を除く)。</p> <p>(6) 使用料改定の必要性の検証に係る要件</p> <p>公営企業会計の導入済みの地方公共団体について、令和2年度以降、少なくとも5年に1回の頻度で、下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップ(概ね10年程度での段階的な使用料適正化や経営改善等の具体的取組、実施予定時期及び業績目標を記載(有識者等の意見を聴いて策定されたもの))を策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表していること(災害対応その他の理由により、期間内の対応が著しく困難な地方公共団体を除く)。</p>
----------------------------	--

事 業 の 概 要 等	<p>(7) 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入検討要件 下水道革新的技術実証事業における実証技術の導入が可能な施設の新設・増設・改築を実施する場合は、実証技術の導入に係る検討を了していること。</p> <p>(8) PPP/PFI の導入に関する民間提案を求め、適切な提案を採用する要件 人口10万人以上の地方公共団体等が、下水道整備事業（改築を含む）を実施する場合は、PPP/PFIの導入に関する民間提案に対する受付窓口を明確にし、国庫補助を受けて事業に着手する前に事業の実施見通しを公表すること。その上で、補助対象事業費の合計が10 億円以上と見込まれる民間提案を受領した場合には、その適切性を検討の上、適切な提案は採用すること。一方、適切でないと判断した場合は検討結果を国土交通省に提出し、国土交通省による検証を経ていること。</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>① 公共下水道事業 交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。</p> <p>(a) 主要な管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設 (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設 (d) 終末処理場以外の処理施設（前処理場）とそれを補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設</p> <p>② 流域下水道事業 交付対象事業は下水道法施行令第 24 条の 2 によるものとし、次の補完施設を含むものとする（ただし、下水道法以外の法令により、交付対象範囲が規定されている場合は、当該交付対象範囲とする。）。</p> <p>(a) 管渠に附属する、ます、取付管、マンホール、雨水吐、吐口等の施設 (b) ポンプ施設を補完するスクリーン、沈砂池等の施設 (c) 終末処理場を補完する管理棟、計量設備、ポンプ設備等の施設</p> <p>③ 都市下水路事業 交付対象事業は次に掲げる範囲のものとする。</p> <p>(a) 内法（開水路の場合は上幅）1m 以上（下水道リノベーション推進総合事業積雪対策推進事業として実施されるものについては、内法（開水路の場合には上幅）が 0.6m 以上）の排水渠又は内径 0.7m 以上の排水管及びこれに附属する取付管渠、マンホール、吐口等の施設。ただし、離島振興対策事業として実施されるものについては内径又は内法（開水路の場合には上幅）が 0.5m 以上の管渠及びこれに附属する取付管、マンホール、吐口等の施設。なお、開水路の場合には転落防止のためのフェンスを含む。</p> <p>(b) ポンプ施設及びこれを補完するスクリーン、沈砂池等の施設。</p> <p>④ 特定公共下水道事業 交付対象事業の範囲は、①と同様とする。</p> <p>⑤ 特定環境保全公共下水道事業 交付対象事業の範囲は、①と同様とする。</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p>
----------------------------	---

	<p>5. その他</p> <p>2. (2)、(3)、(4) 及び (5) に記載の要件については、平成 30 年 3 月 30 日から適用するものとする。ただし、本施行前に該当するものは、なお従前の例による。</p> <p>6. 雑則</p> <p>2. (3) について、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について(平成 26 年 1 月 30 日付国水事第 50 号)」に基づく都道府県構想及びアクションプランの見直しが完了している地方公共団体においては、「工事契約 1 件あたりの概算事業費が 10 億円以上と見込まれる改築事業」を、「改築事業(簡易な改築事業を除く)」とする。</p>																																																																																											
<p>経費の負担区分</p>	<p>国費率は、下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率(ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流域下水道 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>管渠等</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 4</td> <td>市町村</td> <td>1 / 4</td> </tr> <tr> <td>終末処理場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(高率補助)</td> <td>国</td> <td>2 / 3</td> <td>県</td> <td>1 / 6</td> <td>市町村</td> <td>1 / 6</td> </tr> <tr> <td>(低率補助)</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>1 / 4</td> <td>市町村</td> <td>1 / 4</td> </tr> </table> ・ 公共下水道 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>管渠等</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>終末処理場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(処理施設)</td> <td>国</td> <td>5.5 / 10</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>4.5 / 10</td> </tr> <tr> <td>(用地等)</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table> ・ 特定環境保全公共下水道 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>管渠等</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> </tr> <tr> <td>終末処理場</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(処理施設)</td> <td>国</td> <td>5.5 / 10</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>4.5 / 10</td> </tr> <tr> <td>(用地等)</td> <td>国</td> <td>1 / 2</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>1 / 2</td> </tr> </table> ・ 都市下水路事業 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>国</td> <td>4 / 10</td> <td>県</td> <td>—</td> <td>市町村</td> <td>6 / 10</td> </tr> </table> 	管渠等	国	1 / 2	県	1 / 4	市町村	1 / 4	終末処理場							(高率補助)	国	2 / 3	県	1 / 6	市町村	1 / 6	(低率補助)	国	1 / 2	県	1 / 4	市町村	1 / 4	管渠等	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2	終末処理場							(処理施設)	国	5.5 / 10	県	—	市町村	4.5 / 10	(用地等)	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2	管渠等	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2	終末処理場							(処理施設)	国	5.5 / 10	県	—	市町村	4.5 / 10	(用地等)	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2		国	4 / 10	県	—	市町村	6 / 10
管渠等	国	1 / 2	県	1 / 4	市町村	1 / 4																																																																																						
終末処理場																																																																																												
(高率補助)	国	2 / 3	県	1 / 6	市町村	1 / 6																																																																																						
(低率補助)	国	1 / 2	県	1 / 4	市町村	1 / 4																																																																																						
管渠等	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2																																																																																						
終末処理場																																																																																												
(処理施設)	国	5.5 / 10	県	—	市町村	4.5 / 10																																																																																						
(用地等)	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2																																																																																						
管渠等	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2																																																																																						
終末処理場																																																																																												
(処理施設)	国	5.5 / 10	県	—	市町村	4.5 / 10																																																																																						
(用地等)	国	1 / 2	県	—	市町村	1 / 2																																																																																						
	国	4 / 10	県	—	市町村	6 / 10																																																																																						
<p>根拠法令</p>	<p>下水道法第 34 条</p>																																																																																											

事業の名称		下水道浸水被害軽減総合事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的</p> <p>浸水実績がある地区や、一定規模の浸水が想定される地区等において、ハード対策・ソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施することや、行政と住民等が連携して効率的な浸水対策を図る地域において、迅速かつ経済的な浸水対策を実施することにより、浸水対策に対する安全度を早急に高め、安心して都市活動ができるようにすることを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>「下水道浸水被害軽減型」は、次のいずれかに該当する地区の浸水被害の軽減及び解消を目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い再度災害防止や事前防災・減災の観点等から、他事業と連携した流出抑制施策やハード対策に加えて地域住民等による自助取組の促進策及び効果的に導くためのソフト対策を組み合わせる浸水対策を実施する事業をいう。</p> <p>① 駅周辺地区に代表される都市機能が集積している地区で、次のいずれかに該当する地区</p> <p>(ア) 過去10年間に3回以上の浸水実績があり、当該浸水の延べ浸水面積が1.5ha以上である地区</p> <p>(イ) 過去10年間に浸水面積が1ha以上の浸水実績がある地区</p> <p>(ウ) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点及び避難地)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在し、過去10年間に浸水実績がある地区</p> <p>(エ) 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、次のいずれかに該当する地区</p> <p>i) 浸水面積が1ha以上想定される地区</p> <p>ii) 災害対策基本法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設(防災拠点、避難地、地下街等)又は高齢者・障害者等要配慮者関連施設が存在する地区</p> <p>② 過去10年間の延べ床上浸水被害戸数が50戸以上、延べ浸水被害戸数が200戸以上で、床上浸水回数が2回以上発生し、未解消となっている地区</p> <p>③ 内水浸水シミュレーションにより被害が想定される地区のうち、床上浸水被害戸数が50戸以上、浸水被害戸数が200戸以上想定される地区</p> <p>④ 100mm/h 安心プランに登録された地区</p> <p>⑤ 特定都市河川流域に指定された地区</p> <p>⑥ 内水被害等軽減対策計画として認定された地区</p>					

事業の概要等	<p>イ) 効率的雨水管理支援型</p> <p>「効率的雨水管理支援型」は、行政と住民等の連携の下に、迅速かつ経済的な浸水対策を推進することを目的として、「下水道浸水被害軽減総合計画」に従い、浸水シミュレーション等による浸水リスク評価に応じたきめこまやかな対策目標と、既存施設を最大限活用した対策等により浸水対策を実施する事業をいう。</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>ア) 下水道浸水被害軽減型</p> <p>交付対象事業の範囲は、イー7-(2)-①「通常の下水道事業」、ロー7-(2)-①「通常の下水道事業」の対象となる施設の整備に加え、「下水道浸水被害軽減総合計画」に位置付けられた次の施設の整備（浄化槽に関しては改造に限る。）とする。</p> <p>① 指定市にあつては下水排除面積1ha以上（都市機能誘導区域内の場合又は1ha未満の貯留・排水施設の整備がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15条）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）の市をいう。以下同じ。）を除いたもの。）にあつては0.5ha以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.25ha以上）、町村（過疎地域の町村（以下「過疎町村」という。）を除く。）にあつては0.25ha以上（都市機能誘導区域内の場合は、0.1ha以上）、過疎地域の市町村（以下「過疎市町村」という。）にあつては0.1ha以上の貯留浸透・排水施設</p> <p>ただし、特定都市河川流域に指定された地区で整備する貯留浸透施設については、下水排除面積によらず対象とする。</p> <p>② 道路事業等との連携により経済的となる下水道工事の路面復旧における透水性舗装</p> <p>③ 移動式排水施設</p> <p>④ 河川・海域等からの逆流を防止するために設けられる樋門等（当該施設の操作の自動化・無動力化・遠隔化に係るものに限る。）</p> <p>⑤ ポンプ施設（当該施設の耐水化に係るものに限る。）</p> <p>⑥ 雨水の貯留浸透機能を有する下水道施設</p>
--------	---

事 業 の 概 要 等	<p>⑦ 雨水の流出抑制を図るために改造する不要になった浄化槽、雨水の流出抑制を図るために整備する雨水貯留浸透施設及び附帯の配管（地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）</p> <p>⑧ 防水ゲート、止水板及び逆流防止施設（不特定多数が利用する地下空間、病院、介護老人福祉施設、障害者支援施設など浸水発生時に迅速な対応や自主的な避難等が困難な人を収容する施設に係るものであって、地方公共団体が当該施設の管理者に助成する場合に限る。）</p> <p>イ) 効率的雨水管理支援型</p> <p>地方公共団体が実施する（複数の地方公共団体が共同して実施する場合も含む）下記の（１）～（３）の事業を交付対象とする。</p> <p>（１） 下水道浸水被害軽減総合計画の策定（効率的雨水管理支援型の検討に関するものに限る。）</p> <p>（２） 既存施設を最大限活用した下水道整備</p> <p>（１）の計画に基づき削減された費用の範囲内における、以下の施設の整備。</p> <p>① ネットワーク化に必要な施設（既存の排水施設を繋ぐ下水道管渠等）</p> <p>② ボトルネック解消に必要な施設（既存の排水施設の能力不足分を補う下水道管渠等）</p> <p>③ 下水道工事の路面復旧における透水性舗装</p> <p>④ 局所的な浸水被害に対処するための移動式排水施設</p> <p>（３） 個人・事業者等による共助・自助の取組への支援</p> <p>（１）の計画に基づき削減された費用の範囲内において、地方公共団体が助成する、個人・事業者等が設置する以下の施設</p> <p>(a) 防水ゲート、止水版及び逆流防止施設（下水道整備によってもなお浸水が想定される区域内にある建物に設置し、浸水発生時に迅速な対応を行うために必要最小限の範囲に限る。）</p> <p>(b) 駐車場等の透水性舗装、貯留浸透ます、貯留槽及び附帯の配管（浄化槽の改造を含む）等の雨水流出抑制に効果のある施設（対象地域において浸水を防止するために必要最小限の範囲であって、かつ、合わせて 100 m³以上の貯留容量（透水性舗装及び浸透ますについては、同等以上の流出抑制効果）を有するものに限る。）</p>
----------------------------	---

事 業 の 概 要 等	<p>5. 下水道浸水被害軽減総合計画の社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、②に掲げる事項を定めた「下水道浸水被害軽減総合計画」を記載するものとする。</p> <p>② 「下水道浸水被害軽減総合計画」に定める主な事項は次のとおりとする。</p> <p>(a) 浸水対策実施の基本方針</p> <p>(b) 対象地区の概要及び選定理由</p> <p>(c) 整備目標（効率的雨水管理支援型については、浸水リスク評価に応じた対策目標）</p> <p>(d) 事業内容及び年度計画（効率的雨水管理支援型については、既存施設を最大限活用した対策）</p> <p>(e) その他必要な事項</p> <p>6. その他</p> <p>① 地区要件該当後5年間以内に原則として計画期間5年以内の「下水道浸水被害軽減総合計画」を作成し、事業着手する地方公共団体に限り本事業を実施できるものとする。ただし、当該計画に位置付けられた貯留浸透・排水施設の整備に係る工期が5年を超える場合は、計画期間を10年以内とする。</p> <p>② 2. の①、②に該当する地区については、床上浸水被害のあった当該年度から交付又は対象事業とすることができるものとする。</p> <p>③ 個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。</p> <p>④ 都市機能誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第1項に規定する立地適正化計画に定められた同条第2項第3号に規定する都市機能誘導区域を指すこととする。</p> <p>⑤ 移動式排水施設を整備するに当たり、同一地方公共団体において、河川事業の移動式排水施設を整備する場合は、必要に応じて、共同での整備・運用について検討することとする。</p>
----------------------------	---

<p style="text-align: center;">事 業 の 概 要 等</p>	
<p style="text-align: center;">経費の負担区分</p>	<p>上記「4. 交付対象事業の内容」の「ア）下水道浸水被害軽減型」のうち</p> <p>①～⑤ 国 1／2 県 — 市町村 1／2</p> <p>⑥ 国 1／3 県 — 市町村 2／3</p> <p>⑦・⑧ 国 1／2 県 — 市町村 1／2</p> <p>（⑦・⑧の国費率は地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし 交付金の額は総費用の1／3を限度とする）</p> <p>上記「4. 交付対象事業の内容」の「イ）効率的雨水管理支援型」のうち</p> <p>（1）・（2）・（3） 国 1／2 県 — 市町村 1／2</p> <p>（（3）の国費率は地方公共団体による助成額の2分の1となる率。ただし 交付金の額は総費用の1／3を限度とする）</p>
<p style="text-align: center;">根拠法令</p>	<p>下水道法第34条</p>

事業の名称		下水道総合地震対策事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業概要等	<p>1. 目的</p> <p>下水道システムの「急所」となる施設の耐震化、災害拠点病院、避難所、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路の一体的な耐震化等によって、震災時にも下水道の機能を確保することを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>① 「上下水道耐震化計画」を策定していること。</p> <p>② 3. の③を実施する場合、下水道 BCP に当該処理場を支援者の活動拠点として位置付け、活用方針について記載することと</p>					
事業概要等	<p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>交付対象事業の範囲は、次のいずれかに該当する事業とする。</p>					
	<p>① 「上下水道耐震化計画」に位置付けた、災害拠点病院、避難所等の重要施設に接続する管渠及びポンプ施設を耐震化する事業</p> <p>② 終末処理場の揚水・沈殿・消毒機能を確保するために必要な施設、終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設並びに流域下水道の管渠及びポンプ施設を耐震化する事業</p> <p>③ 次のいずれかの地域における、終末処理場の防災拠点化事業（備蓄倉庫、受水槽、会議室、シャワー設備、トイレカー、マンホールトイレの整備）</p> <p>(a) 半島振興法に基づく半島振興対策実施地域</p> <p>(b) 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域</p> <p>(c) 奄美群島</p> <p>(d) 沖縄振興特別措置法に基づく離島地域</p> <p>ただし、上記(a)については1自治体あたり1処理場（近隣の指定都市、中核市、施行時特例市の市役所本庁舎から当該自治体の下水処理場までの直線距離が50km以上離れており、かつ計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）、(b)～(d)については1島あたり1処理場（計画1日最大汚水量が2000m³/日を超える処理場を対象とする。）を限度とする。</p> <p>④ 以下の施設の耐震化事業</p> <p>(a) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路及び避難路の下に埋設されている管路</p> <p>(b) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管路</p>					

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要</p>	<p>⑤ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（防災拠点及び避難地）が存在する排水区域、高齢者・障害者等要配慮者関連施設、感染症拠点病院、災害拠点病院が存在する排水区域並びにイ－7－（2）－②2．ア）「下水道浸水被害軽減型」、ロ－7－（2）－②2．ア）「下水道浸水被害軽減型」の対象となる事業を実施済又は実施中の排水区域における下水排除面積が一定規模以上（指定市にあつては1ha以上（ただし、1ha未満の貯留・排水施設の耐震化がより経済的な場合は0.5ha以上）、一般市（市から指定市及び過疎市を除いたもの。）にあつては0.5ha以上、町村（過疎町村を除く。）にあつては0.25ha以上、過疎市町村にあつては0.1ha以上）の貯留・排水施設の耐震化事業</p> <p>⑥ 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた施設（敷地面積0.3ha以上または想定避難者数が200人以上の防災拠点・避難地に限る。）に整備するマンホールトイレシステム（ただし、マンホールを含む下部構造物に限る。また、各施設の想定避難者数を50で除した数（少数点以下は切り上げ）を設置基数の上限とする。）</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. その他</p> <p>① 3. の③に定める事業については、令和11年度末までに完了する事業に限り、交付対象とする。</p> <p>② 令和6年度末までに策定済みである「下水道総合地震対策計画」に基づく事業は計画期間内に限り交付対象とする。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>下水道法施行令第24条の2に規定する補助率</p> <p style="text-align: center;">〔 流域下水道施設：通常の下水道事業（流域下水道）と同率 〕 〔 公共下水道施設：通常の下水道事業（公共下水道）と同率 〕</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>下水道法第34条</p>

事業の名称		特定水域合流式下水道改善事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	1. 目的					
	合流式下水道を採用している地方公共団体において、特に対策の必要性が認められる特定の水域における水質保全等に資することを目的とする。					
	2. 交付対象事業					
	<p>交付対象事業の範囲は、イー7ー(2)ー①「通常の下水道事業」、ロー7ー(2)ー①「通常の下水道事業」の対象となる施設の整備に加え、「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた次の施設の整備とする。</p> <p>① 雨水貯留施設</p> <p>② 雨水吐を経た後の下水を遮集して処理場へ送水する管渠</p> <p>③ 分流化に係る管渠(上記①から②までによる改善対策より経済的なもの)</p>					
3. 交付対象						
本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。						
4. 特定水域合流式下水道改善事業計画の社会資本総合整備計画への記載						
① 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、合流式下水道を採用している地区に関し、②に掲げる事項を定めた「特定水域合流式下水道改善事業計画」を記載するものとする。						
② 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める主な事項は次のとおりとする。						
(a) 特定水域の概要及び選定理由						
(b) 下水道対策の整備目標						
(c) 事業内容、年度計画及び事業費						
(d) 特定水域の整備目標整備効果						
(e) 費用効果分析の結果						
(f) 多様な主体による協議会等の概要						
(g) 河川事業等における対策内容						
(h) 雨天後の水質調査結果						

事業の概要等	<p>5. その他</p> <p>本事業は、令和 10 年度を越えない範囲で計画期間 5 年間以内の「特定水域合流式下水道改善事業計画」を作成し、事業着手した地方公共団体で以下の要件を全て満たす地方公共団体に限り実施できるものとする。</p> <p>イ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に定める全体事業費が 10 億円以上であること</p> <p>ロ) 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に事業の費用便益比を記載し、事業の効果が確認できること</p> <p>ハ) 多様な主体による協議会等により地域の合意形成が図られていること</p> <p>ニ) 河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施すること</p> <p>ホ) 合流式下水道の雨天時放流水に起因した水質汚濁が発生している水域において、雨天後の水質調査により、水質環境基準値を超過するなど著しい水質汚濁が確認されていること</p>
経費の負担区分	<p>下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率</p> <p>〔 流域下水道施設：通常の下水道事業（流域下水道）と同率 〕</p> <p>〔 公共下水道施設：通常の下水道事業（公共下水道）と同率 〕</p>
根拠法令	<p>下水道法第 34 条</p>

事業の名称		都市水害対策共同事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要	<p>1. 目的</p> <p>内水氾濫対策を受け持つ下水道と洪水氾濫対策を受け持つ河川が連携・共同し、相互の施設をネットワーク化し、出水特性や規模に応じて融通利用することにより、効率的な浸水対策を推進することを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業</p> <p>①に掲げる要件を満たすもので、②に掲げる施設の整備を行う事業のうち、下水道事業として実施するものをいう。</p> <p>① 交付対象事業の要件</p> <p>交付対象事業は、次のすべてに該当するものとする。</p> <p>(ア) 本事業が浸水被害の軽減に効率的、経済的に寄与するものであること。</p> <p>(イ) 本事業の実施について、下水道事業者と河川事業者との間で相互の合意がなされていること、又はなされることが確実と見込まれること。</p> <p>(ウ) 本事業の実施に当たり、下水道事業者と河川事業者との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>② 対象となる施設</p> <p>(ア) ネットワーク化施設</p> <p>下水道の雨水貯留施設と河川の洪水調節施設をネットワーク化するための管渠及び相互に排水するために必要なポンプ等の施設</p> <p>(イ) その他共同で施設を利用するために必要な施設</p>					
経費の負担区分	<p>下水道法施行令第24条の2に規定する補助率</p> <p>〔 流域下水道施設：通常の下水道事業（流域下水道）と同率 〕</p> <p>〔 公共下水道施設：通常の下水道事業（公共下水道）と同率 〕</p>					
根拠法令	下水道法第34条					

事業の名称		下水道整備推進重点化事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要	<p>1. 目的</p> <p>下水道整備を早期概成するため、効率的かつ適正な区域の設定や低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入等により、迅速に下水道整備を行うことを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業の要件</p> <p>「下水道整備推進重点化事業」とは、市町村（過疎市町村は除く。以下同じ。）が以下①に基づいて実施する、もしくは②に該当する地方公共団体が実施する下水道整備事業をいう。</p> <p>① 「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）に基づき策定されたアクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）のうち、低コスト技術の採用やPPP/PFI手法の導入等高度な創意工夫により、一般的な下水道整備費用と比較して大幅なコスト削減を図るアクションプラン（以下、「重点アクションプラン」という。）に基づいて行う事業をいう。</p> <p>② アクションプランで定めた下水道整備目標を令和8年度に達成するとした場合の、当年度以降令和8年度までの年平均下水道整備進捗率が、平成28年度から前年度までの年平均下水道整備進捗率と同等以上かつ2倍以内である場合</p>					
	<p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する市町村とする。</p>					
	<p>4. 交付対象事業の内容</p> <p>2. ①で重点アクションプランに位置付けられた、もしくは2. ②に該当する地方公共団体が整備する污水に係る管渠については、交付対象の市町村区分を、指定都市（甲）は指定都市（乙）、指定都市（乙）は一般市（甲）、一般市（甲）は一般市（乙）、一般市（乙）は一般市（丙）、一般市（丙）は町村、町村は過疎市町村として適用する。</p> <p>ここでいう「交付対象の市町村区分」は、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に基づき定める件（昭和46年建設省告示1705号、一部改正令和3.3.31告示第289号）に基づくものとする。</p>					

事業の概要等	<p>5. 重点アクションプランに定める主な事項及びの社会資本総合整備計画への記載</p> <p>① 重点アクションプランに定める主な事項は次のとおりとする</p> <p>(a) 下水道事業の整備目標</p> <p>(b) 目標年次</p> <p>(c) 概算事業費</p> <p>(d) 低コスト技術の採用、PPP/PFI手法の導入、下水道施設の統合等 高度な創意工夫の内容</p> <p>(e) その他必要な事項</p> <p>② 市町村が重点アクションプランを定めた場合には、これを社会資本総合整備計画に記載するものとする。</p>
経費の負担区分	<p>下水道法施行令第24条の2に規定する補助率 通常下水道事業（公共下水道）と同率</p>
根拠法令	<p>下水道法第34条</p>

事業の名称		下水道ストックマネジメント支援制度				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的</p> <p>下水道施設全体を一体的に捉えた「下水道ストックマネジメント計画」を策定し、当該計画に基づく計画的な点検・調査及び長寿命化を含めた改築等を行うことにより、施設全体の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの低減を図ることを目的とする。</p>					
	<p>2. 定義</p> <p>「下水道ストックマネジメント計画」とは、下水道施設全体の点検・調査の方針及び点検・調査結果に基づく施設の改築等に関する対策内容や対策時期等を定めたものである。なお、「ストックマネジメント」とは、リスク評価に基づく対策の優先順位付けを行い、中長期的な視点から施設全体を計画的かつ効率的に管理することをいう。</p>					
<p>3. 交付対象事業</p> <p>① 下水道ストックマネジメント計画の策定</p> <p>イー7-(2)-①「通常の下水道事業」、イー7-(2)-②「下水道浸水被害軽減総合事業」、イー7-(2)-③「下水道総合地震対策事業」、イー7-(2)-④「特定水域合流式下水道改善事業」、イー7-(2)-⑤「都市水害対策共同事業」、イー7-(2)-⑥「下水道整備推進重点化事業」、イー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、イー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」、ロー7-(2)-①「通常の下水道事業」、ロー7-(2)-②「下水道浸水被害軽減総合事業」、ロー7-(2)-③「下水道総合地震対策事業」、ロー7-(2)-④「特定水域合流式下水道改善事業」、ロー7-(2)-⑤「都市水害対策共同事業」、ロー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、ロー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」までのいずれかの対象となる施設の計画的な改築を行うために必要な点検・調査及び本結果に基づく「下水道ストックマネジメント計画」の策定</p> <p>② 「下水道ストックマネジメント計画」に基づく、計画的な改築で、イー7-(2)-①「通常の下水道事業」、イー7-(2)-②「下水道浸水被害軽減総合事業」、イー7-(2)-③「下水道総合地震対策事業」、イー7-(2)-④「特定水域合流式下水道改善事業」、イー7-(2)-⑤「都市水害対策共同事業」、イー7-(2)-⑥「下水道整備推進重点化事業」、</p>						

<p>事業の概要</p>	<p>イー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、イー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」、ロー7-(2)-①「通常下水道事業」、ロー7-(2)-②「下水道浸水被害軽減総合事業」、ロー7-(2)-③「下水道総合地震対策事業」、ロー7-(2)-④「特定水域合流式下水道改善事業」、ロー7-(2)-⑤「都市水害対策共同事業」、ロー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、ロー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」までのいずれかの要件に合致するものに加え、国土交通省より要請した「下水道管路の全国特別重点調査(令和7年3月18日付事務連絡)」に基づき実施した調査において、緊急度Iと判定された管路の改築事業</p> <p>4. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>5. 下水道ストックマネジメント計画の社会資本総合整備計画への記載 本事業を実施しようとする地方公共団体は、社会資本整備計画に、「下水道ストックマネジメント計画」を記載するものとする。(「下水道ストックマネジメント計画」の策定を行う場合を除く。)</p> <p>6. 留意事項 平成28年度より、施設の改築に対する交付は「下水道ストックマネジメント計画」に基づくものに限定することとする。</p>																					
<p>経費の負担区分</p>	<p>1. 「下水道ストックマネジメント計画」の策定</p> <table border="0"> <tr> <td>流域下水道</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>1/4</td> <td>市町村</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>公共下水道</td> <td>国</td> <td>1/2</td> <td>県</td> <td>-</td> <td>市町村</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td>都市下水路</td> <td>国</td> <td>4/10</td> <td>県</td> <td>-</td> <td>市町村</td> <td>6/10</td> </tr> </table> <p>2. 計画的な改築 下水道法施行令第24条の2に規定する補助率</p> <p>(流域下水道施設：通常下水道事業(流域下水道)と同率) (公共下水道施設：通常下水道事業(公共下水道)と同率)</p>	流域下水道	国	1/2	県	1/4	市町村	1/4	公共下水道	国	1/2	県	-	市町村	1/2	都市下水路	国	4/10	県	-	市町村	6/10
流域下水道	国	1/2	県	1/4	市町村	1/4																
公共下水道	国	1/2	県	-	市町村	1/2																
都市下水路	国	4/10	県	-	市町村	6/10																
<p>根拠法令</p>	<p>下水道法第34条</p>																					

事業の名称		下水道広域化推進総合事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的</p> <p>下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の一層の効率化を推進することを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業</p> <p>① 計画策定等</p> <p>(ア) 下水道を含む汚水処理の広域化・共同化に係る計画策定</p> <p>(イ) 複数の地方公共団体が共同で利用するシステムの整備</p> <p>② 交付対象施設</p> <p>(ア) 共同水質検査施設</p> <p>下水等の水質検査施設。</p> <p>(イ) 移動式汚泥処理施設</p> <p>複数の終末処理場を巡回して、各施設から発生する汚泥を処理するための汚泥脱水機等を搭載した車両等。</p> <p>(ウ) 汚泥運搬施設</p> <p>下水汚泥処理施設において汚泥を集約的に処理するため、他の汚水処理施設等から発生する汚泥を運搬する車両等。</p> <p>(エ) 汚泥処理施設</p> <p>下水汚泥等の処理施設及びこれを補完する施設。</p> <p>(オ) 共同管理施設</p> <p>汚水処理施設の遠隔監視・制御施設等の管理施設。</p> <p>(カ) し尿受入施設</p> <p>し尿を受け入れるための前処理施設、ポンプ施設、管渠等。</p> <p>(キ) 汚水処理施設の統合に必要な施設</p> <p>汚水処理施設の統合に必要な管きょ等の施設や既存施設を有効活用した調整池等の施設。</p> <p>(ク) その他本事業を実施するに当たって必要な施設</p> <p>③ 人口減少や災害復旧等に伴い、下水道区域から浄化槽区域に転換する際に存置すると道路等の上部構造物に影響を及ぼす恐れのある管渠等の撤去等。</p>					

事業の概要等	<p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、地方公共団体とする。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって下水汚泥の広域処理を行う場合は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 に基づき、関係する市町村（一部事務組合を含む。）から汚泥処理に係る事務を委託された、流域下水道及び公共下水道の管理者たる都道府県を交付対象とする。</p> <p>4. 留意事項</p> <p>① 下水道以外の汚水処理施設と事業を実施する場合</p> <p>下水道以外の汚水処理施設と共同で汚水処理を実施する場合は、下水道処理人口及び処理水量が、対象としている地域において最大である場合に限る。ただし、2. ②（カ）及び（キ）については、この限りではない。</p> <p>なお、施設の設置、改築及び維持管理は、原則として下水道担当部局が行うものとする。また、地方負担分等は、地方公共団体の各担当部局で協議して定めるものとする。</p> <p>② 複数の地方公共団体で事業を実施する場合</p> <p>（ア）施設の配置、改築及び維持管理</p> <p>2. の②の（ア）、（エ）、（オ）、（カ）及び（キ）の施設の設置、改築及び維持管理は、当該施設を設置する場所の地方公共団体が行うことを原則とし、また、2. の②の（イ）及び（ウ）の施設の設置、改築及び維持管理は、1 つの地方公共団体が代表して行うことができるものとする。また、関係する地方公共団体がそれぞれの下水道法に基づく事業計画に位置付けることとする。</p> <p>（イ）1 つの地方公共団体が代表して行う場合</p> <p>（ア）により施設の設置、改築及び維持管理を 1 つの地方公共団体が代表して行う場合においては、当該地方公共団体は、関係する地方公共団体から、設置、改築及び維持管理について委託を受けるものとする。</p> <p>（ウ）交付対象及び経費負担</p> <p>原則として、当該施設の設置又は改築を行う地方公共団体が当該設置又は改築を交付対象事業として行うことができることとし、経費負担の割合及び負担方法等については関係団体で協議し、規約を定めるものとする。</p> <p>③ 下水道の有効利用に係る事業については、イー 7 - (2) - ⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、ロー 7 - (2) - ⑨「下水道リノベーション推進総合事業」として実施するものとする。</p> <p>④ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p>
--------	---

<p>事業の概要等</p>	<p>⑤ 2. の③を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3. 3. 31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築以外の事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設の撤去等を補助対象とする。</p> <p>⑥ 以上によりがたい場合その他詳細については、国土交通省と協議の上決定するものとする。</p> <p>5. 基礎額（国費）</p> <p>本事業の基礎額は、次のア）に係る費用に、イ）の国費率を乗じた額とする。</p> <p>ア) 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第Ⅱ編イー 7－（9）「下水道広域化推進総合事業」の 2. ロー 7－（9）「下水道広域化推進総合推進事業」の 2. に掲げる交付対象事業。</p> <p>イ) 国費率</p> <p>① 計画策定</p> <p>本事業の基礎額は、本事業に要する費用の 2 分の 1 とする。</p> <p>② 施設整備</p> <p>下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。また、受入施設の整備にあたっては、整備に要する費用の 2 分の 1。</p> <p>なお、流域下水道と公共下水道が一体となって事業を実施する場合は、交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>交付対象となる施設の設置又は改築に要する事業費を流域下水道相当分と公共下水道相当分に按分し、それぞれについて下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率</p> <p>〔流域下水道施設 : 通常の下水道事業（流域下水道）と同率〕 〔関連する公共下水道施設 : 通常の下水道事業（公共下水道）と同率〕</p>
<p>根拠法令</p>	<p>下水道法第 34 条</p>

事業の名称		下水道リノベーション推進総合事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的</p> <p>下水道リノベーションの取組を計画策定から施設整備まで総合的に支援し、下水道事業の経営改善及び地球温暖化防止を図るとともに、エネルギー拠点や防災拠点として地域に貢献することを目的とする。</p>					
	<p>2. 交付対象事業</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定</p> <p>下水汚泥等の下水道資源の有効利用に向けた計画の策定や計画策定に必要な調査に係る経費に限る。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業（下水及び下水処理水の熱やバイオマス等を有効利用し、環境への負荷削減、省エネルギー、新エネルギー対策等を図る事業をいう。）</p> <p>(a) 下水熱を利用することが経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）及びその附帯施設の整備。</p> <p>(b) 下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理し、回収した下水道バイオガスをエネルギーとして処理場内で活用するために必要な施設のうち、下水汚泥とその他のバイオマスを投入する消化施設、消化ガス利用施設及びその附帯施設の整備（有効利用するバイオマスの2分の1以上を下水汚泥が占める場合に限る。）</p> <p>(c) 下水道バイオガスを処理場で活用するため必要なバイオガス精製装置、圧縮機等及び下水道バイオガスの供給のために必要な施設の整備（下水処理場内に設置するものに限る。）。ただし、下水道バイオガスを公共又は公益の用途に活用するものであって、かつ下水道バイオガスの活用が、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に規定する地方公共団体実行計画等、地球温暖化対策に係る計画に位置づけられているものに限る。</p> <p>(d) 下水汚泥と他のバイオマスを一体的に有効利用することが、地域全体で効率的であると認められる地域において、下水汚泥と他のバイオマスを一体的に燃料等として有効利用するために必要な、下水汚泥と他のバイオマスを混合・調整するために必要な施設の整備（下水道施設として整備するものに限る。）。</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>③ 積雪対策推進事業（下水処理水の供給による積雪排除や下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水及び下水処理水の熱の活用等により、積雪対策の推進を図る事業をいう。）</p> <p>(a) 積雪対策に資する公共下水道、流域下水道、都市下水路の整備であつて、次に掲げる施設の整備。</p> <p>a) 主要な流雪水路、融雪水路及びこれらに附属する投雪口等、並びにこれらを補完するポンプ施設、流融雪用水取水施設等の施設（なお、本施設は、雨水を排除するための管渠と効用を兼ねて設置するものとする。）。</p> <p>b) 処理水供給施設</p> <p>c) 融雪槽（原則として調整池等と効用を兼ねて設置するものに限る。）</p> <p>d) 熱利用に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設</p> <p>(b) 下水熱を利用した積雪対策に必要な施設のうち、下水及び下水処理水の流れる施設（熱交換施設、送水施設及びポンプ施設に限る。）並びにその附帯施設（下水熱を利用することが、経済性、環境への負荷削減効果、省エネ効果等の観点から総合的に判断して有利と認められる地域において行うものに限る。）</p> <p>④ 再生資源活用事業（渇水時の緊急対応としての下水処理水等の利活用や下水汚泥を用いた建設資材の利用により再生資源の活用を図る事業をいう。）</p> <p>(a) 渇水時の下水処理水の緊急的使用が有効と認められる地域において、渇水時に下水処理水を緊急的に使用するための取水施設及び緊急的処理水送水施設等を整備する事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業のうち、次の a) 又は b) に掲げる事業。</p> <p>a) 下水処理水の取水及び散水車等への積み込みのために必要な取水・給水施設（ポンプ及びその附帯施設を含む。）の建設</p> <p>b) 渇水期に緊急的に下水処理水を送水するために必要な送水管、ポンプ及びそれらの附帯施設の取得</p> <p>(b) 下水汚泥を用いた建設資材を使用する下水道建設事業を実施する事業。</p>
----------------------------	---

事業の概要等	<p>⑤ 防災拠点化施設整備事業</p> <p>災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた下水道施設(敷地面積 2 ha 以上の防災拠点及び避難地に限る。)に備蓄倉庫及び耐震性貯水槽を設置する事業。</p> <p>ただし、三大都市圏の既成市街地等(首都圏整備法に基づく既成市街地及び近郊整備地帯、近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域、中部圏開発整備法に基づく都市整備区域)に位置する都市、政令指定市、県庁所在都市及び中核市における DID 地域を含む地区にあっては、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画において、防災拠点及び避難地として位置付けられた敷地面積 1 ha 以上の下水道施設に設置するもの。</p> <p>令和 2 年度から 3 年間以内に計画され、かつ計画されてから 5 年間以内に設置するものに限る。</p> <p>⑥ 下水処理水・雨水再利用事業</p> <p>下水処理水の再利用、雨水の再利用を図るものであって、地方公共団体が処理施設、送水施設、ポンプ施設、貯留施設及び附帯施設を整備する事業のうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 次のいずれかの要件のもとに、下水処理水を再生水として利用するもの。</p> <p>a) 渇水のある、又はそのおそれのある地域で実施すること。</p> <p>b) 水資源開発促進法に基づき、水資源の総合的な開発及び利用の合理化の推進を図る必要があるとされている地域で実施すること。</p> <p>c) 湖沼、水道水源等、汚濁総量を削減する必要のある地域で実施すること。</p> <p>d) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。</p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水を利用するもの。</p> <p>a) 公共下水道雨水渠や都市下水路等に送水し、せせらぎ用水等として有効利用すること。</p> <p>b) 貯留、処理し、雑用水、防火用水等として利用すること。</p> <p>⑦ その他、イ 7 - (2) - ⑧「下水道広域化推進総合事業」 2. ロ 7 - (2) - ⑧「下水道広域化推進総合事業」 2. の交付対象事業であって、下水汚泥の有効利用に係る事業。</p> <p>3. 交付対象</p> <p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p>
--------	---

事 業 の 概 要 等	<p>4. 留意事項</p> <p>① 未利用エネルギー活用事業について、下水汚泥とその他のバイオマスを集約処理する場合には、事業主体は、あらかじめ事業の内容について、当該事業に係る都道府県又は市町村の廃棄物処理担当部局等と協議を行うとともに、事業の実施について連携を図ること。</p> <p>② 積雪対策推進事業について事業実施に際しては、他の除排雪事業とも連携を図り、都市の総合的な積雪対策に資するよう、計画的な事業実施に努めること。</p> <p>なお、交付対象事業となるものは、次のすべてに該当するものであること。</p> <p>(a) 豪雪地帯の区域内であること。</p> <p>(b) 集水面積 10ha 以上のものであること。</p> <p>(c) 積雪指数 5,000 以上のものであること。 (積雪指数＝除雪戸数×積雪日数) (除雪戸数：積雪排除が可能な戸数)</p> <p>③ 2. の①を実施する場合は、施設整備を含む社会資本総合整備計画に位置付けることとする。</p> <p>5. 基礎額（国費）</p> <p>① 下水道リノベーションに係る計画策定 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p> <p>② 未利用エネルギー活用事業</p> <p>(a) 附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(a)、ロー7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(a)、に該当するものは2分の1。</p> <p>(b) 附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(b)、ロー7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(b)に該当するものは、次に定める国費率。</p> <p>a) 下水汚泥とその他のバイオマスの投入割合により、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率と4分の1の補助率を按分した補助率に基づく国費率。</p> <p>b) 必要となる施設が下水汚泥のみを利用する場合と同等の規模である場合は、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>(c) 附属第Ⅱ編イ－7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(c)、ロー7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(c)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p>
----------------------------	--

事業の概要等	<p>(d) 附属第Ⅱ編イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(d)、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ②(d)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>③ 積雪対策推進事業 下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>④ 再生資源活用事業 (a) 附属第Ⅱ編イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の3. ④(a)、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の3. ④(a)に該当するものは2分の1。 (b) 附属第Ⅱ編イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の3. ④(b)、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の3. ④(b)に該当するものは、下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑤ 防災拠点化施設整備事業 下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>⑥ 下水処理水・雨水再利用事業 (a) 附属第Ⅱ編イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ⑥、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」の2. ⑥に掲げる事業のうち(a) a)に該当するものは、公共下水道又は流域下水道として実施する場合は費用の2分の1、都市下水路として実施する場合は10分の4。 ⑦ その他、附属第Ⅱ編イー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」2. ロー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」2. の交付対象事業に該当するものは、イー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、ロー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」に定める国費率。</p>
経費の負担区分	上記「5. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする
根拠法令	下水道法第34条

事業の名称		新世代下水道支援事業制度				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的</p> <p>本事業の実施により、良好な水循環の維持・回復への貢献、情報化社会への対応等、下水道に求められている新たな役割を積極的に果たしていくことを目的とする。</p>					
	<p>2. 定義</p> <p>本事業に基づく各事業の定義は次のとおりとする。</p> <p>① 水環境創造事業</p> <p>(ア) 水循環再生型</p> <p>雨水の貯留浸透による流出抑制、親水性のある水辺空間の整備、河川事業等との連携・共同事業を行うことにより健全な水循環系の再生を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 公共用水域の水質保全、渇水に対する安全度の向上、都市防災用水の確保等の社会的ニーズに対応するため、下水道事業と河川事業等とが連携・共同して行う、下水処理水の上流還元や小規模な下水処理施設設置による河川等の流量の確保、調節池を活用した合流式下水道越流水質の改善、下水道による河川直接浄化施設汚泥等の処理、河川水の導水の目的を兼ねる下水管渠の設置等の事業のうち、次のすべてに該当するもの。</p> <p>a) 本事業に係る連携・共同事業の実施について、本事業の事業主体と相手事業の事業主体の間で相互の合意がなされていること又はなされることが确实と見込まれること。</p> <p>b) 当該連携・共同事業が、全体として水環境の保全に効率的、経済的に寄与するものであること。</p> <p>c) 当該連携・共同事業の実施に当たり、本事業と相手事業との間で費用の負担その他の事項について適切な分担が行われているものであること。</p> <p>(b) 次のいずれかの要件のもとに、雨水の貯留浸透を行い、雨水流出抑制、地下水涵養を図るもの。</p> <p>a) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造を行うこと。</p>					

事 業 の 概 要 等	<p>b) 水質保全のため合流式下水道の越流水対策が緊要で、かつ雨水の流出抑制の必要な地域において貯留浸透機能を有する下水道施設を整備すること。</p> <p>c) 良好な水循環の維持・回復のため地下水の涵養が必要な地域において不要になった浄化槽の活用又は雨水貯留浸透施設の設置により雨水の流出抑制を図る者に対し地方公共団体が助成を行っていること。</p> <p>(c) 公共下水道雨水渠や都市下水路等を利用し、良好な水辺空間を整備するために、これらの施設に沿って、せせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の設置を行うもの。</p> <p>(イ) ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>雨天時に宅地や道路等の市街地の面源から公共用水域に流入する汚濁負荷(ノンポイント汚濁負荷)及び下水道未整備地域から発生する生活雑排水により都市下水路等の水路や湖沼等の公共用水域に流入する汚濁負荷の削減を図るものであって、次のいずれかに該当するもの。</p> <p>(a) 水質保全上重要な湖沼等の公共用水域に流入する初期雨水又は雑排水が、当該公共用水域の水質汚濁の原因となっている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。</p> <p>(b) 流入する雑排水又は初期雨水により、当該水路の水質悪化が著しく、周辺生活環境に悪影響を与えている地域において、初期雨水又は雑排水に含まれる汚濁負荷の削減対策を実施するもの。</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>(ア) 新技術活用型</p> <p>下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、新技術の普及と効率的な事業の執行を図るもので、次のいずれかの技術を採用するもの。</p> <p>(a) 国土交通省又は日本下水道事業団が開発した技術。</p> <p>(b) 官民共同で開発した技術。</p> <p>(c) その他、建設費の軽減、用地面積の縮小、省資源・省エネルギーにより維持管理費の削減等が図られることから、適用が適切と考えられる技術で、一定の評価を受けるもの。</p>
----------------------------	--

(イ) ICT 活用型

下水道管渠に一般利用を兼ねた光ファイバーケーブルを設置し、事業所や一般家庭の排水量の自動検針等を行うものであって、次のいずれかに該当するもの。

- (a) 継続して公共下水道又は流域下水道に下水を排除している事業所又は家庭からの排水水質等を適正に管理することが終末処理場からの放流水の水質向上に寄与し、ひいては公共用水域の水質保全に有効であると認められる地域において、下水道管理の効率化、高度化のため、主要な事業所又は家庭と処理場等を光ファイバーで結び、排水水質等の常時監視を行うシステムを構築するもの。
- (b) 下水道管理上の必要性から、下水処理水を再生利用している施設における使用量をリアルタイムで把握するための自動検針システムを構築するもの。
- (c) 地域の経済社会の状況と見通し、道路の空中占用の状況、電線共同溝等他の公共収容空間の整備の状況、地元地方公共団体の情報化への取組状況、民間事業者の利用見込み等を総合的に判断し、国、地方公共団体（下水道管理者以外の者）、第一種電気通信事業者及び有線テレビジョン放送施設者（以下「下水道管渠占有者」という。）が下水道暗渠を利用して通信用の光ファイバーを設置する蓋然性が高いと判断される地域において、下水道管渠占有者に対して効率的な空間占有を行わせること及び下水道管渠の維持管理への支障を最低限に抑えることを目的にした「さやケーブル」又は「サス外装ケーブル」を下水道管理用光ファイバーの設置に併せて、一体のケーブルとして設置するもの。

3. 交付対象事業

交付対象事業は、次に掲げる事業とする。

① 水環境創造事業

(ア) 水循環再生型

(a) 2. ① (ア) (a)に該当するもの

- a) 河川事業等との適切な連携・共同事業にあつては、下水道事業の負担部分のうち、イー7-(2)-①「通常下水道事業」、イー7-(2)-②「下水道浸水被害軽減総合事業」、イー7-(2)-③「下水道総合地震対策事業」、イー7-(2)-④「特定水域合流式下水道改善事業」、イー7-(2)-⑤「都市水害対策共同事業」、イー7-(2)-⑥「下水道整備推進重点化事業」、イー7-(2)-⑦「下水道ストックマネジメント支援制度」、イー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、イー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、イー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」、イー7-(2)-⑪「下水道地域活力向上計画策定事業」、イー7-(2)-⑫「下水道民間活力導入促進事業」、

事 業 の 概 要 等	<p> ロー7-(2)-①「通常下水道事業」、ロー7-(2)-②「下水道浸水被害軽減総合事業」、ロー7-(2)-③「下水道総合地震対策事業」、ロー7-(2)-④「特定水域合流式下水道改善事業」、ロー7-(2)-⑤「都市水害対策共同事業」、ロー7-(2)-⑥「下水道整備推進重点化事業」、ロー7-(2)-⑦「下水道ストックマネジメント支援制度」、ロー7-(2)-⑧「下水道広域化推進総合事業」、ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、ロー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」、ロー7-(2)-⑪「下水道地域活力向上計画策定事業」、ロー7-(2)-⑫「下水道民間活力導入促進事業」までの交付対象事業に相当する各部分 </p> <p> (b) 2. ① (ア) の(b)に該当するもの </p> <p> a) 地方公共団体が事業主体の事業にあつては、雨水の貯留浸透機能を有する管渠等の設置・改造 </p> <p> b) 個人・民間事業者等が設置する施設に対し地方公共団体が助成する事業にあつては、浄化槽の改造並びに雨水流出抑制施設及び附帯の配管の設置 </p> <p> (c) 2. ① (ア) の(c)に該当するもの </p> <p> 地方公共団体が事業主体のせせらぎ水路、植栽、遊歩道、四阿、魚巢ブロック等の整備 </p> <p> (イ) ノンポイント汚濁負荷削減型 </p> <p> 雑排水又は初期雨水による汚濁負荷を収集、貯留、処理、浸透するための管渠施設、ポンプ施設、貯留施設、処理施設（浸透ろ過、ろ材ろ過等のろ過処理施設、植生浄化水路、湿地帯等の植生浄化施設、礫間浄化等の接触浄化処理等）及び浸透施設（浸透ます、浸透トレンチ、透水性舗装等）の整備 </p>
----------------------------	--

② 機能高度化促進事業

(ア) 新技術活用型

下水道新技術の普及と効率的な事業の執行を図るため、下水道に関わる新技術を先駆的に導入・評価し、建設費又は維持管理費の低減、用地面積の縮小を図る事業。

(イ) ICT 活用型

(a) 下水道事業のうち、事業所又は家庭からの排水水質等の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体、下水道管理上の必要性から、処理水の再生利用を行うため終末処理場から事業所又は家庭に送水した処理水量の常時監視を行うのに必要な測定機器及び通信設備等を整備する事業主体が行う次に掲げるもの。

- a) 事業所又は家庭の排水水質、水量の自動測定・常時監視に必要な測定機器及びその附帯施設の整備。
- b) 測定データを送信するために必要な通信設備（通信線を含む。）及びその附帯施設の整備。
- c) 収集したデータを集計・分析するために必要な機器の設置。

(b) 後で光ファイバー芯線を送通することのできる中空管により構成されるケーブルである「さやケーブル」又は光ファイバー芯線をテープ状にした光ファイバーテープ芯線がスペーサーの溝型の収容空間に集積され、その周囲がステンレス防護テープとプラスチック被覆からなる被覆層で二重に被覆されたケーブルである「サス外装ケーブル」を整備する事業。

4. 交付対象

- ① 2. に掲げる事業のうち、①の（ア）及び（イ）並びに②の（ア）については、公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者とする。
- ② 2. に掲げる事業のうち、②の（イ）については、公共下水道管理者又は流域下水道管理者とする。

5. 留意事項

① 維持管理

事業主体は、完成した施設等について維持管理の方法を定め、本事業の目的が達成されるよう適切な維持管理を行う。

② 水環境創造事業水循環再生型について

個人・事業者等が設置・管理する施設に対し地方公共団体が助成する事業については、管理協定を締結する等により、適正な管理が行われるようにしなければならない。

事業の概要等	<p>6. 基礎額（国費）</p> <p>本事業の基礎額は、次のア）に係る費用に、イ）の国費率を乗じた額とする（ただし、附属第Ⅱ編イ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ②（イ）、ロ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ②（イ）に掲げる事業のうち(b)に該当するものは除く。）。</p> <p>ア）基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲</p> <p>本事業として実施する附属第Ⅱ編イ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ロ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. に掲げる交付対象事業。</p> <p>イ）国費率</p> <p>次のとおり（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の嵩上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。</p> <p>① 水環境創造事業</p> <p>（ア） 水循環再生型</p> <p>（a）附属第Ⅱ編イ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ①（ア）、ロ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ①（ア）に掲げる事業のうち(a)b)に該当するものは、附属第Ⅱ編7－（1）から7－（2）－⑫までに基づき、それぞれに定められた国費率。</p> <p>（b）附属第Ⅱ編イ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ①（ア）、ロ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ①（ア）に掲げる事業のうち(b)a)に該当するものは3分の1、(b)b)に該当するものは地方公共団体による助成額の2分の1（ただし総費用の3分の1を限度とする）。</p> <p>（c）附属第Ⅱ編イ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ①（ア）、ロ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ①（ア）に掲げる事業のうち(c)に該当するものは3分の1。</p> <p>（イ） ノンポイント汚濁負荷削減型</p> <p>公共下水道事業、流域下水道事業として実施する場合は2分の1、都市下水路事業として実施する場合は10分の4。</p> <p>② 機能高度化促進事業</p> <p>（ア） 新技術活用型</p> <p>下水道法施行令第24条の2第1項に定める補助率に基づく国費率。</p> <p>（イ） ICT 活用型</p> <p>（a）附属第Ⅱ編イ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ②（イ）、ロ－7－（2）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の3. ②（イ）に掲げる事業のうち(a)に該当するものは2分の1。</p>
--------	---

事 業 の 概 要 等	<p> 附属第Ⅱ編イー７－（２）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の３． ②（イ）、ロー７－（２）－⑩「新世代下水道支援事業制度」の３．② （イ）に掲げる事業のうち(b)に該当するものについては、本事業の基 礎額を次のとおりとする。 </p> <p> a) さやケーブルを設置する場合 </p> <p> 下水道管理用に必要な光ファイバー芯線等(以下「下水道管理用分」 という。)及び下水道管理者以外の者に対して空間占有を行わせるこ とを目的として中空管(以下「空間占有分」という。)を一体のケー ブルとして敷設するために必要な費用(以下「総費用(W)」という。) から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと 想定した場合の費用(以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。) 及び、下水道管渠占有者が負担すべき費用(以下「占有者負担費用 (B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10% とする。)を差し引いて得た額の2分の1。 </p> <p> なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらず、イ ー７－（２）－①「通常の下水道事業」、イー７－（２）－②「下水 道浸水被害軽減総合事業」、イー７－（２）－③「下水道総合地震対 策事業」、イー７－（２）－④「特定水域合流式下水道改善事業」、イ ー７－（２）－⑤「都市水害対策共同事業」、イー７－（２）－⑥「下 水道整備推進重点化事業」、イー７－（２）－⑦「下水道ストックマ ネジメント支援制度」、イー７－（２）－⑧「下水道広域化推進総合 事業」、イー７－（２）－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、 イー７－（２）－⑩「新世代下水道支援事業制度」、イー７－（２） －⑪「下水道地域活力向上計画策定事業」、イー７－（２）－⑫「下 水道民間活力導入促進事業」、ロー７－（２）－①「通常の下水道事 業」、ロー７－（２）－②「下水道浸水被害軽減総合事業」、ロー７－ （２）－③「下水道総合地震対策事業」、ロー７－（２）－④「特定 水域合流式下水道改善事業」、ロー７－（２）－⑤「都市水害対策共 同事業」、ロー７－（２）－⑥「下水道整備推進重点化事業」、ロー７ －（２）－⑦「下水道ストックマネジメント支援制度」、ロー７－（２） －⑧「下水道広域化推進総合事業」、ロー７－（２）－⑨「下水道リ ノベーション推進総合事業」、ロー７－（２）－⑩「新世代下水道支 援事業制度」、ロー７－（２）－⑪「下水道地域活力向上計画策定事 業」、ロー７－（２）－⑫「下水道民間活力導入促進事業」まで(新 世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。)に より交付する。 </p>
----------------------------	--

事 業 の 概 要 等	<p>以上を算式で表すと次のとおりとなる。</p> $S = (W - A - B) / 2 = (W - A - (W - A) \times 0.1) / 2$ <p>S：基礎額 W：総費用 A：下水道管理用分想定費用 B：占用者負担費用</p> <p>ただし、総費用(W)が下水道管理用分想定費用(A)の 1.3 倍を超える場合は、総費用(W)を下水道管理用分想定費用(A)の 1.3 倍として算定した額を基礎額(S)とする。</p> <p>b) サス外装ケーブルを設置する場合</p> <p>下水道管理用に必要な光ファイバー芯線（以下「下水道管理用分」という。）及び下水道管渠占用者が占用する光ファイバー芯線を一体のケーブルとして敷設するために必要な費用（以下「総費用(W)」という。）から、下水道管理用分のみを別途独立のファイバーとして敷設したと想定した場合の費用（以下「下水道管理用分想定費用(A)」という。）、設置する光ファイバー芯線費用のうち占用者負担分（以下「占用者が負担すべき芯線費用(C)」という。）及び光ファイバーの設置費用のうち下水道管渠占用者が負担すべき費用（以下「占用者負担費用(B)」といい、総費用(W)と下水道管理用分想定費用(A)の差の10%とする。）を差し引いて得た額の2分の1。</p> <p>なお、下水道管理用分想定費用(A)については本事業によらずイー7－(2)－①「通常の下水道事業」、イー7－(2)－②「下水道浸水被害軽減総合事業」、イー7－(2)－③「下水道総合地震対策事業」、イー7－(2)－④「特定水域合流式下水道改善事業」、イー7－(2)－⑤「都市水害対策共同事業」、イー7－(2)－⑥「下水道整備推進重点化事業」、イー7－(2)－⑦「下水道ストックマネジメント支援制度」、イー7－(2)－⑧「下水道広域化推進総合事業」、イー7－(2)－⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、イー7－(2)－⑩「新世代下水道支援事業制度」、イー7－(2)－⑪「下水道地域活力向上計画策定事業」、イー7－(2)－⑫「下水道民間活力導入促進事業」、ロー7－(2)－①「通常の下水道事業」、ロー7－(2)－②「下水道浸水被害軽減総合事業」、ロー7－(2)－③「下水道総合地震対策事業」、ロー7－(2)－④「特定水域合流式下水道改善事業」、ロー7－(2)－⑤「都市水害対策共同事業」、ロー7－(2)－⑥「下水道整備推進重点化事業」、ロー7－(2)－⑦「下水道ストックマネジメント支援制度」、ロー7－(2)－⑧「下水道広域化推進総合事業」、</p>
----------------------------	--

<p>事業の概要等</p>	<p>ロー7-(2)-⑨「下水道リノベーション推進総合事業」、ロー7-(2)-⑩「新世代下水道支援事業制度」、ロー7-(2)-⑪「下水道地域活力向上計画策定事業」、ロー7-(2)-⑫「下水道民間活力導入促進事業」まで（新世代下水道支援事業制度機能高度化促進事業 ICT 活用型を除く。）により交付する。</p> <p>以上を算式で表すと以下のとおりとなる</p> $S = (W - A - C - B) / 2 = (W - A - C - (W - A) \times 0.1) / 2$ <p>S：基礎額 W：総費用 A：下水道管理用分想定費用 B：占用者負担費用 C：占用者が負担すべき芯線費用</p> <p>ただし、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額が下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍を超える場合は、総費用(W)から占用者が負担すべき芯線費用(C)を差し引いた額を下水道管理用分想定費用(A)の1.3倍として算定した額を基礎額(S)とする。</p> <p>※防災・安全交付金では上記のうち、①水環境創造事業（ア）水循環再生型事業のみが交付対象となる。</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>上記「6. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする</p>
<p>根拠法令</p>	<p>下水道法第34条</p>

事業の名称		下水道地域活力向上計画策定事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要要件	1. 目的					
	PPP/PFI 手法の活用や、デジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化及び PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用を促進する地域活力向上計画を策定する地方公共団体に対して、必要な支援を行うことにより、地域活力の向上を図ることを目的とする。					
	2. 交付対象事業					
	「下水道地域活力向上計画策定事業」とは、地方公共団体において行われる下水道事業の広域化・効率化や下水道資源の有効利用に向けた次に掲げる事業とする。					
	(ア) PPP/PFI 手法の活用やデジタル化を含む下水道施設（下水道事業と一体的に実施する他の汚水処理施設を含む。）の整備・管理の広域化・効率化に係る計画の策定とこれに伴う調査の実施 (イ) PPP/PFI 手法の活用を前提とした下水汚泥のエネルギー・農業利用に係る計画の策定					
3. 交付対象						
本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。						
4. 留意事項						
2. 交付対象事業に掲げた(ア)、(イ)の計画については、それぞれ次に掲げる事項を定めるものとする。						
① (ア)について						
(a) 広域化又は効率化の実施に関する事項						
(b) PPP/PFI 手法又はデジタル化の導入可能性に係る検討を行う場合は、その検討に関する事項						
(c) その他必要な事項						
② (イ)について						
(a) エネルギー利用又は農業利用に関する目標とその実施に関する事項						
(b) PPP/PFI 手法の導入可能性に係る検討に関する事項						
(c) その他必要な事項						
5. 基礎額（国費）						
本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。						

<p>事 業 の 概 要 等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>上記「5. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする</p>
<p>根拠法令</p>	<p>下水道法第34条</p>

事業の名称		下水道民間活力導入促進事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	1. 目的 下水道事業におけるコンセッションの導入促進を図るとともに、コンセッション事業の適切な執行を確保することを目的とする。					
	2. 交付対象事業 コンセッション事業の実施に係るモニタリングのうち、対象工事に係る現場技術業務等（社会資本整備総合交付金交付申請等要領に定める測量設計費の対象に限る。）。					
	3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。					
	4. 留意事項 本事業は、施設整備を含むコンセッション事業と一体の整備計画に位置付けることとする。					
	5. 基礎額（国費） 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。					
経費の負担区分	上記「5. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする					
根拠法令	下水道法第34条					

事業の名称		内水浸水リスクマネジメント推進事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的 内水浸水に係るリスク情報を住民等に的確に伝達し、適切な避難行動を促すために必要となる内水浸水想定区域図の作成や情報・基盤整備を推進するとともに、事前防災の考え方に基づく浸水対策を計画的に実施するための雨水管理総合計画の策定を行うことにより、内水浸水リスクの低減を図ることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>3. 交付対象事業の内容</p> <p>① 内水浸水想定区域図の作成 浸水シミュレーション（簡易手法含む。）等による内水浸水想定区域図の作成</p> <p>② 避難行動等に資する情報・基盤整備 (ア)住民等に避難行動等に資する情報を提供するための資料（内水ハザードマップ等）の作成 (イ)内水浸水のおそれがある区域内の住民等に対し、避難に資する情報（下水道施設の水位や雨量等のデータ）を提供するために必要な計測機器の設置及び情報伝達・配信システム等の整備</p> <p>③ 雨水管理総合計画の策定 地区ごとの浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況等に応じてメリハリのある整備目標をきめ細やかに設定した上で、下水道による浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、当面・中期・長期の施設整備の方針等の基本的な事項を定める計画の策定</p> <p>4. 基礎額（国費） 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>					
	経費の負担区分	上記「4. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする				
根拠法令	下水道法第34条					

事業の名称		下水道情報デジタル化支援事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的 下水道施設に関する情報等をデジタル化することにより、業務の効率化や、蓄積データを活用した施設管理の高度化を図り、下水道事業の持続性を向上させることを目的とする。</p> <p>2. 交付対象事業 地理情報システムを基盤としたデータベースシステムを活用して下水道施設を管理するために必要となる管渠、終末処理場及びポンプ施設等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務等とする。</p> <p>3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p> <p>4. 留意事項 ① 本事業における管渠等の施設情報や維持管理情報などのクラウド化に係る業務は、令和8年度までの事業とする。 ② 本事業を実施する場合、クラウド化した情報の活用計画を国土交通省に提出するものとする。</p> <p>5. 基礎額（国費） 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。</p>					
	経費の負担区分	上記「5. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする				
根拠法令	下水道法第34条					

事業の名称		下水道温室効果ガス削減推進事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	1. 目的 地球温暖化対策計画の目標達成、カーボンニュートラル実現に向け、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画に下水道に関する目標や施策を位置づけるとともに、計画的な温室効果ガス削減を図ることを目的とする。					
	2. 交付対象事業 「下水道温室効果ガス削減推進事業」（以下、本事業という。）とは、下水道事業の温室効果ガス削減に向けた次に掲げる事業とする。 （ア）地方公共団体実行計画の策定・改訂に必要な下水道施設等の調査・検討の実施 （イ）温室効果ガスを削減する水処理施設等の運転に必要な計測機器や制御装置の整備					
	3. 交付対象 本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。					
	4. 留意事項 （ア）の事業終了後、速やかに地方公共団体実行計画に反映すること。					
	5. 基礎額（国費） 本事業の基礎額は、本事業に要する費用の2分の1とする。					
経費の負担区分	上記「5. 基礎額（国費）」にて経費負担の説明とする					
根拠法令	下水道法第34条					

事業の名称		下水道施設リダンダンシー確保推進事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	1. 目的					
	<p>本事業は、事故発生時に社会的影響が大きい下水道管路のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではない管路のリダンダンシー確保を目的とする。</p>					
	2. 交付対象事業					
	<p>① 交付対象施設</p> <p>以下のいずれかに該当する管渠のうち、修繕・改築や災害・事故時の迅速な対応が容易ではないもの</p> <p>(ア) 内径 2,000mm 以上の管渠</p> <p>(イ) 災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画に位置付けられた緊急輸送道路の下に埋設されている管渠</p> <p>(ウ) 道路法に基づく重要物流道路の下に埋設されている管渠</p> <p>(エ) 軌道の下に埋設されている管渠</p> <p>(オ) 河川を横断する管路</p> <p>② 交付対象事業</p> <p>(ア) 計画策定</p> <p>「下水道管路リダンダンシー確保計画」の策定</p> <p>(イ) 「下水道管路リダンダンシー確保計画」に位置づけられた①に該当する管渠のリダンダンシーを確保するために実施する以下の事業</p> <p>(a) 管路の複線化</p> <p>(b) 連絡管の整備</p> <p>(c) その他、処理区の分割などの水位低減対策</p>					
3. 交付対象						
<p>本事業の交付対象は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。</p>						
4. 留意事項						
<p>本事業を実施する場合は、公共下水道にあっては、下水道法施行令第 24 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 2 号並びに第 2 項の規定に定める件（昭和 46 年建設省告示 1705 号、一部改正令和 3.3.31 告示第 289 号）の別表（合流式及び分流式の汚水については「改築事業」を適用。）に基づく管渠及びその付帯施設を対象とする。</p>						

<p style="text-align: center;">事 業 の 概 要 等</p>	
<p style="text-align: center;">経費の負担区分</p>	<p>1. 計画策定</p> <p>流域下水道 国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4</p> <p>公共下水道 国 1 / 2 県 - 市町村 1 / 2</p> <p>2. 施設整備</p> <p>下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率</p> <p style="margin-left: 2em;">〔 流域下水道施設：通常の下水道事業（流域下水道）と同率 〕</p> <p style="margin-left: 2em;">〔 公共下水道施設：通常の下水道事業（公共下水道）と同率 〕</p>
<p style="text-align: center;">根拠法令</p>	<p>下水道法第 34 条</p>

事業の名称		下水道基幹施設耐震化事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	<p>1. 目的</p> <p>本事業は、令和6年能登半島地震において復旧が長期化する要因となった、下水道システムの急所施設（その施設が機能を失えばシステム全体が機能を失う最重要施設）の耐震化を計画的・集中的に実施することにより、強靱で持続可能な下水道システムの構築を推進することを目的とする。</p>					
	<p>2. 対象事業</p> <p>本事業の対象となる事業は、以下の施設の耐震化事業とする。</p> <p>(ア) 終末処理場の揚水、沈殿、消毒機能を確保するために必要な施設</p> <p>(イ) 終末処理場直前の合流地点以降の管渠及びポンプ施設</p> <p>(ウ) 流域下水道の管渠及びポンプ施設</p>					
経費の負担区分	<p>3. 対象事業の要件</p> <p>本事業の対象となる事業は以下の要件を満たすものとする。</p> <p>(ア) 事業完了までに要する期間が概ね5年以内であること</p> <p>(イ) 全体事業費が5億円以上であること</p>					
	<p>4. 事業計画の策定</p> <p>本事業の事業主体は、下水道基幹施設耐震化事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。</p> <p>事業主体は、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p>					
根拠法令	<p>下水道法施行令第24条の2に規定する補助率</p> <p>〔 流域下水道施設：通常の下水道事業（流域下水道）と同率 〕</p> <p>〔 公共下水道施設：通常の下水道事業（公共下水道）と同率 〕</p>					
	下水道法第34条					

事業の名称		重要下水道管路更新事業				
予算計上科目	款	流域下水道事業費	項	建設費	目	公共工事費
事業の概要等	1. 目的					
	<p>令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を受けた「下水道管路の全国特別重点調査」や、令和7年6月に閣議決定された第1次国土強靱化実施中期計画に上下水道施設の戦略的維持管理・更新が位置づけられたことを踏まえ、大口径の管路や緊急輸送道路に埋設された管路など、事故発生時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路の改築を推進することを目的とする。</p>					
	2. 対象事業					
事業の概要等	<p>本事業の対象となる事業は、地方公共団体が実施する以下の事業であること。</p> <p>(1) 国土交通省より要請した「下水道 管路の全国特別重点調査（令和7年3月18日付事務連絡）」において緊急度Iと判定された管路の改築事業</p> <p>(2) 以下のいずれかの管路の改築事業</p> <p>(ア) 内径2,000mm以上の管路</p> <p>(イ) 緊急輸送道路または重要物流道路の下に埋設されている管路</p> <p>(ウ) 軌道、河川の下に埋設されている管路、またはこれらを横断している管路</p> <p>ただし、(2)を実施する場合は、公共下水道にあつては、下水道法施行令第24条の2第1項第1号及び第2号並びに第2項の規定に定める件（昭和46年建設省告示1705号、一部改正令和8.4.8告示第534号）の別表に基づく管渠及びその付帯施設を補助対象とする。</p>					
	3. 事業計画の策定					
	<p>本事業の事業主体は、重要下水道管路更新事業計画（以下「事業計画」という。）を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあつては、都道府県知事を経由して行うものとする。</p>					

<p>事 業 の 概 要 等</p>	
<p>経費の負担区分</p>	<p>下水道法施行令第 24 条の 2 に規定する補助率 〔 流域下水道施設：通常の下水道事業（流域下水道）と同率 〕 〔 公共下水道施設：通常の下水道事業（公共下水道）と同率 〕</p>
<p>根拠法令</p>	<p>下水道法第 34 条</p>

事業の名称		公営住宅等整備事業			
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目
事業の概要等					公営住宅費
	<p>◎ 事業の目的 国及び地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃の住宅を供給することを目的とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住生活基本法（平成 18 年法律第 61 号）第 17 条第 1 項に規定する都道府県計画に基づいて行なわれること。 ・公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われること。 ・公営住宅整備基準を参酌して事業主体が条例で定める整備基準に従うこと。 <p>◎ 事業の対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が公営住宅を直接建設する事業（直接建設） ・民間賃貸住宅等を地方公共団体が買取る事業（買取） ・民間賃貸住宅等を地方公共団体が借上げる事業（借上） ・既設公営住宅の除却事業（※ただし、以下の条件あり） <ol style="list-style-type: none"> 1) 除却後の土地において公的賃貸住宅等又は社会福祉施設等が整備されるものであって、除却を行う団地に公的賃貸住宅等が整備される場合。 2) 公営住宅を除却し、立地適正化計画に基づく居住誘導区域内に再建設等をする場合。 3) 次のすべての要件を満たす場合。 <ol style="list-style-type: none"> ①将来的な需要が見込めず、長寿命化計画等で総管理戸数の削減を位置付けているもの。 ②地方公共団体が居住者に対して移転等の働きかけを行っているもの。 ③従前居住者が既存の公営住宅等に移転することにより、早期除却が可能なもの。 				

(次頁に続く)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>◎ 国の補助率（建設費等に対する助成）</p> <p>① 社会資本整備総合交付金 公営住宅の建設費等を交付金対象事業とし、その 1/2 を助成</p> <p>② 建設費等補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 直接建設：全体工事費（1/2） ・ 買 取：購入費の全体工事費相当分（1/2） ・ 借 上：地方公共団体以外の者が行う建設又は改良費のうち、共同施設等整備費（国 $2/3 \times 1/2$、地方 $2/3 \times 1/2$） ・ 除 却：除却に要する額（1/2）
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>公営住宅法 公営住宅等整備事業対象要綱</p>

事業の名称		公営住宅等ストック総合改善事業			
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>既設の公営住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。）等に係る改善について、その経費の一部を補助することにより既設公営住宅等の居住水準の向上と公営住宅ストック等の総合的活用を図ることを目的とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別改善事業 規模増改善、住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善を行う事業 ・ 全面的改善事業 公営住宅について住棟単位又は団地単位で行われる全面的な改善又はこれに準ずる改善を行う事業 				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>個別改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。 ○ 住戸改善、共用部分改善及び屋外・外構改善においては、次のいずれかの改善を行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①居住性向上型 利便性、衛生、快適性等居住性の向上のための設備等の改善 ②福祉対応型 高齢者、障害者等の居住の円滑化のための設備等の改善 ③安全性確保型 耐震性、耐火性等安全性を確保するための設備等の改善 ④長寿命化型 劣化防止、耐久性向上及び維持管理の容易化のための設備等の改善 ⑤脱炭素社会対応型 省エネルギー性向上及び再生可能エネルギー導入のための設備等の改善 ⑥子育て世帯支援型 子育て世帯の優先入居を行うための設備等の改善 ○ 原則として、建築後 20 年を経過したものであること。 ○ 当該事業実施後、概ね 10 年間、使用が可能なものであること。 ○ 事業を施行しようとする公営住宅の存する団地の全戸数のうち、公営住宅法第 28 条第 1 項の規定に該当する者が入居している公営住宅の戸数の割合が、原則として 5 割以下であること。 ○ 集会所等の整備を伴う場合は、当該事業が原則として 150 戸以上の団地で行われるものであること。 <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>				

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>全面的改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公営住宅等長寿命化計画に基づいて行われるものであること。 ○ 少なくとも次に掲げる改善を行うものとする。(概ね 10 年以内の期間で、段階的に実施されるものを含む。) <ul style="list-style-type: none"> ① 躯体以外の内装、設備等住戸内部全体又は大部分にわたって行う住戸改善で、居住性向上型及び福祉対応型を行うもの ② 共用部分改善で福祉対応型及び安全性確保型を行うもの ③ 屋外・外構改善で福祉対応型を行うもの ○ 原則として建築後 30 年を経過したものであること。 ○ 当該事業の実施後、概ね 30 年以上管理する予定のものであること。 ○ 事業を施行しようとする公営住宅の存する団地の全戸数のうち、公営住宅法第 28 条第 1 項の規定に該当する者が入居している公営住宅の戸数の割合が、原則として 5 割以下であること。 ○ 集会所等の整備を伴う場合は、当該事業が原則として 150 戸以上の団地で行われるものであること。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">経費の負担区分</p>	<p>国の補助率 社会資本整備総合交付金 1/2 または 45/100</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>公営住宅等ストック総合改善事業対象要綱</p>

事業の名称		住宅・建築物安全ストック形成事業 (住宅・建築物耐震改修事業)			
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目 住宅対策費
事業の概要等	◎ 事業の目的 住宅・建築物の耐震性の向上に資する事業について、地方公共団体等に対し、国が必要な助成を行うことで、公共の福祉に寄与する。				
	◎ 事業の概要				
	1 計画策定・普及啓発に関する事業				
	【交付率】				
	・民間事業者等実施の場合：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3）				
	・地方公共団体実施の場合：＜住宅＞国 1/2、＜建築物＞国 1/3 又は 1/2 ^{注1}				
	注1) 耐震化の計画的実施の誘導に関する事業並びにこれに附帯する事業の場合				
	【交付対象例】				
	耐震改修促進計画の策定、耐震改修設計・監理、ハザードマップの作成、専門家派遣、説明会・学習会の実施、イベントの実施、表彰等の実施等				
	2 耐震診断に関する事業				
【交付率】					
・民間事業者等実施の場合：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3）					
・地方公共団体実施の場合：＜住宅＞国 1/2、＜建築物＞国 1/3					
【交付対象限度額】					
		一戸建て住宅の場合		左記以外の住宅及び建築物の場合	
		簡易診断： 47,200 円／戸		面積	
		詳細診断： 204,000 円／戸		1,000 m ² 以内の部分 : 4,580 円／m ²	
		擁壁： 47,200 円／件		1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分 : 2,350 円／m ²	
				2,000 m ² を超える部分 : 1,570 円／m ²	
				擁壁 : 47,200 円／件	
※ただし、耐震改修促進計画等に定められた取組方針に基づくものに限る。					
3 耐震改修等に関する事業					
(1) 住宅の耐震改修、建替え又は除却に関する事業					
【交付率】					
・民間事業者等実施の場合：23.0%（国 11.5%、地方公共団体 11.5%）					
【交付要件】					
・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの					
・耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること 等 (次頁に続く)					

【交付対象限度額】

- ・国 39,900 円/㎡ (489,300 円/戸)
(多雪区域の場合 47,800 円/㎡ (586,600 円/戸))

※建替え、除却の工事費については、耐震改修に要する費用相当額とする。

「耐震改修に要する費用相当額」は、従前床面積に交付対象限度額を乗じて算出する。

(2) 住宅の耐震化のための計画の策定及び耐震改修又は建替えを総合的に行う事業**【交付率】**

- ・民間事業者等実施の場合：4/5 (国 2/5、地方公共団体 2/5)

※補強設計等費及び耐震改修工事費を合算した額が交付対象

【交付要件】

- ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
- ・耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること
- ・地方公共団体は住宅の耐震化を緊急的に促進するため、次に掲げる事項を定めた住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、これに基づく取組みの進捗状況を把握、検証、公表し対策を進めなければならない。
 - 次の①から④を含む耐震化を促進するための取組み
 - ① 戸別訪問等、住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組み
 - ② 耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組み
 - ③ 改修事業者等の技術力向上を図る取組み及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組み
 - ④ 耐震化の必要性に係る普及・啓発
 - 住宅耐震化に係る支援目標
 - 取組実績に関する自己評価

【交付対象限度額】

- ・国 57.5 万円/戸 (多雪区域の場合 70 万円/戸)

※建替えの工事費については、補強設計等及び耐震改修に要する費用相当額とする。

(次頁に続く)

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">事業の概要等</p>	<p>4 ブロック塀等の安全確保に関する事業</p> <p>【交付率】</p> <p>(1) 耐震診断の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3） ・地方公共団体実施の場合：国 1/3 <p>(2) 耐震改修、建替え又は除却の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3） ・地方公共団体実施の場合：国 1/3 <p>【交付要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難路沿道等に存するものであること ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること ・事業主体は、ブロック塀等の所有者等に対し、広報誌等の印刷物によりブロック塀等の安全対策について周知すること ・耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること（除去する場合を除く。） <p>【交付対象限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100,000円/m×安全確保に関する事業を行うブロック塀の総延長（m） <p>※耐震診断および耐震改修、建替え又は除却の合計額に対する限度額</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">根拠法令</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱(住宅・建築物安全ストック形成事業)</p>

事業の名称		住宅・建築物安全ストック形成事業 (住宅・建築物アスベスト改修事業)				
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目	住宅対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的・概要</p> <p>住宅・建築物に吹付けられたアスベストの含有の有無の調査及びアスベスト除去等工事を実施する建築物所有者又は管理者に対して補助金を交付する市町村に対し、国が必要な助成を行い、住民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図ることを目的とした事業。</p>					
	<p>◎ 補助内容</p> <p>1 計画的実施の誘導に関する事業 住宅・建築物に係るアスベスト対策のための計画的実施の誘導に関する事業。</p> <p>2 含有調査等に関する事業 吹付けアスベスト等^{注1}が施工されているおそれのある住宅・建築物について、アスベスト含有の有無の調査に関する事業。</p> <p>3 除去等に関する事業 吹付けアスベスト等^{注2}が施工されている住宅・建築物で、アスベスト等の除去、封じ込め、囲い込みまたは建築物の除却（アスベスト対策部分に限る。）を伴う工事。また、以下の費用についても交付対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 耐火性能を受け持っていたアスベストを除去した結果露出した鉄骨等の部材について、建築基準法の求める耐火性能を満たすために必要な耐火被覆等の施工を行うための費用 ・ 特定行政庁からのアスベスト除去等の勧告を受けたものにあつては、補償費 ・ 住宅・建築物の除却を行う場合にあつては、アスベスト除去等に要する費用相当額 <p>注1) アスベスト含有のおそれのある吹付け建材とは、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト等をいう。</p> <p>注2) 吹付けアスベスト等とは、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1%を超えるもの）をいう。</p> <p style="text-align: right;">(次頁に続く)</p>					

<p>経費の負担区分</p>	<p>◎ 交付率</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 計画的実施の誘導に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3） ・地方公共団体実施の場合：国 1/2 2 含有調査等に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：全額（限度額は、原則として 25 万円/棟） ・地方公共団体実施の場合：全額（限度額は、原則として 25 万円/棟） 3 除去等に関する事業 <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：2/3（国 1/3、地方公共団体 1/3） ・地方公共団体実施の場合：国 1/3
<p>根拠法令</p>	<p>社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）</p>

事業の名称		住宅・建築物安全ストック形成事業 (がけ地近接等危険住宅移転事業)				
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目	住宅対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的・概要</p> <p>がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域に存する危険住宅の移転を促進するため、移転を行う者に対して補助金を交付する市町村に対し、国及び県が必要な助成を行い、住民の生命の安全を確保することを目的とした事業。</p>					
	<p>◎ 対象危険住宅</p> <p>がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のイからニまでのいずれかの区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、次のホの区域に存する既存の住宅（特定都市河川浸水被害対策法第 68 条の許可基準に適合しないものに限る。）又は次のイからトまでのいずれかの区域に存する住宅（建築後の大規模地震、台風等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、地方公共団体が移転勧告、是正勧告、避難指示等を行ったものに限る。）をいう。</p>					
	イ 建築基準法第 39 条第 1 項に基づき地方公共団体が条例で指定した災害危険区域					
	ロ 建築基準法第 40 条に基づき地方公共団体が条例で建築を制限している区域					
	ハ 都市計画法第 12 条の 4 に基づき地方公共団体が定めた地区計画の区域					
	ニ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条に基づき都道府県知事が指定した土砂災害特別警戒区域					
	ホ 特定都市河川浸水被害対策法第 56 条に基づき都道府県知事が指定した浸水被害防止区域					
	へ 土砂災害防止法第 4 条第 1 項に定められた基礎調査を完了し、ニに掲げる区域に指定される見込のある区域					
	ト 事業着手時点で過去 3 年間に災害救助法の適用を受けた区域					
	(次頁に続く)					

事業の概要等	◎ 補助限度額										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">危険住宅の除却費等</th> <th style="text-align: center;">建物助成費^{注1}</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">除却費</th> <th style="text-align: center;">引越費用等</th> <th style="text-align: center;">(土地購入含む)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 実費相当額^{注2} (木造：最大 33 千円/m²) (非木造：最大 47 千円/m²) </td> <td style="text-align: center;">975 千円/戸</td> <td style="text-align: center;"> 4,210 千円/戸 (建物：3,250 千円) (土地： 960 千円) </td> </tr> </tbody> </table>		危険住宅の除却費等		建物助成費 ^{注1}	除却費	引越費用等	(土地購入含む)	実費相当額 ^{注2} (木造：最大 33 千円/m ²) (非木造：最大 47 千円/m ²)	975 千円/戸	4,210 千円/戸 (建物：3,250 千円) (土地： 960 千円)
危険住宅の除却費等		建物助成費 ^{注1}									
除却費	引越費用等	(土地購入含む)									
実費相当額 ^{注2} (木造：最大 33 千円/m ²) (非木造：最大 47 千円/m ²)	975 千円/戸	4,210 千円/戸 (建物：3,250 千円) (土地： 960 千円)									
	<p>注1) 危険住宅に代わる住宅の建設、購入（土地の取得も含む。）及び改修をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借入れた場合において、当該借入金利子に相当する額の費用</p> <p>注2) 実費相当額の単価設定は「令和7年度における住宅局所管事業に係る標準額建設費等について」に準拠</p>										
経費の負担区分	国 1 / 2 県 1 / 4 市町村 1 / 4										
根拠法令	社会資本整備総合交付金交付要綱（住宅・建築物安全ストック形成事業）										

事業の名称		地域優良賃貸住宅制度				
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目	住宅対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的</p> <p>高齢者世帯、障害者世帯、新婚・子育て世帯等、各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する良質な賃貸住宅の供給を促進するため、住宅の整備等及び家賃の低廉化に要する費用について支援を行う。</p>					
	<p>◎ 入居対象</p> <p>下記に掲げる者のうち、原則として収入分位 70%（月収 38.7 万円）以下の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者世帯、障害者等世帯、新婚世帯、子育て世帯、地方公共団体が地域住宅計画に掲げる者 等 					
経費の負担区分	<p>助成措置</p> <p>(1) 整備に対する助成（社会資本整備総合交付金）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業主体が民間事業者等の場合 ⇒ 地方公共団体が助成する費用（住宅の建設・買取費の 1/6 等）の原則 50% ・ 事業主体が地方公共団体の場合 ⇒ 住宅の整備費の原則 50% <p>(2) 家賃低廉化に対する助成（社会資本整備総合交付金）</p> <p>下記の者が入居する地域優良賃貸住宅を対象に、地方公共団体が事業主体に対して行う家賃低廉化助成に要する費用（上限：5 万円/月・世帯）の原則 50%</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 収入分位 0～25%（月収 15.8 万円以下）の世帯 ② 収入分位 0～40%（月収 21.4 万円以下）である次の世帯 高齢者世帯、障害者等世帯、小学校卒業前の子どもがいる世帯 等 ③ 収入分位 0～50%（月収 25.9 万円以下）である新婚・子育て世帯 （R11.3.31 までに家賃低廉化の適用が開始される世帯を対象とする時限措置） 					
	<p>特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 高齢者の居住の安定確保に関する法律 地域優良賃貸住宅制度要綱</p>					
根拠法令						

事業の名称		住宅市街地総合整備事業			
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目 住宅対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的</p> <p>既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、密集市街地の整備・改善、街なか居住の推進、地域の居住機能の再生など都市再生の推進に必要な政策課題に、より機動的に対応するため、住宅市街地の再生・整備を総合的に行う。</p>				
	<p>◎ 対象地域</p> <p>1 整備地区の要件</p> <p>① 重点整備地区を一つ以上含む地区</p> <p>② 概ね 5 ha 以上</p> <p>③ 原則、住宅戸数密度が 30 戸/ha 以上</p> <p>2 重点整備地区の要件</p> <p>① 面積が概ね 1 ha 以上（住宅団地ストック活用型を除き、重点供給地域において概ね 0.5ha 以上）</p> <p>② 次のいずれかの要件に適合すること</p> <p>a 拠点開発型</p> <p>三大都市圏の既成市街地等において、原則として概ね 1 ha 以上かつ重点整備地区面積の 20%以上の拠点的開発を行う区域を含むこと</p> <p>b 密集住宅市街地整備型</p> <p>換算老朽住宅戸数 50 戸以上（重点供給地域は 25 戸以上）で、住宅戸数密度と老朽住宅の割合が一定以上であること</p> <p>c 街なか居住再生型</p> <p>中心市街地において、概ね 50 戸以上かつ 10 戸/ha 以上の住宅整備が見込まれること（ただし面積は概ね 30ha 以下）</p> <p>d 住宅団地ストック活用型</p> <p>入居開始から概ね 30 年以上を経過し高齢化率が著しく高く、全域が都市機能誘導区域又は居住誘導区域にあるなど一定の条件を満たす住宅団地</p> <p>e 水害対策型</p> <p>浸水想定区域等内に存すること又は浸水被害発生時の緊急避難先が地区内に不足していること</p> <p style="text-align: right;">（次頁に続く）</p>				

<p>事業の概要等</p>	<p>◎ 交付・補助内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画策定事業 （整備計画策定、事業計画作成等） ・ 市街地住宅等整備事業 （調査設計計画、共同施設整備、公共空間整備、循環利用住宅整備等） ・ 居住環境形成施設整備事業 （老朽建築物等除却、地区公共施設等整備 等） ・ 住宅・建築物耐震改修事業 （耐震改修等） ・ 延焼遮断帯形成事業 （調査設計計画、土地整備、延焼遮断機能整備） ・ 防災街区整備事業 （調査設計計画、土地整備、共同施設整備） ・ 優良建築物等整備事業 （調査設計計画、土地整備、共同施設整備） ・ 関連公共施設整備 （道路、都市公園、下水道、河川等） ・ 都市再生住宅等整備事業 （調査設計計画、従前居住者用賃貸住宅整備 等） ・ 公営住宅整備事業等 （公営住宅、地域優良賃貸住宅の整備等） ・ 住宅地区改良事業等 （住宅地区改良事業、改良住宅等改善事業等） ・ 街なみ環境整備事業 （地区施設、修景施設等の整備等） ・ 民間賃貸住宅等家賃対策 （家賃対策補助） ・ 浸水対策改修事業 （浸水対策、耐水化 等）
<p>経費の負担区分</p>	<p>国の補助率：1／2～1／3</p> <p>なお、公営住宅整備事業等、住宅地区改良事業等及び街なみ環境整備事業はそれぞれの当該要領等による。</p>
<p>根拠法令</p>	<p>住宅市街地総合整備事業制度要綱</p>

事業の名称		街なみ環境整備事業			
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目 住宅対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的</p> <p>住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅、地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりとうるおいのある住宅地区を形成する。</p>				
	<p>◎ 対象地域</p> <p>① 街並み環境整備促進区域</p> <p>面積が1ha以上かつ、イからハのいずれかの要件に該当する区域</p> <p>イ 接道不良住宅（幅員4m以上の道路に接していない住宅）率70%以上、かつ、住宅密度30戸/ha以上</p> <p>ロ 区域内の幅員6m以上の道路の延長が、道路総延長の1/4未満、かつ、公園、広場及び緑地の面積の合計が、区域面積の3%未満</p> <p>ハ 景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域、歴史的風致維持向上計画の重点地区の一部若しくは全部を含む区域、又は条例等により景観形成を図るべきこととされている区域</p> <p>② 街なみ環境整備事業地区</p> <p>原則として、①の区域において、地区面積0.2ha以上かつ、区域内土地所有者等による街づくり協定が締結されている地区</p> <p>※ただし、景観計画や景観地区、歴史的風致維持向上計画の重点地区が定められている場合や、条例等により住宅等の整備若しくは維持管理に関する事項等が定められている場合、街づくり協定が締結されているものとみなす。</p>				
経費の負担区分	<p>事業内容（交付率）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 協議会活動助成（1/2） ○ 整備方針策定（1/2） ○ 街なみ整備事業（1/3、1/2） ○ 街なみ整備助成事業（1/3） 				
根拠法令	街なみ環境整備事業制度要綱				

事業の名称		住宅・建築物防災力緊急促進事業 (建築物耐震対策緊急促進事業)			
予算計上科目	款	土木費	項	建築費	目 住宅対策費
事業の概要等	<p>◎ 事業の目的</p> <p>住宅及び建築物の防災力向上による災害に強い市街地形成を緊急的に促進するため、大規模な建築物の耐震診断・耐震改修等を行う事業並びに大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者及び負傷者並びに水害時に大量に発生する避難者を受け入れるために必要となるスペースを整備する事業等について、国が必要な助成を行い、緊急的な促進を図ることで、公共の福祉に寄与する。</p>				
	<p>◎ 事業の概要</p> <p>1 要緊急安全確認大規模建築物の計画策定に関する事業</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：5/6（国 1/2、地方公共団体 1/3） <p>【補助対象】</p> <p>補強設計費（調査設計計画費、基本設計費、実施設計費、工事管理費、指定性能評価機関による安全性の確認に要する費用）</p> <p>2 要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修、建替え又は除却に関する事業</p> <p>【補助率】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者等実施の場合：44.8%（国 1/3、地方公共団体 11.5%） <p>【補助要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの ・耐震改修又は建替えの結果、地震に対して安全な構造となること 等 <p>【補助対象限度額】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築物：57,000 円／㎡（$I_s < 0.3$ の場合 62,700 円／㎡）</p> <p>免震工法等による場合：93,300 円／㎡</p> <p>擁壁：62,800 円／㎡</p> </div> <p>※建替え、除却の工事費については、耐震改修に要する費用相当額とする。 「耐震改修に要する費用相当額」は、従前床面積に交付対象限度額を乗じて算出する。</p>				
根拠法令	<p>住宅・建築物防災力緊急促進事業制度要綱</p> <p>住宅・建築物防災力緊急促進事業補助金交付要綱</p>				

事業の名称		港湾改修事業																																															
予算計上科目	款	土木費	項 港湾費	目 港湾改修費																																													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>港湾法第2条に規定する水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設等の建設又は改良を行う事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>一般公衆の利用に供し、以下の基準によるもの。</p> <p>【港湾改修補助事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水深-7.5m以上の係留施設と一体で整備する事業。 <p>【社会資本整備総合交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> 水深-7.5m以上の係留施設と一体で整備する事業を除く事業。 																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="3">県工事</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">内地</td> <td>国際拠点港湾</td> <td>5/10, 4/10*</td> <td>5/10, 6/10*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重要港湾</td> <td>5/10, 4/10*</td> <td>5/10, 6/10*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>4/10</td> <td>6/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">離島</td> <td>重要港湾</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外かく、水域)</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(係留、臨港交通)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(外かく、水域)</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>(係留、臨港交通)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*水深-5.5m以下の水域施設又は係留施設及びこれらを専ら防護するための外郭施設。</p>				区分	分類	県工事			国	県	市町村	内地	国際拠点港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—	重要港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—	地方港湾	4/10	6/10	—	離島	重要港湾				(外かく、水域)	8/10	2/10	—	(係留、臨港交通)	6/10	4/10	—	地方港湾				(外かく、水域)	8/10	2/10	—	(係留、臨港交通)	6/10	4/10
区分	分類	県工事																																															
		国	県	市町村																																													
内地	国際拠点港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—																																													
	重要港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—																																													
	地方港湾	4/10	6/10	—																																													
離島	重要港湾																																																
	(外かく、水域)	8/10	2/10	—																																													
	(係留、臨港交通)	6/10	4/10	—																																													
	地方港湾																																																
(外かく、水域)	8/10	2/10	—																																														
(係留、臨港交通)	6/10	4/10	—																																														
根拠法令	<p>港湾法 第42条、第43条</p> <p>離島振興法 第7条</p>																																																

事業の名称		港湾メンテナンス事業																																																											
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目	港湾改修費																																																							
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>既存施設の延命化のための改良であって、港湾法第2条第5項第2号から第4号までに掲げる施設において、現有施設が機能上支障を来しているか又は近い将来支障を来すおそれがあるものでかつ、早急に手当をすれば施設の効用が失われる時期が延伸されるものについて、腐食対策、沈下対策、コンクリート劣化対策、付属品の取り替え、橋梁塗装を実施するもの。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>【港湾メンテナンス（港湾改修費補助）】</p> <p>既存施設の延命化のための改良（埋没浚渫を除く）を行う施設であって、当該1施設の総事業費が5億円を超える事業。</p> <p>【港湾メンテナンス（港湾施設改良費補助）】</p> <p>既存施設の延命化のための改良（埋没浚渫を除く）を行う施設であって、当該1施設の総事業費が2億円以上5億円以下の事業。</p> <p>【港湾メンテナンス（港湾施設改良費統合補助）】</p> <p>既存施設の延命化のための改良（埋没浚渫を除く）を行う施設であって、当該施設の統合補助事業計画1件あたりの事業規模が2億円以上5億円以下の事業。</p>																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業</th> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="3">県工事</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="6">港湾改修費補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="3"></td> <td rowspan="3">内地</td> <td>国際拠点港湾</td> <td>5/10, 4/10*</td> <td>5/10, 6/10*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重要港湾</td> <td>5/10, 4/10*</td> <td>5/10, 6/10*</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>地方港湾</td> <td>4/10</td> <td>6/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島</td> <td rowspan="2">重要港湾、地方港湾 (外かく) (係留、臨港交通)</td> <td></td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td></td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="6">施設改良費補助、施設改良補統合補助</td> </tr> <tr> <td rowspan="2"></td> <td>内地</td> <td></td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td></td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>*水深-5.5m以下の水域施設又は係留施設及びこれらを専ら防護するための外郭施設。</p>						事業	区分	分類	県工事			国	県	市町村	港湾改修費補助							内地	国際拠点港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—	重要港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—	地方港湾	4/10	6/10	—	離島	重要港湾、地方港湾 (外かく) (係留、臨港交通)		8/10	2/10	—		6/10	4/10	—	施設改良費補助、施設改良補統合補助							内地		1/3	2/3	—	離島		5/10	5/10
事業	区分	分類	県工事																																																										
			国	県	市町村																																																								
港湾改修費補助																																																													
	内地	国際拠点港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—																																																								
		重要港湾	5/10, 4/10*	5/10, 6/10*	—																																																								
		地方港湾	4/10	6/10	—																																																								
離島	重要港湾、地方港湾 (外かく) (係留、臨港交通)		8/10	2/10	—																																																								
			6/10	4/10	—																																																								
施設改良費補助、施設改良補統合補助																																																													
	内地		1/3	2/3	—																																																								
	離島		5/10	5/10	—																																																								
根拠法令	<p>港湾法 第42条、第43条</p> <p>離島振興法 第7条</p>																																																												

事業の名称		港湾施設改良費統合補助事業															
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目	港湾改修費											
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>施設の老朽化等により陳腐化し、利用効率の低下した港湾施設を有効活用するために必要な事業で、下記の整備を行うもの。</p> <p>① 既存施設の利用転換 民間の既存バース等の公共施設への利用転換するための買い取り、既存岸壁の利用転換のための改良事業。</p> <p>② 港湾空間の再開発・高度化</p> <p>③ 利便性向上のための改良 係留施設、臨港交通施設、港湾緑地等におけるバリアフリーを目的とした改良や安全上必要なさくの設置及び津波避難施設、その他の港湾施設の利便性の向上に資する局所的な改良。港湾管理者情報システムの整備。</p> <p>④ 既存施設の延命化のための改良 港湾法第2条第5項第1号に掲げる施設において、現有施設が機能上支障を来しているか又は近い将来支障を来すおそれがあるものでかつ、早急に手当をすれば施設の効用が失われる時期が延伸されるものの埋没浚渫を実施するもの。</p> <p>⑤ 放置小型艇収容緊急整備 係留施設、駐車場、トイレ、斜路、陸上保管施設等の整備</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>事業規模が2億円以上5億円未満であること。</p>																
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内地</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					区分	国	県	市町村	内地	1/3	2/3	—	離島	5/10	5/10
区分	国	県	市町村														
内地	1/3	2/3	—														
離島	5/10	5/10	—														
根拠法令	港湾法 第43条 離島振興法 第7条																

事業の名称		港湾環境整備事業				
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目	港湾改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>港湾環境の改善をめざし、快適な港湾環境を創出し、能率的な港湾活動を維持するための事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1. 緑地等施設整備事業</p> <p>港湾法第2条第5項第9の3号に規定する港湾環境整備施設の建設又は改良を行う事業。ただし、レクリエーションに関する施設の整備事業を除く。</p> <p>2. 海域環境創造・自然再生等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海浜・水質浄化施設 <p>港湾区域における汚泥上への覆砂、海浜及び当該施設を構成するために必要な突堤及び離岸堤の整備、水質浄化施設の整備。</p> ・ 施設改良 <p>水質・底質の改善を図るための外郭施設、係留施設等の改良。</p> ・ 沈廃船等処理 <p>港湾法第37条の11に規定する禁止行為に係る公示をした港湾及びその他適切な規制を講じている港湾において、みだりに捨て又は放置されている所有者不明の船舶の処理。</p> <p>船舶所有者等に代わり、やむを得ず行う放置座礁船の処理。</p> 					
経費の負担区分	1. 緑地等施設整備事業					
	区分		国	県	市町村	
	緑地		5/10	5/10	—	
	用地		1/3	2/3	—	
	2. 海域環境創造・自然再生等事業					
	区分		国	県	市町村	
	海浜・水質浄化施設		5/10	5/10	—	
	施設改良		4/10	6/10	—	
沈廃船等処理		1/3	2/3	—		
根拠法令	港湾法 第43条					

事業の名称		地方創生港整備推進交付金					
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目	港湾改修費	
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>港湾法第2条第2項に定める重要港湾（特定有人国境離島地域に位置するものに限る。）又は地方港湾において、港湾法第2条第2項第1号から第4号に定める水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設等の建設または改良を行う事業。また、離島における駐車のために供する交通機能用地の整備、港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境施設の建設又は改良、港湾関係補助金等交付規則実施要領における第5の14の港湾施設改良費統合補助事業を行う事業。</p> <p>◎採択の基準</p> <p>港湾（重要港湾又は地方港湾）と漁港（第一種漁港又は第二種漁港）における政令で定める施設を総合的に整備する事業に係る地方再生法第5条第1項に定める『地域再生計画』を作成・申請し、内閣総理大臣より認定を受けること。</p>						
	経費の負担区分	区分	分類	県工事			
			国	県	市町村		
経費の負担区分	内地	地方港湾					
		（外郭、水域）	4/10	6/10	—		
		（係留、臨港交通）	4/10	6/10	—		
		（港湾環境整備施設）	5/10	5/10	—		
		（統合補助）	1/3	2/3	—		
	離島	重要港湾					
		（外郭、水域）	8/10	2/10	—		
		（係留、臨港交通）	6/10	4/10	—		
		（港湾環境整備施設(用地)）	5/10(1/3)	5/10(2/3)	—		
		（統合補助）	5/10	5/10	—		
		地方港湾					
		（外郭、水域）	8/10	2/10	—		
（係留、臨港交通）		6/10	4/10	—			
	（港湾環境整備施設）	5/10	5/10	—			
	（統合補助）	5/10	5/10	—			
根拠法令	港湾法 第43条 離島振興法 第7条 地域再生法						

事業の名称		地域未来交付金（地域未来推進型）				
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目	港湾改修費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 港湾法第 42 条、第 43 条に規定する建設または改良に係る事業、沈廃船等処理および港湾機能高度化施設事業。</p> <p>◎採択の基準 港湾における政令で定める施設を総合的に整備する事業に係る地方再生法第 5 条第 1 項に定める『地域再生計画』を作成・申請し、内閣総理大臣より認定を受けること。</p>					
	経費の負担区分	区分	分類	県工事		
			国	県	市町村	
内地		国際拠点港湾・重要港湾 (外郭、水域)	5/10	5/10	—	
		(係留、臨港交通)	5/10	5/10	—	
		(港湾施設改良費補助・統合補助)	1/3	2/3	—	
内地		地方港湾 (外郭、水域)	4/10	6/10	—	
		(係留、臨港交通)	4/10	6/10	—	
		(港湾施設改良費補助・統合補助)	1/3	2/3	—	
離島		重要港湾・地方港湾 (外郭、水域)	8/10	2/10	—	
		(係留、臨港交通)	6/10	4/10	—	
	(港湾施設改良費補助・統合補助)	5/10	5/10	—		
内地・離島	国際拠点港湾・重要港湾・地方港湾 港湾環境整備事業 (緑地等施設(用地))	5/10(1/3)	5/10(2/3)	—		
	(海浜水質浄化施設)	5/10	5/10	—		
	(施設改良)	4/10	4/10	—		
	(沈廃船等処理)	1/3	2/3	—		
	(汚泥等の浚渫)	1/2	1/2	—		
	(廃棄物処理施設)	1/3	2/3	—		
根拠法令	港湾法 第 42 条、第 43 条 離島振興法 第 7 条 地域再生法					

事業の名称		海岸メンテナンス事業															
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目 港湾海岸保全費												
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>戦略的な維持管理・更新等による予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上を図る整備を実施し、計画的かつ集中的に推進することで、背後地の人命・資産の防護を図るとともに、現場ニーズに合った維持管理・更新等の高度化・効率化を進め、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図ることを目的とする。</p>																
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>海岸法第 40 条第 1 港第 1 号に規定する海岸保全区域内において実施するものであって、以下の要件を見たすもの。</p> <p>【長寿命化計画の策定及び変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水門・樋門、陸閘等の長寿命化計画の策定、変更 ・沖合施設の長寿命化計画の策定、変更 等 <p>【老朽化対策の実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に基づき、適切に管理されていること。 ・維持管理費用の見通し、コスト縮減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ・老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるもの。 ・海岸メンテナンス事業計画（以下、「事業計画」）が策定されていること。 ・事業計画に位置づける総事業費が、5 千万円以上であること。 																
経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内地</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>11/20</td> <td>9/20</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					区分	国	県	市町村	内地	1/2	1/2	—	離島	11/20	9/20	—
区分	国	県	市町村														
内地	1/2	1/2	—														
離島	11/20	9/20	—														
根拠法令	<p>海岸法 第 27 条 海岸法施行令 第 8 条</p>																

事業の名称		海岸保全施設整備事業			
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目
					港湾海岸保全費
事業の概要	<p>◎ 事業の概要</p> <p>1. 高潮対策事業 高潮、波浪、津波等により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良工事を行う。</p> <p>2. 侵食対策事業 海岸侵食により被害が発生するおそれのある地域について、堤防・護岸・離岸堤・突堤等の海岸保全施設の新設又は改良工事を行う。</p> <p>3. 海岸耐震対策緊急事業 堤防・護岸等の耐震対策を地域の実情に応じて緊急的に実施することにより、地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止する工事を行う。</p> <p>4. 津波・高潮危機管理対策緊急事業 既存の海岸保全施設の防災機能を的確に発揮させるとともに、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するとともに、将来の気候変動の影響予測等を踏まえた津波・高潮対策を計画的に講じるため、水門・堤防・護岸等の海岸保全施設の整備・改修及び海岸保全基本計画の変更支援（海岸の防護に関する事項及び施設の整備に関する事項等）を総合的に実施する。</p>				
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1. 高潮対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。 ・ 高潮、波浪又は津波により被害発生のおそれの大なる海岸であること。 ・ 防護面積、防護人口が1 km当たり 5ha 以上又は 50 人以上であること。 ・ 総事業費が、内地は1 億円以上、離島は 50,000 千円以上であること。 <p>2. 侵食対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸管理者が管理する海岸で実施するものであること。 ・ 侵食による被害発生のおそれの大なる海岸であること。 ・ 防護面積、防護人口が1 km当たり 5ha 以上又は 50 人以上であること。 ・ 総事業費が、内地は1 億円以上、離島は 50,000 千円以上であること。 				
概要等					

事業の概要等	<p>3. 海岸耐震対策緊急事業</p> <p>① 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の浸入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。</p> <p>① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸</p> <p>② 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに交付金制度要綱に定める海岸耐震対策緊急事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が 50,000 千円以上であること。</p> <p>4. 津波・高潮危機管理対策緊急事業</p> <p>本事業の対象は、海岸法第 40 条第 1 項第 1 号又は第 6 号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであり、以下の①から③までの要件を満たすものとする。</p> <p>① 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した津波・高潮危機管理対策緊急事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>② 一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業着手から 5 年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p>③ 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が 50,000 千円以上であること。</p> <p>・ 海岸保全基本計画の変更支援については、気候変動を踏まえて令和 7 年度までに海岸保全基本計画を変更されるものであること。 （海岸基本計画の変更支援は上記要件①から③の限りではない）</p>																				
経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高潮対策事業 侵食対策事業</td> <td>内地</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>海岸耐震対策緊急事業</td> <td>離島</td> <td>11/20</td> <td>9/20</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>津波・高潮危機管理対策緊急事業</td> <td>全地域</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	事業	区分	国	県	市町村	高潮対策事業 侵食対策事業	内地	1/2	1/2	—	海岸耐震対策緊急事業	離島	11/20	9/20	—	津波・高潮危機管理対策緊急事業	全地域	1/2	1/2	—
事業	区分	国	県	市町村																	
高潮対策事業 侵食対策事業	内地	1/2	1/2	—																	
海岸耐震対策緊急事業	離島	11/20	9/20	—																	
津波・高潮危機管理対策緊急事業	全地域	1/2	1/2	—																	
根拠法令	<p>海岸法 第 27 条 海岸法施行令 第 8 条</p>																				

事業の名称		港湾整備事業										
予算計上科目	款	土木費	項	港湾費	目 港湾整備費							
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 港湾の開発、利用、保全並びに港湾に隣接する地域の保全のために必要な港湾施設及び海岸保全施設の整備を図る。</p> <p>◎ 採択の基準 補助事業及び起債事業の対象とならない港湾施設および海岸保全施設を整備する。</p>											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港湾整備事業</td> <td>—</td> <td>10/10</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					事業	国	県	市町村	港湾整備事業	—	10/10
事業	国	県	市町村									
港湾整備事業	—	10/10	—									
経費の負担区分												
根拠法令	地方財政法第 27 条											

事業の名称		水産流通基盤整備事業							
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費			
事業の概要等	◎ 事業の概要 第3種漁港、第4種漁港等において、我が国の水産物の流通拠点として、安全・安心な水産物の品質確保や衛生管理対策の高度化、流通機能の強化に資する高度衛生管理型荷さばき所、岸壁等の整備を行う。								
	◎ 採択の基準 1 計画事業費が一事業につき5億円を超えるもの。 2 漁港施設については、漁港あたり計画事業費が5億円を超えるもの。 3 第3種漁港又は第4種漁港であること。 4 第2種漁港にあつては、利用漁船の実隻数が200隻程度以上若しくは属地陸揚量が3千トン程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの 等								
経費の負担区分	事業主体	細別	港種	本土			離島		
				国	県	市町村	国	県	市町村
	県	外郭水域施設	2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	—	8/10	2/10	—
		係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	—	2/3	1/3	—
			2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	—	6/10	4/10	—
		輸送施設	2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	—	5.5/10	4.5/10	—
		用地	2, 3, 4	5/10	5/10	—	5.5/10	4.5/10	—
浄化施設等	2, 3, 4	5/10	5/10	—	5/10	5/10	—		
※原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に係るものの整備の場合、国 5.5/10、県 4.5/10									
根拠法令	漁港及び漁場の整備等に関する法律 第20条 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 第4条 水産基盤整備事業補助金交付要綱 第2 水産物供給基盤整備事業等実施要領 第2 離島振興法 第7条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第7条								

事業の名称		水産物供給基盤機能保全事業																																																		
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																																														
事業の概要等	◎ 事業の概要 1 漁港施設、漁場施設の機能診断の実施、施設の機能を保全するために必要な工事等を盛り込んだ機能保全計画の見直し（施設の機能診断を含む。）及び保全工事を実施する。 2 事業対象施設 漁港施設：外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設（道路、橋）、漁港施設用地（用地護岸、人工地盤及び舗装に限る。）、漁港浄化施設 ◎ 採択の基準 1 計画事業費が漁港毎に 20 億円未満のもの。 2 第 1 種又は第 2 種漁港であって、1 港あたりの港勢が次のいずれかを満たすもの。 (1) 利用漁船の実隻数が 50 隻程度以上。 (2) 登録漁船隻数が 50 隻程度以上。 (3) 陸揚金額が 1 億円程度以上。 (4) 水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの。 3 第 3 種又は第 4 種漁港であること 等																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">港種</th> <th colspan="2">本 土</th> <th colspan="2">離 島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">県、市町村</td> <td>外郭水域施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係留施設</td> <td>4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>1, 2, 3</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>輸送施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>浄化施設等</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に係るものの整備の場合、 国 5.5/10、県 4.5/10</p>						事業主体	細別	港種	本 土		離 島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	8/10	2/10	係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	2/3	1/3	1, 2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	6/10	4/10	輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	5.5/10	4.5/10	用地	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10	浄化施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10
事業主体	細別	港種	本 土		離 島																																															
			国	県又は市町村	国	県又は市町村																																														
県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	8/10	2/10																																														
	係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	2/3	1/3																																														
		1, 2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	6/10	4/10																																														
	輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	5.5/10	4.5/10																																														
	用地	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10																																														
	浄化施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10	5/10																																														
根拠法令	水産基盤整備事業補助金交付要綱 第 2 水産物供給基盤整備事業等実施要領 第 2 離島振興法 第 7 条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第 7 条																																																			

事業の名称		漁港施設機能強化事業																																																			
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																																															
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>1 低気圧や台風等による高潮・波高の増大等に対する漁港の安全対策として、外郭施設、係留施設、漁港施設用地等の漁港施設の機能診断、機能強化等を行う。</p> <p>2 地震・津波に対する漁港及び背後集落の安全確保のための避難施設、避難路の整備、地震・津波に対応した外郭施設、係留施設、漁港施設用地等の機能強化を図る。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 計画事業費が1地区あたり5千万円以上20億円未満のもの。(機能診断にあつては2千万円以上)</p> <p>2 近年の高潮、波高の増大等により、実測値や気象データに基づく設計沖波又は設計潮位が現況の設計諸元を上回る漁港施設。</p> <p>3 現況の設計諸元が不足していることが要因となり、災害や事故等の発生が見込まれること。</p> <p>4 地震・津波対策については、過去に地震や津波被害を受けた地域等に立地する漁港等</p>																																																				
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">港種</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">県、市町村</td> <td>外郭水域施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係留施設</td> <td>4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>1, 2, 3</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>輸送施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>浄化施設等</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に係るものの整備の場合、 国 5.5/10、県 4.5/10</p>						事業主体	細別	港種	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	8/10	2/10	係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	2/3	1/3	1, 2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	6/10	4/10	輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	5.5/10	4.5/10	用地	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10	浄化施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10
事業主体	細別	港種	本土		離島																																																
			国	県又は市町村	国	県又は市町村																																															
県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	8/10	2/10																																															
	係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	2/3	1/3																																															
		1, 2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	6/10	4/10																																															
	輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	5.5/10	4.5/10																																															
	用地	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10																																															
	浄化施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10	5/10																																															
根拠法令	<p>水産基盤整備事業補助金交付要綱 第2 水産物供給基盤整備事業等実施要領 第2 離島振興法 第7条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第7条</p>																																																				

事業の名称		漁村整備事業（漁業集落排水施設整備）																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 水産業の持続的発展の基盤たる役割を果たしている漁村インフラの強靱化等を推進する。</p> <p>◎ 採択の基準 【対象集落】 以下のすべてを満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁港の背後に位置し、漁家が2戸以上ある漁業集落 2 漁業依存度若しくは漁家比率が1位であること。（ただし、資源管理計画を作成し、令和5年度までに移行する又は移行した漁業団体のある漁業集落については、計画策定時のいずれかが1位であったものも対象とする。） 3 集落の人口が100人以上5,000人以下（ただし、離島振興法や過疎地域の持続的発展の支援に関する法律に規定する地域は50人以上）等 <p>【漁業集落排水事業実施要件】 以下のいずれかを満たすもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 処理対象人口500人以上 2 浸水想定区域内にある施設 3 処理区域内に防災拠点となりうる公共施設等が存在する施設 4 施設の再編・集約・効率化を行う施設 																		
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	1/2
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	1/2	1/2															
根拠法令	<p>水産基盤整備事業補助金交付要綱 第2 漁村整備事業実施要領 第3 過疎地域の持続的発展の支援に関する法律 第2条</p>																		

事業の名称		水産生産基盤整備事業																																																		
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																																														
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 浅海域における漁場、藻場・干潟、養殖場と、当該漁場等に密接に関連する漁港における漁港施設（水産資源の増殖機能付加含む）を一体的に整備する事業。</p> <p>◎ 採択の基準 1 計画事業費が一事業につき3億円を超えるもの（ただし、漁港施設の整備が含まれる場合は5億円）を超えるもの。 2 事業規模等が一定の要件を満たすもの 等</p>																																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">港種</th> <th colspan="2">本 土</th> <th colspan="2">離 島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">県、市町村</td> <td>外郭水域施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係留施設</td> <td>4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>1, 2, 3</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>輸送施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5/10 (※)</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>浄化施設等</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に係るものの整備の場合、 国 5.5/10、県 4.5/10</p>						事業主体	細別	港種	本 土		離 島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	8/10	2/10	係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	2/3	1/3	1, 2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	6/10	4/10	輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	5.5/10	4.5/10	用地	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10	浄化施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10
事業主体	細別	港種	本 土		離 島																																															
			国	県又は市町村	国	県又は市町村																																														
県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	8/10	2/10																																														
	係留施設	4	5/10 (※)	5/10 (※)	2/3	1/3																																														
		1, 2, 3	5/10 (※)	5/10 (※)	6/10	4/10																																														
	輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10 (※)	5/10 (※)	5.5/10	4.5/10																																														
	用地	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10																																														
	浄化施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10	5/10																																														
根拠法令	<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律 第20条 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 第4条 水産基盤整備事業補助金交付要綱 第2 水産物供給基盤整備事業等実施要領 第2 離島振興法 第7条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第7条</p>																																																			

事業の名称		漁港機能増進事業																																										
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																																						
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 漁港ストック効果の最大化を図りつつ、「海業」を振興し漁村の活力を取り戻すため、就労環境の改善、漁港の安全性の向上・強靱化、漁港ストックの利用適正化等、資源管理・流通高度化、漁港インフラのグリーン化、漁業の操業転換・養殖転換を図る。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画事業費が一事業につき1千万円以上3億円（海岸保全施設の改良を含む場合は6億円）以下のもの。 ・ 費用対効果が1以上を必要とする。ただし、補修に係るもの及び付帯施設のうちはしごや車止め等施設利用の安全上必要なもの及び災害後に漁港機能を回復または維持するために行う事業は除く 等 																																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">港種</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県、市町村</td> <td>外郭水域施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">係留施設</td> <td>4</td> <td rowspan="2">5/10</td> <td rowspan="2">5/10</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>1, 2, 3</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>用地輸送施設</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> <tr> <td>増養殖漁獲物の処理、保蔵、加工施設等</td> <td>1, 2, 3, 4</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>						事業主体	細別	港種	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	8/10	2/10	係留施設	4	5/10	5/10	2/3	1/3	1, 2, 3	6/10	4/10	用地輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10	増養殖漁獲物の処理、保蔵、加工施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10
事業主体	細別	港種	本土		離島																																							
			国	県又は市町村	国	県又は市町村																																						
県、市町村	外郭水域施設	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	8/10	2/10																																						
	係留施設	4	5/10	5/10	2/3	1/3																																						
		1, 2, 3			6/10	4/10																																						
	用地輸送施設	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10																																						
増養殖漁獲物の処理、保蔵、加工施設等	1, 2, 3, 4	5/10	5/10	5/10	5/10																																							
根拠法令	漁港機能増進事業等補助金交付要綱 第2 漁港機能増進事業実施要領 第2 離島振興法 第7条																																											

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (地域水産物供給基盤整備事業)																																								
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																																				
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 地域における水産資源の維持増大及び水産物の生産機能の強化を図るため、第1種漁港又は第2種漁港の整備を実施する。</p> <p>◎ 採択の基準 次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>1 第1種又は第2種漁港であって、1港あたりの漁港施設に係る計画事業費が5億円を超えるもの。</p> <p>2 次のいずれかを満たすもの。 (1) 利用漁船の実隻数が50隻程度以上若しくは登録漁船隻数が50隻程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの。 (2) 陸揚金額が1億円程度以上の港勢を有するもの、又は整備の結果、同程度の港勢への推移が確実に見込まれるもの。</p> <p>3 水産業の振興を図る上で、水産基盤の機能保全を行うことが特に必要と認められるもの。</p> <p>4 外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設(道路及び橋に限る。)、用地(護岸及び人工地盤に限る。)を整備するに当たっては、機能保全計画が策定され、かつ、当該計画に基づき適切に日常管理が実施されていること 等</p>																																									
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">港種</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">県、市町村</td> <td>外郭水域施設</td> <td>1,2</td> <td>5/10 (※1)</td> <td>5/10 (※1)</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td>係留施設</td> <td>1,2</td> <td>5/10 (※1)</td> <td>5/10 (※1)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>輸送施設</td> <td>1,2</td> <td>5/10 (※1)</td> <td>5/10 (※1)</td> <td>5.5/10 (※2)</td> <td>4.5/10 (※2)</td> </tr> <tr> <td>用地</td> <td>1,2</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に係るものの整備の場合、国 5.5/10、県 4.5/10 ※2 離島架橋の場合、国 2/3、県又は市町村 1/3</p>						事業主体	細別	港種	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県、市町村	外郭水域施設	1,2	5/10 (※1)	5/10 (※1)	8/10	2/10	係留施設	1,2	5/10 (※1)	5/10 (※1)	6/10	4/10	輸送施設	1,2	5/10 (※1)	5/10 (※1)	5.5/10 (※2)	4.5/10 (※2)	用地	1,2	5/10	5/10	5.5/10
事業主体	細別	港種	本土		離島																																					
			国	県又は市町村	国	県又は市町村																																				
県、市町村	外郭水域施設	1,2	5/10 (※1)	5/10 (※1)	8/10	2/10																																				
	係留施設	1,2	5/10 (※1)	5/10 (※1)	6/10	4/10																																				
	輸送施設	1,2	5/10 (※1)	5/10 (※1)	5.5/10 (※2)	4.5/10 (※2)																																				
	用地	1,2	5/10	5/10	5.5/10	4.5/10																																				
根拠法令	農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2 農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のウの(ア) 農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(3)の① 離島振興法 第7条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第7条																																									

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (漁港環境整備事業)																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する施設等の整備を行う事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港区域内の漁港施設用地等において実施するものであって、この事業によって造成された施設を、原則として、漁港管理者が管理運営するもの。</p> <p>2 総事業費が5千万円以上のものであって、全体面積について次の面積をクリアすること。 第1、2種漁港：1,200m²以上。 第3、4種漁港：2,500m²以上。</p> <p>3 当該事業の整備対象となる計画面積は、漁港環境整備の施設を利用すると見込まれる人数（一日平均の当該施設利用者人数）で除した場合に、原則、計画利用者人数一人につき15m²以下の面積となる場合に限るものとする。また、地域における防災対策上、災害時に機能を発揮する施設で、その構造、配置等が避難行動を阻害しないものであること 等</p>																		
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	1/2
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	1/2	1/2															
根拠法令	農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2 農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のウの(ウ)のb 農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(3)の③のイ																		

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (漁業集落環境整備事業)																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 水産物の安定的な提供を支える安全で安心な漁村の健全な発展に資する避難路等の防災関連施設や漁業集落排水施設等の衛生関連施設等の整備を行う事業。</p> <p>◎ 採択の基準 【対象集落】 以下のすべてを満たすもの。 1 漁港の背後に位置し、漁家が2戸以上ある漁業集落 2 漁業依存度若しくは漁家比率が1位であること。(ただし、資源管理計画を作成し、令和5年度までに移行する又は移行した漁業団体のある漁業集落については、計画策定時のいずれかが1位であったものも対象とする。) 3 集落の人口が300人以上5,000人以下(ただし、離島振興法や過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する地域は50人以上) 等</p> <p>【漁業集落排水事業実施要件】 以下のいずれかを満たすもの。 1 処理対象人口500人以上 2 浸水想定区域内にある施設 3 処理区域内に防災拠点となりうる公共施設等が存在する施設 4 施設の再編・集約・効率化を行う施設</p>																		
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	1/2
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	1/2	1/2															
根拠法令	<p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2 農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のウの(ウ)のa 農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(3)の③のア</p>																		

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (漁村再生交付金事業)																		
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費														
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 漁村再生計画に基づき、地域の既存ストックの有効活用等を通じた漁業生産基盤及び漁村の生活環境施設の総合的な整備を実施する事業。</p> <p>1 漁港施設整備：外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設及び漁港施設用地の整備。</p> <p>2 水域環境保全創造：水域環境保全。</p> <p>3 漁港環境施設整備：緑地、防災施設、その他施設。</p> <p>4 漁業集落環境：漁業集落道整備、水産飲雑用水施設整備、漁業集落排水施設整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設整備及び用地整備。</p>																			
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 漁港及び漁場の整備等に関する法律第6条の規定により指定された漁港及びその背後の漁業集落並びにこれらの周辺の漁場。</p> <p>2 計画事業費が一事業につき、1億円以上20億円以下であること。また、都道府県が行う漁港及び漁場施設の整備に係る全体事業費は5億円以下とし、市町村が行う漁港の整備に係る全体事業費は12億円以下とする。</p> <p>3 事業実施主体が策定する「漁村再生計画」に基づいていること 等</p>																			
経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2 (※)</td> <td>1/2 (※)</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> </tbody> </table>						事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2 (※)	1/2 (※)	6/10	4/10
	事業主体	本土		離島																
国		県又は市町村	国	県又は市町村																
県市町村	1/2 (※)	1/2 (※)	6/10	4/10																
<p>※ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画に係るものの整備の場合、国 5.5/10、県 4.5/10</p>																				
根拠法令	農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2 農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のウの(ウ)のc 農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(3)の③のウ 離島振興法 第7条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法 第7条																			

事業の名称		海岸メンテナンス事業																		
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費														
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 戦略的な維持管理・更新等による予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けて、海岸保全施設の老朽化対策（これに伴う改良や更新を含む。）又は施設機能の向上並びに長寿命化計画の策定または変更を計画的かつ集中的に推進する事業。</p> <p>◎ 採択の基準 以下の条件を満たすもの。</p> <p>1 長寿命化計画の策定又は変更の実施に当たっては、以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 気候変動の進行に応じた修繕計画が記載されるものであること。</p> <p>(2) 水門・陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果が記載されるものであること。</p> <p>2 老朽化対策の実施に当たっては、以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること</p> <p>(2) 維持管理費用の見通し、コスト縮減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること</p> <p>(3) 老朽化等により機能が確保されていないまたは機能低下の恐れがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化または回復を行う必要があると認められるものであること</p> <p>(4) 事業計画が策定されていること</p> <p>(5) 総事業費が以下のとおりであること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が行うもの 5千万円以上 ・ 市町村が行うもの 2千5百万円以上 等 																			
	経費の負担区分	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">事業主体</td> <td colspan="2">本土</td> <td colspan="2">離島</td> </tr> <tr> <td>国</td> <td>県又は市町村</td> <td>国</td> <td>県又は市町村</td> </tr> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> </table>						事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	5.5/10
事業主体	本土		離島																	
	国	県又は市町村	国	県又は市町村																
県市町村	1/2	1/2	5.5/10	4.5/10																
根拠法令	海岸法 第27条 海岸法施行令 第8条 漁港区域に係る海岸整備事業費補助金交付要綱 第2項 漁港区域に係る海岸メンテナンス事業実施要綱 第5項																			

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (海岸保全施設整備事業(高潮対策))																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>高潮、波浪又は津波により被害が発生する恐れのある地域について、過去における高潮、波浪、津波等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。</p> <p>実施主体は海岸管理者とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 高潮・波浪・津波(高潮対策)又は侵食(侵食対策)による被害が発生するおそれの大なる海岸であり、1 kmあたりの防護面積が5 ha以上又は防護人口が50人以上を基準とする。</p> <p>2 事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>3 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域が指定されていること。</p> <p>② 津波災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>4 事業計画に位置づける海岸ごとの総事業費が、離島で5千万円以上、その他で1億円以上であること 等</p>																		
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	5.5/10
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	5.5/10	4.5/10															
根拠法令	<p>海岸法 第27条第1項</p> <p>海岸法施行令 第8条第1項、第4項</p> <p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のエの(ア)のa</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(4)の①のア</p> <p>離島振興法 第7条</p>																		

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (海岸保全施設整備事業(侵食対策))																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設・改良を行う。</p> <p>実施主体は海岸管理者とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1km 当たりの防護面積が 5 ha 以上又は防護人口が 50 人以上を基準とする。</p> <p>2 事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>3 事業計画に位置づける海岸ごとの総事業費が、離島で 5 千万円以上、その他で 1 億円以上であること 等</p>																		
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	5.5/10
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	5.5/10	4.5/10															
根拠法令	<p>海岸法 第 27 条第 1 項</p> <p>海岸法施行令 第 8 条第 1 項、第 4 項</p> <p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 第 2 項</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱 第 2 の 1 の (2) の①のエの (ア) の a</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領 第 2 の 1 の (4) の①のア</p> <p>離島振興法 第 7 条</p>																		

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (海岸保全施設整備事業(海岸耐震対策))																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>地震発生に伴う堤防・護岸等の防護機能低下による浸水被害を防止し、もって人命や資産の防護を図ることを目的として海岸管理者が地域の実情に応じて緊急的に実施する事業。</p> <p>実施主体は海岸管理者とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 一連の防護区域に地域中枢機能集積地区(背後地に救護、復旧等の危機管理を担う施設(市町村役場、警察・消防署、病院等)がある地区等)を有すること。</p> <p>2 事業実施箇所が以下のいずれかに該当すること。</p> <p>① 高潮浸水想定区域が指定されていること。</p> <p>② 津波災害警戒区域が指定されていること。</p> <p>3 地域の防災計画に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>4 総事業費が都道府県5千万円以上、市町村2千5百万円以上であること等</p>																		
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	5.5/10
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	5.5/10	4.5/10															
根拠法令	<p>海岸法 第27条第1項</p> <p>海岸法施行令 第8条第1項、第4項</p> <p>農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のエの(ア)のa</p> <p>農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(4)の①のア</p> <p>離島振興法 第7条</p>																		

事業の名称		農山漁村地域整備交付金 (海岸保全施設整備事業(津波・高潮危機管理対策))																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>津波又は高潮に関する危機管理対策として、既存の海岸保全施設の緊急的な防災機能の確保及び避難対策並びに気候変動を踏まえた海岸基本計画の変更を行う。また、住民等の津波又は高潮からの避難を促進するための背策を総合的に実施する。</p> <p>実施主体は海岸管理者とする。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 大規模な地震による甚大な被害が想定され、緊急的な対策を要する地域の存する海岸であること。</p> <p>2 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸であること。</p> <p>3 一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること 等</p>																		
経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県市町村</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table>					事業主体	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県市町村	1/2	1/2	1/2	1/2
事業主体	本土		離島																
	国	県又は市町村	国	県又は市町村															
県市町村	1/2	1/2	1/2	1/2															
根拠法令	<p>海岸法 第27条第1項 海岸法施行令 第8条第1項、第4項 農山漁村地域整備交付金交付要綱 第2項 農山漁村地域整備交付金実施要綱 第2の1の(2)の①のエの(ア)のb 農山漁村地域整備交付金実施要領 第2の1の(4)の①のイ</p>																		

事業の名称		地方創生港整備推進交付金																																	
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																													
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>地域再生法第5条第10項の認定を受けた地域再生計画に記載されている、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に定める外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）等の整備を行う事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>「特定有人国境離島地域の重要港湾」又は地方港湾と漁港（第1種漁港又は第2種漁港）の両施設を入れた『地域再生計画』を作成・申請し、内閣総理大臣より認定を受けること。</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">事業主体</th> <th rowspan="2">細別</th> <th rowspan="2">港種</th> <th colspan="2">本土</th> <th colspan="2">離島</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> <th>国</th> <th>県又は市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">県、市町村</td> <td>外郭水域施設</td> <td>1, 2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>8/10</td> <td>2/10</td> </tr> <tr> <td>係留施設</td> <td>1, 2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>6/10</td> <td>4/10</td> </tr> <tr> <td>用地輸送施設</td> <td>1, 2</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> </tr> </tbody> </table>						事業主体	細別	港種	本土		離島		国	県又は市町村	国	県又は市町村	県、市町村	外郭水域施設	1, 2	1/2	1/2	8/10	2/10	係留施設	1, 2	1/2	1/2	6/10	4/10	用地輸送施設	1, 2	1/2	1/2	5.5/10
事業主体	細別	港種	本土		離島																														
			国	県又は市町村	国	県又は市町村																													
県、市町村	外郭水域施設	1, 2	1/2	1/2	8/10	2/10																													
	係留施設	1, 2	1/2	1/2	6/10	4/10																													
	用地輸送施設	1, 2	1/2	1/2	5.5/10	4.5/10																													
根拠法令	<p>漁港及び漁場の整備等に関する法律 第20条 漁港及び漁場の整備等に関する法律施行令 第4条 地方創生推進交付金制度要綱 第4の2、第6の1、2 地方創生港整備推進交付金交付要綱 第2項 地方創生港整備推進交付金交付要領 第2項 離島振興法 第7条 地域再生法</p>																																		

事業の名称		漁港災害関連事業																																																
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費																																												
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>負担法により災害復旧事業として採択した箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図るため、災害復旧事業とあわせて施工する工事。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 県事業の場合、総事業費 8 百万円以上。市町村事業は 6 百万円以上。また、災害復旧工事費に対し 100%を超えない範囲内の金額とすること。</p> <p>2 原則として他の改良計画がないこと 等</p>																																																	
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">県事業</th> <th colspan="3">市町村事業</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">本土</td> <td>漁港</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">離島</td> <td>漁港</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> </tr> <tr> <td>海岸</td> <td>5.5/10</td> <td>4.5/10</td> <td>—</td> <td>5.5/10</td> <td>—</td> <td>4.5/10</td> </tr> </tbody> </table>							区分	県事業			市町村事業			国	県	市町村	国	県	市町村	本土	漁港	5/10	5/10	—	5/10	—	5/10	海岸	5/10	5/10	—	5/10	—	5/10	離島	漁港	5/10	5/10	—	5/10	—	5/10	海岸	5.5/10	4.5/10	—	5.5/10	—
区分	県事業			市町村事業																																														
	国	県	市町村	国	県	市町村																																												
本土	漁港	5/10	5/10	—	5/10	—	5/10																																											
	海岸	5/10	5/10	—	5/10	—	5/10																																											
離島	漁港	5/10	5/10	—	5/10	—	5/10																																											
	海岸	5.5/10	4.5/10	—	5.5/10	—	4.5/10																																											
根拠法令	漁港関係災害関連事業等補助金交付要綱																																																	

事業の名称		災害関連漁業集落環境施設復旧事業															
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費											
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被災した施設の災害復旧（漁港又は漁業用施設の災害復旧）に関連し、同一漁港区域内で同一の災害により被害を受けた漁業集落環境施設〔漁業集落排水施設、水産飲雑用水施設、緑地・広場施設（植栽、運動施設等を除く）、防災安全施設〕を原形に復旧する工事。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>原則として、3ヶ年以内に原形に復旧するもので漁港施設の災害復旧工事費の額以内で次の要件をすべて満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受益戸数が2戸以上。 2 工事費が2百万円以上であること。 3 維持工事でないこと。 4 設計の不備、施行粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るものでないこと。 5 維持管理義務を怠ったことに起因して生じたものでないこと。 6 本事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るものでないこと 等 																
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県事業</td> <td>5/10</td> <td>5/10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>市町村事業</td> <td>5/10</td> <td>—</td> <td>5/10</td> </tr> </tbody> </table>					区分	国	県	市町村	県事業	5/10	5/10	—	市町村事業	5/10	—
区分	国	県	市町村														
県事業	5/10	5/10	—														
市町村事業	5/10	—	5/10														
根拠法	<p>漁港関係災害関連事業等補助金交付要綱</p> <p>災害関連漁業集落環境施設復旧事業実施要綱</p> <p>災害関連漁業集落環境施設復旧事業実施要領</p>																

事業の名称		県単漁港整備事業				
予算計上科目	款	農林水産業費	項	水産業費	目	漁港建設費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>漁業生産基盤の整備を図るため、新潟県が行う漁港整備事業のうち、小規模のため国の補助対象とならない事業を対象に整備し、漁港機能の充実を図り、水産業の発展を促進する。</p> <p>防波堤、護岸、船揚場、物揚場、階段、舗装、道路の整備、浚渫、岩礁の取除、照明灯の新設、その他の整備を行う。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1 県営 16 漁港。</p> <p>2 緊急を要するものから年次計画で予算の範囲内で決定する 等</p>					
経費の負担区分	県 10/10					
根拠法令	地方財政法 第 27 条					

事業の名称		広域連携事業		
予算計上科目	款	項	目	
	各事業担当課により、款項目が異なる。			
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>複数都道府県が連携・協力して作成する広域的地域活性化基盤整備計画（以下、広域活性化計画）に基づき実施される事業。</p> <p>事業の流れ</p> <p>①広域活性化計画の作成</p> <p>都道府県は基本方針に基づき、民間事業を含めた地域の自立・活性化の目標と、目標を実現するために実施する公共公益施設の整備事業等を記載した広域活性化計画を作成し、国土交通大臣に提出する。</p> <p>②交付金の交付</p> <p>国は、都道府県が作成する広域活性化計画に基づく事業等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で年度ごとに当該都道府県に対して交付金を交付する。</p> <p>③事後評価</p> <p>交付期間終了時、都道府県は事後評価を実施しなければならない。（事後評価の結果は都道府県と国の両方で公表。）</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>(1) 交付対象 都道府県（市町村への間接補助も可）</p> <p>(2) 交付期間 3～5年程度</p> <p>(3) 交付対象事業</p> <p>広域活性化計画に記載可能な基幹事業・提案事業・関連事業（基幹事業の記載は必須、提案事業・関連事業の記載は自由）のうち基幹事業（拠点施設関連基盤施設整備事業及び提案事業）が交付対象。</p> <p>①拠点施設関連基盤施設整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する都市・住宅事業（○土地区画整理事業、○市街地再開発事業 等） ・ 県が実施する都市公園事業 ・ 県が実施する下水道事業 ・ 県が実施する河川事業 ・ 道路事業（○補助国道、県道の新設、改築又は修繕、○県が実施する街路事業） ・ 県が実施する都市・幹線鉄道整備事業 ・ 港湾管理者（県）が実施する次の事業（○港湾改修事業、○港湾環境整備事業 等） ・ 県が実施する空港整備事業 <p>（ 拠点施設の整備が行われる場合 拠点施設の整備に関して一体的に実施される上記事業が全て対象。 拠点施設の整備が行われない場合 拠点施設での活動に対応するために必要な道路、鉄道、空港及び港湾の各事業が対象。）</p>			

<p>事業の概要等</p>	<p>※既存の施策・事業と連携するなど目標を効率的・効果的に達成するために行われる事業が対象。</p> <p>※3～5年の間に成果の上がりにくい大規模な事業は対象として不適切。</p> <p>※都道府県が出資している第3セクター実施事業、都道府県から市町村や公益法人への間接補助事業等は対象外。</p> <p>②提案事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域連携事業活用調査（広域活性化計画の対象となる地区における交付対象事業の活用等に関する調査等） ・広域連携推進事業（情報収集・提供活動、社会実験等の地域活性化の促進に関する事業の推進等） ・広域連携基盤整備支援事業（広域活性化計画の目標を達成するために必要な事業等） <p>※都道府県以外の者が実施する事業を対象とすることも可能。</p> <p>※二重補助を排除する観点から、国庫補助事業として実施されている施設整備事業は対象として不適切。</p> <p>◎ 本事業の取りまとめ窓口：土木部河川整備課</p>
<p>経費の負担区分</p>	<p>○ 交付限度額</p> <p>次の①、②の各式によって算出される額のうち小さいほうが交付限度額となる。</p> <p>①交付要綱附属編第Ⅲ編による限度額</p> <p>A：拠点施設関連基盤施設整備事業 B：提案事業 α：限度額事業費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・αは次のi)、ii)により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第4条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。 i) $\alpha = (A+B) \times 9/10$ ii) $\alpha = A \times 12/11$ <p>・交付限度額 = $\alpha \times 1/2 \Rightarrow (A+B)$ の45%以下</p> <p>②施行規則第17条第1項による限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下に定義するr及びr₀を比較し、長い方の距離をRとする。 i) r：計画に記載された拠点施設と都道府県の境界又は海岸線までの最短距離 ii) r₀：10km <p>・交付限度額 = $S \times C \times T \times 0.5$</p> <p>S：拠点施設を中心とする半径Rの円の面積 (πR^2)</p> <p>C：単位面積あたり及び単年度あたりの標準的投資額 (万円/(km²・年度)) (毎年度国より通知)</p> <p>T：計画期間</p>
<p>根拠法令</p>	<p>広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号） （令和6年法律第31号改正）</p> <p>広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成19年省令第74号） （令和6年省令第95号改正）</p> <p>社会資本整備総合交付金交付要綱</p>

事業の名称		土木災害復旧事業				
予算計上科目	款	災害復旧費	項	土木施設 災害復旧費	目	建設関係災害 復旧費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により必要を生じた事業で、公共土木施設を原形に復旧すること目的とする事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体又はその機関が維持管理する公共土木施設の災害復旧事業で、当該地方公共団体等が施行するもの。 2 暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により生じた災害であること。 3 災害によって必要を生じた事業で、災害にかかった施設を原形に復旧すること（当該施設の従前の効用を復旧するための施設とすることを含む）を目的とするもの。 4 災害にかかった施設を原形に復旧することが著しく困難又は不適当な場合において、これに代るべき必要な施設にすることを目的とするもの。 5 一箇所の工事費が都道府県及び指定都市に係るものは 1,200 千円、市町村に係るものは 600 千円以上のもの。 					
	経費の負担区分	<p>国庫負担率激甚災害を除き 0.667 離 島 0.800</p>				
根拠法令	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第4条 離島振興法第7条</p>					

事業の名称		都市災害復旧事業		
予算計上科目	款	災害復旧費	項	土木施設 災害復旧費
			目	建設関係災害 復旧費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>暴風、洪水、高潮、地震及びその他の異常な天然現象により、主として都市計画区域内における、都市施設（街路、公園等及び都市排水施設等）が被災した場合又は市街地に多量の土砂が堆積した場合、国の補助金をうけて復旧する事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>施設毎に工事費が都道府県に係るものにあつては1,200千円、市町村に係るものにあつては600千円以上で異常な天然現象により被災した箇所であること。</p>			
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県 1 / 2 （都道府県事業の場合）</p> <p>国 1 / 2 県 ー 市町村 1 / 2 （市町村事業の場合）</p>			
根拠法令	<p>地方財政法第16条</p> <p>都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針、及び都市災害復旧事業事務取扱方針（昭和37年8月14日建設都発第194号、建設省都市局長通達）</p>			

事業の名称		既設公営住宅復旧事業				
予算計上科目	款	災害復旧費	項	土木施設 災害復旧費	目	建設関係災害 復旧費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>災害（火災にあつては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、国の補助金をうけて、これらの建設や補修、宅地の復旧を行う事業。</p>					
	<p>◎ 採択の基準</p> <p>1戸当たり11万円以上の補修費用がかかるもので、かつ、それらの一事業主体内での合計額が290万円（市町村の場合は190万円）以上となるもの。</p>					
経費の負担区分	<p>国 1 / 2 県又は市町村 1 / 2</p> <p>※激甚法第3条の適用を受けた場合、国庫補助率の嵩上げあり</p>					
根拠法令	<p>公営住宅法第8条</p> <p>住宅災害査定基準の取扱いについて</p> <p>（平17年6月21日財務省主計局司計課長事務連絡（事務連絡監査第188号））</p>					

事業の名称		港湾災害復旧事業		
予算計上科目	款	災害復旧費	項 土木施設 災害復旧費	目 港湾災害 復旧費
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要 暴風、高潮、波浪、津波、地震等の異常な天然現象により被災した下記施設を国の負担をうけて復旧する事業。</p> <p>①港湾法第二条第五項に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 : 航路、泊地及び船だまり ・外郭施設 : 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁 ・係留施設 : 岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場 ・廃棄物処理施設 : 廃棄物埋立護岸 <p>②港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設 : 道路、駐車場、橋りょう、鉄道、軌道、運河及びヘリポート</p> <p>③港湾法第五十五条の三の二第一項に規定する港湾広域防災施設</p> <p>◎ 採択の基準 一箇所の工事費が1,200千円以上で異常な天然現象により被災した箇所であること。(市町村事業 600千円以上)</p>			
経費の負担区分	<p>本土 : 国 2/3 、 県 1/3</p> <p>離島 : 国 4/5 、 県 1/5</p>			
根拠法令	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第4条 離島振興法第7条</p>			

事業の名称		漁港災害復旧事業																						
予算計上科目	款	災害復旧費	項	農林水産施設 災害復旧費	目	漁港災害復旧費																		
事業の概要等	<p>◎ 事業の概要</p> <p>暴風、洪水、高潮、地震等の異常な天然現象により被災した漁港施設及び海岸保全施設を国の負担を受けて復旧する事業。</p> <p>◎ 採択の基準</p> <p>1 漁港施設は、漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設で、漁港台帳に記載されたものとする。</p> <p>2 海岸は、海岸保全区域として指定された区域内の国土を保全するために防護することを必要とする海岸、又はこれに設置する堤防、護岸突堤、その他海岸を防護するための施設並びにその他の海岸又は河岸とする。</p> <p>3 一箇所の工事費が都道府県及び指定都市に係るものは120万円、市町村に係るものは60万円以上のもの。 等</p>																							
	経費の負担区分	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">県営事業</th> <th colspan="2">市町村営事業</th> </tr> <tr> <th>国</th> <th>県</th> <th>国</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本土</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> <td>2/3</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>離島</td> <td>4/5</td> <td>1/5</td> <td>4/5</td> <td>1/5</td> </tr> </tbody> </table>					区分	県営事業		市町村営事業		国	県	国	市町村	本土	2/3	1/3	2/3	1/3	離島	4/5	1/5	4/5
区分	県営事業		市町村営事業																					
	国	県	国	市町村																				
本土	2/3	1/3	2/3	1/3																				
離島	4/5	1/5	4/5	1/5																				
根拠法令	<p>公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第3条、第4条</p> <p>離島振興法第7条</p>																							